

令和3年度
全国下水道主管課長会議
【別冊】

令和3年4月22日

目次

<特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文>

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 2

<通知等>

令和2年4月24日
「広域化・共同化計画策定マニュアル(案)」の改訂について 20

令和2年4月27日
下水道工事における安全対策の徹底(その2)について 21

令和2年5月20日
下水道事業における費用便益比の算出について 22

令和2年5月21日
緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について 24

令和2年5月21日
下水道の施設浸水対策の推進について 30

令和2年5月26日
出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について 31

令和2年6月2日
下水再生水等の活用の推進について 32

令和2年6月2日
出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について 33

令和2年6月4日
下水道セーフティネット NO.227 について(令和元年度とりまとめ) 36

令和2年6月4日
下水道工事における安全対策の徹底(その3)について 43

令和2年6月10日
流域治水プロジェクトの推進について 44

令和2年6月11日
水位周知下水道指定地域における浸水被害の報告について 47

令和2年6月12日
P R T R制度における届出及び化学物質管理計画の策定について 48

令和2年6月22日
熱中症の注意喚起と対策について 69

令和2年6月24日
死亡事故の増加を踏まえた安全管理の徹底について 74

令和2年7月15日
下水道セーフティネット No 228 について 80

令和2年7月16日
「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について 86

令和2年7月16日
下水道施設の耐水化の早期実施について 92

令和2年7月17日
水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について 93

令和2年7月21日
内水ハザードマップの作成及び公表の促進について 95

令和2年7月21日	
下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について	98
令和2年7月22日	
下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項	101
令和2年8月3日	
水害リスク情報の共有について	102
令和2年8月7日	
下水道工事における安全対策の徹底（その4）について	103
令和2年8月7日	
下水道工事における安全対策（熱中症対策）の徹底（その5）について	104
令和2年8月28日	
下水道工事における安全対策（熱中症対策）の徹底（その6）について	105
令和2年8月28日	
下水道セーフティネット No 229 について	106
令和2年9月3日	
台風第10号の接近に伴う対応について	112
令和2年9月30日	
下水道セーフティネット No 230 について	114
令和2年10月22日	
下水道管渠内作業における安全の確保について	120
令和2年10月23日	
避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について	121

令和2年10月30日	
下水道セーフティネット No 231 について	122
令和2年11月17日	
「令和2年度下水道分野で働く女性の会（GJリンク）全国ワークショップ」への参加のお願い	128
令和2年11月18日	
「下水道リノベーション計画」の募集について	130
令和2年11月18日	
下水道工事における安全対策の徹底（その3の2）について	133
令和2年11月18日	
下水道工事における安全対策の徹底（その4の2）について	134
令和2年11月30日	
下水道セーフティネット No 232 について	135
令和2年12月2日	
下水道施設の耐水化計画に関するQ&Aについて	141
令和2年12月18日	
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う下水道法の運用上の留意事項について	143
令和2年12月23日	
「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」について	144
令和2年12月23日	
標準下水道条例の改正について	156
令和2年12月24日	
下水道セーフティネット No 233 について	158

令和3年1月19日	新経済・財政再生計画改革工程表2020を踏まえた「広域化・共同化計画」について	164
令和3年1月27日	道路上の下水道維持管理作業における安全管理の徹底について	165
令和3年2月19日	「土木工事事費積算要領及び基準の運用」の改定について	166
令和3年2月25日	下水道管路メンテナンス年報の公表について	230
令和3年3月22日	下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和3年度版）について	243
令和3年3月26日	下水道工事における安全対策の徹底（その7）について	250
令和3年3月26日	下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る不適切な事務処理について	251
令和3年3月30日	道路上の下水道維持管理作業における安全管理の徹底について	252
令和3年3月31日	「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（処理場・ポンプ場施設編）-2021年版-」の活用と台帳情報の電子化に向けた取組の促進について	253
令和3年4月1日	下水道施設の改築に係る運用について	254
令和3年4月1日	災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について	255

令和3年4月1日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について	256
令和3年4月1日	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について」の運用について	258
令和3年4月1日	「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について	260
令和3年4月1日	公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて	262
令和3年4月1日	社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について	263
令和3年4月2日	令和3年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について	274
令和3年4月2日	昭和46年建設省告示1705号の改正に伴う告示の運用について	279
令和3年4月19日	共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果について	281
令和3年4月22日	PRTR精度にかかる届出及び科学物質管理計画の策定について	353
令和3年4月22日	下水道が抱える課題解消に向けた新技術の活用について	373

令和3年4月22日

下水道熱利用マニュアル（案）の改訂について…………… 378

<新型コロナウイルス関連通知等>

令和2年4月24日

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

（支払猶予に関する調査（第2回調査依頼結果）について）…………… 380

令和2年5月7日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長を踏まえた対応について…………… 381

令和2年5月7日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について…………… 396

令和2年5月19日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

（下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について）…………… 411

令和2年5月25日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について…………… 414

令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応等について…………… 416

令和2年5月28日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

（第4回支払猶予等措置の実施状況調査結果（第4回）について）…………… 420

令和2年6月23日

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について…………… 425

令和2年6月24日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(第4回支払猶予等措置の実施状況調査結果(第5回)について) ……………	436
令和2年7月6日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について(感染予防対策の徹底) ……………	438
令和2年7月14日	
新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大棒に向けた業種別ガイドラインの再徹底について	
……………	440
令和2年7月21日	
新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂及び感染が拡大している都道府県における対応について……………	442
令和2年7月29日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(8月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供) ……………	447
令和2年8月6日	
お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について……………	456
令和2年8月7日	
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について……………	458
令和2年8月25日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(9月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供) ……………	477
令和2年8月28日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(第6回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果) ……………	480

令和2年9月15日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(11月末までの催物の開催制限等に関する情報提供) ……………	481
令和2年9月30日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(第7回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果) ……………	490
令和2年10月28日	
新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について……………	491
令和2年11月6日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(第8回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果) ……………	498
令和2年11月13日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について) ……………	499
令和2年11月13日	
新型コロナウイルス感染症発生時における終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組みの徹底について……………	501
令和2年11月19日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供について) ……………	502
令和2年11月20日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について	
(職場における一層の対策強化に関する協力依頼について) ……………	513

令和2年11月27日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(感染拡大地域における催物の開催制限等について) …………… 5 1 6

令和2年12月2日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について …………… 5 1 8

令和2年12月16日

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について …………… 5 2 2

令和3年3月2日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年2月26日)
に伴う工事及び業務の対応について…………… 5 2 9

令和3年3月22日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了(令和3年3月18日)後における工事及
び業務の対応について…………… 5 3 1

令和3年4月5日

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の
対応について…………… 5 3 4

令和3年4月6日

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、テレワーク等の推進、催物の
開催制限、施設の使用制限等について…………… 5 3 7

令和3年4月12日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の
使用制限等に係る留意事項等について…………… 5 3 8

令和3年4月13日

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月9
日)に伴う工事及び業務の対応について…………… 5 3 9

令和3年4月19日

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について
…………… 5 4 2

令和3年4月20日

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月1
6日)に伴う工事及び業務の対応について…………… 5 4 6

令和3年4月20日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設
の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等、異動の自粛に向
けた呼びかけについて…………… 5 5 1

特定都市河川浸水被害対策法等の
一部を改正する法律案
新旧対照条文

目次

○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）（第一条関係）…………… 1

○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第二条関係）…………… 12

○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）…………… 15

○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第五条関係）…………… 17

○ 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十二号）（抄）（附則第七条関係）…………… 30

○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 流域水害対策計画等</p> <p>第一節 流域水害対策計画の策定等（第四条―第七条）</p> <p>第二節 流域水害対策計画に基づく措置（第八条―第十条）</p> <p>第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等（第十一条―第二十九条）</p> <p>第三章 特定都市河川流域における規制等</p> <p>第一節 雨水浸透阻害行為の許可等（第三十条―第四十三条）</p> <p>第二節 保全調整池（第四十四条―第四十七条）</p> <p>第三節 管理協定（第四十八条―第五十二条）</p> <p>第四節 貯留機能保全区域（第五十三条―第五十五条）</p> <p>第五節 浸水被害防止区域（第五十六条―第七十六条）</p> <p>（削除）</p> <p>第四章 雑則（第七十七条―第八十三条）</p> <p>第五章 罰則（第八十四条―第八十九条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 流域水害対策計画等</p> <p>第一節 流域水害対策計画の策定等（第四条・第五条）</p> <p>第二節 流域水害対策計画に基づく措置（第六条―第八条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 特定都市河川流域における規制等</p> <p>第一節 雨水浸透阻害行為の許可等（第九条―第二十二号）</p> <p>第二節 保全調整池（第二十三条―第二十六条）</p> <p>第三節 管理協定（第二十七条―第三十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 都市洪水想定区域等（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者によ</p>

定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2 (略)

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。）による浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

4 (略)

5 この法律において「下水道管理者」とは、公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。））、同法第二十五条の二十三第三項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。

6 (略)

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び

る雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2 (略)

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水による浸水（以下「都市洪水」という。）又は一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

4 (略)

5 この法律において「下水道管理者」とは、下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。

6 (略)

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び

下水道管理者以外の者が設置するもの（第三十条の許可を受けて行う第三十一条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第四十四条第一項の規定により指定されるものをいう。

9 (略)

(流域水害対策計画の策定)

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

2 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 (略)

三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（第五十三条第一項及び第五十六条第一項において「都市浸水想定」という。）

五 (略)

八 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

九 第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認

下水道管理者以外の者が設置するもの（第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第二十三条第一項の規定により指定されるものをいう。

9 (略)

(流域水害対策計画の策定)

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「この条及び次条において「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

2 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (新設)

二 (略)

二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

(新設)

三 (略)

六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

(新設)

定に関する基本的事項

十一 (略)

十二 第四号の区域における土地の利用に関する事項

十三 第五十三条第一項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条

第一項に規定する浸水被害防止区域の指定の方針

十四 (略)

3| 前項第八号に掲げる事項には、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における緑地に関する施策(当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が有する雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであって、浸水被害の防止を目的とするものに限る。)に関する事項を記載することができる。

4| 河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。

5| 河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6| (略)

7| 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号及び第六号に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

8| 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第七号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

9| 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第八号に掲げる事

七| (略)

(新設)

(新設)

八・九| (略)

(新設)

3| 河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。

4| 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5| (略)

6| 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第三号及び第四号に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

7| 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

(新設)

項(特定都市河川流域において地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。)については、当該地方公共団体が作成する案に基づいて定めるものとする。

10| (略)

11| 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めるときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、流域水害対策計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

12| 第四項から第十項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。

(流域水害対策協議会)

第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

2| 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一| 河川管理者等

二| 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三| 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

3| 流域水害対策協議会において協議が調った事項については、流域水害対策協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4| 前三項に定めるもののほか、流域水害対策協議会の運営に関し必要な事項は、流域水害対策協議会が定める。

(都道府県流域水害対策協議会)

第七条 第三条第四項から第六項までの規定及び同条第五項において準

9| 第三項から前項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。

(新設)

(新設)

8| (略)

(新設)

(新設)

用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。

2] 都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 河川管理者等

二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域を含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

3] 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「一次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第十一條 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県（当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に設置しようとする場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。

2] 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

- 一 雨水貯留浸透施設の位置
 - 二 雨水貯留浸透施設の規模
 - 三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備
 - 四 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理及び期間
 - 六 その他国土交通省令で定める事項
- 3] 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。

（認定の基準）

第十二條 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

（新設）

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
 - 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なるものであること。
 - 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。
- 2] 都道府県知事等は、前条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をするときは、あらかじめ、当該公共下水道に係る公共下水道管理者に協議し、その同意を得るものとする。

(認定の通知)

第十三条 都道府県知事等は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

2| 都道府県知事は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設が設置されることとなる市町村の長に通知しなければならない。

3| 都道府県知事等は、第十一条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該公共下水道に係る公共下水道管理者に通知しなければならない。

(下水道法の特例)

第十七条 雨水貯留浸透施設整備計画(第十一条第三項に規定する事項が記載されたものに限る。)に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、下水道法第十六条の規定による承認があつたものとみなす。

(日本下水道事業団法の特例)

第十八条 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

第四章 都市洪水想定区域等

(都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域)

第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(「河川

法第九条第二項に規定する指定区間を除く。)について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その特定都市河川について、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指定があるときは、この限りでない。

2| 前項本文に定めるもののほか、特定都市河川流域の全部又は一部をその区域を含む市町村の長、当該市町村を包括する都道府県の知事及び特定都市下水道の下水道管理者(特定都市河川流域の全部が一の市町村の区域内にある場合にあつては、市町村の長及び特定都市下水道の下水道管理者)は、共同して、当該特定都市河川流域について、都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その区域について、水防法第十四条の二第一項の規定による指定がされているときは、この限りでない。

3| 前二項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

4| 第一項本文又は第二項の規定による指定をした者は、指定後速やかに、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しなければならない。

5| 第一項本文の規定による指定をした者は、指定後速やかに、前項の規定により公表すべき事項を当該都市洪水想定区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の長に通知しなければならない。

6| 前三項の規定は、第一項本文又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第三十三条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項本文の規定による都市洪水想定区域の指定又は同条第二項の規定による都市浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。第三項において同じ。)において、都市洪水及び都市浸水が相互に影響を及ぼすものであることを考慮して、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報(以下「洪水等情報」という。)の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

2| 市町村防災会議は、都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるように、前項に規定する洪水等情報の伝達方法を定めるものとする。

3| 都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水等情報の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるように努めるものとする。

4| 都市洪水想定区域(当該特定都市河川が水防法第十条第二項、第十四条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指定を受けている場合にあつては、同法第十四条第一項に規定する洪水浸水想

定区域を含む。)内又は都市浸水想定区域(当該特定都市河川流域において同法第十四条の二第一項の規定による指定がされている場合にあつては、当該指定に係る区域を含む。)内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独に又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により浸水被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第三項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（雨水出水浸水想定区域）</p> <p>第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>一 第十三条の二第一項の規定に係る排水施設</p> <p>二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</p> <p>2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p>	<p>（雨水出水浸水想定区域）</p> <p>第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>一 第十三条の二第二項の規定に係る排水施設</p> <p>二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</p> <p>3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。</p>	<p>2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。</p>
<p>（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）</p> <p>第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条第二項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号</p>	<p>（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）</p> <p>第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号</p>

<p>に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。</p> <p>一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法</p> <p>二五（略）</p> <p>2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。</p> <p>一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法</p> <p>二五（略）</p> <p>2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>
---	--

○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p> <p>（雨水出水浸水想定区域）</p> <p>第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</p> <p>2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若し</p>	<p>現行</p> <p>（雨水出水浸水想定区域）</p> <p>第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</p> <p>2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若し</p>
---	---

<p>くは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</p> <p>3 3 5 (略)</p>	<p>くは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</p> <p>3 3 5 (略)</p>
--	---

○ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄)(第五条関係)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章の二 流域別下水道整備総合計画(第二条の二)</p> <p>第二章 公共下水道</p> <p>第一節 公共下水道の管理等(第三条―第二十五条)</p> <p>第二節 浸水被害対策区域における特別の措置(第二十五条の二―第二十五条の九)</p> <p>第二章の二 流域下水道(第二十五条の十一―第二十五条の十八)</p> <p>第三章 都市下水路(第二十六条―第三十一条)</p> <p>第四章 雑則(第三十一条の二―第四十四条)</p> <p>第五章 罰則(第四十五条―第五十一条)</p> <p>附則</p> <p>(事業計画に定めるべき事項)</p> <p>第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。)</p> <p>六 (略)</p> <p>2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)を定めることができる。</p> <p>3 予定処理区域の全部又は一部について水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章の二 流域別下水道整備総合計画(第二条の二)</p> <p>第二章 公共下水道</p> <p>第一節 公共下水道の管理等(第三条―第二十五条)</p> <p>第二節 浸水被害対策区域における特別の措置(第二十五条の二―第二十五条の九)</p> <p>第二章の二 流域下水道(第二十五条の十一―第二十五条の十八)</p> <p>第三章 都市下水路(第二十六条―第三十一条)</p> <p>第四章 雑則(第三十一条の二―第四十四条)</p> <p>第五章 罰則(第四十五条―第五十一条)</p> <p>附則</p> <p>(事業計画に定めるべき事項)</p> <p>第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。)</p> <p>六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線の部分は改正部分)

水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

4| 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。

三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。)の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

四 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

五(七) (略)

(操作規則)

第七条の二 公共下水道管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管(操作を伴うものに限る。次項において「操作施設」という。)については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2| 前項の操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3| 前項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。

2| 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。

(新設)

三 予定処理区域が排水施設及び終末処理場(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設)の配置及び能力に相応していること。

四(六) (略)

(新設)

第七条の三 (略)

第十二条の二 (略)

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものであるものとして政令で定めるもの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五條の三十)において準用する場合を含む。第四項(第十二條の十一)第二項において準用する場合を含む。)及び第十三條第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3(6) (略)

(使用制限)

第十四條 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第二十五條の二十七第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 (略)

(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十三條の二 公共下水道管理者は、水防法第七條第四項(同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七條第三項に規定する同意をした同法第二條第六項に規定する水防計画(以下「同意水防計画」という。)に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理

第七条の二 (略)

第十二条の二 (略)

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものであるものとして政令で定めるもの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五條の十八)において準用する場合を含む。第四項(第十二條の十一)第二項において準用する場合を含む。)及び第十三條第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3(6) (略)

(使用制限)

第十四條 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第二十五條の十五第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 (略)

(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十三條の二 公共下水道管理者は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第七條第四項(同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七條第三項に規定する同意をした同法第二條第六項に規定する水防計画(以下「同意水防計画」という。)に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、

団体（同条第二項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

〔排水設備の技術上の基準に関する特例〕

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第四条第一項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域）であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

〔雨水貯留浸透施設整備計画の認定〕

第二十五条の十 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第二項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設

当該同意水防計画に基づき水防管理団体（同条第二項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

〔排水設備の技術上の基準に関する特例〕

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

〔新設〕

設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2] 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の位置
- 二 雨水貯留浸透施設の規模
- 三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備
- 四 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
- 六 その他国土交通省令で定める事項

3] 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する事項を記載することができる。

〔認定の基準〕

第二十五条の十一 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上

〔新設〕

「あること」。

(認定の通知)

第二十五条の十二 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならぬ。

(新設)

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)

第二十五条の十三 第二十五条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。

(新設)

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定事業者に対する助言及び指導)

第二十五条の十四 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(新設)

(補助)

第二十五条の十五 国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができる。

(新設)

(公共下水道管理者の承認の特例)

第二十五条の十六 雨水貯留浸透施設整備計画(第二十五条の十第三項

(新設)

に規定する事項が記載されたものに限る。)に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、第十六条の規定による承認があつたものとみなす。

(日本下水道事業団法の特例)

第二十五条の十七 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

(新設)

(報告の徴収)

第二十五条の十八 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

(新設)

(地位の承継)

第二十五条の十九 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(新設)

(改善命令)

第二十五条の二十 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(計画の認定の取消)

<p>第二十五条の二十一 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>2 第二十五条の十二の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>第二十五条の十・第二十五条の十一 (略)</p> <p>(事業計画に定めるべき事項)</p> <p>第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三条及び次条第四号において同じ。)</p> <p>五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の事業計画の記載方法その他の記載に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(事業計画の要件)</p> <p>第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第</p>
<p>第二十五条の二十二・第二十五条の二十三 (略)</p> <p>(事業計画に定めるべき事項)</p> <p>第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。</p> <p>3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。</p> <p>4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他の記載に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(事業計画の要件)</p> <p>第二十五条の二十五 第二十五条の二十三第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 流域下水道の構造が第二十五条の三十において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第</p>	<p>(事業計画に定めるべき事項)</p> <p>第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。)</p> <p>五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の事業計画の記載方法その他の記載に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(事業計画の要件)</p> <p>第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第</p>

<p>第二十五条の三十において準用する第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。</p> <p>三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。)の配置及び能力が計画降雨に相応していること。</p> <p>四 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。</p> <p>五 六 (略)</p>	<p>第二十五条の十八において準用する第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。</p> <p>(新設)</p> <p>三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設)の配置及び能力に相応していること。</p> <p>四 五 (略)</p>
<p>第二十五条の二十六・第二十五条の二十七 (略)</p> <p>(原因調査の要請等)</p> <p>第二十五条の二十八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設の損傷をおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の三十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十五条の十四・第二十五条の十五 (略)</p> <p>(原因調査の要請等)</p> <p>第二十五条の十六 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設の損傷をおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十八において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十五条の二十九・第二十五条の三十 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第三十一条 第七条の二、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二十五条の十七・第二十五条の十八 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p>

(市町村の負担金)

第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の二十二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 (略)

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、

- 一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。
 - () 又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
 - 二・三 (略)
 - 2 6 (略)
- (特別区に関する読替)
- 第四十二条 特別区存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第四十五条 第十二条の五(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)
若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水道管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。
- 二 第十二条の九第二項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反したとき。

(市町村の負担金)

第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 (略)

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、

- 一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。
 - () 又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
 - 二・三 (略)
 - 2 6 (略)
- (特別区に関する読替)
- 第四十二条 特別区存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第四十五条 第十二条の五(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)
若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水道管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 二 第十二条の九第二項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十二条の六第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 三 第十二条の十二(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。
- 四 第十三条第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 五 第二十五条の十八又は第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の六第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十二条の十二(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- 四 第十三条第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。</p> <p>六〜十一（略）</p> <p>2 事業団は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務</p> <p>二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務</p> <p>三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条に規定する業務</p> <p>3・4（略）</p> <p>（下水道法第二十二条等の適用除外）</p> <p>第二十七条 下水道法第二十二條（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。</p> <p>六〜十一（略）</p> <p>2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（下水道法第二十二条等の適用除外）</p> <p>第二十七条 下水道法第二十二條（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管</p>

<p>理者（同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。）が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。</p> <p>2 下水道法第二十二條第二項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。</p> <p>（特定下水道工事の代行）</p> <p>第三十条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第三十六条において同じ。）である地方公共団体（以下「下水道管理団体」という。）から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六条第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠（次条及び第三十三条において「特定下水道」という。）の建設に関する工事（以下「特定下水道工事」という。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、これを行うことができる。</p> <p>2〜5（略）</p> <p>（事業団の意見の聴取）</p> <p>第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の二十三第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければなら</p>	<p>理者（同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。）が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。</p> <p>2 下水道法第二十二條第二項（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。</p> <p>（特定下水道工事の代行）</p> <p>第三十条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第三十六条において同じ。）である地方公共団体（以下「下水道管理団体」という。）から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六条第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠（次条及び第三十三条において「特定下水道」という。）の建設に関する工事（以下「特定下水道工事」という。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三条、第二十五条の十及び第二十六条の規定にかかわらず、これを行うことができる。</p> <p>2〜5（略）</p> <p>（事業団の意見の聴取）</p> <p>第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の十一第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければなら</p>
---	---

らない。

ない。

通知等

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 2 4 日

各都道府県

市 町 村 担 当 課 長 殿
集 落 排 水 担 当 課 長 殿
下 水 道 担 当 課 長 殿
廃棄物処理・浄化槽担当課長 殿

総務省 自治財政局 準公営企業室 課長補佐
農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課 課長補佐
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 課長補佐
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 課長補佐
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐

「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」の改訂について

「広域化・共同化計画」については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月7日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」により令和4年度までに策定するようお願いしているところです。また、広域化・共同化計画の策定に向けた参考として、平成31年3月29日付け事務連絡において「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」（以下、マニュアルという。）について通知したところです。

今般、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省が連携して設置した「広域化・共同化検討分科会」における議論を踏まえ、以下の内容等を盛り込み、マニュアルを改訂しました。

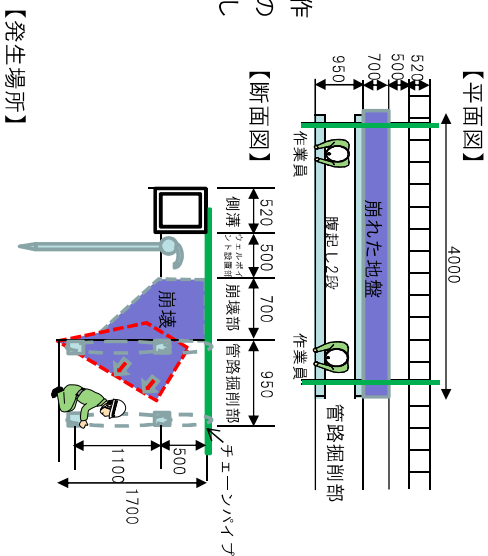
- ・広域化・共同化計画の策定にあたっては、広域化・共同化への積極的な取り組みが期待される中核的な都市と周辺都市との連携や、下水道公社、日本下水道事業団などの公的機関、学識経験者等の参画による検討体制が有効であること。
- ・広域化・共同化計画が持続性向上に向けた実効的な計画となっていることを確認するため、広域化・共同化による定量的効果を踏まえて長期的な収支シミュレーションを実施するとともに、その他の定性的な効果を含め、チェックリストによる総合的な評価を行うこと。

各都道府県においては、貴都道府県内の各市町村等に周知するとともに、改訂マニュアルを参考に、引き続き広域化・共同化計画の策定に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo_sewera tk_000495.html)

- 発生日：令和2年4月10日(金) 午前9時30分頃
- 発生場所：浜松市浜北区新堀
- 報道：あり
- 工事概要：下水道管きよ布設工事 開削工 L=434.2m
- 事故内容：バックホウによる掘削後、作業員2名が深さ1.7mの開口部に入り、低い姿勢でアルミ製腹起し設置作業をしていたところ、背面の土砂が崩壊し、前面の地山との間で挟まれ埋まったことで、1名が死亡し1名が軽傷を負った。

【状況写真】



事務連絡
令和2年4月27日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その2）について
（令和2年4月10日静岡県浜松市発注の工事に伴う死亡事故）

本年4月10日、静岡県浜松市発注の開削工法による下水管路の布設工事において、バックホウによる掘削後、作業員2名が深さ1.7mの開口部に入り低い姿勢でアルミ製腹起し設置作業をしていたところ、背面の土砂が崩壊し、前面の地山との間で挟まれ埋まったことで、1名が死亡し1名が軽傷を負うという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を發出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくをお願いします。

事務連絡
令和2年5月20日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 課長補佐

下水道事業における費用便益比の算出について

下水道事業における費用便益比の算出については、「下水道事業における費用便益比の算出について」(平成30年5月14日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡)にて連絡しているところですが、令和2年3月31日付け国官会第29901号による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて連絡いたします。

下水道事業においては、社会資本整備総合交付金等により実施する事業のうち平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益比を算出し、社会資本総合整備計画に記載することとなっております。

対象となる事業や運用上の取り扱いについては、別紙のとおりとなります。

費用便益比の算出に当たっては、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(平成28年12月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部)」等を参考に、適切に実施するよう、お願い致します。

都道府県におかれては、管内市町村(政令市を除く。)に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

なお、「下水道事業における費用便益比の算出について」(平成30年5月14日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡)は廃止します。

基幹事業名	費用便益比算出対象の有無	対象	運用上の取り扱い
7 下水道事業			
(1) 通常の下水道事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に 新たに 下水道事業に着手する地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 全体計画に位置付けられた事業の事業費の総計 を指す。
(2) 下水道浸水被害軽減総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けた事業の事業費の総計 を指す。
(3) 下水道総合地震対策事業	×		
(4) 合流式下水道緊急改善事業	×		
(5) 都市水害対策共同事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する下水道施設整備に関する事業費の総計 を指す。
(6) 下水道整備推進重点化事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 重点アクションプランに位置付けた事業の事業費の総計 を指す。
(7) 下水道ストックマネジメント支援制度	×		
(8) 下水道長寿命化支援制度	×		
(9) 下水道広域化推進総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する事業費の総計を基本 とするが、1つの地方公共団体において複数の箇所では本事業を実施しており、それらを一連の事業として扱うことが不適当な場合はそれぞれの箇所における事業費をそれぞれとして良い。
(10) 下水道リノベーション推進総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する事業費の総計を基本 とするが、1つの地方公共団体において複数の箇所では本事業を実施しており、それらを一連の事業として扱うことが不適当な場合はそれぞれの箇所における事業費をそれぞれとして良い。
(11) 新世代下水道支援事業制度	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費は、下記の「型」毎の事業費の小計とする。 ① 水環境創造事業 (ア)水循環再生型 (イ)ノンポイント汚濁負荷削減型 ② 機能高度化促進事業 (ア)新技術活用型 (イ)ICT活用型

基幹事業名	費用便益比算出対象の有無	対象	運用上の取り扱い
(12) 下水道地域活力向上計画策定事業	×	/	/
(13) 下水道民間活力導入促進事業	×		
14 都市水環境整備事業			
(1) 都市水環境整備下水道事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する事業費の総計を基本 とするが、1つの地方公共団体において複数の箇所で本事業を実施しており、それらを一連の事業として扱うことが不適当な場合はそれぞれの箇所における事業費をそれぞれとして良い。

※表中、「平成29年度以降に本事業を始める場合」には、既にB/C算出の対象となる基幹事業(対象事業)を実施している場合であっても、**対象事業毎にもとめる計画(例:下水道浸水被害軽減総合計画)を新たに策定する場合や、既に実施している対象事業と一連の事業と見なすことが不適当な場合(それぞれの事業箇所が地理的、空間的に離れている等)も含む。**ただし、令和元年度までに下水道エネルギー・イノベーション推進事業でB/Cを算出しているものについては、令和2年度に下水道リノベーション推進総合事業に移行する際改めてB/Cを算出する必要はない。

別添資料1

事務連絡
令和2年5月21日

事務連絡
令和2年5月21日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）
に伴う工事及び業務の対応について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）
に伴う工事及び業務の対応について

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

このたび、令和2年5月21日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、施工中の工事及び測量・調査・設計等の業務における対応につきましては、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について」（令和2年5月15日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しく願います。

また、国土交通省直轄事業において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除（令和2年5月21日）後における工事及び業務の対応について、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインも参考に、適切なご対応をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

【別添】

事務連絡
令和2年5月21日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除（令和2年5月21日）後
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事態宣言が39県において解除されたことに加え、令和2年5月21日に京都府、大阪府及び兵庫県においても解除された。緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62

号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）に取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が解除された地域は、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、当該地域における工事等の対応について、4月7日通達のⅠ2、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について」（令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注) 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

別紙 1

国地契第1号
国官技第6号
国営管第12号
国営計第1号
国港総第16号
国港技第3号
国空予管第15号
国空空技第5号
国空交企第3号
国北予第1号
令和2年4月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

国官総第 12 号
 国地契第 5 号
 国官技第 19 号
 国営管第 49 号
 国営計第 9 号
 国港総第 62 号
 国港技第 9 号
 国空予管第 47 号
 国空空技第 13 号
 国空交企第 12 号
 国北予第 3 号
 令和 2 年 4 月 20 日

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の 3 つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知 I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和 2 年度に変更となった業務については、令和 2 年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話や WEB によるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地方 整備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地方 航空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
 大臣官房地方課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 （ 公 印 省 略 ）

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

※5月21日付け事務連絡の本文、別添ではございません

「緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）に伴う工事及び業務の対応について」の別添「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除（令和2年5月21日）後における工事及び業務の対応について」の別紙3の送付については、データ容量の関係で省略させていただきます。

なお、別添のPDFデータにつきましては、以下のURLに掲載しております。

【新型コロナウイルス感染症対策】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

必要であれば上記の

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について（令和2年5月14日付）を参照願います。

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課長

下水道の施設浸水対策の推進について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

ついでには、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、別紙のとおりハード・ソフトによる施設浸水対策の考え方をとりまとめたので、この内容を踏まえて、施設浸水対策を確実に実施するようお願いする。

具体的には、「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）」に基づき、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、これらのうち、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いする。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

下水道の施設浸水対策の基本的な考え方

①耐水化の対象外力の設定

- ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策については、以下の方針により実施する。
 - ・下水道施設のハード対策（耐水化）において目標とする浸水深（以下「対策浸水深」という。）は、施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率（1/30～1/80程度）で発生する河川氾濫等を想定して設定することを基本とし、影響人口の大小や応急復旧の難易など被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が決定する。なお、対策の実施にあたっては、堤防等の整備進捗状況等を踏まえ、その必要性を判断する。
 - ・対策浸水深より大きな浸水深に対しては、BCPによるソフト対策によって「下水道機能の迅速な回復」を目指す。

②効率的・効果的な対策手法

- 対策浸水深や重要設備の配置、構造物の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を進める。
- この際、必要な機能確保のため、燃料タンクや燃料移送ポンプ等の補機類を含めて耐水化を実施する他、ポンプ等の継続的な運転に支障がないよう沈砂池等の覆蓋の流出防止対策を講じることが重要である。また、ハンドホール等の各種貫通孔や管廊からの浸水防止等にも留意する。

③段階的な対策の進め方

- 被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保する。具体的には、以下のように対策を進める。
 - ・地方公共団体は、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策スケジュール等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。
 - ・耐水化計画に定める対策スケジュールについては、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、10年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。

各 都 道 府 県 下 水 道 主 管 部 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 主 管 局 長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官

出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川から下水道施設への逆流や降り続いた雨を下水道から河川に排出できなかったことによる家屋等の浸水被害が発生した。

については、これらの浸水被害の最小化を図るため、下記のとおり出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方をとりまとめたので、既に出水時における樋門等の操作要領等を定めている施設については、地域の実情等に応じ、この内容を参考に、操作要領等の点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、適切な措置を講ずるようお願いする。また、出水時における樋門等の操作要領等を定めていない施設については、地域の実情等に応じ、この内容を参考に、操作要領等を作成するようお願いする。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

記

1. 出水時における下水道施設の樋門等操作については、水位・流向等の情報を活用することを基本とする。
2. 樋門等上流側の水位（内水位）、樋門等下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、樋門等操作を行うことを基本とする。

例えば、外水位が、逆流した場合に内水被害発生が予見される水位（例：堤内最低地盤高）以上の場合、以下の操作を行うことなどが考えられる。

- ・逆流が始まるまでは樋門等のゲートを全開
- ・逆流が始まったときは樋門等のゲートを全閉
- ※逆流の確認が必要な場合（河川が水位上昇期であり、内外水位が同じ若しくはほぼ平衡する状態が続き、施設地点での水の流れが弱く判断が難しい場合）は、一旦ゲートを全閉して外水位、内水位のどちらの水位が高くなるか確認する。
- ・逆流防止のために樋門等のゲートを全開している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開

3. 樋門等操作に当たっては、内外水位に急激な変動を生じさせないように留意するものとする。

事務連絡
令和2年6月2日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付
流域下水道計画調整官

下水再生水等の活用の推進について

下水道は都市内の汚水、雨水を集約しており、その処理水（下水再生水）や雨水を用途に応じた水資源として活用することにより、健全な水循環の維持、回復や資源の有効活用に貢献することができます。また、近年取水制限が行われた地域では渇水問題が顕在化しており、下水再生水の活用が期待されていると考えられます。

このため、下記に注意の上、下水再生水等の一層の活用を推進していただくをお願いします。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしくをお願いします。

記

1. 「**下水処理水の再利用水質基準等マニュアル**」を踏まえ、下水再生水や雨水利用の積極的な活用に努めること。この際、多くの関係者及び市民への広報に努めるとともに、下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途などの利用上の注意について適切に周知されるよう十分に配慮すること。
2. 特に近年、取水制限が行われている地域等では、より一層、下水再生水の供給等に努めること。その際、実際に渇水が発生してから対応するのではなく、日頃から関係者と情報を共有し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等に関する積極的な周知を図ること。また、平成29年に国土交通省が公表した「**渇水時等における下水再生水利用事例集**」を参考に、下記の点についても留意の上、既存の再生水の場内利用設備の一般への開放などできるだけ短期間で対応可能な暫定的な再生水供給方法についても検討すること。

- ・場内の安全の確保（場内交通、取水時の転落防止等）
- ・取水者・取水量等の記録
- ・取水ポンプや電源の確保（場内にない場合は取水者が自ら持参する旨を通知）
- ・再生水水質、用途の目安の提示、飲用不可であることを明示
- ・取水時や再生水利用時の事故等の責任の明確化
- ・既存の協定等(河川維持用水等)に抵触しないことの確認
- ・恒常的に再生水の供給を行う場合は吐口調書等の事業計画の変更が必要

(参考)

- 下水処理水の再利用水質基準等マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422/05.pdf>

- 渇水時等における下水再生水利用事例集

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000529.html



市民への配布（給水施設の設置）



道路・公園等の樹木等への散水



工事現場等の清掃用水



農業用水



消火用水

国水下企第 15 号
国水下事第 15 号
国水下流第 11 号
令和 2 年 6 月 2 日

各都道府県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部長
(公印省略)

出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について

出水期における下水道施設の管理等については、都市浸水被害の軽減のため、平成 27 年に水防法及び下水道法の改正を行ったところであり、関係部局等とも連携を図りつつ、下記事項及び「出水対策について」(令和 2 年 6 月 2 日付け国水防第 23 号)に留意の上、遺漏のないよう、お願いしたい。

また、令和元年東日本台風をはじめ近年頻発する豪雨等による甚大な被害の発生を受け、現在検討を進めている「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」の議論を踏まえて通知した、「下水道の施設浸水対策の推進について」(令和 2 年 5 月 21 日付け国水下水事第 13 号)及び「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」(令和 2 年 5 月 26 日付け国水下流第 5 号)に基づき、施設浸水対策の推進に向けた B C P の見直しや耐水化計画の策定及び出水時における樋門の操作要領等の作成や見直しを実施されたい。

なお、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染症の発生状況や感染予防に関する事項を踏まえ、必要な取組を実施されたい。また、所管施設等の管理や災害対応等の業務に従事する職員及び契約業者の従業員等の新型コロナウイルス感染防止策に万全を期すとともに、下記事項のうち、関係機関が参画する会議や訓練等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止や参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、延期や中止について検討されたい。

なお、この旨管内市区町村(政令指定都市を除く)にも周知願いたい。

記

1. 下水道施設の管理について

(1) 雨水を排除するための下水道施設(管きょ、ます、マンホール、樋門・樋管、伏越し、雨水調整池及びポンプ場・処理場)については、施設の損傷の有無の確認等に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を講ずるよう願いたい。特に昨年度は、樋管のゲートが老朽化により脱落した事例や自家発電設備が適切に作動しなかった事例が見受けられたところであり、関係施設の保守、点検や修繕等について十分に留意されたい。

また、近年の災害による応急対策箇所については、その対策が十分であるか再度点検を行うとともに、通常時と異なる状況を踏まえた出水時の体制を確保するなど万全な対応を図られたい。

なお、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、管理者と連携の上、適切に対応願いたい。

ア. 管きょ

- ・土砂等の堆積状況

イ. ます

- ・落葉、ごみ等の付着状況
- ・土砂等の堆積状況

ウ. マンホール

- ・蓋と枠の連結部(蝶番等)の劣化状況

エ. 樋門・樋管

- ・ゲートの開閉に係る不具合状況

オ. 伏越し

- ・土砂等の堆積状況

カ. 雨水調整池

- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況
- ・安全柵等の損傷状況

キ. ポンプ場・処理場

- ・ポンプ及び自家発電設備の作動状況
- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・燃料備蓄の状況

(2) 低地に設置されている処理場、ポンプ場については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検するとともに、浸水のおそれがある場合には、機器等の設置高さの変更や扉の水密化、沈砂池からの溢水等により施設内への雨水等が浸入しうる経路の遮断など、浸水に対応できる構造とされたい。また、

災害時において、下水道施設が浸水するおそれが高まったときには、止水板や大型土嚢などにより迅速に浸水防止の措置を講ずるようお願いしたい。

なお、ハード・ソフトによる施設浸水対策の実施については、「下水道の施設浸水対策の推進について」に基づき、「下水道BCP策定マニュアル2019（地震・津波、水害編）」を参考に、施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定し、順次耐水化を進めるようお願いしたい。

- (3) 施設の浸水時や広域・長期停電時における燃料供給体制（自家発電設備などを含む）について、発災後72時間の業務継続が可能となるよう努めるとともに、速やかな応急復旧対応を図るための資機材の配備など必要な措置を講ずるようお願いしたい。
- (4) 短時間で大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずるようお願いしたい。
なお、出水時における下水道施設の樋門等の操作については、河川からの逆流や内水等による浸水被害の最小化を図るため、「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」に基づき、既に出水時における樋門等の操作要領等を定めている施設については、地域の実情等に応じ、操作要領等の点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、適切な措置を講ずるようお願いしたい。また、出水時における樋門等の操作要領等を定めていない施設については、地域の実情等に応じ、操作要領等を作成するようお願いしたい。
- (5) 下水道施設に被害が発生した際、迅速な被害状況の把握や、復旧方法の検討に活用できるように、設計図書の適切な保管を徹底されたい。

2. 豪雨時における体制確保等について

- (1) 迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員や契約業者の従業員等の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めるようお願いしたい。
- (2) 豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めるようお願いしたい。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意願いたい。
- (3) 豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等を十分に把握願いたい。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告について」（令和2年4月1日付け事務連絡）及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（平成31年4月1日付け事務連絡）に基づき、速やかに報告されたい。
- (4) 発災後の調査、応急復旧等にあたっては、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合があることから、他の地方公共団体連携した支援・受援体制の構築や、民間企業等との協定締結など、適切な対応を図られたい。なお、大規模な被災に伴う段階的な応

急復旧など技術的な支援の実施について、下水道分野においても、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置しているので活用されたい。

3. 水防体制の強化について

- (1) 豪雨時に、人員及び水防資機材の動員、情報の収集、緊急連絡、適切な水防工法の実施等が迅速かつ効果的に行えるよう、関係機関等と十分情報交換をするようお願いしたい。
- (2) 水防資機材の点検整備又は手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるようお願いしたい。
- (3) 病院や地下街等の施設の浸水を防止するため、施設管理者が取組む止水板設置などの対策について、下水道浸水被害軽減総合事業を活用するなど、支援の充実を願いたい。
- (4) 企業等の浸水被害軽減や早期の業務再開に資するBCP作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるようお願いしたい。
- (5) 平成27年に改正した水防法において、内水に係る下水道施設の水位情報の通知・周知制度、想定される最大規模降雨に対応する浸水想定区域制度を創設しており、地下街等が発達している区域に存する排水施設等については、検討の上、速やかに、水位周知下水道へ指定するとともに、その浸水想定区域の指定・公表を行うようお願いしたい。
- (6) 出水期前を基本に関係機関と実践的な訓練を実施するとともに、得られた課題に対しては改善を図るようお願いしたい。

4. 地域住民等への防災情報の提供、防災意識の啓発について

- (1) 過去に甚大な浸水被害が発生した地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、重点的に内水ハザードマップの作成を進めるようお願いしたい。また、既に作成済みの市区町村においても、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すようお願いしたい。
- (2) 雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、住民や地下街等の重要な施設の管理者への情報提供を充実するようお願いしたい。
- (3) 過去の水害を事例に、防災教育や防災訓練を実施するなど、住民自らが浸水リスクを適切に理解できる取り組みを行うようお願いしたい。
- (4) 豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めるようお願いしたい。
- (5) 大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン（時系列の防災行動計画）等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図られたい。

5. 地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水対策について

地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水は、電気施設の停電や地下空間の天井までの冠水による人的被害の発生等、大きな被害を生じるおそれがあることから、「地下街・地下鉄及び接続ビル等における内水に係る防災・減災対策の推進について」（平成27年8月27日国水 downstream 第40号）において、地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者等と連携して次のことに努めるよう通知しているが、引き続き十分な対応を図られるようお願いしたい。

- (1) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び公表の支援
- (2) 地下空間の浸水に対する危険性の事前周知及び啓発
- (3) 地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達
- (4) 防災体制の確保
- (5) 地下空間への雨水流入の防止等浸水被害軽減対策の推進

6. 出水期間中の工事等について

- (1) 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管きょ内工事等」という。）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をやる場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いしたい。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」にとりまとめているので、参考にされたい。
- (2) 工事等の実施にあたっては、工事仮設物が河川等の洪水流下機能を阻害するなどにより、浸水被害を助長することがないよう留意するとともに、突風等に対しては足場、仮囲い、工事看板等の飛散防止の措置を徹底するようお願いしたい。

7. 都道府県知事による重大な浸水被害を防止するための指示について

都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第37条第1項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応願いたい。

<参考資料>

- ・「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000659.html
- ・「下水道BCP策定マニュアル 2019年版（地震・津波、水害編）」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001342056.pdf>
- ・「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000021.html

以 上

事務連絡
令和2年6月4日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 227 について
(令和元年度とりまとめ)

1. 人身事故(別紙1)

(1) 維持管理作業

令和2年3月は1件(死亡:0件、負傷:1件)の事故報告があり、令和元年度の合計は36件(死亡:0件、負傷:36件)となりました。平成30年度の合計と比べると1件の減となっています。

3月の負傷事故は、最終沈殿池汚泥掻き寄せ機の駆動チェーン交換作業中、緩んだチェーンを張るために、スプロケットからチェーンを持ち上げて送っていたところ、左手小指先端をスプロケットとチェーンに挟まれた事故でした。

(2) 工事

令和2年3月は11件(死亡:0件、負傷:11件)の事故報告があり、令和元年度の合計は94件(死亡:7件、負傷:87件)となりました。平成30年度の合計と比べると11件の増となっています。

令和元年度に発生した死亡事故は、はさまれ・巻き込まれが4件、墜落・転落が2件、土砂崩壊が1件です。発注者においては、引き続き、元請業者を通じて下請業者に対しても、誘導員や監視者の適切な配置、墜落制止器具(安全帯)の確実な使用や開口部における転落防止措置、作業手順に基づくKY活動の実施など、安全管理に努めるよう指導していただくとともに、安全パトロールの継続的な実施により、受注者の安全管理に対する意識改革を促進し、下水道工事現場における事故の未然防止をお願いします。

2. 水質事故等(別紙2)

令和2年3月は1件(水質事故:1件、その他案件:0件)の事故報告があり、令和元年度の合計は41件(水質事故:37件、その他案件:4件)となりました。平成30年度の合計と比べると11件の減となっています。

3月の事故は、特定事業場から基準を超過する汚水が流出した事案でした。

4月を迎え新年度(令和2年度)となりましたが、6月4日現在すでに3件の死亡事故(4月2件、5月1件※全て工事事故)が発生しております。各下水道管理者におかれましては、基本的な安全管理について改めて実施状況の確認を行うとともに、現場作業に従事する全ての作業員への注意喚起を徹底し、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

※ 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、経済産業省から協力依頼がありましたので、参考に送付させていただきます。

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋: takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8428(直通) FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山: ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山: murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8431(直通) FAX: 03-5253-1597

令和元年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年3月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)
(令和2年3月末現在)

令和元年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	1 (3)	1 (3)	1 (2)	3 (4)	1 (4)	1 (4)	5 (3)	5 (4)	5 (3)	5 (2)	7 (3)	1 (2)	36 (37)
	合計	1 (3)	1 (3)	1 (2)	3 (4)	1 (4)	1 (4)	5 (3)	5 (4)	5 (3)	5 (2)	7 (3)	1 (2)	36 (37)
	累計	1 (3)	2 (6)	3 (8)	6 (12)	7 (16)	8 (20)	13 (23)	18 (27)	23 (30)	28 (32)	35 (35)	36 (37)	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (2)
	2. 負傷事故	4 (3)	4 (4)	3 (5)	7 (14)	6 (4)	4 (5)	15 (6)	9 (10)	9 (9)	5 (9)	10 (9)	11 (3)	87 (81)
	合計	4 (3)	5 (4)	3 (5)	7 (14)	6 (4)	5 (5)	15 (6)	10 (10)	10 (9)	7 (9)	11 (11)	11 (3)	94 (83)
	累計	4 (3)	9 (7)	12 (12)	19 (26)	25 (30)	30 (35)	45 (41)	55 (51)	65 (60)	72 (69)	83 (80)	94 (83)	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (2)
	2. 負傷事故	5 (6)	5 (7)	4 (7)	10 (18)	7 (8)	5 (9)	20 (9)	14 (14)	14 (12)	10 (11)	17 (12)	12 (5)	123 (118)
	合計	5 (6)	6 (7)	4 (7)	10 (18)	7 (8)	6 (9)	20 (9)	15 (14)	15 (12)	12 (11)	18 (14)	12 (5)	130 (120)
	累計	5 (6)	11 (13)	15 (20)	25 (38)	32 (46)	38 (55)	58 (64)	73 (78)	88 (90)	100 (101)	118 (115)	130 (120)	-

※下段()書きは前年度(平成30年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年3月末現在

NO.	発生日	事故情報		事故概要・発生防止策	再発防止策等	被災者	
		事業主体	発生施設			年齢	性別
1	R2.3.10	1. 都道府県	処理場	<p>事故類型</p> <p>2はさまれ・巻き込まれ</p> <p>最終が根地汚泥掻き寄せ機で駆動チェーンが操作室中、新しいチェーンを箱内の中間スプロケットへ掛け替えていた。緩めたチェーンを張るため、スプロケットからチェーンを持ち上げて立ち上がったところ、左手小指先端をスプロケットチェーンに挟まれた。</p> <p>必要に応じて足場の設置を行い、十分な作業スペースを確保することで、無理な体制での作業をなくし、作業に阻まれる全ての作業員が作業の状況を把握できるように十分な間隔を確保する。また、作業方法の検証や作業に携わる作業員の重さ等、様々なシミュレーションを行うことで、リスクの低減につなげる。</p>	被災者	43	男
							左小指指先切断(骨には異常なし)

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年3月末現在)

令和元年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平成30年度
		合計													
事業者主体	1. 都道府県	1	0	0	2	0	0	1	3	2	2	4	1	16	14
	2. 政令市	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	5	9
	3. 一般市	0	1	1	0	1	1	1	0	3	2	2	0	12	12
	4. 町村	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	2
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	1	3	1	1	1	5	5	5	5	7	1	36
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	2. マンホール	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	4	4
	3. 処理場	1	1	0	2	1	1	3	4	4	1	3	1	22	22
	4. ポンプ場	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	4	5
	5. その他	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	6	5
	合計	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36	37
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷事故	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36	37
	1. 墜落・転落	1	0	1	1	0	1	0	2	2	1	2	0	11	7
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	1	8	13
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1
	5. 転倒	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	0	0	2	1	0	0	1	1	2	2	0	9	6
合計	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36	37	
被災者数(人)	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	2
	2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33	31
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36	37
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-	-	

平成30年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		合計												
被災者数(人)	1. 自治体職員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	2. 委託先業者	3	0	1	3	4	4	3	4	3	1	3	2	31
	3. 第三者	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	合計(人)	3	3	2	4	4	4	3	4	3	2	3	2	37
累計	3	6	8	12	16	20	23	27	30	32	35	37	-	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)
(令和2年3月末現在)

令和元年度

(単位:件)

事業者主体	令和元年度													平成30年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1. 都道府県	1	1	1	0	0	0	1	1	3	1	0	4	13	11
2. 政令市	3	6	2	4	2	2	6	1	1	2	3	4	36	43
3. 一般市	2	3	0	5	6	6	7	7	5	4	7	3	55	65
4. 町村	0	0	0	1	0	0	2	2	1	0	1	0	7	7
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	10	3	10	8	8	16	11	10	7	11	11	111	126
工事分類														
1. 管きょ開削	1	9	0	5	6	6	7	6	6	5	6	2	59	79
2. 管きょ推進	3	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	0	8	13
3. 管きょシールド	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	9	7
4. 管きょその他	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	5	9
5. 処ボ土木建築	1	0	0	0	0	1	6	1	1	2	1	6	19	7
6. 処ボ機械電気	0	0	2	0	1	0	1	3	3	0	1	0	11	10
7. 処ボその他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	6	10	3	10	8	8	16	11	10	7	11	11	111	126
事故類型														
1. 墜落・転落	1	0	2	0	1	1	5	4	1	2	1	3	21	25
2. はさまれ・巻き込まれ	0	1	0	3	2	3	5	3	3	2	4	3	29	13
3. 飛来・落下	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	1	2	8	9
4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	4	5
5. 転倒	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	3	11
6. 激突	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	5	2
7. 土砂崩壊	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	8	5
8. 交通事故	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12-1. 公衆災害(人身)	3	2	1	0	0	0	2	1	0	1	1	0	11	4
12-2. 公衆災害(物損)	2	5	0	3	2	3	1	1	0	0	0	0	17	42
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	7
合計	6	10	3	10	8	8	16	11	10	7	11	11	111	126
被災者数(人)														
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7	2
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	70
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	19
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	7	12	12	100	91	91
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	-
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

平成30年度

(単位:人)

被災者数(人)	平成30年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
2. 重傷	2	4	5	10	3	5	5	8	10	7	8	3	70
3. 軽傷	1	1	1	9	1	0	1	2	0	2	1	0	19
合計(人)	3	5	6	19	4	5	6	10	10	9	11	3	91
累計	3	8	14	33	37	42	48	58	68	77	88	91	-
その他(民間発注工事など)													
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事故情報				被災者				
		事業者主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況
3月										
1	R2.3.3	1.都道府県	5.処ボ土木建築	-	現場内	水処理施設築造工事において、作業の支障となる仮設作業床を一時的に撤去していたが、再度足場が必要になったため、被災者が別の足場で仮設した。しかし足場板を固定していなかったため、その足場板に乗った際に、足場板ごと3.6m下の地面に落下した。	1.墜落・転落	56	男	胸骨・腰椎・左鎖骨・肋骨の骨折及び頭部から顔面
2	R2.3.6	1.都道府県	5.処ボ土木建築	-	現場内	ステップを登っていたところ、手が滑り1.8m下まで墜落した。	1.墜落・転落	52	男	右手首骨折、骨盤骨折
3	R2.3.6	1.都道府県	5.処ボ土木建築	-	現場内	梁上から梁型枠解体作業を確認していたところバランスを崩して2.0m下の地面へ落下した。	1.墜落・転落	51	男	左足捻挫、右足くるぶし骨折
4	R2.3.7	3.一般市	5.処ボ土木建築	-	現場内	階段を降りる際、下から2段目を踏み外し床に転倒した。	5.転倒	53	男	左大腿骨 転子部骨折
5	R2.3.10	1.都道府県	5.処ボ土木建築	-	現場内	型枠吊上げ作業中、横木が落下し作業員の顔面に直撃した。	3.飛来・落下	26	男	眼窩・鼻骨・頬骨の骨折
6	R2.3.10	2.政令市	3.管きょシールド	荷下ろし	現場内	セメント袋(2袋、約50kg)を地上から25m下の立坑内へ下ろす作業を作業員2名で行っていたところ、一人の作業員が重さに耐えきれず手を放したが、もう一方の作業員(被災者)は縦綱ロープを放さなかったため、ロープの摩擦により被災した。	4.切れ・こすれ	31	男	左手・人差し指・中指・薬指 骨折 右手・甲 骨折
7	R2.3.11	2.政令市	3.管きょシールド	-	現場内	バックホウの積荷を受けるためダンプトラックが後進した際、近傍で木杭の集積作業を行っていた作業員が働かれた。	2.はさまれ・巻き込まれ	57	男	肝臓傷、肋骨骨折、左上腕部筋損傷、腓骨骨折、肺挫傷
8	R2.3.14	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	コンクリート舗装工において、打設が完了したコンクリート舗装を作業員が飛び越えて着地した際、右膝の靭帯を損傷した。	14.その他	51	男	右足靭帯損傷
9	R2.3.24	2.政令市	3.管きょシールド	清掃作業 片付け作業	現場内	シールドトンネル入口付近で、排土管の撤去に際し管内に堆積していた掘削土を掃出すために管頭部を傾けようとしたところ、排土管を吊っていたロープが連続的に切れ全て排土管が落下し、トンネル入口から約25m奥で集めた注入後の清掃及び片付けを行っていた被災者2名に接触し負傷した。	3.飛来・落下	48 45	男 男	頭部打撲、頭部打撲 第3頸椎骨折、鼻骨骨折
10	R2.3.24	2.政令市	1.管きょ開削	管布設工	現場内	作業員が後方足下の転圧プレートに足を取られバランスを崩し踏み出した左足に、敷設板吊下げ移動中のバックホウが乗り上げた。	2.はさまれ・巻き込まれ	33	男	左足くるぶし・足の甲骨折
11	R2.3.31	3.一般市	5.処ボ土木建築	あと施工断補強工	現場内	コアボーリングマシンで削孔作業をはじめの際、集じん用バットが外れるのを防ぐため右手を添っていたところ、誤って回転するコアバットに接触したため、着用しているゴム手袋が巻き込まれ負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	59	男	右手首骨折

令和元年度 下水道に関する水質事故等発生状況について (令和2年3月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

水質事故等発生状況 (令和2年3月末現在)

[総括]	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
累計	1 (4)	3 (10)	6 (12)	11 (21)	18 (24)	19 (32)	24 (36)	30 (40)	33 (43)	34 (48)	40 (51)	41 (52)	-

[内訳]	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	1 (1)	0 (1)	1 (0)	2 (4)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (3)	0 (0)	1 (3)	3 (1)	0 (1)	10 (16)
2. 政令市	0 (0)	1 (2)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	12 (7)
3. 一般市	0 (3)	1 (3)	1 (0)	2 (4)	4 (1)	0 (7)	3 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (2)	2 (1)	1 (0)	17 (28)
4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
1. 管渠	0 (1)	0 (4)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	0 (2)	1 (2)	1 (2)	2 (1)	2 (2)	2 (1)	0 (0)	11 (19)
2. マンホール	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (6)
3. 処理場	1 (2)	1 (1)	0 (1)	2 (4)	2 (0)	1 (3)	2 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (2)	3 (2)	1 (0)	17 (19)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
5. その他	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (1)	0 (2)	2 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	9 (7)
合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (0)	1 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (0)	0 (1)	0 (1)	3 (2)	1 (0)	0 (1)	3 (2)	0 (1)	15 (17)
2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (1)	2 (1)	2 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	11 (9)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (2)	1 (1)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	0 (7)	2 (2)	2 (1)	0 (3)	1 (3)	2 (1)	0 (0)	15 (26)
合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (3)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (0)	3 (7)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	1 (4)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	4 (5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	0 (2)	1 (4)	2 (0)	1 (4)	3 (0)	1 (3)	1 (1)	3 (2)	1 (2)	0 (2)	2 (2)	0 (0)	15 (25)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (4)	1 (0)	0 (2)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	11 (2)
水質事故 合計	0 (2)	2 (6)	3 (2)	5 (7)	6 (1)	1 (7)	5 (4)	4 (4)	3 (2)	1 (4)	6 (3)	1 (1)	37 (43)
その他案件	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (9)
水質事故等 合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (52)
① 耐用年数経過	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	6 (5)
② 耐用年数以内	0 (2)	0 (2)	1 (0)	0 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	4 (12)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (2)	0 (2)	1 (1)	0 (3)	1 (2)	0 (2)	0 (0)	3 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (1)	0 (0)	10 (17)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()内数字は、前年度(平成30年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年3月末現在

NO.	発生日月	事故情報			事故概要・対応
		事業主体	発生施設	事故類型	
3月					
1	R2.3.25	3. 一般市	如理場	水質事故	①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) 特定事業場から基準を超過する汚水が流出。放流水を分析した結果、特定事業場の除害施設出口において14-ジワキサン26mg/lを検出した。
					施設からの放流を停止した後、塩素混和池から希釈して放流を再開。

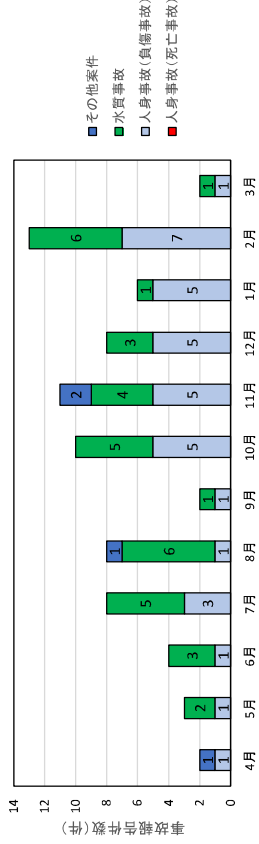
○令和元年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身事故(死亡事故)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人身事故(負傷事故)	1	1	3	1	3	1	5	5	5	5	7	1	36
水質事故	0	2	3	5	6	1	5	4	3	1	6	1	37
その他案件	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	4
合計	2	3	4	8	8	2	10	11	8	6	13	2	77

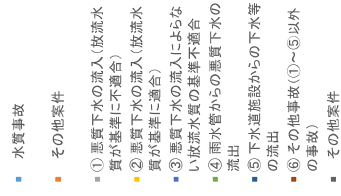
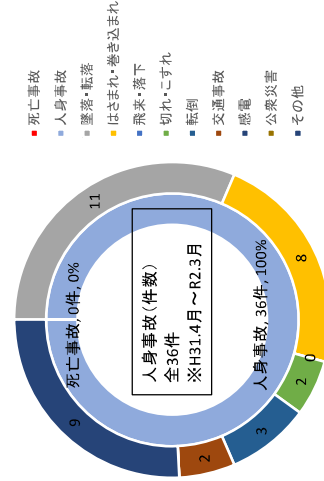
(参考)

H30年度	合計
0	0
37	37
43	43
9	9
89	89

令和元年度の月毎の事故発生件数



発生事故要因別事故件数

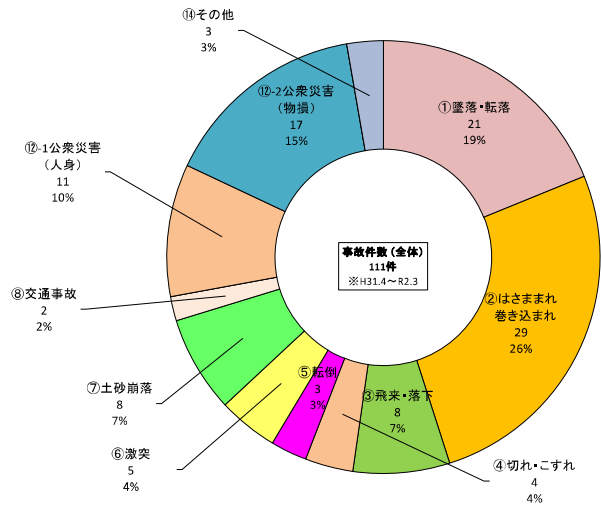
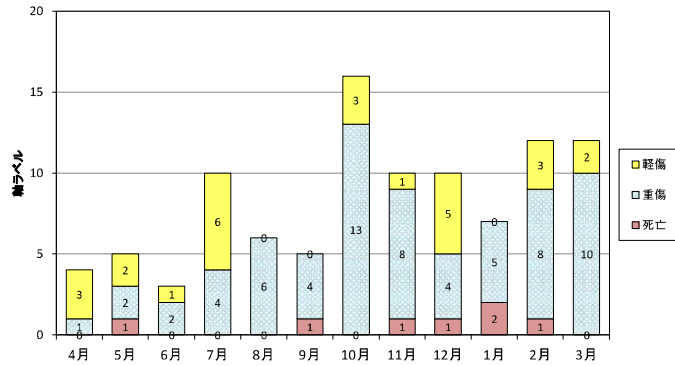


○令和元年度に国土交通省へ報告のあった工事事故者数

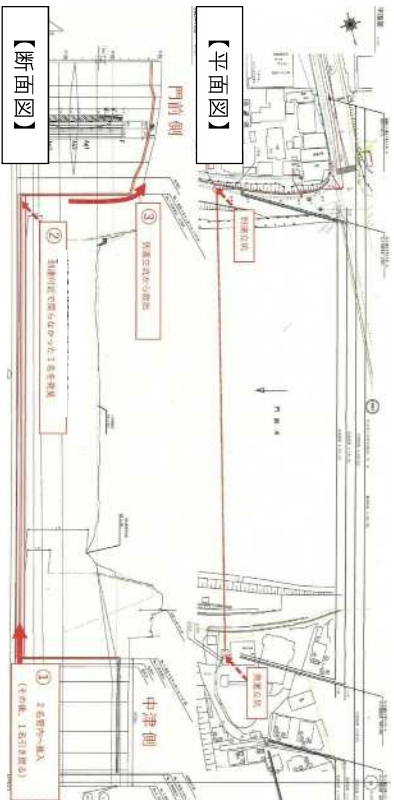
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
合計	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100

(参考)

H30年度
2
70
19
91



- 発生日：令和2年5月11日(月) 午前8時40分頃(想定)
- 発生場所：山口県岩国市
- 報道：あり
- 工事概要：推進工 L=233.3m φ800、立坑工 2箇所
- 事故内容：出来高管理写真撮影のため、作業員A、Bの2名が発進側（中津町側）立坑から管内へ進入。作業途中、異常を感じたBがAに発進側に避難しよう促し避難したが、その後Aが避難してこなかったため、作業員B、Cがガス検知器で安全を確認し到達側（門前町側）立坑から、作業員Dが発進側（中津町側）立坑から救出に向かったところ、到達側から約2.4mの位置でAを確認、緊急搬送されたが、急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡した。
また、救出に向かった作業員C、Dに加え、現場周辺の屋外で作業をしていた市民が気分不良を訴え病院へ搬送されたが、命に別状はなかった。



【状況写真】 到達立坑（門前町側）



※いずれの写真も事故発生前の状況（事故発生時、到達立坑の蓋は閉まっていた。）

事務連絡
令和2年6月4日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その3）について
（令和2年5月11日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故）

本年5月11日、山口県岩国市発注の推進工法による下水管路の布設工事において、写真撮影のために管内に進入した作業員1名、救出のため管内に進入した作業員2名の計3名が救急搬送され、うち1名が急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書（平成14年4月）」等を参考に、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

流域治水プロジェクトに関する取組の進め方

国水河計第16号
 国水環第26号
 国水治第30号
 国水下水第19号
 国水下水第12号
 令和2年6月10日

北海道開発局
 事業振興部長 殿
 建設部長 殿
 各地方整備局
 建政部長 殿
 河川部長 殿

水管理・国土保全局
 河川計画課長
 河川環境課長
 治水課長
 下水道部
 下水道事業課長
 流域管理官
 (公印省略)

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となっ
 て行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる
 関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める
 ことが必要である。

ついでには、各一級水系において、別紙により、「流域治水協議会」を設置のうえ、流域
 全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・
 公表し、流域治水を計画的に推進されたい。

また、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対して、本通知を周知されたい。

以下を基本として、「流域治水協議会」(以下、協議会)を設置のうえ、「流域治水プロ
 ジェクト」を策定・公表し、関係地方公共団体等と連携して取組を進める。

1. 協議会の趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の
 増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係
 者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進する
 ためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫
 減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防
 止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するた
 めの協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

各一級水系において、水系ごとに設置することを基本とする。ただし、円滑な協議の実
 施や構成員となる地方公共団体等の負担の軽減等の観点から、複数のブロックに分割して
 設置することや、既に設置されている「大規模氾濫減災協議会」、「流域総合治水対策協議
 会」等の枠組みを活用することなども検討の上、地域の実情に応じて適切に設置する。

協議会の名称は、既存の協議会の名称を用いるなど、「流域治水協議会」以外の名称を
 付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定する。

3. 協議会の構成員

関係する河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村を基本とし、必要に応じて、
 流域治水対策に関係する企業(利水ダム管理者等)等を追加する。

4. 協議会での取組事項

(1) 流域治水プロジェクトの策定・公表

気候変動への水害リスクへの増大に備え、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生
 した7水系において推進している「緊急治水対策プロジェクト」を参考に、戦後最大規模
 の洪水などの具体的な目標を設定し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を共有、検討
 のうえ、以下内容の記載を基本とした水系ごとの流域治水プロジェクトを、令和2年度末
 までに策定し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

1) 河川に関する対策

国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況
 等を確認・点検し、記載する。

2) 流域に関する対策

以下の事項を参考に、流域の特性に応じて、これまでの取組の状況等の共有のほか、
 各構成員がそれぞれ又は連携して実施する具体的な施策を検討し、記載する。

- ① 下水道に関する対策
 - ・雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等
- ② 流出抑制に関する対策
 - ・防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備
 - ・民間事業者や住民による流出抑制対策（建物内貯留や各戸貯留等）への支援
 - ・自然地の保全
- ③ 土地利用や住まい方に関する対策
 - ・災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導
 - ・家屋移転、宅地かさ上げ等への支援
- ④ 浸水拡大抑制に関する対策
 - ・盛土構造物の保全、二線堤の整備
- ⑤ 利水ダムに関する対策
 - ・事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備

3) 避難・水防等に関する対策

情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、記載する。

(2) フォローアップ

流域治水プロジェクト策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、対策の実施状況を確認する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。

5. 留意事項

令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が全ての都道府県において解除されたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等の方針が示されたところである。

本協議会の実施にあたっては、WEB会議システム等を最大限活用するなど、適切な開催を図られたい。

参考

〇〇川流域治水協議会 規約

(注) あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

(設置)

第〇条 「〇〇川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第〇条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、〇〇川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 〇〇川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、広く住民等へ周知を図る視点から、各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

国水河計第17号
国水環第27号
国水治第31号
国水下事第20号
国水下流第14号
令和2年6月10日

各都道府県・政令指定都市土木担当部長・下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
下水道部
下水道事業課長
流域管理官
(公印省略)

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となつて行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める必要があります。

これを踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとしました。

つきましては、本協議会等に参加するなどして、流域治水に取り組まれるようお願いいたします。また、この旨、貴管内関係市町村にも周知願います。

○地下空間が高度に利用されている地域のうち、水位周知下水道指定地域における浸水被害の報告様式

【様式1】

■水位周知下水道の出水状況

1) 現在、内水氾濫危険水位を超えている下水道

都道府県	下水道管理者 (市町村名)	排水区等	浸水が想定される 地下街・地下施設	内水氾濫危険水位の 到達日時

2) 内水氾濫危険水位を超えたが現在下回った下水道

都道府県	下水道管理者 (市町村名)	排水区等	浸水が想定される 地下街・地下施設	内水氾濫危険水位の 到達日時

■被害状況

都道府県	下水道管理者 (市町村名)	水位周知下水道 (排水施設の名称)	排水区等	浸水が想定される 地下街・地下施設	浸水家屋数		浸水面積 (約㎡)	水位周知下水道施設の 被害状況
					床上 (戸)	床下 (戸)		

※注) 地下街への浸水があった場合は、別添、被害状況を記入すること。

問合せ：水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 森川
 代表：03-5253-8111 内線24-314
 直通：03-5253-8432

事務連絡
 令和2年6月11日

福岡市道路下水道局計画部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
 流域管理官付 課長補佐

水位周知下水道指定地域における浸水被害の報告について

近年、従来の想定を超える降雨による浸水被害が頻発していることから、想定最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、水位を周知する下水道を指定し、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位（内水氾濫危険水位）に達した場合には、内水氾濫危険情報を関係者に通知・周知する水位周知下水道制度を、平成27年の水防法改正で創設しました。

貴市においては、令和2年5月28日に水防法の規定に基づき、水位周知下水道の指定を行ったことから、水位周知下水道指定地域における浸水被害の状況等について必要な内容を把握するため、下記のとおり速やかに報告を行うようお願いします。

記

- 報告の目的
 水位周知下水道指定地域に浸水被害が発生した場合における被害状況及び水位周知下水道の出水状況を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。
- 報告の内容
 別添の【様式1】に必要事項を記入の上、内水氾濫危険水位に到達した場合には、ご報告をお願いします。
- 報告の項目
 - 水位周知下水道の出水状況
 - 報告時点で、内水氾濫危険水位を超えている下水道
 都道府県・市町村名、排水区等、浸水が想定される地下街・地下施設、内水氾濫危険水位の到達日時
 - 内水氾濫危険水位を超えたが報告時点で下回った下水道
 都道府県・市町村名、排水区等、浸水が想定される地下街・地下施設、内水氾濫危険水位の到達日時
 - 被害状況
 都道府県・市町村名、排水区等、浸水が想定される地下街・地下施設、浸水家屋数（床上・床下）、浸水面積、水位周知下水道施設の被害状況
 ※注) 地下街への浸水があった場合は、その被害状況

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

PRTR制度における届出及び化学物質管理計画の策定について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。))に基づき、一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

ただし、令和2年度の当該制度における届出については、令和2年6月12日に公布・施行された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令等に基づき、**新型コロナウイルス感染症の事由により提出期限が令和2年7月31日までに延長**されておりますので合わせてお知らせいたします。

つきましては、PRTR制度の確実な運用を図るため、「化管法の対象となる下水道事業者判定フロー」(別紙1)に基づき、届出の必要性の有無を確認し、届出に万全を期すようお願いいたします。詳細は、「化管法の対象となる下水道事業者とその責務」(別紙2)を参照して下さい。

また、届出に際しては、「PRTR届出提出前の確認事項」(別紙3)に基づき、届出内容の確認をお願いします。

なお、下水道事業者の届出の一部については、紙面又は磁気ディスクによる届出が行われているところですが、特に紙面による届出の事務処理には多くの労力を要し支障となっています。PRTR届出事務全体の効率化の観点から、「電子届出の促進について」(別紙4)を参照し、原則、インターネットブラウザによる電子届出を活用いただきますようお願いいたします。

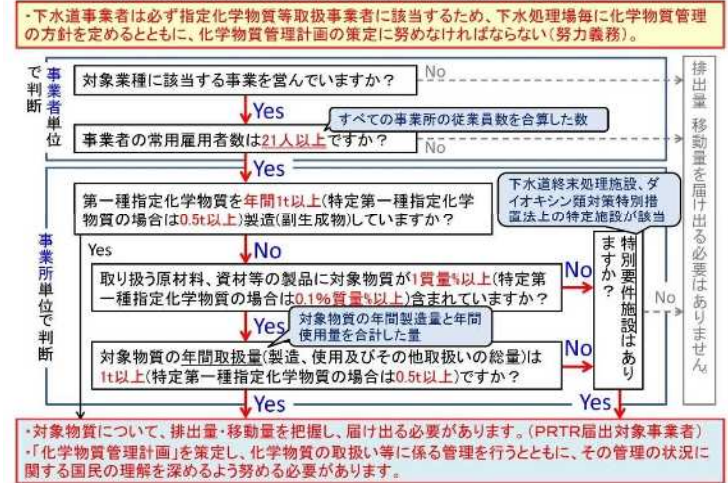
さらに、下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、化学物質管理計画が必要であることから、下水道終末処理施設を設置する下水道事業者のうち化学物質管理計画を未策定の団体においては、「化学物質管理計画の策定」(別紙5)を参照し、**早期に策定していただく**ようお願いいたします。なお、**日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、容易に化学物質管理計画を策定できる簡易様式**(別紙6)を作成しましたので参考として下さい。

今後、**化学物質管理計画の策定状況についてフォローアップしてまいります**のでよろしくお願いたします。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村(政令市を除く)に対して、この旨周知方よろしくお願いたします。

連絡先 国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 赤道
tel:03-5253-8432 E-mail: akamichi-m26b@mlit.go.jp

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる下水道事業者 判定フロー

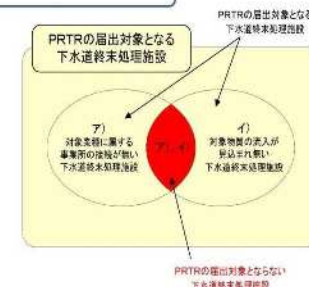


特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる下水道事業者 PRTR届出対象除外要件

・下水道事業者は、以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、**排出量等の届出は不要として運用しています。**

ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと
下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなす。

イ) 対象物質の流入が見込まれないこと
過去に行われた放流水の水質測定において、対象物質が検出されなかった場合を意味する。

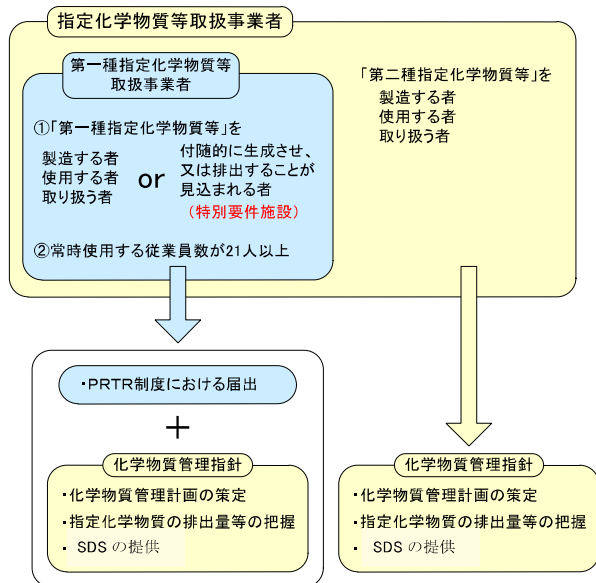


特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
の対象となる下水道事業者とその責務

1. 対象事業者の責務

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、化学物質排出把握管理促進法、又は化管法）では、同法で指定されている第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取扱等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」としています。さらに、同様に化管法によって指定されている第二種指定化学物質を製造、使用その他業として取扱等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者と「第一種指定化学物質等取扱事業者」を合わせて「指定化学物質等取扱事業者」としています。

「第一種指定化学物質等取扱事業者」はP R T R制度の対象事業者となるため、対象物質について、排出量・移動量を把握し、届け出る必要があります。さらに、「指定化学物質等取扱事業者」でもあることから、化学物質管理指針¹⁾に留意し、「化学物質管理計画の策定」、「指定化学物質の排出量等の把握」、「SDSの提供」を行うことによって、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。



出典「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案) 平成 23 年度版」等をもとに国土交通省作成

図 1-1 指定化学物質等取扱事業者の分類と責務

¹⁾ 化学物質管理指針：指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

2. 対象となる下水道事業者

2.1. 対象事業者の判定

化管法に基づく P R T R の届出対象事業者であるかどうか、また、排出量・移動量の算出・届出の対象となる物質が何かを判定するには、

- ① 事業者の業種
 - ② 常時使用する従業員の数
 - ③ 当該事業者が有する事業所における対象物質の年間取扱量¹⁾
- または、
- ④ 特別要件施設の有無²⁾

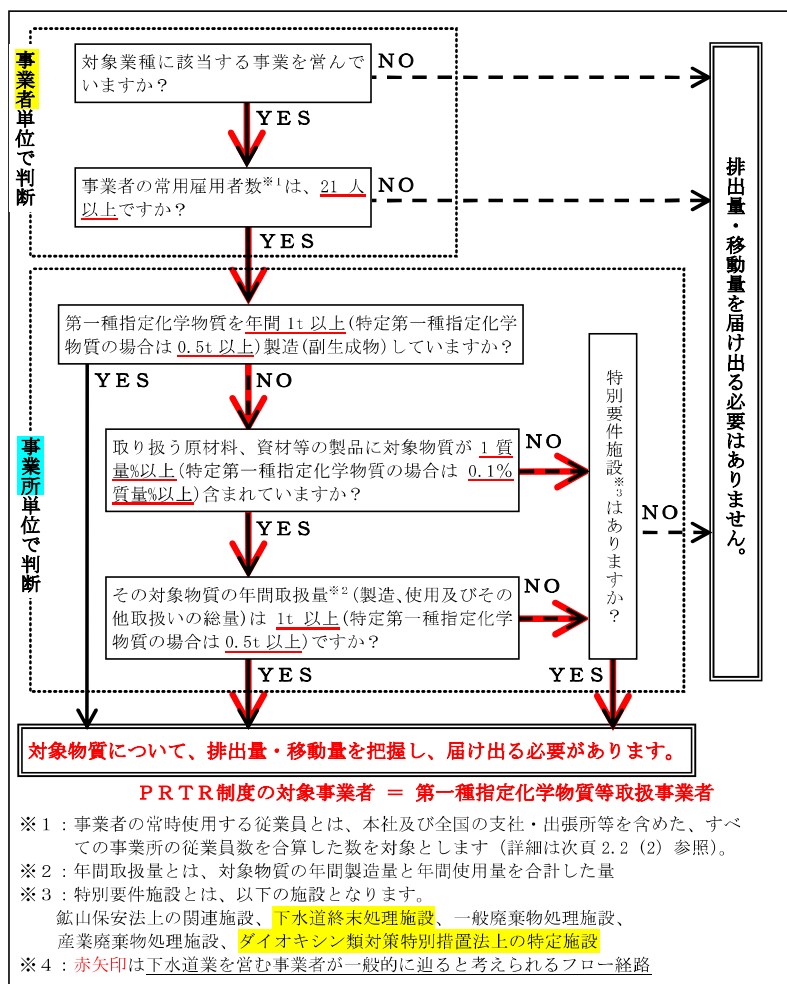
により判定されます。

下水道事業者のうち、下水処理場を設置している者、又は事業活動に伴って所定の質量の第一種指定化学物質等を取り扱う事業所を有している者であって、常時使用する従業員の数が 21 人以上である者は、対象事業者となります。

具体的には図 2-1 に従い、要件に該当する事業者は、**PRTRの届出対象事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）**となります。

¹⁾ 法第 2 条第 5 項第 1 号に該当する事業者は、年間取扱量により届出対象事業者となる。法に基づく、年間取扱量は「製造量」、「使用量」、「その他取扱量」の合計となる。用語の意味は以下に示す。
・年間取扱量…年度内 1 年間(年度初め 4 月～年度末 3 月)に取り扱った対象物質の量のことで、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量
・年間製造量…年度内 1 年間に化学反応、精製等により作り出される対象物質の量
・年間使用量…年度内 1 年間に原材料、資材等に含まれる対象物質を事業所内で用いる量
なお、年度途中から対象業種に含まれる事業を開始した場合の年間取扱量、年間製造量、年間使用量は、事業を開始した時点から当該年度の 3 月末までの期間で算出すること。

²⁾ 法第 2 条第 5 項第 2 号に該当する事業者は、特別要件施設の有無により届出対象事業者となる。事業活動に伴って付随的に対象物質を生成、または排出することが見込まれる事業者はこれに該当する。



出典) 経済産業省ホームページ等をもとに国土交通省作成

図 2-1 判定フロー

2.2. 対象事業者判定における留意事項

(1) 業種の判定

下水道事業者は、化管法の政令で定めた対象業種のうちの「**下水道業**」に該当します。

(2) 常時使用する従業員の数の判定

事業者の常時使用する従業員の数が21人以上の場合、対象事業者となります。**ここでの常時使用する従業員とは本社及び全国の支社・出張所等を含めた全ての事業所の従業員の数の合計**であり、下水道事業者においては、**地方公営企業の場合は、当該企業の全職員が該当し、それ以外の場合にあっては、当該地方公共団体の全職員が該当**します。従って、下水処理場を設置している下水道事業者が従業員の数が21人以上という要件から外れるケースは、非常に少ないと想定されます。

なお、届出書「本紙」にも従業員数を記載する箇所がありますが、こちらは「事業所(下水処理場)」の従業員数になります。対象事業者の判定で使用する「事業者(地方公営企業や地方公共団体)」の従業員数とは異なる点にご注意ください。

表 2-1 国や地方公共団体の従業員数の考え方

事業者	従業員数
国※1	全職員数(省庁単位)
自衛隊駐屯地、基地等	全職員数(駐在地等単位)
独立行政法人等	全職員数(法人単位)
国立大学	全職員数(大学単位)
国立(診療所含む)	全職員数(病院単位)
都道府県	全職員数(都道府県単位)
市町村	全職員数(市町村単位)
地方公営企業※2	全職員数(公営企業単位)
一部事務組合	全職員数(組合単位)
公立大学	全職員数(大学単位)
公立病院(診療所含む)	全職員数(病院単位)
【参考】民間企業	全職員数(事業者単位)

※1 自衛隊駐屯地、基地等を除く。

※2 地方公共団体の経営する企業のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の規定の適用を受けるもの。

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第4.2版)」より抜粋

(3) 対象物質の年間取扱量の判定（事業所単位）

対象物質の年間取扱量は事業所ごとに算出します。使用量・取扱量等の変動や事業内容の変更、排出削減対策の実施などにより、届出対象となる事業所や物質が変わる可能性があるため、年間取扱量（4月から翌年3月までの一年間）の判定は毎年行う必要があります。

表 2-2 に示す指定量以上の年間取扱量の対象物質が一つ以上ある場合は、届出対象事業者となり、年間取扱量が指定量以上の対象物質が、排出量・移動量の届出の対象となります。

なお、対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の判別や事業所毎の対象物質の年間取扱量の算出手順については、P12「PRTR関連情報の入手先」からマニュアル等を入手の上、活用頂きたい。

表 2-2 事業所ごとの対象物質の年間取扱量の要件

対象物質の種類	特定第一種	第一種
使用する原材料、資材等の形状	廃棄物・天然物・再生資源及び一般消費者の生活用品以外の、主に気体・液体・粉体の製品(非密閉)	
使用する原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率	0.1 質量%以上	1 質量%以上
対象物質の年間取扱量	0.5 t/年以上	1 t/年以上

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」等をもとに国土交通省作成

(4) 特別要件施設の判定（事業所単位）

次に示す特別要件施設がある場合には、PRTRの届出対象事業者に該当します。下水道事業者は通常イに該当し、「ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設」となっている下水道終末処理施設は、イに加えエも該当する場合があります。

- ア 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者 → 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施
- イ **下水道業を営む事業者** → **下水道終末処理施設**
- ウ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者 → 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設
- エ **いずれかの対象業種を営む事業者** → **ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設**

届出対象物質は、特別要件施設から排出される排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質（水質汚濁防止法の排水基準項目のうちPRTR対象物質に該当する物質、ダイオキシン類）で、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 特別要件施設（下水道事業者関連のみ）の対象物質（R2.4 現在）

対象事業所	把握対象	届出対象物質
下水道終末処理施設が設置されている事業所	公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す 30 物質 (別資料「PRTR制度における届出について」を参照) ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合)
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所	大気基準適用施設にあっては当該施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出量 水質基準適用事業場にあっては当該事業場からの排水に含まれるダイオキシン類の排出量 廃棄物焼却炉である特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の排出量及び移動量	ダイオキシン類
注)水質汚濁防止法の排水基準項目:排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)別表第一に掲げる排水基準項目及び別表第二に掲げる排水基準項目を指す。 (参考:別表第一のうち 26 物質(ただし、有機燐化合物の一部を除く。)及び別表第二のうち 4 物質(銅、亜鉛、マンガン、クロム)が、次の第一種指定化学物質に該当。)		

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」等をもとに国土交通省作成

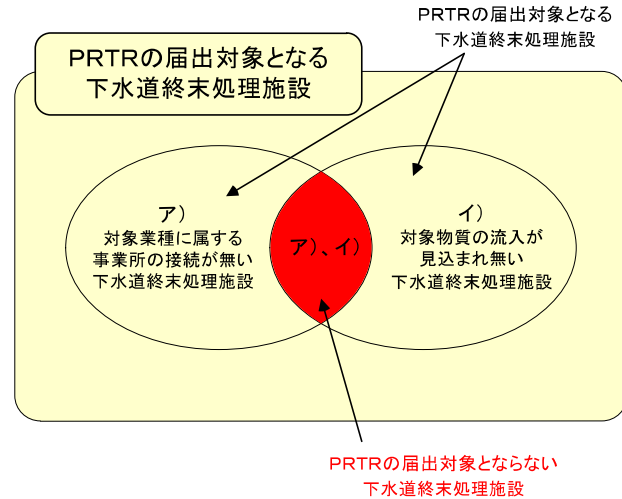
また、下水道事業者は、以下の**いずれにも**該当することが確認できた下水道終末処理施設については、**排出量等の届出は不要として運用しています。**

ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと

下水道使用者のリストから判断するものとし、**いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなす。**

イ) 対象物質の流入が見込まれないこと

過去に行われた放流水の水質測定において**対象物質が検出されなかった場合**を意味する。



出典「PRTR排出量等算出マニュアル(第4.2版)」等をもとに国土交通省作成

図 2-2 下水道事業者におけるPRTR届出対象除外要件

但し、下水道業を営む事業者が、**自らPRTRの対象物質を使用しており、その年間取扱量が1t(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t)を超える場合は、届出が必要となります。**なお、同様の考えから、もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併処理浄化槽についても、届出は不要としているところです。

表 2-4 対象業種一覧

1 金属鉱業	4 電気業	21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
2 原油・天然ガス鉱業	5 ガス業	22 医療業(注1)
3 製造業	6 熱供給業	23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
a 食料品製造業	7 下水道業	24 自然科学研究所
b 飲料・たばこ・飼料製造業	8 鉄道業	
c 繊維工業	9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	
d 衣服・その他の繊維製品製造業	10 石油卸売業	注1: 2008(平成20)年の法施行令改正により、2010(平成22)年度からの排出・移動量の把握、2011(平成23)年度からの届出の対象に追加。
e 木材・木製品製造業	11 鉄スクラップ卸売業 [*]	注2: 公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。
f 家具・装備品製造業	* 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。	注3: 日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠した業種分類
g パルプ・紙・紙加工品製造業	12 自動車卸売業 [*]	
h 出版・印刷・同関連産業	* 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。	
i 化学工業	13 燃料小売業	
j 石油製品・石炭製品製造業	14 洗濯業	
k プラスチック製品製造業	15 写真業	
l ゴム製品製造業	16 自動車整備業	
m なめし革・同製品・毛皮製造業	17 機械修理業	
n 窯業・土石製品製造業	18 商品検査業	
o 鉄鋼業	19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	
p 非鉄金属製造業	20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	
q 金属製品製造業		
r 一般機械器具製造業		
s 電気機械器具製造業		
t 輸送用機械器具製造業		
u 精密機械器具製造業		
v 武器製造業		
w その他の製造業		

(留意事項)

- ① 「国や地方公共団体等の公務」は、実際に行われる業務の外形に着目して業種の分類を行い、分類された業種が対象業種に該当すれば、届出の対象となります。
- ② 業種分類は日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠しています。
- ③ 「その他の製造業」は、日本標準産業分類(平成5年改定)の中分類34に分類されるものが該当します。具体的には、貴金属製品製造業、楽器製造業、玩具・運動用具製造業などが含まれます。
- ④ 自動車整備業の登録はしておらず、専ら自動車部品やカーアクセサリーの販売を行っている事業者が、部品の修理サービスを行い、それに伴ってカーエアコン等からフロンの抜き取りなどを行っている場合でも、当該事業者は「自動車部分品・付属品小売業」であり、対象業種には該当しません。
- ⑤ 発電所が建設工事中の場合は、未だ「電気業」を営んでいるとは考えられませんので、他の対象業種に属する事業を行っていないければ、対象業種には該当しません。
- ⑥ 蒸蒸業者との契約に基づき蒸蒸庫を貸している事業者は、倉庫業を営んでいますので、対象業種に該当します。

3. 化管法における下水道事業者の責務

化管法の対象となる下水道事業者に課せられる責務⁴⁾は、以下のようなものがあります。

① PRTR制度における届出

一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、国土交通大臣に届け出なければならない。(化管法第5条)

さらに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、罰則として20万円以下の過料が科せられる。(化管法第25条第1項)

② 化学物質管理計画の策定

下水道終末処理施設を設置する下水道事業者は、国の定める化学物質管理指針に留意して、化学物質管理の方針及び化学物質管理計画の策定・実施を行うなど、化学物質等の使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。(化管法第4条)

③ 指定化学物質の排出量等の把握

指定化学物質等取扱事業者である下水道事業者は、指定化学物質の管理の改善に資するため、指定化学物質の排出量等を把握すること。(化学物質管理指針)

④ SDSの提供

下水道事業者は、指定化学物質等を含有する製品を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その性状及び取扱いに関する情報(SDS)を相手方に提供しなければならない。(化管法第14条)

4. 下水道事業者が届出を行う対象物質

下水道事業者の届出対象物質は、「下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となっている第一種指定化学物質」(化管法施行規則第4条第1号ニ)となっており、具体的には表3-1に掲げる30物質及びダイオキシン類の排出量について届け出る必要があります(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設となっている下水道終末処理施設の場合のみ)。これらの物質の排出量は、**算定結果が0.0であっても届け出る必要があります。**

都道府県の判断により下表に示す30物質及びダイオキシン類以外のPRTRの対象物質で水質検査の対象に加えられている物質(いわゆる「横出し」規制物質)については、届出の必要はありません。

表 3-1 下水道法水質測定項目(30物質)(R2.4現在)

物質名	政令番号		物質名	政令番号	
	H23届出以降	H22届出以前		H23届出以降	H22届出以前
1 亜鉛の水溶性化合物 <亜鉛及びその化合物>	1	1	16 水銀及びその化合物 <水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物>	237	175
2 O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN) <有機磷化合物>	48	37	17 セレン及びその化合物	242	178
3 カドミウム及びその化合物	75	60	18 テトラクロロエチレン	262	200
4 クロム及び三価クロム化合物 <クロム及びその化合物>	87	68	19 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	268	204
5 六価クロム化合物	88	69	20 銅水溶性塩(錯塩を除く。) <銅及びその化合物>	272	207
6 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	113	90	21 1,1,1-トリクロロエタン	279	209
7 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。) <シアン化合物>	144	108	22 1,1,2-トリクロロエタン	280	210
8 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	110	23 トリクロロエチレン	281	211
9 四塩化炭素	149	112	24 鉛化合物 <鉛及びその化合物>	305	230
10 1,4-ジオキサン	150	113	25 砒素及びその無機化合物 <砒素及びその化合物>	332	252
11 1,2-ジクロロエタン	157	116	26 ぶつ化水素及びその水溶性塩 <ぶつ素及びその化合物>	374	283
12 1,1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	158	117	27 ベンゼン	400	299
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	159	118	28 ほう素化合物 <ほう素及びその化合物>	405	304
14 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	179	137	29 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	406	306
15 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	145	30 マンガン及びその化合物 <マンガン及びその化合物(溶解性)>	412	311

※物質名は、政令名を記載。但し、化管法における第一種指定化学物質と下水道法の水質測定項目が完全に一致しない場合は、下水道法の化学物質名を< >書きで記載。

※「鉛化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「鉛及びその化合物」

※「ほう素化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「ほう素及びその化合物」

※「1,4-ジオキサン」は平成24年度把握・平成25年度届出分以降届出が必要

⁴⁾ 「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)平成23年度版」より抜粋

4. 1. P R T R 制度の届出物質に関する留意事項

(1) フェノール類の取り扱い

下水道法、水質汚濁防止法等の測定項目では「フェノール類」が水質検査の対象となっていますが、これにはP R T Rの対象物質である「フェノール」、「クレゾール」及び「ピロカテコール」を含む多様な物質が含まれており、それぞれの分別が困難であること等にかんがみ、いずれについても届出の必要はありません。

(2) 汚泥による排出量等の取扱

特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目となっている対象物質以外に、自主的に行った汚泥中の化学分析等の結果を用いた排出量等の届出は必要ありません(届出を行わないでください)。

但し、下水道業を営む事業者が、自ら対象物質を使用しており、その年間取扱量が1t(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t)を超える場合は、届出が必要となります。

(3) 排出量等の把握について

他法令で測定義務があるにもかかわらず、実際には対象物質の濃度を測定していない場合でも、その対象物質の排出量・移動量を把握する必要があります。

(4) 「溶解性」の水質測定項目の取り扱い

マンガン及びその化合物(物質番号 412)等*については、下水道法、水質汚濁防止法等の水質測定項目としては「溶解性」のものに限定されており、対象物質の範囲と他法令における測定項目の記載にズレがありますが、このような場合は、「溶解性マンガン」についての測定結果をそのまま用いて、「マンガン及びその化合物」の排出量を算出して差し支えありません。(なお、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」(国土交通省年・地域整備局下水道部、平成17年8月)の中でサンプリング調査等を行い、一定の排出係数が設定されています。)

※「マンガン及びその化合物」とそれ以外に該当する物質は以下になります。

- ・「亜鉛の水溶性化合物」(←法定測定項目は「亜鉛及びその化合物」)
- ・「クロム及び三価クロム化合物」(←「クロム及びその化合物」)
- ・「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)」(←「シアン化合物」)
- ・「水銀及びその化合物」(←「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」)
- ・「銅水溶性塩(錯塩を除く)」(←「銅及びその化合物」)
- ・「砒素及びその無機化合物」(←「砒素及びその化合物」)
- ・「ふっ化水素及びその水溶性塩」(←「ふっ素化合物」)
- ・「ほう素化合物」(←「ほう素及びその化合物」)
- ・「マンガン及びその化合物」(←「マンガン及びその化合物(溶解性)」)

(5) 「有機燐化合物」の取り扱い

下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNの総量で「有機燐化合物」として測定していますが、この場合、「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」(物質番号48)の排出量を算出しても、差し支えありません。なお、P R T Rの届出を行うべき物質は、「有機燐化合物」ではなく、「EPN」です。

(6) 「塩化第二鉄」の取り扱い

塩化第二鉄を凝集剤として使用している場合、凝集剤として投入した塩化第二鉄が排水中で全て沈殿物となり、排水中に塩化第二鉄が存在しない場合には、公共用水域への排出量は「0」として届出してください。

一方、沈殿物の中に塩化第二鉄が含まれている場合には、その塩化第二鉄の量を移動量として届出していただく必要(凝集剤として投入した塩化第二鉄が全て沈殿物に含まれる場合には、投入した量を移動量として届出してください。)がありますが、化学反応により塩化第二鉄が全て別の物質(P R T Rの対象物質以外の物質)に変化した場合には、移動量は「0」として届出してください。

なお、塩化第二鉄は特別要件施設において、他法令に基づく測定対象物質以外のP R T R対象物質のため、法令上の指定量以上ある場合に排出量・移動量の届出が必要となります。

5. P R T R 届出の方法

5. 1. 参考となる手引き・マニュアル

P R T R届出を行う際、届出方法や排出量・移動量などの算出方法など届出に関する必要な情報は下記の資料に記載されています。

- ✓ P R T R 排出量等算出マニュアル
 - ・ P R T R 制度の意義
 - ・ 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順
 - ・ 排出量・移動量の基本的な算出手順
 - ・ 特別要件施設の判定、特別要件施設からの排出量・移動量の算出手順
 - ・ 届出の仕方
 - ・ その他(Q & A、用語集、法令集など)
- ✓ P R T R 届出の手引き ～届出書の作成・提出の方法について～
 - ・ 電子、磁気ディスク、書面による届出の方法
 - ・ 変更届出の方法(届出を行った後、その届出内容を変更(修正)する手続方法)
 - ・ 取下げ願いの方法(届出を行った後、その届出を取り消す手続方法)
 - ・ その他(対象化学物質一覧、業種コード・届出先一覧など)

上記手引き・マニュアルはP 1 2「P R T R 関連情報の入手先」にある経済産業省及び環境省のP R T R 関連ホームページ、または独立行政法人製品評価技術基盤機構(N I T E)のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

P R T R 関連情報の入手先

経済産業省及び環境省の P R T R 関連ホームページには、

- 化学物質排出把握管理促進法についての紹介
- P R T R 制度の紹介
- 排出量・移動量の算出方法（P R T R 排出量等算出マニュアルほか）
- Web 上で届出書（PDF 形式ファイル）を作成する「PRTR 届出作成支援システム」や、オンラインで 24 時間いつでも届出手続きが可能な「電子届出システム」など、届出に関する必要な情報が掲載されておりますので、ご活用ください。

□経済産業省ホームページ「化学物質排出把握管理促進法」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

□環境省ホームページ「PRTRインフォメーション広場」

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のホームページにおいても、参考となる情報が掲載されています。

□NITE化学物質管理センターホームページ「化学物質管理 化管法関連情報」

http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

また、国土交通省のホームページには、化管法に基づく届出に係る公表データをもとに、下水道からの様々な化学物質の排出量を把握するとともに、化学物質管理計画の策定や情報の提供・リスクコミュニケーションを進めるための具体的な手法を示したガイドライン（案）を策定しています。

□国土交通省ホームページ「水管理・国土保全局下水道部 審議会・委員会」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000447.html

下水道における水系水質リスク対応検討会

- 下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン（案）（H23.6）
- 資料編
- 付録

P R T R 届出提出前の確認事項（下水道事業者版）

届出書（様式 1）「本紙」（1）

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
① 提出日	窓口への提出日（郵送の場合は投函日、電子による届出の場合は届出ファイルの送信日）は記入したか。			
② あて先	届出先（主務大臣）	「国土交通大臣」を選択したか。	—	—
	届出先（都道府県知事等）	⑧で選択した「主たる事業」に対応する大臣か。「東京都知事」など、提出窓口となる自治体首長か。事業所が存在する政令指定都市等が提出先となっている場合、「横浜市長」などとしたか。		
③ 届出者	郵便番号	提出日時点の地域で通常使われている郵便番号か。大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。		
	住所	提出日時点の事業者の住所（法人にあっては登記上の本社）としたか。		
	氏名（法人にあっては名称）	法人の場合、提出日時点の法人名（登記上の名称）及び法人の代表者名（登記している）を記入したか。		
	ふりがな	ふりがなを記入したか（書面届出のゴム印使用時に注意）。		
	代理人	化学物質の管理・責任を有する者か。法人内部で委任行為をした者か。代理人役職を記入したか。		
④ 事業者の名称	書面による届出は、押印または自署があるか。磁気ディスクによる届出では、提出票に押印または自署があるか。（コピー不可）	—		
	法人の場合、把握年度 4 月 1 日時点の法人名（登記上の名称）としたか。ふりがなを記入したか。（書面届出のゴム印使用時に注意）			
⑤ 事業所の名称	把握年度 4 月 1 日時点の工場、事業場の名称としたか。また、事業者名称は省略しているか。ふりがなを記入したか。（書面届出のゴム印使用時に注意）			
	把握年度 4 月 1 日時点の地域で通常使われている郵便番号か。大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。ふりがなを記入したか。			
⑥ 事業所の所在地	把握年度 4 月 1 日時点の事業所の従業員数としたか。事業者全体の従業員数ではない。			

届出書（様式1）「本紙」（2）

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
⑧ 事業所において行われる事業が属する業種	「主たる事業」は、「下水道業」を選択したか。下水道「事業」業は誤りです。			
⑨ 第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙の枚数を記入したか。	—	—	
⑩ 法第6条第1項の請求に係るものであることの有無	「有」「無」のいずれかを選択したか。秘密情報の請求を行わない場合は「無」である。			
⑪ 担当者	届出内容を把握している担当者か。			
	ふりがなを記入したか。			

届出書（様式1）「別紙」

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
① 別紙番号	「第一種指定化学物質」の号番号（物質番号）の順番（昇順）に並べ、1から順に連続する番号としたか。	—	—	
② 第一種指定化学物質の号番号・名称	正しい号番号、名称を使用したか。			
	記入した化学物質に誤りはないか。化学物質の名称に対応する号番号を記入したか。			
④ ⑤ 排出量・移動量	『ロ 公共用水域への排出』の欄に記入する排出先名は、経済産業省、環境省、NITEのホームページにある「公共用水域の名称」 ^{注1} から選択したか。			
	排出量、移動量は、有効数字2桁で記入したか。 (例:「12.2」→「12」、「1,875」→「1,900」と記入) ダイオキシン類の場合、少数以下でも有効数字2桁としたか。 (例:「0.000364」→「0.00036」「0.103」→「0.10」)	—	—	
	排出量及び移動量の全ての項目について、空欄はないか。(排出量がない項目についても「0.0」と記入)			
	過去に届け出た排出量等の数字と比較して、妥当な数字であるか。計算間違いによる桁違いなどはないか。			
	排出量及び移動量の合計が取扱量を超えていないか。			
	『下水道終末処理施設の名称』は経済産業省、環境省、NITEのホームページにある「下水道終末処理施設の名称」 ^{注2} から選択したか。			
	『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の移動量がある場合は、『廃棄物の処理方法』又は『廃棄物の種類』で該当する項目を選択したか。			
	『ロ 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、製品や有価物の量が記入されていないか。			
『ロ 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、製品や有価物の量が記入されていないか。②に記入した物質ではないものに変化した量が含まれていないか。				

注1:NITE ホームページ 公共用水域の名称(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/waterarea.html>)注2:NITE ホームページ 下水道終末処理施設の名称(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/sewageplant.html>)

その他

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
① 様式	最新の様式を使用したか。なお、磁気ディスク届出、及び書面届出を選択した場合は、可能な限り「PRTR届出作成支援システム ^注 」を使用して届出書を作成してください。			
② 届出提出	書面による届出は、様式第1の本紙と全ての別紙（別紙については別紙番号順に）を重ね、左上1箇所をホチキスで綴じたか。	—	—	
	磁気ディスク届出は、磁気ディスクに必要な事項を記入したラベルを貼付したか。	—		—
③ 変更届出	書面による変更届出は押印または自署があるか。（届出者が法人の場合）	—	—	
	磁気ディスクによる変更届出では、提出票と内容変更依頼書に押印または自署があるか。（届出者が法人の場合）	—		—
④ 特別要件施設（下水道終末処理施設）における届出対象物質	平成25年度（平成24年度把握分）より法令改正のため、「1,4-ジオキサン」を追加した内容で届出を提出する必要があります。「1,4-ジオキサン」に関する別紙の提出はありますか。			
	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合、「ダイオキシン」を追加した内容で届出を提出する必要があります。「ダイオキシン」に関する別紙の提出はありますか。			
	次頁の全ての届出対象物質は排出量の算定結果が0.0kgであっても届け出る必要があります。次頁の届出対象物質は全て別紙にありますか。			
	次頁の全ての届出対象物質の把握対象は放流水に含まれる対象物質の排出量のみです。『ロ 公共用水域への排出』のみに排出量を入力していますか。（但し、自ら対象物質を使用し、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t）を超える場合は、『ロ 公共用水域への排出』以外の排出量・移動量を把握する必要があります。）			
	次頁の届出対象物質以外の届出は必要ありません。次頁の届出対象物質以外の別紙の提出はありませんか。（但し、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている場合や自ら対象物質を使用し、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t）を超える場合は、この限りではありません。）			

注：NITE ホームページ(https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html)の「使用方法」の「届出書作成」

特別要件施設（下水道終末処理施設）における届出対象物質（令和2年4月現在）

物質名	政令番号		チェック欄
	H23届出以降	H22届出以前	
1 亜鉛の水溶性化合物	1	1	
2 O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	48	37	
3 カドミウム及びその化合物	75	60	
4 クロム及び三価クロム化合物	87	68	
5 六価クロム化合物	88	69	
6 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	113	90	
7 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	108	
8 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	110	
9 四塩化炭素	149	112	
10 1,4-ジオキサン ⁴⁾	150	113	
11 1,2-ジクロロエタン	157	116	
12 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	158	117	
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	159	118	
14 1,3-ジクロロプロパン(別名D-D)	179	137	
15 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	145	
16 水銀及びその化合物	237	175	
17 セレン及びその化合物	242	178	
18 テトラクロロエチレン	262	200	
19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	268	204	
20 銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	207	
21 1,1,1-トリクロロエタン	279	209	
22 1,1,2-トリクロロエタン	280	210	
23 トリクロロエチレン	281	211	
24 鉛化合物 ²⁾	305	230	
25 砒素及びその無機化合物	332	252	
26 ふっ化水素及びその水溶性塩	374	283	
27 ベンゼン	400	299	
28 ほう素化合物 ³⁾	405	304	
29 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	406	306	
30 マンガン及びその化合物	412	311	

1)物質名は、政令名を記載

2)「鉛化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「鉛及びその化合物」

3)「ほう素化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「ほう素及びその化合物」

4)「1,4-ジオキサン」は平成24年度把握・平成25年度届出分以降届出が必要

電子届出の促進について

PRTRの届出方法は、電子届出、磁気データ届出、紙面届出があります。このうち、電子届出は、PRTR届出に係る事務作業全体の省力化に有効であることから、磁気データ及び紙面による届出を行っている下水道管理者においては、電子届出の促進にご協力をお願いします。

1) 電子届出の利点と磁気及び書面届出の欠点

【電子届出の利点】

- 排出先の名称等が更新された最新データが登録されているため、届出書の作成において間違いが少ない。
- 疑義照会や変更届出などをサイト上でやりとりを行うことができ、関係者間で届出状況を共有しやすい。
- 変更届出の提出や所管大臣への送付が他の届出媒体に比べ早い。
- 過去の届出データがサイト上にあるため、確認・管理が行いやすい。

【磁気、書面届出の欠点】

- PRTR届出作成支援プログラムを用いて作成する際は、届出書の作成において間違いが少ないが、書面届出の様式に記入する方法で作成する場合、排出先の名称や届出物質の過不足などの間違いが発生する可能性がある。
- 窓口等で事務処理作業（送付リスト作成、データ入力等）が発生するため、電子届出に比べ事務処理作業が遅い。
- 関係者間で届出状況を共有しにくいいため、疑義照会や変更届出などは時間を要する。

(参考) 電子届出に係るアンケート調査の結果

- ・ 電子届出に変更した自治体（処理場）の約7割が**事務手続きの効率化や簡素化、コスト削減（印刷費用等）につながった**と回答しています。
- ・ 電子届出に変更した全ての自治体（処理場）が、**来年度以降も電子届出を利用する**と回答しています。

※平成30年度に書面・磁気ディスクから電子届出に変更した下水処理場を有する自治体へのアンケート調査結果より。

2) 電子届出に必要な主な手続き方法

① 事前届出書の提出

事業所が所在する都道府県等の担当窓口へ「電子情報処理組織使用届出書」を提出（届出期間：通年）。

② ユーザID・初期パスワード等及びクライアント証明書の受領と登録

電子届出を行うパソコンのインターネットブラウザへクライアント証明書を登録。

なお、届出に使用するパソコンを変更する場合は、新しいパソコンにクライアント証明書を再登録する必要があります。担当者が変わった場合等ではご注意ください。

③ PRTR届出システムにログインして届出書を作成・送信

電子届出用パソコンでインターネットへ接続し、ユーザID・初期パスワードを入力・ログインし、届出書を作成・送信

※電子届出を初めて行う方は、以下に示す「PRTR 制度 電子届出が初めての方へ」や、「よくある質問」を参考に電子届出を行ってください。

3) 参考URL

～PRTR 制度 電子届出が初めての方へ（NITE ホームページ）～

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

～よくある質問（NITE ホームページ）～

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/faq_i.html

～都道府県の届出窓口一覧（環境省資料）～

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/prtr_toiawase.pdf

化学物質管理計画の策定

1. 下水道の化学物質管理計画

化学物質管理計画は、下水道管理者が化学物質管理指針に留意し、指定化学物質等の管理の改善を図るための下記の事項を定めたものである。

- 化学物質管理の方針
- 管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標
- 目標達成のための各種方策

下水道管理者は少なくとも各種法規制の義務の範囲について、これらの事項を定めた化学物質管理計画（狭義の管理計画）を下水処理場毎に定める必要がある。

【解説】

(1) 化学物質管理計画策定の必要性

化学物質管理計画は、化管法第4条や化学物質管理指針を根拠に策定するものである。

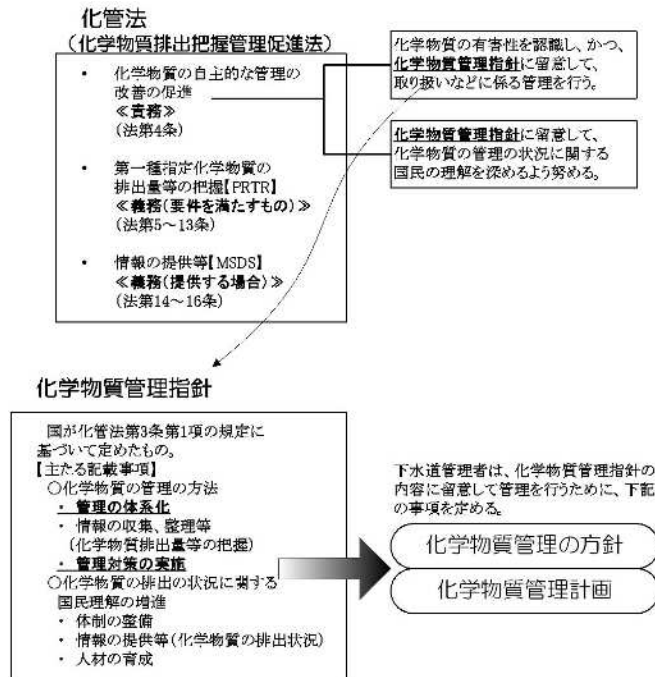


図 1-1 化管法と化学物質管理指針の枠組み

化学物質管理指針の「化学物質の管理の体系化」では、「化学物質管理の方針」「化学物質管理計画」を定めることとしている。そして化学物質管理計画には、具体的に下記の事項が必要となる。

【化学物質管理計画に定める事項】

- 指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標の設定
- 具体的目標を達成する時期と具体的方策
- 管理計画の実施にあたって必要な事項
 - ・ 組織体制の整備
 - ・ 作業要領の策定
 - ・ 教育、訓練の実施
 - ・ 他の事業者との連携
- 管理の状況の評価及び方針等の見直し

(2) 狭義の管理計画

下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、前述の通り、化学物質管理指針に留意した化学物質管理計画の策定が必要である。これを、狭義の管理計画と定義する。狭義の管理計画は、下水道管理者にとって最低限必要な事項として位置づける。

狭義の管理計画で記載すべき内容について、化学物質管理指針と現状の下水道の管理状況をふまえ、表 1-1 に整理した。表 1-1 から狭義の管理計画の内容のほとんどは、下水道管理者が日常実施していることであり、「下水道維持管理指針」に記載されている内容であることがわかる。したがって、これらの日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、化学物質管理計画を策定することが可能となる。

また化学物質管理計画は一般に、事業所単位で策定される場合が多い。この理由として、次の事項を挙げることができる。

- 事業所単位で取り扱う化学物質が異なる。
- 事業所単位で作業工程が異なる。
- 広範囲に事業所が点在する場合、所在地ごとに遵守すべき関係法令等が異なる。
- 情報提供やリスクコミュニケーションは、基本的に事業所単位で行う場合が多い。

このため化学物質管理指針では、管理計画に関して「事業所における」ということが前提となっている。このため、下水道の化学物質管理計画についても、基本的に下水処理場毎に策定する。

表 1-1 (1) 狭義の管理計画の内容

項目	内容	下水道維持管理指針*との関連
①化学物質管理の方針	<p>下水道管理者が、指定化学物質等の管理の改善を図るための方針を定める。</p> <p>【化学物質管理の方針の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。 化学物質管理計画を円滑に進めるための組織体制を整備する。 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。 	/
②管理の目標 (達成時期)	<p>「①化学物質管理の方針」に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定する。なお、これらの目標については可能な範囲で達成時期を定めることが望まれる。</p> <p>【管理の目標の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理に関わる検討会を年〇回実施する。 放流水で定量下限値以上の化学物質Aは、年〇回へと測定回数を変更する。 凝集剤は〇年以内に、指定化学物質等を含有しないものへと変更する。 下水処理場をとりまく化学物質情報について、周辺地域に段階的に公表する。 下水処理場の放流水質測定結果をホームページで公表する。 下水処理場に流入が見込まれる化学物質の情報を、PRTR制度を活用して収集する。 下水処理場からの化学物質排出量について、放流先に着目して考察する。 	
③組織体制の整備	「②管理の目標」を実施していくための組織を整備する。	第1章 総論 第4節 維持管理の体制
④緊急時の連絡体制の整備	シアン、水銀等の下水処理場で処理困難な有害物質が下水道に多量に流入した場合等の事故時においては、下水道管理者は適切かつ速やかな対応を図る必要がある。このような事故時の応急措置や事故に関する情報の提供に対応すべく、「③組織体制の整備」とは別に緊急時の連絡体制を整備する。	第1章 総論 第6節 災害対策 (改正下水道法 第12条の9)

※下水道維持管理指針:下水道維持管理指針 一2003年版一 (前編:第1~6章、後編:第7~12章)、(社)日本下水道協会

表 1-1 (2) 狭義の管理計画の内容

項目	内容	下水道維持管理指針*との関連
⑤作業要領	下水道管理者が管理計画を実施するために必要な事項であるモニタリング、使用薬品の取り扱い、事故等への対応について具体的に示す。	(以下に示す)
⑤-1 モニタリング	指定化学物質等の測定回数、試料の採取方法、分析方法などを具体的に定める。	第10章 水質試験
⑤-2 使用薬品の 取り扱い	下水処理工程で使用している薬剤(凝集剤、消毒用薬剤など)の取り扱い上の留意点や、水質試験室の安全対策等を具体的に示す。	第6章 水処理施設 第21節 消毒設備の運転 など 第7章 汚泥処理施設 第6節 汚泥脱水設備 など 第12章 安全衛生管理 第6節 水質試験室の労働 安全衛生対策
⑤-3 事故等への 対応	下水処理場に指定化学物質等が多量に流入した場合の、具体的な対応策について示す。	第1章 総論 第6節 災害対策
⑥教育、訓練 の実施	管理計画を確実に推進するために必要となる職員等への教育、訓練の内容を具体的に示す。	第1章 総論 第4節 維持管理の体制
⑦他事業者と の連携	住民・事業者等から指定化学物質等の適切な取り扱い等に関する情報の提供が求められた場合の対応方法について示す。	/

※下水道維持管理指針:下水道維持管理指針 一2003年版一 (前編:第1~6章、後編:第7~12章)、(社)日本下水道協会

2. 他事業者との連携

下水道管理者は、化学物質管理指針の「他事業者との連携」にしたがって、処理区域内の事業所に対し情報の提供を求めることが可能である。

【解説】

化学物質管理指針では、管理計画の実施の1項目として「他の事業者との連携」を定めている。

【他の事業者との連携】

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

指定化学物質等取扱事業者である下水道管理者には、下記に示す他事業者への情報提供の責務、および他事業者からの情報収集の権利がある。

- 他事業者への情報提供の責務
下水道管理者が他の事業者等から指定化学物質等に関する情報提供等の要請があった場合、適切な情報提供等を行うよう努めること。
- 他事業者からの情報収集の権利
下水道管理者は指定化学物質等取扱事業者に対して、情報提供等を要請することができる。

つまり下水道管理者は、後者の「他事業者からの情報収集の権利」を活用することで、処理区域内の指定化学物質等取扱事業者の化学物質情報を収集することができる。その結果、下水道管理者は処理区域内全体の化学物質の動態を把握し、事業者への化学物質情報の提供が可能となる。

一方、処理区域内の指定化学物質等取扱事業者は、下水道管理者の情報提供結果をふまえ、下水道へ排出する化学物質が環境に及ぼす影響を再認識し、化学物質管理について新たな努力目標を掲げることができるようになる。

このように下水道管理者と処理区域内の事業者が化学物質情報の開示を通じて連携し、環境中への化学物質排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。

3. 管理計画の策定例

制定日		改正日		版番号	1
-----	--	-----	--	-----	---

付録2 管理計画の策定例

～ ○○市A下水処理場化学物質管理計画 ～

組織名	○○市下水道
下水処理場名	○○市A下水処理場

【目次】

1. 化学物質管理の方針	2
2. 管理の目標	2
3. 下水道部局における組織体制	3
4. 緊急時の連絡体制	3
5. 取組み事項	4
5.1 モニタリング	4
5.2 PRTR 届出	4
5.3 使用薬品の取り扱い(MSDSの提供)	4
5.4 事故等への対応	4
5.5 教育、訓練の実施	5
5.6 リスクコミュニケーション	5
6. 管理状況の評価と段階的対応の拡大	5

下水処理場名	○○市A下水処理場
--------	-----------

制定日		改正日		版番号	1
-----	--	-----	--	-----	---

1. 化学物質管理の方針

下水道管理者は、「下水道における化学物質リスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努める。

【化学物質管理の方針】

- ① 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- ② 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- ③ 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションに心がける。
- ④ 上記①～③の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2. 管理の目標

1. で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

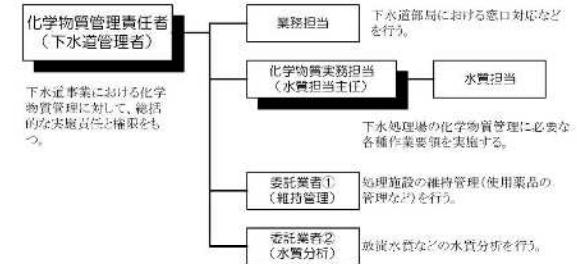
【管理の目標(例)】

- 放流水質の測定回数を年2回から○回へ増やす。
- 下水道のPRTR届出対象である30物質について、年○回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

下水処理場名 ○○市A下水処理場

制定日		改正日		版番号	1
-----	--	-----	--	-----	---

3. 下水道部局における組織体制



【各構成員の役割】

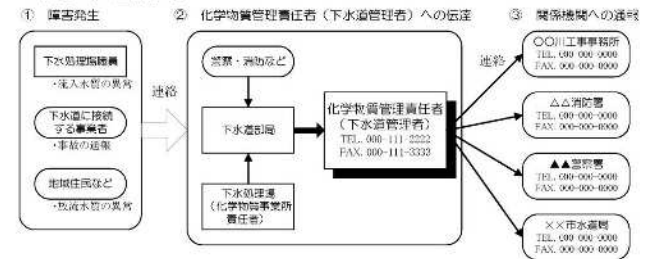
化学物質管理責任者(下水道管理者)

- 下水道事業における化学物質管理に対して、総合的な実施責任と権限をもつ。
- 関係行政機関との連携を図る。
- 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。
- 下水道事業に関わるすべての職員などに対して、教育・訓練を実施する。

化学物質実務担当(水質担当主任)

- 作業要領に関わる各種作業(モニタリング、PRTR届出、使用薬品の取り扱い、事故等への対応など)を実施する。
- 化学物質管理における問題点・課題などを、化学物質管理責任者(下水道管理者)に報告する。

4. 緊急時の連絡体制



下水処理場名 ○○市A下水処理場

制定日		改正日		版番号	1
-----	--	-----	--	-----	---

5. 取組み事項

5.1 モニタリング

モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して試料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。

測定項目については、下水道法水質測定項目(29物質)とダイオキシン類である。
なお下水道独自の対応として、年〇回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

5.2 PRTR 届出

- PRTR 届出にあたっては、委託業者に年間平均水質の算出を依頼する。
なお、年間平均水質の算出にあたっては、算出方法を必ず確認する。
- 年間平均水質に年間放流水量を乗じることで、年間排出量を算出する。

$$\text{年間排出量(kg/年)} = \text{年間平均水質(mg/L)} \times \text{年間放水量(千 m}^3\text{/年)}$$

5.3 使用薬品の取り扱い(MSDS の提供)

- 下水処理場で使用している薬品については、使用薬品に添付されている MSDS (Material Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート)を用いて、使用薬品に含有される指定化学物質の取扱量を把握する。
- 1年間に取り扱い第一種指定化学物質の量が1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)^{※)}の物質については、PRTR 届出を行う(義務)。
- 使用薬品の管理は、委託業者に依頼する。

5.4 事故等への対応

- 「緊急時の連絡体制」を活用し、事故等の早期発見に努める。
- 処理区域内の特定事業場と特定事業場が取り扱う化学物質を明確にするとともに、特定事業場に対して事故が生じた場合の応急措置と届出を義務づける。
- 発原因の調査および特定、発原因への指導にあたっては、関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

下水処理場名 ○○市A下水処理場

制定日		改正日		版番号	1
-----	--	-----	--	-----	---

5.5 教育、訓練の実施

①教育・訓練の対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先

②教育・訓練の内容

- PRTR 制度の概要
- 化学物質のモニタリング
- 化学物質の排出・移動量の算出方法
- 事故等への対応
- リスクコミュニケーションへの対応

③教育・訓練の時期

- 一般職員および業務委託先に対しては年〇回(▲月)とする。
- 新入・転入職員に対しては年〇回(□月、×月)とする。

5.6 リスクコミュニケーション

- 下水道部局のホームページを活用し、住民への情報提供を行う。
- 職員各自が下水道部局の化学物質管理状況を理解し、問い合わせ対応を行う。
- 必要に応じて関連部局(河川部局、環境部局)などと連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

6. 管理状況の評価と段階的対応

- PDCA サイクル(Plan(計画策定)→Do(計画の実施)→Check(点検)→Action(見直し))に配慮して、計画を進めていく。
- 計画の推進にあたっては、地域住民や事業者の計画に対する理解が必要である。そのためのアカウンタビリティ(説明責任)が必要である。
- 計画を推進するにあたって必要な各種管理対策(設備点検等の実施、廃棄物の管理など)を積極的に実施する。

下水処理場名 ○○市A下水処理場

主に赤字箇所を記入することで、最低限の項目を含んだ化学物質管理計画を策定することができます。まず、最低限の化学物質管理計画を策定し、指定化学物質等の管理の改善を図るとともに、管理状況の評価、継続的な見直しの実施に努めて下さい。

別紙 6

化学物質管理計画簡易様式

(下 水 道 業)

化学物質管理計画

〇〇市下水道
 〇〇下水処理場
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1 管理の方針

〇〇下水処理場は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質の適正な管理を重要課題の一つとして認識し、環境の保全上の支障を未然に防止することにより、地域住民の福祉に貢献する。

- (1) 法令厳守はもとより、所内規則にのっとり環境保全に貢献する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 上記(1)~(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

【管理の目標(例)】

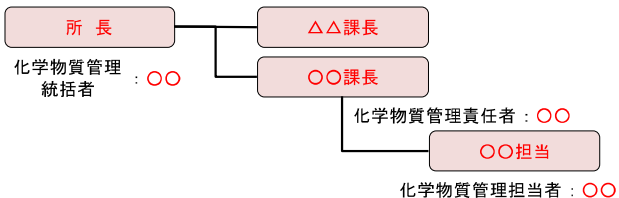
- (1) 放流水質の測定回数を年2回から〇回へ増やす。
- (2) 下水道のPRTR届出対象である30物質について、年〇回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

3 組織体制

(1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	所長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	課長	課内の化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当	化学物質管理責任者の指揮の下、管理計画等の内容を所員に周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制



4 取扱化学物質

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法(政令番号)

取扱いのある化学物質について記入する。

5 モニタリング

(1) モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。

(2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)とダイオキシン類である。

(3) 年〇回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

ダイオキシン類は必要に応じて定める

6 化学物質の管理に係る取組み

(1) 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。

<具体的方策>

- ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
- ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
- ③ 定期的な水質調査による機能確認

(2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

7 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

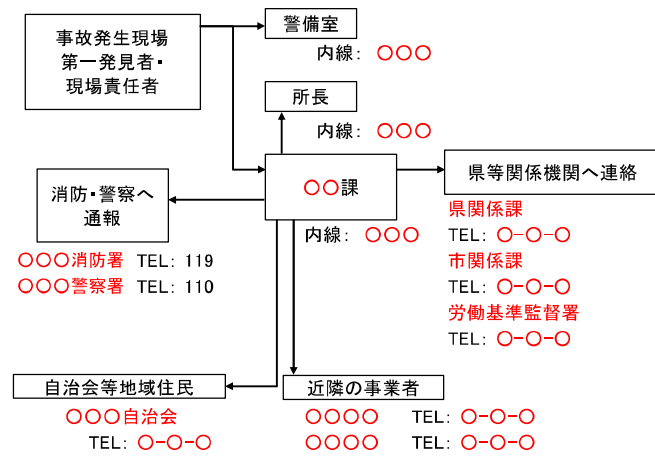
(1) 未然防止措置

- ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

(3) 緊急連絡体制



8 教育・訓練

(1) 対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先。

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 実施時間

- ① 一般職員および業務委託先に対しては年〇回(△月)とする。
- ② 新入・転入職員に対しては年〇回(□月、×月)とする。

(4) 計画の推進

- ① 教育・訓練実施計画を定め、所員に対し定期的に教育・訓練を行う。
- ② 教育・訓練を行った場合は、記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で活かすこととする。

(5) 教育・訓練実施計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所員教育	○						○					
緊急時訓練				○						○		

該当月に○を記入する。

※「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)(H23.6)」の記載内容を踏まえ、富山県生活環境文化部環境保全課「よくわかる! 化学物質-環境リスク改善への道しるべ」を参考に作成。

化学物質管理計画

○○市下水道
○○下水道処理場
平成○○年○○月○○日

1 管理の方針

○○下水道処理場は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質の適正な管理を重要課題の一つとして認識し、環境の保全上の支障を未然に防止することにより、地域住民の福祉に貢献する。

- (1) 法令厳守はもとより、所内規則にのっとり環境保全に貢献する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 上記(1)～(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

【管理の目標(例)】

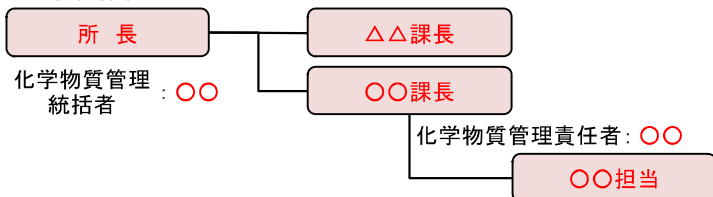
- (1) 放流水質の測定回数を年2回から○回へ増やす。
- (2) 下水道のPRTR届出対象である30物質について、年○回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

3 組織体制

(1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	所長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	課長	課内の化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当	化学物質管理責任者の指揮の下、管理計画等の内容を所員に周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制



4 取扱化学物質

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法(政令番号)

取扱いのある化学物質
について記入する。

5 モニタリング

(1) モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。

(2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)とダイオキシン類である。

(3) 年〇回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。
ダイオキシン類は必要に応じて定める

6 化学物質の管理に係る取組み

(1) 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。

<具体的方策>

- ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
- ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
- ③ 定期的な水質調査による機能確認

(2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

7 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

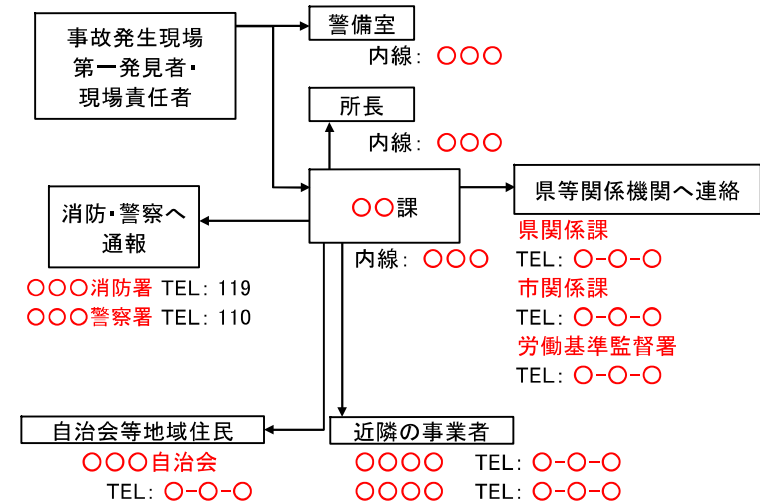
(1) 未然防止措置

- ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

(3) 緊急連絡体制



8 教育・訓練

(1) 対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先。

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 実施時間

- ① 一般職員および業務委託先に対しては年〇回(△月)とする。
- ② 新入・転入職員に対しては年〇回(□月、×月)とする。

(4) 計画の推進

- ① 教育・訓練実施計画を定め、所員に対し定期的に教育・訓練を行う。
- ② 教育・訓練を行った場合は、記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で活かすこととする。

(5) 教育・訓練実施計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所員教育	○						○					
緊急時訓練				○						○		

該当月に○を記入する。

※「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)(H23.6)」の記載内容を踏まえ、富山県生活環境文化部環境保全課「よくわかる！化学物質-環境リスク改善への道しるべ」を参考に作成。

事 務 連 絡
令和2年6月22日

・STOP!熱中症クールワークキャンペーン（厚生労働省）
HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html

以 上

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
（各地方整備局等建政部等経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

熱中症の注意喚起と対策について（周知）

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用を含む「新しい生活様式」の実践が求められており、今夏は、例年以上に熱中症に気をつけることが重要となっております。

下水道の工事や維持管理作業においては、気象庁が発表する高温注意情報や現場状況等を勘案し、気温や湿度を十分に把握して作業環境の管理を行うとともに、こまめな水分・塩分の補給、休憩場所・休憩時間の確保、作業員の体調管理、熱中症予防に係る労働安全衛生教育など、十分な熱中症対策を図るようお願いいたします。

なお、国土交通省においては、建設現場における熱中症対策事例集を作成し、以下のホームページに掲載しておりますので、熱中症対策に活用していただきますようお願いいたします。

また、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、気象庁・環境省で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供（「熱中症警戒アラート（試行）」）が開始されることとなりました。今年度は、関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）で先行的に実施し、来年度から全国で本格運用の予定となっております。

「熱中症警戒アラート（試行）」の先行実施都県内においては、アラートが発表された際の熱中症予防対策について、普段以上に徹底していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

（別添）

○「熱中症警戒アラート（試行）」が始まります（令和2年6月16日気象庁プレス発表資料）

<熱中症対策関連情報>

・建設現場における熱中症対策事例集（国土交通省）

HP：https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

環境省同時発表

令和 2 年 6 月 1 6 日
気 象 庁

「熱中症警戒アラート（試行）」が始まります

環境省と気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、新たに、令和 2 年 7 月 1 日～10 月 28 日に「熱中症警戒アラート（試行）」の発表を、関東甲信地方において実施いたしますのでお知らせします。

1. 背景

近年、熱中症搬送者数が著しい増加傾向にあり、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

これまで、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数（WBGT）等によって国民に注意を呼びかけてきていますが、熱中症による死亡者数や救急搬送者数は引き続き多い状態が続いていることから、どのように情報を発信し、国民の効果的な予防対応行動に繋げるかが課題となっています。

そこで、環境省と気象庁が連携して、有識者による「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」を設け、その具体的な方法について検討を行ってまいりました。

2. 「熱中症警戒アラート（試行）」について

これまでの検討を踏まえ、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供を開始することとしました。

今年度は、令和 2 年 7 月 1 日～10 月 28 日に関東甲信地方の 1 都 8 県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）で、先行的に「熱中症警戒アラート（試行）」（以下、アラート）を実施します。

さらに、今秋以降に有識者検討会において今夏の検証を行い、その結果を踏まえ令和 3 年度からは全国で、高温注意情報に代わる新たな情報発信として、本格運用する予定です。

3. 「熱中症警戒アラート（試行）」の発表時の対応について

アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日あるいは当日に、対象都県に対して発表されます。発表された際には、日頃から実施している熱中症予防対策の普段以上の徹底をお願いいたします。

4. スケジュール

令和 2 年 7 月 1 日～10 月 28 日 「熱中症警戒アラート（試行）」の実施
令和 2 年秋～ 「熱中症警戒アラート（試行）」の検証
令和 3 年～ 全国で本格実施予定

【添付資料】

資料 1 熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート（試行）」について

資料 2 「熱中症警戒アラート（試行）」発表時の予防行動

参考資料 「熱中症警戒アラート（試行）」の運用指針

<問合せ先>

予報部業務課 平原、今野

電話 03-3212-8341（内線 3119・3352） FAX 03-3284-0180

参考資料

令和 2 年 6 月 1 6 日
環 境 省
気 象 庁

熱中症警戒アラート（試行）の運用指針

環境省・気象庁が提供する、極めて高い暑熱環境が予測される際に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報。

1. 発表対象地域

- ・関東甲信地方 1 都 8 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

2. 発表期間

- ・令和 2 年 6 月 30 日（火）17 時から 10 月 28 日（水）5 時発表分まで。（発表対象は令和 2 年 7 月 1 日（水）から 10 月 28 日（水）まで。）

3. 発表方法・地域単位・基準

- ・令和 2 年度夏においては、高温注意情報の発表基準をこれまでの気温から暑さ指数に換え、「熱中症警戒アラート（試行）」（以下、アラート）として先行的に情報発表を行う[※]。
- ・発表単位は都県単位とする。
- ・各都県内の暑さ指数予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数を 33°C 以上と予想した日（前日）の 17 時頃に「第 1 号」を発表し、当日 5 時頃に「第 2 号」を発表する。なお、前日 17 時頃に発表した都県については、当日の予測が 33°C 未満に低下した場合においても、アラートを維持し、当日 5 時頃に「第 2 号」を発表する。
- ・当日の予想から日最高暑さ指数を 33°C 以上と予測した都県については、当日 5 時頃に「第 1 号」を発表する。

4. 発表内容

- ・アラートでは、次の内容を発表する（具体例については別添参照）。
 - 対象都県の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ
 - 対象都県内の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT）
 - 暑さ指数（WBGT）の目安
 - 都県内の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測値（5 時発表情報のみ付記）
 - 熱中症予防において特に気をつけていただきたいこと

5. 伝達方法

- ・アラートは、気象庁の防災情報提供システムを通じて地方公共団体や報道機関等に対して発表する。また、同時に気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情報サイトに掲載する。

[※]令和 3 年度からは高温注意情報に代えて新たな情報として全国で発表する予定

熱中症警戒アラート（試行）の発表例（※対象日の5時発表の場合）

〇〇（都県名）高温注意情報（暑さ指数）第〇号
 令和2年〇月〇日〇時〇分 環境省・気象庁発表
 〇〇（都県名）では、今日（〇日）は、熱中症の危険性が極めて高い気象状況になることが予想されます。
 外出はなるべく避け、室内をエアコン等で涼しい環境にして過ごしてください。
 また、特別の場合*以外は、運動は行わないようにしてください。
 身近な場所での暑さ指数*を確認していただき、熱中症予防のための行動をとってください。

*特別の場合とは、医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のことです。

[今日（〇日）予想される日最高暑さ指数（WBGT）]
 （都県内の各観測地点の日最高暑さ指数の予測値を列記）

全国の代表地点（840地点）の暑さ指数は、熱中症予防情報サイト（環境省）にて確認できます。

個々の地点の暑さ指数は、環境によって大きく異なりますので、独自に測定していただくことをお勧めします。

暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）は気温、湿度、日射量などから推定する熱中症予防の指数です。

[暑さ指数（WBGT）の目安]

31度以上	：危険
28度～31度	：嚴重警戒
25度～28度	：警戒
25度未満	：注意

[今日日の予想最高気温（前日の最高気温）]
 （5時発表情報のみ、都県内の各観測地点の今日の最高気温の予測値及び前日の最高気温観測値を列記）

<特に気をつけていただきたいこと>
 ・高齢者は、温度、湿度に対する感覚が弱くなるために、室内でも夜間でも熱中症になることがあります。
 ・小児は、体温調節機能が十分発達していないために、特に注意が必要です。
 ・晴れた日は、地面に近いほど気温が高くなるため、車いすの方、幼児等は、より暑い環境になります。
 この情報は令和3年度からの全国展開を予定している「熱中症警戒アラート（試行）」に相当する情報です。

事務連絡
令和2年6月24日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

死亡事故の増加を踏まえた安全管理の徹底について

下水道工事や維持管理作業における事故の防止に向けては、「下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について」（令和2年6月24日付け国水企第27号・国水事第24号）を发出し、「はさまれ・巻き込まれ事故防止」を重点対策項目として定め、更なる安全対策の取組みを推進することといたしました。

令和元年度から現在までに発生した死亡事故の発生状況及び再発防止策について、別紙1にとりまとめましたので、これらも用いつつ、契約中の下水道工事等に係る元請け業者及び下請け業者等の安全意識の向上を促すよう、改めて注意喚起をお願いいたします。

また、はさまれ・巻き込まれ事故の未然防止に向けた注意喚起ポスターを工事現場や維持管理作業員詰所等に掲示していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 村山
TEL:03-5253-8430(内線 34237)

下水道工事における死亡事故事例 (平成31年4月～令和2年5月)

① 事故発生状況と再発防止策（はさまれ：R1.5.11 茨城県）

【事故発生状況】

- ・事故当日は、汚水管布設後、バックホウ(0.45m³)で埋戻し作業を実施
- ・危険予知活動において、埋戻しの際に重機とのはさまれに注意すること
- を共有
- ・施工計画では合図誘導員1名と作業員2名で埋戻し工を行う予定であったが、合図誘導員を配置せず、作業員2名で工事を実施
- ・埋戻し作業中、バックホウ前方の地盤が崩れたことにより、バックホウが傾き、重機の作業半径内にいた土留内の作業員がバックホウのパケットと土留切梁との間に挟まれた

< 状況図 >



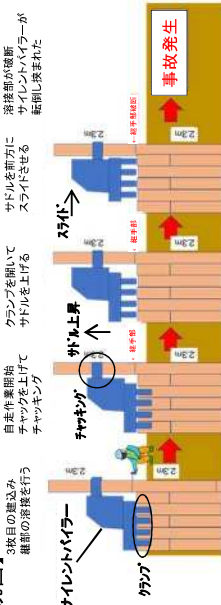
地盤崩落時の様子

② 事故発生状況と再発防止策（はさまれ：R1.9.2 日本下水道事業団）

【事故発生状況】

- ・事故当日は、架空線直下において継続工の土留め鋼矢板(鋼矢板継割付1.3m×2.3m×4 計10.5m)を油圧式杭圧入引抜機(サイレントパイラー)で圧入する作業をしていた。
- ・作業手順書では、鋼矢板の継手部を地中まで圧入したうえで油圧式杭圧入引抜機を自走する手順だったが、鋼矢板の圧入作業を実施しなかった。また、溶接面の必要寸法が確保できていなかった。
- ・継手部の溶接が終わり、自走作業を完了させるために鋼矢板とクランプの位置関係を確認しようとしてパイラーオペレーターが油圧式杭圧入引抜機に近づいた。その際、地中に圧入されていない継手部に応力が集中していたことで、油圧式杭圧入引抜機を支持している鋼矢板が破断し、その影響で転倒した油圧式杭圧入引抜機にパイラーオペレーターが下駄きになり被災した。
- ・事故発生時、作業指揮者は次工程の作業ヤード確保のための資材撤去等の作業中であり、監視が不十分であった。

【状況図】



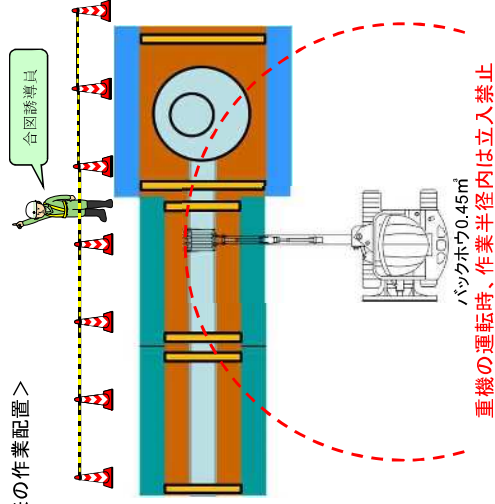
【事故発生時の様子】



【本来の作業手順】

1. 施工計画書に基づく作業手順の周知
欠員等により、施工計画書と通りの体制が組めない場合は、発注者と協議し、体制が整うまで作業は実施しない。
2. 危険予知活動の実施
施工計画書に基づき、当日の作業手順・作業体制を確認し、安全対策を講じる。
3. 適切な作業ヤードを確保の上、バックホウを安全な場所に配置
地盤の崩落の恐れのない場所で作業を行う。
やむを得ず法肩等不安定な場所に重機を配置する必要がある場合は、敷鉄板を置く等の地盤の崩落防止措置を適切に行う。
4. 作業員が重機の運転時に作業半径内に入らないよう、重機の合図誘導員を適切に配置し、作業員は合図誘導員の指示に従い、埋戻しと敷均しの作業を分離して実施する。

< 本来の作業配置 >



【再発防止策】

1. 自走前の鋼矢板の圧入量及び溶接寸法を作業手順書に記載する。
2. 作業手順書に記載されているとおり、鋼矢板の圧入量や溶接面等が確保されているか確認する。
3. 油圧式杭圧入引抜機の自走中は、カラーコーンとコーンバーで転倒危険区域を明示し、作業員が立入らないようにする。
4. クランプがうまく閉じない場合等、やむを得ず自走中の油圧式杭圧入引抜機に近づくと必要がある場合は、クレーンを用いて油圧式杭圧入引抜機の転倒防止の措置を講ずるなどの安全対策を実施する。
5. 作業指揮者は、作業員が自走作業前に転倒危険区域に立入っていないか、作業手順書とおりにより作業しているかを確認する。

① 継鋼矢板の起込み
継割の溶接を行う

② 鋼矢板の圧入

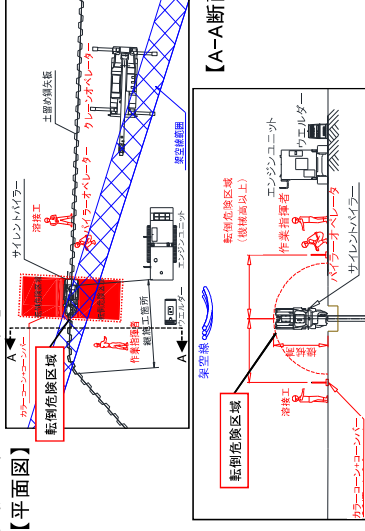
③ 自走作業開始
チャックを上げて
クランプを閉じる

④ クランプを開いて
サドルを上げる

⑤ サドルを前方に
スライドさせる

⑥ 自走作業完了
チャックを下げて
クランプを開く

【再発防止策後の作業配置】

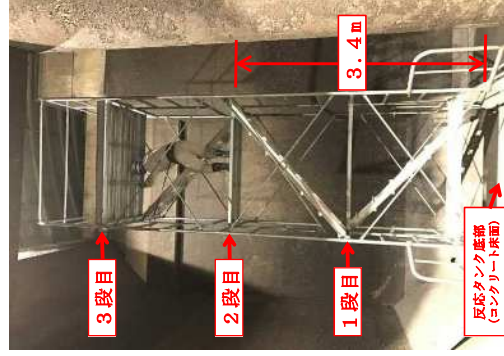


【A-A断面図】

【事故発生状況】

- ・事故当日、罹災者は反応槽内において足場の組立作業に従事していた。
- ・組み立てていた足場は、三段の作業床で構成される可搬式の既製品であり、罹災者が2段目の足場から3段目の作業床を取付けようとした際に、バランスを崩して3.4m下のコンクリート製の底面へ墜落した。
- ・事故発生時、罹災者は腰部に墜落制止用器具を着用していたが、フックを手すりに掛けていなかったため、墜落を防ぐことができなかった。

【状況写真】



足場の概要と高さ

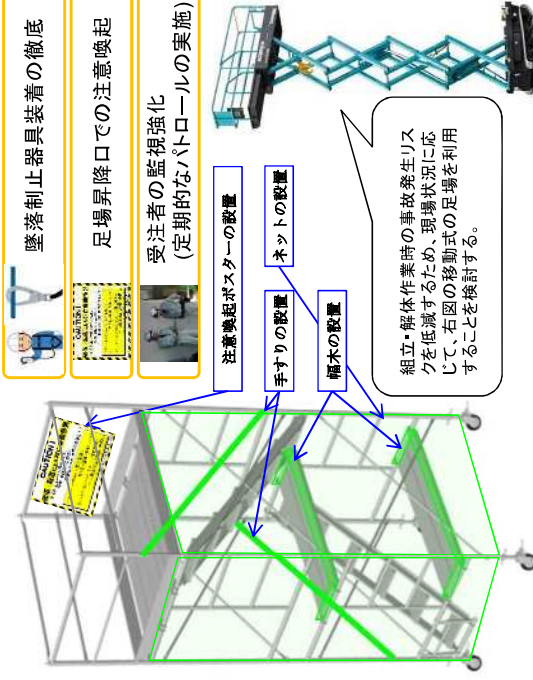


事故時の状況



足場側面

【墜落・転落事故の再発防止策】



【再発防止策】

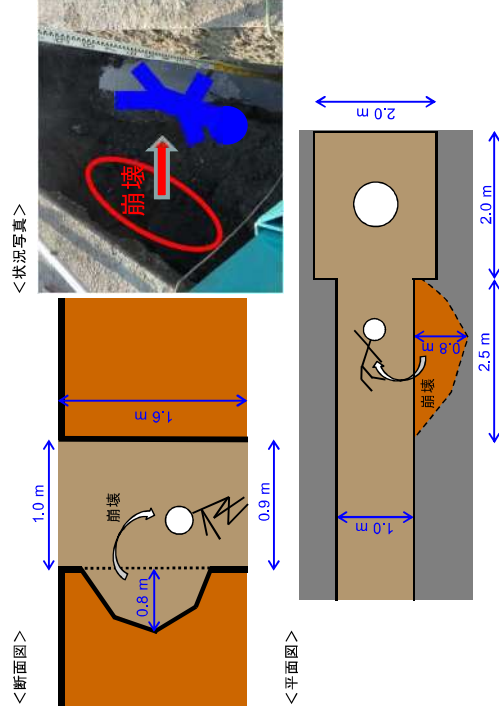
1. 作業員全員へ安全教育を行い、墜落制止用器具の着用と適切な使用を徹底する。
2. 仮設材について、手すりの設置や側面にネットを張る等、物理的に墜落・転落事故が生じにくい環境を作る。
3. 作業指揮者を配置し、作業の監視・指導を強化するとともに、発注者においても定期的なパトロールを実施し、従事者全員の安全管理に対する意識の向上に努める。
4. 高所作業を伴う工事現場においては、注意喚起ポスターを掲示し、安全対策について継続的な意識の向上を図る。

④ 事故発生状況と再発防止策（土砂崩壊：R1.12.4 山口県大島郡周防大島町）

【事故発生状況】

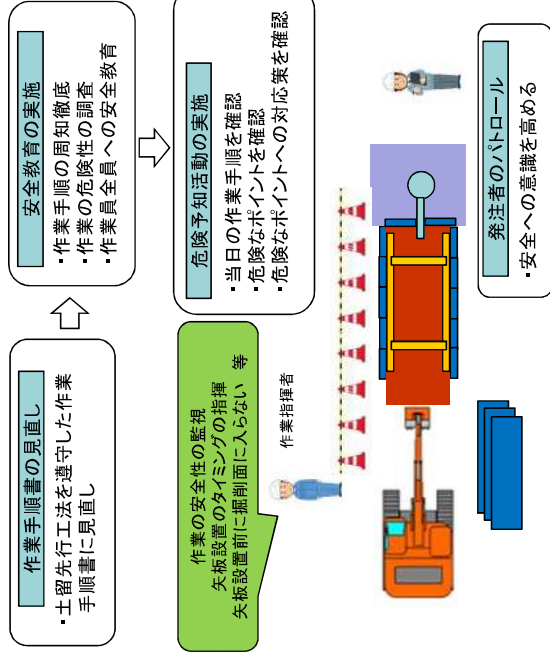
- ・事故当日は下水道管路の布設のための掘削作業を実施しており、被災者は工事の現場代理人として作業を指揮する立場であったが、掘削面に立ち入り作業も行っていった。
- ・施工計画において建込み簡易土留め工法を予定していたが、現場では建込み式の軽量鋼矢板工法を採用し、1.6m掘削したところで、矢板を設置する前に、建込みの支障となる石などの除去作業のため、複数の作業員が掘削面に立ち入った。
- ・被災者が掘削面内において、中腰で作業を行っていた際に掘削側面の土砂が崩壊し全身が土砂で埋まった。

【状況図】



【再発防止策】

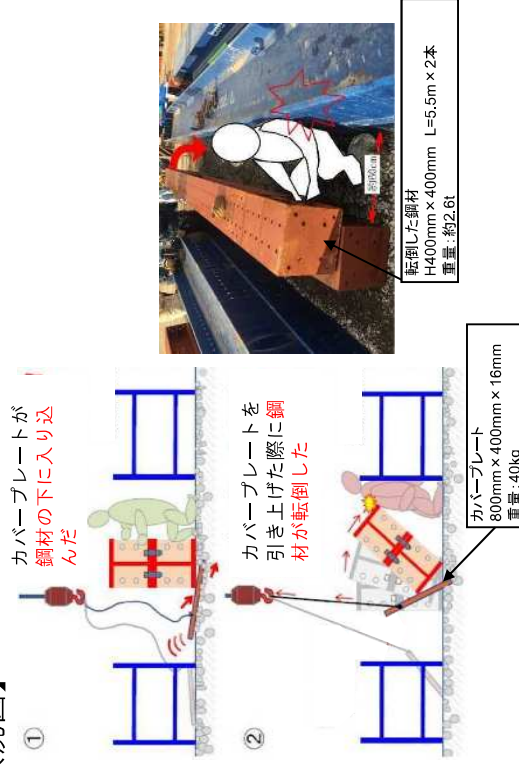
1. 掘削の高さが1.5メートル以上の場合、矢板設置前における掘削面への立入の禁止を徹底する。
2. 作業指揮者を明確にし、作業全体を見渡せる位置に配置して、作業手順や作業の安全性を監視する。
3. 現場作業に即した作業手順書に見直し、実際の作業に対してKY活動を実施する。
4. 発注者は工事現場へのパトロールを実施し、施工計画書に基づく作業や安全管理の実施について確認する。



【事故発生状況】

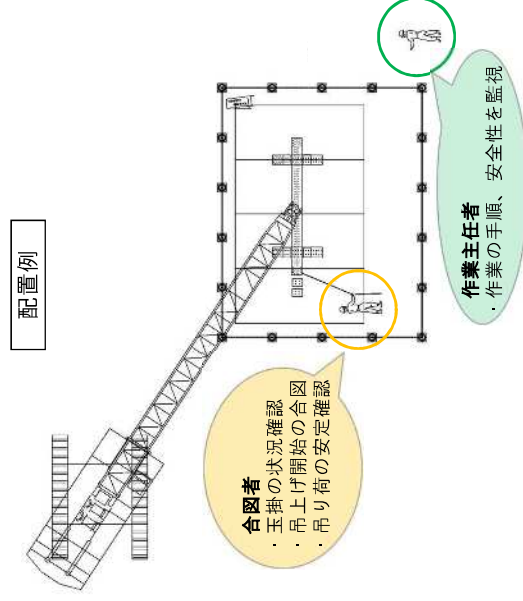
- ・事故当日は、解体した土留支保工を、場外に搬出するための解体作業を行っていた。
- ・カバープレートをクレーンを吊上げる際に、仮置きしていた鋼材と地面の隙間にカバープレートが入り込み、鋼材の片側が持ち上がったことで、鋼材が転倒し、土留支保工を解体していた作業員が倒れた鋼材にはさまれた。
- ・土留支保工を解体していた作業員は、作業主任者から視認しづらい幅約60cmの狭い空間で作業を行っていた。

【状況図】



【再発防止策】

1. 合図者は、玉掛けの状況を確認し、吊上げ開始の合図を行った後、吊り荷が確実に吊上がるまで確認する。
2. 作業主任者は、作業全体を見渡せる位置で、作業手順や作業の安全性を監視することを徹底する。

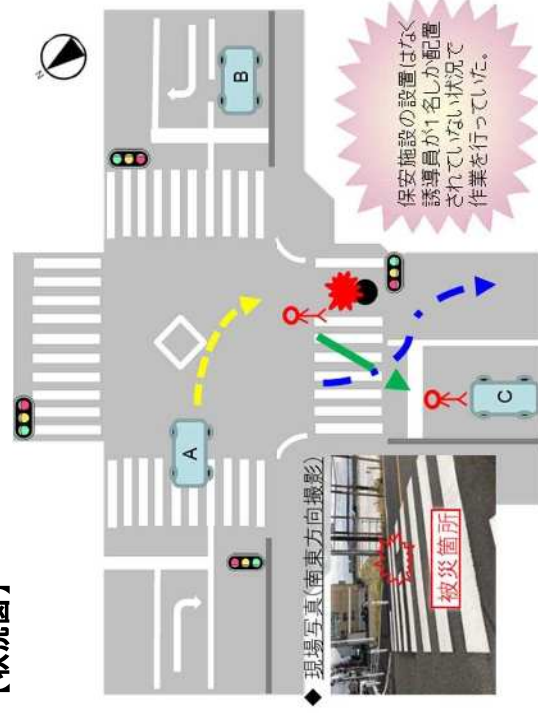


⑥ 事故発生状況と再発防止策（墜落・転落：R2.1.24 愛知県刈谷市）

【事故発生状況】

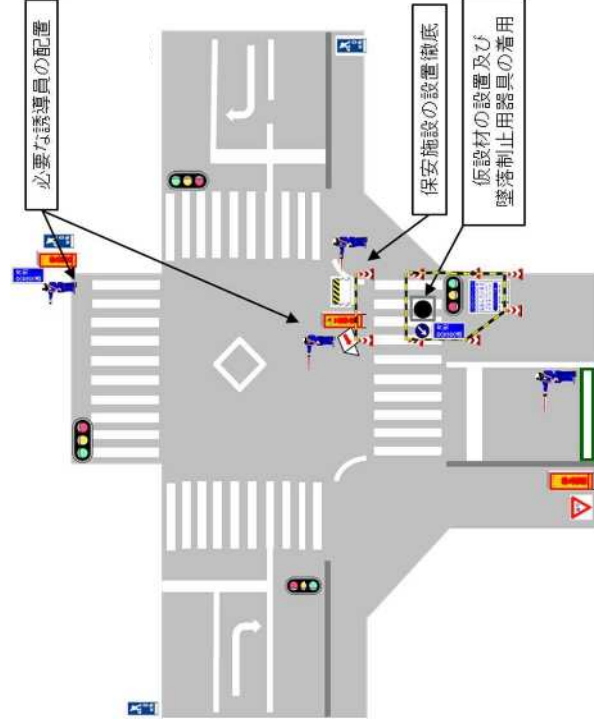
- ・下水道管路布設工事の完了検査前に、作業員1名と交通誘導員1名の計2名が、保安施設を設置せず、人孔及び管内の点検を実施していた。
- ・下図のように、車両Aが右折、車両Bが左折をしようとしており、誘導員は車両AとBを一点鎖線の経路で誘導しようとした。
- ・車両の通行路を確保するため、北進してきた車両Cを停止線の手前で停止させようとして一時的に人孔付近から離れたところ、車両Aが右折してきて、路上に頭を出した作業員と接触し、約3.3m下の人孔内に落下した。

【状況図】



【再発防止策】

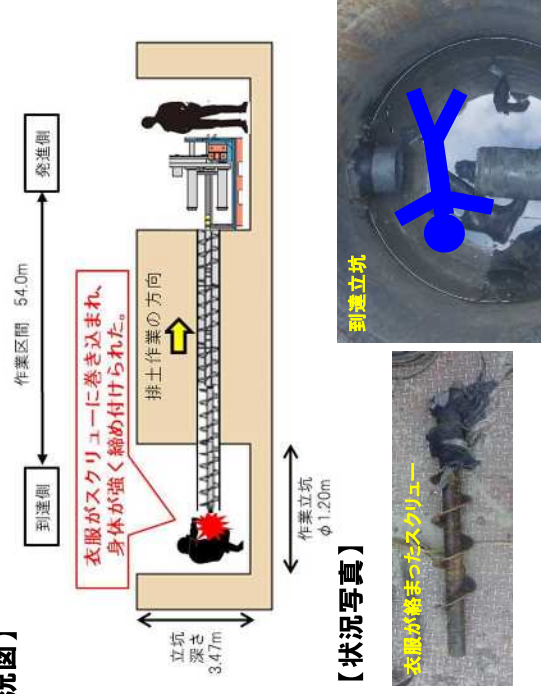
1. 道路上で工事等の作業を行う場合は、保安施設や誘導員を適切に配置し、道路使用の許可条件を遵守する。
2. 開口部において、適切に仮設材を設置し、墜落制止用器具の着用・使用を徹底する。
3. 予定外の作業を行う場合は、元請業者や発注者等に報告の上、その際の安全対策について協議を行うことを徹底する。



【事故発生状況】

- ・事故当日は、推進工事による下水道管路の布設工事を行っていた。
- ・推進工が完了し、スクリューを回転させて発進側の立坑で排土作業を行っていたところ、到達側立坑で作業をしていた被災者の衣服がスクリューに巻き込まれ、身体が強く締め付けられた。
- ・事故発生時、被災者は到達側の立坑内において単独で作業を行っていた。

【状況図】



【状況写真】



【再発防止策】

1. 推進工の完了後は、スクリューを回転させた状態で到達側の立坑内に立ち入ることを禁止する。
2. 作業手順書に記載されていない予定外作業を行う必要がある場合は、現場代理人等に報告・相談した上で、監視員の介助で行う。
3. 作業手順書に基づき、当日の作業内容に即したKY活動を実施する。

<請負業者>

安全教育の実施

- ・新規入場者教育の実施
- ・作業手順の確認
- ・作業の危険性の調査
- ・作業員全員への安全教育

危険予知活動の実施

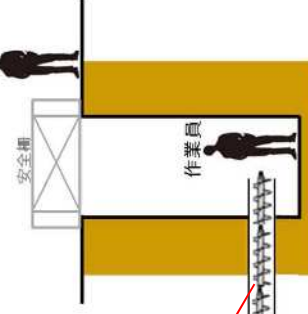
- ・当日の作業手順を確認
- ・危険なポイントを確認
- ・危険なポイントへの対応策の検討

<発注者>

安全パトロールの実施

- ・安全対策の確認
- ・安全管理への意識の向上

監視員



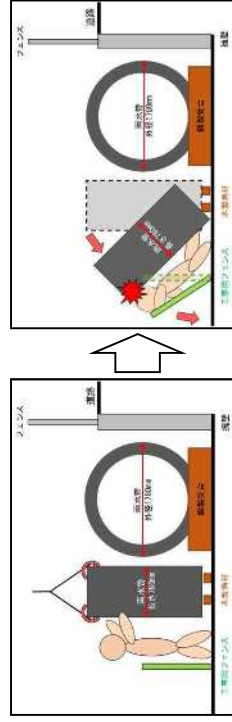
スクリューの回転を止める

⑧ 事故発生状況と再発防止策（はさまれ：R2.4.4 福岡県福岡市）

【事故発生状況】

- ・事故当日は、推進工事による下水道管路の布設工事を行っていた。
- ・クレーンで雨水管を木製角材の上に仮置きした後、転倒防止対策をしていなかった雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスに挟まれたことで死亡した。
- ・事故発生時、被災者は単独で作業を行っていた。

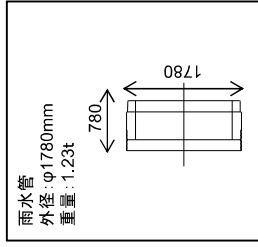
【状況図】



【状況写真】



【管詳細図】



【再発防止策】

1. 雨水管の搬入は2本ずつとし、現道に角材を敷いて仮置き（平置き）を行う。余った雨水管は、ポンプ場内に置きで保管する。
2. 合図者、監視者を配置し、合図者、監視者には他の作業をさせない。
3. 作業手順書に基づき、当日の作業内容に即したKY活動を実施する。

<請負業者>

作業計画の改善

- ・雨水管の仮置きの見直し
- ・厳格な監視体制を構築
- ・搬入計画の改善
- ・作業の危険性の調査

危険予知活動の実施

- ・当日の作業手順を確認
- ・危険なポイントを確認
- ・危険なポイントへの対応策の検討
- ・作業員全員への安全教育

<発注者>

安全パトロールの実施

- ・安全対策の確認
- ・安全管理への意識の向上



※雨水管保管状況

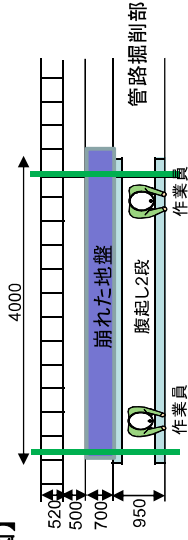
※雨水管の積み方を禁止。

雨水管の平置きを徹底する。

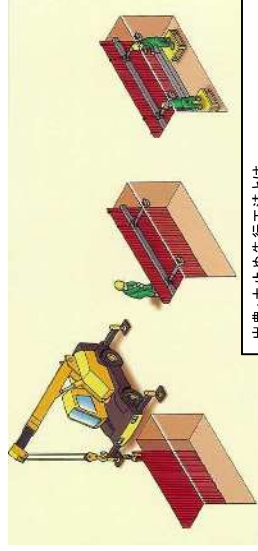
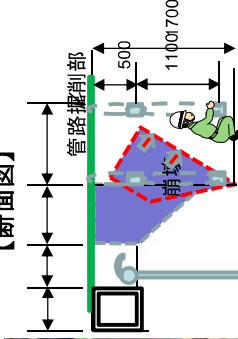
【事故発生状況】

- ・ 事故当日は下水道本管を埋設するために、バックホウによる掘削を行っていた。深1.7m掘削した後、土留支保工設置を行うため、アルミ製腹起し（L=4m, 125mm角）を設置するため、作業員2名が開口部に立ち入っていた。
- ・ パイプを2本並べ、チェーンを使って1段目の腹起しを吊り下げ、2段目を低い姿勢で吊り下げを開始した直後、背後の地山が崩壊し、崩落した土砂と地山の間で2名が挟まれる形で埋まった。

【平面図】



【断面図】



出典：土止め先行工法とは
厚生労働省・建設業労働災害防止協会

【作業手順の見直し】
・土留先行工法の作業手順の見直し

【安全教育の実施】
・土留先行工法の作業手順の周知徹底
・安全面での留意点の確認
・施工上の留意点の確認
・朝礼時にKY活動にて危機意識の共有

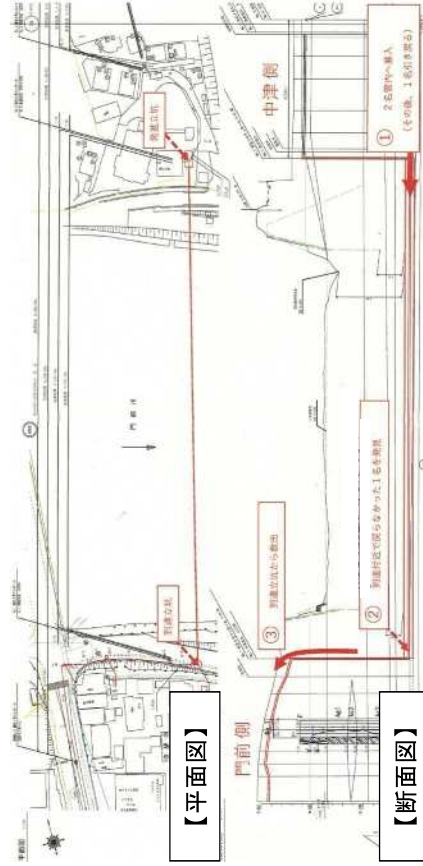
【再発防止策】

- 1 全作業員に土留支保工設置に関する再教育と周知徹底の確認を行う。
- 2 削深1.5mに達する前に土留支保工の設置する。（地山の安定度を見極め、緩んでいる場合は早期での支保設置）
- 3 変更施工計画書の提出を行い、土留め先行工法の手順について再度確認を行う。
発注者は現場パトロールを実施し、施工計画書に基づき作業の実施と安全管理の徹底を図る。

⑩ 事故発生状況（硫化水素：R2.5.11 山口県岩国市）

【事故発生状況】

- ・ 事故当日、出来高管理写真撮影のため、作業員A、Bの2名が発進側（中津町側）立坑から管内へ進入した。
- ・ 作業途中、異常を感じたBがAに発進側に避難するよう促し避難した。
- ・ その後Aが避難してこなかったため、作業員B、Cがガス検知器で安全を確認し到達側（門前町側）立坑から、作業員Dが発進側（中津町側）立坑から救出に向かったところ、到達側から約2.4mの位置でAを確認した。
- ・ Aは救急搬送されたが、急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡した。
- ・ また、救出に向かった作業員C、Dに加え、現場周辺の屋外で作業をしていた市民が気分不良を訴え病院へ搬送されたが、命に別状はなかった。



【状況写真】 発進立坑（中津町側）



【状況写真】 到達立坑（門前町側）



※いずれの写真も事故発生前の状況
（事故発生時、到達立坑の蓋は閉まっていた。）

事務連絡
令和2年7月15日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 228 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年4月は4件(死亡:0件、負傷:4件)、5月は2件(死亡:0件、負傷:2件)、6月は2件(死亡:0件、負傷:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ5件増加しました。

主な負傷事故として、汚泥脱水機内部の洗浄中に誤って足を滑らせ、脱水機上から転落して負傷(第6胸椎圧迫骨折、右前頭部・左膝の打撲及び擦過傷、頸椎捻挫)した事故や、処理場の敷地内の法面の除草作業中に、誤ってバランスを崩し、約5mの高さから転落して負傷(足、鎖骨、あばら骨骨折)した事故等が発生しました。

(2) 工事

令和2年4月は2件(死亡:2件、負傷:0件)、5月は5件(死亡:1件、負傷:4件)、6月は5件(死亡:0件、負傷:5件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総数は12件と同様ですが、3件もの死亡事故が発生しています。

既に全国の下水道管理者の皆様には周知させていただきましたが、3件の死亡事故の概要は以下のとおりです。

- ・ 推進工法による雨水管路の布設工事において、クレーンで管を木製角材の上に下ろした後、管が転倒し、作業員が管と工事用フェンスにはさまれ死亡
- ・ 開削工法による下水管路の布設工事において、バックホウによる掘削後、作業員2名が深さ1.7mの開口部に入り低い姿勢でアルミ製腹起し設置作業をしていたところ、背面の土砂が崩壊し、前面の地山との間で挟まれ埋まり、うち1名が死亡
- ・ 推進工法による下水管路の布設工事において、写真撮影のために管内に進入した作業員1名、救出のため管内に進入した作業員2名が救急搬送され、うち1名が急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡

2. 水質事故等

令和2年4月は9件(水質事故:9件、その他案件:0件)、5月は3件(水質事故:2件、その他案件:1件)、6月は6件(水質事故:4件、その他案件:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ12件増加しました。

主な水質事故として、異物の混入により管渠が閉塞したことにより、マンホールから汚水が溢水し、河川へ流出した事案や、汚水調整池への導水路調整ゲートを誤って全閉にしたままポンプ圧送したために、導水路の途中で汚水が溢水し、場内道路側溝を通じて排水路へ流出した事案等が発生しました。

なお、下水道工事や維持管理作業における事故の防止に向けて、「下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について」(令和2年6月24日付け国水企第27号・国水企第24号)を発出し、「はさまれ・巻き込まれ事故防止」を重点対策項目として定め、更なる安全対策の取組みを推進することといたしました。

各下水道管理者におかれましては、上記通知等も参考に、いかなる時も安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/crd_sewage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

令和2年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年6月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)

(令和2年6月末現在)

令和2年度 (単位:件)

	令和2年度													6月までの集計	合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	8 (3)	8	8
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	8 (3)	8	8
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	8 (6)	8 (7)	8 (8)	8 (13)	8 (18)	8 (23)	8 (28)	8 (35)	8 (36)	-	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)	3	3
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (4)	0 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	9 (11)	9	9
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (5)	0 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	12 (12)	12	12
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	12 (19)	12 (25)	12 (30)	12 (45)	12 (55)	12 (65)	12 (72)	12 (83)	12 (94)	-	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)	3	3
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	0 (10)	0 (7)	0 (5)	0 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	17 (14)	17	17
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	0 (10)	0 (7)	0 (6)	0 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	20 (15)	20	20
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	20 (25)	20 (32)	20 (38)	20 (58)	20 (73)	20 (88)	20 (100)	20 (118)	20 (130)	-	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年6月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業主体	発生年月日	事故情報												事故概要・発生防止策		被災者					
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況											
事業者主体	1. 都道府県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16	<p>ポンプ室1階にて、消火栓を用いて汚水ポンプ井の水位計の洗浄作業後、作業に使用した消火栓ホース(約15m、約2kg)の洗浄を行った。濡れた消火栓ホース(使用)が乾燥機を回すため、束ねて両手で持ち、中2階の重畳ヘッドタンク室に階段を降り移動した。扉を開けて室内へ入ったところ、落下と床の設置(約10cm)でバランスを崩し、前方にあった重畳タンクの防護壁(高さ約35cm、コンクリート製)で右足を打ち負傷した。</p>	自治体職員	56	男	右下肢挫創	
	2. 政令市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5						
	3. 一般市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3						12
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1						3
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
	合計	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8						36
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<p>汚泥脱水機内部の洗浄中、懐中電灯を取ろうとしたところ足を滑らせ、脱水機上からの約1.5メートル下の床に転落した。</p>	委託先業者	47	男	第6胸椎圧迫骨折、左鎖骨部・左腕の打撲及び指関節、頸椎捻挫
	2. マンホール	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4						
	3. 処理場	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	22					
	4. ポンプ場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4					
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6					
	合計	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36					
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<p>汚泥脱水機内部の洗浄の目的で、洗面の為に高圧洗浄機にて清掃していたところ、水飛沫が目に入った。</p>	委託先業者	25	男	目の炎症及び腫れ
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
負傷事故	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36						
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11	<p>汚泥脱水機の水の溜り槽の掃除作業中、左手の指がスクレーパーとガードとの間に挟まり負傷した。</p>	委託先業者	29	男	左母指近位指骨骨折及び左母指挫創
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8					
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2					
	5. 転倒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3					
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1					
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2					
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	14. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9					
	合計	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36					
1. 自治体職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	<p>急遽ろ過装置の濾過ブロウのフィルター取り外し作業の後、ブロウ本体の上部(高さ1.07m)で足を滑らせ落下し、床面に頭部を打った。</p>	自治体職員	67	男	外傷性も腿下出血	
2. 委託先業者	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	33						
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1						
合計(人)	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36						
累計	4	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	-						

令和元年度

(単位:人)

被災者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年6月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
4月											
1	R24.13	2. 政令市	ポンプ場	①負傷事故	⑤転倒	<p>ポンプ室1階にて、消火栓を用いて汚水ポンプ井の水位計の洗浄作業後、作業に使用した消火栓ホース(約15m、約2kg)の洗浄を行った。濡れた消火栓ホース(使用)が乾燥機を回すため、束ねて両手で持ち、中2階の重畳ヘッドタンク室に階段を降り移動した。扉を開けて室内へ入ったところ、落下と床の設置(約10cm)でバランスを崩し、前方にあった重畳タンクの防護壁(高さ約35cm、コンクリート製)で右足を打ち負傷した。</p>	<p>扉および見元に注意喚起の表示を行った。</p>	自治体職員	56	男	右下肢挫創
2	R24.14	3. 一般市	処理場	①負傷事故	①墜落・転落	<p>汚泥脱水機内部の洗浄中、懐中電灯を取ろうとしたところ足を滑らせ、脱水機上からの約1.5メートル下の床に転落した。</p>	<p>機上での作業の原則禁止し、機上で作業しなければならぬ場合は、壁着禁止用器具を使用を義務付ける。また、適切な高さの踏み台を使用し、踏み台作業用の道具の配備。</p>	委託先業者	47	男	第6胸椎圧迫骨折、左鎖骨部・左腕の打撲及び指関節、頸椎捻挫
3	R24.23	4. 町村	処理場	①負傷事故	⑥その他	<p>処理場の脱水機の目詰まりの解消の為に高圧洗浄機にて清掃していたところ、水飛沫が目に入った。</p>	<p>フェイスガードの着用、清掃後の手洗い・うがい、目・粘膜等に水飛沫が付着した際の早期の洗浄及び受療。</p>	委託先業者	25	男	目の炎症及び腫れ
4	R24.24	3. 一般市	処理場	①負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	<p>汚泥脱水機のための輸送用ポンプのスターター交換作業中、誤ってローターとスターターの間に指が巻き込まれた。</p>	<p>作業マニュアルに安全面を再考して注意事項追加、作業開始前に安全ミーティングを実施、危険予知・セyahatを定期的に現場で話し合うなどの取組を実施。</p>	委託先業者	56	男	左薬指第一関節離断骨折
5月											
1	R25.11	1. 都道府県	マンホール	①負傷事故	①墜落・転落	<p>人孔内部への回転式硝化水素測定器の設置作業中、人孔内の設置器具が人孔底部に落下した。硝化水素及び硝化水素濃度の測定と濃度特性測定を併行して実施する。また、要求性能測定禁止措置等を実施する。作業者が不用意に人孔内に立ち入ったことが原因と考えられる。</p>	<p>人孔での作業にあたっては、事前に酸素欠乏等防止措置に定める酸素濃度及び硝化水素濃度の測定を行い、それぞれ基準濃度を超える場合は送風機による換気を行い、基準以下であることを確認する。また、要求性能測定禁止措置等を実施する。また、要求性能測定禁止措置等を実施する。また、要求性能測定禁止措置等を実施する。また、要求性能測定禁止措置等を実施する。</p>	委託先業者	41	女	第4及び第9胸椎圧迫骨折等(全治4週間)、※低酸素の影響なし
2	R25.24	1. 都道府県	処理場	①負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	<p>ベルトプレス型脱水機の水のろ過作業中、左手の指がスクレーパーとガードとの間に挟まり負傷した。</p>	<p>作業手順書の見直し、作業マニュアルの見直し、再発防止の従事者への教育、現場の注意喚起表示</p>	委託先業者	29	男	左母指近位指骨骨折及び左母指挫創
6月											
1	R26.9	2. 政令市	処理場	①負傷事故	①墜落・転落	<p>急遽ろ過装置の濾過ブロウのフィルター取り外し作業の後、ブロウ本体の上部(高さ1.07m)で足を滑らせ落下し、床面に頭部を打った。</p>	<p>当該業務実施は手すり付きの作業台を使用する。</p>	自治体職員	67	男	外傷性も腿下出血
2	R26.15	3. 一般市	処理場	①負傷事故	①墜落・転落	<p>処理場敷地内の除草作業中、ブロック積層壁の取崩しに誘って足を踏み人孔バランスを崩し、高さ約5mの覆土天窓から転落した。</p>	<p>安全帯及び命綱の着用、KY活動の徹底、作業前における現場状況確認の徹底</p>	委託先業者	64	男	足、指骨、あばら骨骨折

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)
(令和2年6月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業者主体	令和2年度												前年度 合計	前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			合計
1. 都道府県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13	
2. 政令市	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	36	
3. 一般市	1	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	55	
4. 町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	4	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	111	
工事分類	1. 管きよ開削	2	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	13	59	
	2. 管きよ推進	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	
	3. 管きよシールド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	4. 管きよその他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	
	5. 処ボ土木建築	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19	
	6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	4	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	22	111		
事故類型	1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	29	
	3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	6. 激突	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	
	7. 土砂崩壊	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
	12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10	17	
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14. その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3		
合計	4	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	22	111		
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	
	2. 重傷	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8	67	
	3. 軽傷	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	26	
	合計(人)	2	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15	100	
累計	2	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-	-	-	
その他(民間発注工事など)															
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

令和1年度

(単位:人)

被災者数(人)	令和1年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-
その他(民間発注工事など)													
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生年月日	事故情報				被災者				
		事業者主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況
4月										
1	R2.4.4	2.政令市	2.管きよ推進	雨水管の積下ろしに伴う玉掛作業	現場内	クレーンで雨水管を木製角材の上に下ろした後、転倒防止対策を怠っていた雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスにはさまれた。	2.はさまれ・巻き込まれ	48	男	死亡
2	R2.4.10	2.政令市	1.管きよ開削	土留(掘削)の設置作業	現場内	下水道水管埋設のためのバックホウにより掘削完了後、土留支保工設置のためにアールを掘削し(φ4m,125mm内)の設置を継続した。1段目の設置後2段目を掘削し突っ張り設置時掘削した際、背後の掘削部北側の地山が崩壊し、崩壊土砂と南側の地山との間で挟まれた形で埋まった。	7.土砂崩壊	62	男	死亡
3	R2.4.17	3.一般市	4.管きよその他	-	現場内	取付管施工の為バックホウによる掘削を行った際、埋設物を確認せず行った為、LPガス引込み管φ25mmを損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
4	R2.4.20	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	ガス本管及び供給管を手摺りにて露出確認し、以降バックホウを併用して掘削作業を行ったが、露出したガス管は埋設管でその下部に供給中のガス本管があったため、供給中のガス管に接続されていた引込管を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
5月										
1	R2.5.2	3.一般市	1.管きよ開削	土留め支保工作業	現場内	下水取付管の開削工事に素掘り掘削面(掘削深1.5m以内)が崩壊し作業員1名が巻き込まれた。	7.土砂崩壊	27	男	腰骨骨折
2	R2.5.7	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	ガス管の位置を把握しながら機械掘削をしていたが、布設深さが変わっているところを把握していなかったためガス管に接触し、損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
3	R2.5.11	3.一般市	2.管きよ推進	管理写真撮影	現場内	写真撮影のために管内に進入した作業員1名、退出のため管内に進入した作業員2名及び機械掘削中で管内作業をしていた作業員1名の計4名が酸素濃度不足れ、うち1名が急性脳化酸素中毒による肺水腫により死亡した。	14.その他	34 45 63 84	男 男 男 男	死亡 脳日遺脱 翌日遺脱 翌々日遺脱
4	R2.5.19	2.政令市	5.処ボ土木建築	鉄筋配筋ほか	現場内	現場作業員が脚立(高さ2.5m)に登り、地中連続壁の芯材に溶接した鉄筋柱立用の仮設取付を人力で曲げる作業を行っていたところ、身を乗り出して作業した際に足を滑らせて墜落し、右足のかかとを骨折した。	1.墜落・転落	51	男	右足踵粉砕骨折
5	R2.5.19	3.一般市	1.管きよ開削	-	現場内	マンホール設置後砕石埋戻しを交通開放していたが、前日からの雨で砕石埋戻し箇所が沈下および洗掘されていた。雨道してきた軽自動車のタイヤが沈下部に入り、右側の前後輪タイヤがパンク、前輪車軸損傷事故が発生した。	12-2.公衆災害(物損)			軽自動車パンク・車軸損傷
6	R2.5.20	2.政令市	4.管きよその他	-	現場内	舗装切断作業時、道路を片側交互通行とし、路面を洗浄するホース(直径約10m)を掘削道路上に這わせて作業を行っていたところ、道路を横断しようとした被災者がホースにつまづき転倒し、右手薬指を負傷した。	12-1.公衆災害(人身)	74	女	右手薬指骨折
7	R2.5.21	1.都道府県	1.管きよ開削	-	現場内	汚水ます取付管(不明管)の調査のため掘削を行っていたところ、バックホウのバケットでガス管φ50mmPE管を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
8	R2.5.25	1.都道府県	1.管きよ開削	-	現場内	ガス会社と立会いに正確な位置を把握できなかったため、慎重に手摺っていたが、取付管上に存在した供給管ポリエチレン管φ25mmを損傷	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
9	R2.5.26	2.政令市	5.処ボ土木建築	型枠大工	現場内	建込中の型枠に寄り材の受け渡しを行った後、一旦型枠から降りて別の場所に移動しようとしたところ、型枠材(高さ2.8m×幅3.75m)が倒れてきた。被災者は倒れてきた型枠の下敷きになり、顔部及び右足を受傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	25	男	右腕骨骨折、外傷性膝関節症候群、下顎部・右膝挫創
10	R2.5.28	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	ガス管周辺は完全に管が露出するまでは、管理者立会いのもと手摺りに掘削を進めたが、ガス管下部の掘削を掘削して掘削した際、誤ってガス管とバケットの爪が接触しガス管表面を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷

事故情報データベース(工事)

令和2年6月末現在

NO.	発生年月日	事故情報				被災者				
		事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況
6月										
1	R2.6.1	3.一般市	1.管きょ開削	土留め材移動	現場内	資材置場において、集積(L=2.5m×3列×3段)してあったガイドポスト(支柱)にワイヤーを掛けるためバールを使用して隙間を明けようとした際、3段目のガイドポストが落下し、他のガイドポストに当たりはねて脛骨に当たり骨折した。	3.飛来・落下	70	男	右足脛骨高脛骨折
2	R2.6.1	3.一般市	7.処ボその他	汚水管切り直し	現場内	汚水管切り直し前に、支障になっていた既設水道管(φ150)を切断した(隙間15cm程度)。切断部と反対側のジョイント部を別の作業員が取り外した際管がずれ、管切断部に置いていた右足を横から挟まれ小指が切れた。なお、安全靴は履いていた。	2.はさまれ・巻き込まれ	42	男	右足小指切れ
3	R2.6.9	3.一般市	1.管きょ開削	敷鉄板布設替え	現場内	下水道管布設に伴う敷き鉄板(1.5m×3m×19mm)の吊り込みを、バックホウ(クレーン機能付き)で、敷鉄板つり具(外れ止め付き)を用いて行っていたところ、つり具のロックが掛かっておらず、吊り上げた敷鉄板が作業従事者の足に落ちた。	3.飛来・落下	32	男	足骨折
4	R2.6.15	3.一般市	3.管きょシールド	-	現場内	パーカッションドリルによるケーシング削孔中、硬いものに当たり削孔を中止した。水が湧いてきたため、水替えを行いながら手掘りにて状況確認を行っていたところ、NTT敷設家の破損と内部ケーブルの断線、1本の管外部が損傷していた。	12-2.公衆災害(物損)			NTT断線、固定電話1,482回線不通
5	R2.6.17	3.一般市	2.管きょ推進	コンクリートはつり	現場内	推進発進立坑内の支柱(コンクリート)撤去のため、プレーカーにて人力掘り作業を行っていた。支柱の高さが70cm程度に残った状態でプレーカーのノミを研り面に対して鋭角に入れてしまったため、プレーカーが跳ねて、作業者の右足甲部を被災した。	6.激突	33	男	右第四中足骨解放骨折
6	R2.6.18	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	管布設工(VU200)による掘削作業実施中、重機(バックホウ)先端にてガス引込管(φ30mm)を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
7	R2.6.20	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	掘工板設置作業に伴う、バックホウ掘削時、ガス管(PEφ100)を破壊させた。事前協議にて、ガス管が近接していることを把握しており、近接箇所は人力掘削にて進めていたが、作業終盤にバックホウ掘削に変更した際に発生した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
8	R2.6.22	3.一般市	1.管きょ開削	軽量鋼矢板建込み	現場内	一次掘削完了後、地山の自立の確認を行い、軽量鋼矢板の建込み作業を行っていた。作業時、軽量鋼矢板6枚を地山に立てかけていたが、その裏側の地山が崩壊し、押された軽量鋼矢板が転倒、窰穴内で作業中の作業員に接触した。	7.土砂崩壊			左鎖骨骨折

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

令和2年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和2年6月末現在)

水質事故等発生状況
(令和2年6月末現在)

[総括]	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	18 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	18 (11)	18 (18)	18 (19)	18 (24)	18 (30)	18 (33)	18 (34)	18 (40)	18 (41)	-
[内訳]	(単位:件)												
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	3 (10)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	0 (2)	0 (4)	0 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	12 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	18 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	8 (11)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	6 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	18 (41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	11 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	5 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	18 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
③ 悪質下水の流入による放流水質の基準不適合	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	8 (15)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	0 (5)	0 (6)	0 (1)	0 (5)	0 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	15 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	18 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (3)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (15)

※状況別分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを累計

※()内数字は、前年度(令和元年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について累計

水質事故等情報データベース

令和2年6月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
4月						
1	R2.4.1	2. 政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	悪質排水による伏樋管の閉塞により、伏樋管の流水を確保し、河川へ流出し汚水の流出を抑制した。再発防止のため、伏樋管の定期的点検に加え、雑排水の流入を抑制し、伏樋管の閉塞を防止するなどの運用を継続する。
2	R2.4.1	3. 一般市	処理場	水質事故	③悪質下水の流入による放流水質の基準不適合	連続した降雨により有機物の劣化不足と不十分な曝気状態が起き、生体汚染が顕著であった。リソリチン除去能力の回復のため、沈殿池汚泥の投入等を実施したがリソリチン濃度の十分な低下までに至らず、悪質な水質の増加により、リソリチン濃度が基準値を超過した。
3	R2.4.2	1. 都道府県	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	パキウム車及び仮設ポンプによる水質劣化を抑制するとともに施設の確認を実施、伏樋し部のマンホールへ入庫し、付随、悪質排水の流出の抑制を目的として、汚泥の除去を実施し、伏樋し部の閉塞を防止するなどの運用を継続する。
4	R2.4.3	2. 一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	水の中ポンプ車を台座し水を確保し、また、パキウム車による応急処置により、汚濁面を削減し、汚泥の除去が不明であるため、閉塞可能性箇所として年1回点検する。
5	R2.4.3	3. 一般市	その他	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	36の流出又は施設にて発生後、吸着で汚水を確保し、流出先は池と保管してオイルポンプを設置した。また、悪質排水発生箇所を調査し、再発防止について指導を実施。
6	R2.4.7	3. 一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	一般家庭から排出されと想定される油脂類等が管渠を閉塞させ、マンホールから汚水が溢水した。
7	R2.4.13	3. 一般市	管渠	水質事故	②悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	民間事業者により灯油(約2L)が破棄され、汚水管に流入した。
8	R2.4.21	3. 一般市	処理場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	処理場の放出口より、処理水と汚泥の混合水(約500m)が流出した。維持工事の準備のため、2系統の水処理設備のうち1系統を停止させ、3系統の汚泥の排水及び流入が抑制されたことにより、流出が連続的に発生しなくなったことが原因と考えられる。
9	R2.4.29	1. 都道府県	処理場	水質事故	③悪質下水の流入による放流水質の基準不適合	流入水質が変化しpH低下、BOD低下、放流水が汚濁が激しく、悪臭が発生し、Dの管理の悪化や初期段階へのステップアップを促進させるなどの取組を行い、4月30日以降は基準値にて運転している。
5月						
1	R2.5.18	3. 一般市	処理場	その他案件	-	非常用発電機車庫1号機点検のため、重油を確保した。重油が貯蔵タンクに漏れ、汚水が流出した。汚水が流出したため、重油の回収と汚水の処理を行った。
2	R2.5.21	4. 町村	処理場	水質事故	③悪質下水の流入による放流水質の基準不適合	定額水質測定において、放流水のBODが16mg/Lとなり、下水道法の計画放流水質の基準値(15mg/L)を超過した。
3	R2.5.27	3. 一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホールが破断し、連続的に水が溢れ、河川へ汚水が流出した。
6月						
1	R2.6.5	3. 一般市	マンホール	その他案件	-	老朽化したマンホール蓋が、車両の通行により破損し、雨水が流入した。マンホール蓋の破損を速やかに修理し、マンホール蓋が破損した箇所を補修した。マンホール蓋が破損した箇所を補修し、マンホール蓋が破損した箇所を補修した。
2	R2.6.12	4. 町村	その他	その他案件	-	水質汚濁センターから汚濁発生センターへ排水クーラーを搬入し、有害な物質が流出し、汚水が流出した。有害な物質が流出したため、排水クーラーを搬入し、有害な物質が流出した箇所を補修した。
3	R2.6.14	3. 一般市	処理場	水質事故	③悪質下水の流入による放流水質の基準不適合	雨天により処理場への流入水量が増加し、汚濁面による曝気量が不足した。この際、不具合により曝気量が不足したため、曝気量を確保するために、曝気量を確保するための処置が実施され、リソリチン濃度が基準値を超過した。
4	R2.6.17	1. 都道府県	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	下水管の空気の不具合により、河川へ汚水(約200L)が流出した。空気の不具合を調査し、汚水が流出した。空気の不具合を調査し、汚水が流出した。
5	R2.6.22	3. 一般市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	雨水管の破損により、雨水が流出した。雨水管の破損を調査し、雨水管の破損を調査し、雨水管の破損を調査した。
6	R2.6.28	3. 一般市	その他	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	大雨による流入量のピークカットのため、ポンプ室による汚水処理への影響を抑制するため、前日の作業で汚水処理ポンプを稼働させた。この際、前日の作業で汚水処理ポンプを稼働させた。この際、前日の作業で汚水処理ポンプを稼働させた。

事務連絡
令和2年7月16日

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について

令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が生じたことを受け、令和2年5月21日付け下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」（以下、「課長通知」という。）（別添1）を发出し、下水道の施設浸水対策の確実な実施をお願いしています。

このような中、令和2年7月豪雨において、再び下水処理場や雨水ポンプ場等の複数の施設で浸水による機能停止が発生しました。市民の生活や生命に関わる重要なライフラインである下水道は、災害時においてもその機能を確保することが強く求められており、更に加速して下水道の施設浸水対策に取り組む必要があります。

このことも踏まえて、課長通知に関する運用を下記のとおり定めるので、適切な事業執行をお願いします。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いいたします。

記

1. 施設浸水対策の基本的な考え方について

下水道の施設浸水対策は、想定される最大規模の浸水深に対して、「人命を守る（避難機能の確保）」及び「下水道機能の確保」を目的として、ハード・ソフト両面から対策を検討することを基本とする。

2. 洪水及び内水に係る耐水化の対象外力の設定について

下水道の耐水化の対策浸水深は、以下の浸水深を基本に、影響人口[※]の大小や商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区及び防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の有無、応急復旧の難易などの被災時のリスクの大きさを勘案し、下水道管理者において施設ごとに決定する。

なお、以下の浸水深を対策浸水深の上限とする趣旨ではなく、地域防災計画等との整合を図りながら、地域の特性に応じて、下水道管理者が対策浸水深を決定するものであることに留意されたい。

【洪水】

河川計画における中高頻度の降雨規模（年超過確率の目安：1/30～1/80）により想定される浸水深

【内水】

雨水管理総合計画において想定する照査降雨L1'に対応する浸水深（L1'：災害の再発防止の観点から流域で発生した降雨のうち、既往最大の降雨など、計画降雨から想定最大（L2降雨）の間で設定される降雨）

※影響人口とは、下水道施設の機能が災害等によって喪失した場合に影響を受ける当該排水区域内の居住人口とする。

3. 洪水による浸水想定深データの入手について

国土交通大臣及び都道府県知事は、水防法に基づき想定最大規模、計画規模の降雨により浸水が想定される区域や浸水深等を関係市町村に通知することとなっている。これらの検討は、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（以下、「マニュアル」という。）又は「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）」（以下、「手引き」という。）により行われているが、マニュアル及び手引きでは、「想定最大規模、計画規模の降雨以外の複数の規模の降雨についても浸水解析を実施し、情報を提供することが望ましい。」とされており、「複数の規模の降雨」の中に中高頻度の降雨規模も位置付けられている。これらの資料やデータについては、必要に応じて河川管理者に対して、問い合わせ、資料提供の依頼を行うようお願いする。

なお、河川管理者に対しては、「下水道施設の「耐水化計画」の策定について（協力依頼）」（令和2年6月22日付国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室企画専門官、下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡）（別添2）のとおり協力依頼を行っているところである。

<参考：複数の区分>

- ①中頻度（100年に1回程度）の降雨規模（年超過確率の目安：1/200～1/80）
 - ②中高頻度（50年に1回程度）の降雨規模（年超過確率の目安：1/80～1/30）
 - ③高頻度（10年に1回程度）の降雨規模（年超過確率の目安：1/30～1/5）
- （①～③のいずれかに計画降雨規模を含むものとする。）

なお、市町村に提供されている洪水浸水想定区域図に関するデータについては、マニュアルの「表-7.10 電子化ガイドラインに基づき市町村に提供するデータ一覧」又は手引きの「表-10.1 電子化ガイドラインに基づき市町村に提供するデータ一覧」を参考にされたい。

4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について

堤防等の整備等により、洪水に係る耐水化の対象外力による浸水被害について、早期の解消が見込まれる場合には、洪水に係る対策浸水深を考慮しないことができる。

5. 耐水化計画に定める事項について

耐水化計画には、次に掲げる事項を定めるものとし、別紙にまとめる。

- ①基本方針
- ②対象施設及び対策浸水深
- ③確保すべき機能
- ④実施計画

6. 被災時のリスクの高い下水道施設について

被災時のリスクの高い下水道施設については、以下の条件を目安に下水道管理者が決定する。

【終末処理場】

- ・耐水化の対象外力に対して浸水の恐れのある施設

【ポンプ場（汚水）】

- ・耐水化の対象外力に対して浸水の恐れのある施設のうち、発災後、速やかに揚水機能を確保することが困難な施設

【ポンプ場（合流、雨水）】

- ・全ての施設（都市下水路のポンプ場を含む）

7. 耐水化の実施方法について

耐水化の実施に当たっては、＜資料＞に示す②を参考に、効率的・効果的に実施する。対策浸水深によっては、出水時の迅速な対応を前提に、止水板や土嚢の設置などの簡易な方法により、施設の浸水を防止できる場合には、そのような方法によることも可能である。

8. 雨水ポンプ場の耐水化について

近年、全国的に計画規模を超えるような集中豪雨が頻発しており、雨水ポンプ場においては短時間で大量の雨水が流入することも想定される。

雨水ポンプ場の耐水化に当たっては、ポンプ室、電気室、監視制御盤等の設備室においては、配線ダクトの止水等も含め、沈砂池からの溢水等、施設内部からの雨水の侵入経路を確実に遮断する。

9. 浸水想定区域図が未策定の場合について

過去の浸水実績や地形等により浸水が想定される下水道施設については、少なくとも止水板、土嚢などの緊急的な浸水防止のための資機材を確保するとともに、浸水想定区域図が策定された場合は、改めて施設浸水対策について検討を行う。

10. BCPに基づく事前対策の実施について

耐水化の実施には一定の期間を要する他、対策浸水深を超える浸水の発生も想定される場所である。課長通知により、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しをお願いしているところであるが、この見直しを踏まえて、速やかに応急復旧資機材の確保や早期復旧体制の構築等を図られたい。

11. 被災時のリスクの高い下水道施設以外の施設について

BCPに基づく対策を確実に実施するとともに、耐震対策や改築更新の計画に合わせて、順次、耐水化を講じられるよう検討されたい。

12. その他

- ①下水道施設の耐水性の向上のための施設計画等に係る調査その他の施設計画の検討業務については、社会資本整備総合交付金の基幹事業の交付対象である。
- ②浸水想定区域図が見直しされた場合は、必要に応じて対策浸水深の設定、見直しを実施する。
- ③施設浸水対策を含むBCPの見直し及び耐水化計画の策定に関する取り組み状況については、定期的に調査を実施する予定である。

<資料>

①気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001350222.pdf>

②気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言 参考資料
(1/2) <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001350321.pdf>
(2/2) <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001350219.pdf>

③洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzuishinsui_1710.pdf

④中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/shinsuisoutei/pdf/chusho_kasen_sinsou_kuiki_tebiki2.pdf

〇〇市 耐水化計画

〇〇市下水道課
策定 令和 〇年 〇月

① 基本方針

対象外力及び対象施設の考え方を記載 (対象外力)
 (対象施設)

② 対象施設及び対策浸水深

施設名称	施設能力（現有）	影響人口	対象外力	対象確率	対策浸水深
〇〇浄化センター	50,000m ³ /日	約11万人	〇〇川 (1級河川)	50年確率 (整備計画と同等)	GL+2.0m
〇〇汚水中継ポンプ場	30m ³ /分	約4万人	〇〇川 (1級河川)	50年確率 (整備計画と同等)	GL+0.5m
〇〇雨水ポンプ場	180m ³ /分	約4千人	△△川 (2級河川)	30年確率 (0.1と同等)	GL+3.0m

③ 確保すべき機能（短期：5年程度）

施設名称	確保すべき機能	対策施設と関連する主要設備機器	備考
〇〇浄化センター	揚水機能	管理棟：受変電設備、監視制御設備、自家発電設備 ポンプ棟：ポンプ、電動機、現場操作盤 管廊：各施設への浸水防除	消毒機能は応急対応によって機能確保
〇〇汚水中継ポンプ場	揚水機能	管理ポンプ棟：受変電設備、ポンプ、電動機、現場操作盤、自家発電設備	
〇〇雨水ポンプ場	揚水機能	ポンプ棟：ポンプ、原動機、現場操作盤、自家発電設備	

確保すべき機能（中期：5～10年程度）

施設名称	確保すべき機能	対策施設と関連する主要設備機器	備考
〇〇浄化センター	沈殿機能 汚泥処理機能	水処理棟：動力制御盤	水処理棟については、主要な電気設備が設置された動力制御室のみを耐水化

④ 実施計画（短期：5年程度）

(1)	(2)	(3)	(4)
施設名称	耐水化対象施設	事業内容	備考
(例) 〇〇浄化センター	管理棟	防水扉の設置、開口部の閉塞	別途、静水圧や浮力等に対する対策の必要性について検討が必要
(例) 〇〇浄化センター	ポンプ棟	防水扉の設置、開口部の閉塞、沈砂池の覆蓋 流出防止対策	
(例) 〇〇浄化センター	管廊	トップライトの止水、止水板の設置	
(例) 〇〇汚水中継ポンプ場	管理ポンプ棟	止水板、土嚢の設置	豪雨が想定される際に設置
(例) 〇〇汚水中継ポンプ場	管理ポンプ棟	現場操作盤のかさ上げ	改築更新に合わせて実施
(例) 〇〇雨水ポンプ場	ポンプ棟	防水シャッターの設置 配管、ケーブル類の貫通孔の止水	
(例) 〇〇雨水ポンプ場	ポンプ棟	燃料移送機器類の移設	

④ 実施計画（中期：5～10年程度）

(1)	(2)	(3)	(4)
施設名称	耐水化対象施設	事業内容	備考
(例) 〇〇浄化センター	水処理棟	防水扉の設置、開口部の閉塞	耐震化に合わせて実施

国水 下 事 第 1 3 号
 令 和 2 年 5 月 2 1 日

(別紙)

各 都 道 府 県 下 水 道 主 管 部 長 殿
 各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 主 管 局 長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
 下水道事業課長

下水道の施設浸水対策の推進について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

ついては、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、別紙のとおりハード・ソフトによる施設浸水対策の考え方をとりまとめたので、この内容を踏まえて、施設浸水対策を確実に実施するようお願いする。

具体的には、「下水道BCP策定マニュアル 2019年版（地震・津波、水害編）」に基づき、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、これらのうち、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いする。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

下水道の施設浸水対策の基本的な考え方

①耐水化の対象外力の設定

- ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策については、以下の方針により実施する。
 - ・下水道施設のハード対策（耐水化）において目標とする浸水深（以下「対策浸水深」という。）は、施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率（1/30～1/80程度）で発生する河川氾濫等を想定して設定することを基本とし、影響人口の大小や応急復旧の難易など被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が決定する。なお、対策の実施にあたっては、堤防等の整備進捗状況等を踏まえ、その必要性を判断する。
 - ・対策浸水深より大きな浸水深に対しては、BCPによるソフト対策によって「下水道機能の迅速な回復」を目指す。

②効率的・効果的な対策手法

- 対策浸水深や重要設備の配置、構造物の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を進める。
- この際、必要な機能確保のため、燃料タンクや燃料移送ポンプ等の補機類を含めて耐水化を実施する他、ポンプ等の継続的な運転に支障がないよう沈砂池等の覆蓋の流出防止対策を講じることが重要である。また、ハンドホール等の各種貫通孔や管廊からの浸水防止等にも留意する。

③段階的な対策の進め方

- 被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保する。具体的には、以下のように対策を進める。
 - ・地方公共団体は、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策スケジュール等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。
 - ・耐水化計画に定める対策スケジュールについては、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、10年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 2 日

北海道開発局 地域事業管理官 殿
河川情報管理官 殿
東北、中部、近畿、四国、九州地方整備局
水災害予報センター長 殿
地域河川課長 殿
関東、北陸、中国地方整備局
水災害対策センター長 殿
地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
建設産業・地方整備課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 企画専門官
下水道部 下水道事業課 課長補佐

下水道施設の「耐水化計画」の策定について（協力依頼）

国土交通省では、令和元年東日本台風に伴う下水道施設の被災、市民生活への多大な影響の発生を踏まえ、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」（以下、「委員会」という。）を設置し、下水道の施設浸水対策等について検討を進めています。

委員会では下水道施設の耐水化を推進するための基本的な考え方や効率的・効果的な対策手法についても議論を進めているところですが、第二回委員会の検討結果を踏まえ、下水道管理者において令和3年度までに、対策浸水深や対策箇所優先順位等を明らかにした「耐水化計画」の策定をすることとしました。

つきましては、「耐水化計画」の策定の検討にあたり、下水道管理者から河川管理者に洪水浸水想定区域図の検討などで保有している資料やデータについての問合せ、提供の依頼あつた際には、下記のとおり対応いただくようお願いします。

また、都道府県の河川主管課長に対して、この旨を周知するとともに同様に対応されるようお願いします。

記

1. 提供する資料・データについて

(1) 洪水浸水想定区域図の検討成果

・「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（以下、「マニュアル」）、「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）」（以下、「手引き」）等に基づく検討で得ら

れた成果

・なお、マニュアル及び手引きで示されている「その他の外力による洪水浸水想定区域・浸水深の設定」に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水解析のほか、以外の複数の規模の降雨で浸水解析を実施している場合はこれを含む。

(2) その他、過去洪水における氾濫実績のデータ（浸水範囲、浸水深）など提供可能なもの

2. 洪水ハザードマップ作成支援のため、地方公共団体へ既に洪水浸水想定区域図の検討成果を提供している場合は、「耐水化計画」の策定のため下水道担当部署においても活用されることに対して、承諾いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

企画専門官 大吉（内線 35453）

水防調査係長 西（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

下水道部下水道事業課

課長補佐 大角（内線 34238）

広域調整係長 小林（内線 34236）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1597

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 1 6 日

各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 課長補佐
事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設の耐水化の早期実施について

令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が生じたことを受け、令和2年5月21日付け下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」を发出し、被災時のリスクの高い下水道施設については耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いしています。

このような中、令和2年7月豪雨において、再び下水処理場や雨水ポンプ場等の複数の施設で浸水による機能停止が発生しました。そこで、被災時のリスクの高い下水道施設の耐水化についてさらなる加速化を図り、確実に対策を進めるため、令和2年7月16日付け下水道事業課事業マネジメント推進室長通知「「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について」にて改めて周知したところです。

つきましては、耐水化が必要となるすべての施設について、令和3年度予算において耐水化に係る施設整備又は設計(耐水化計画の策定を含む)を実施するために、令和3年度執行予定調書に必要額を計上していただきますよう、お願いいたします。

留意事項

1. 耐水化が必要なすべての施設の考え方については、令和2年7月16日付け下水道事業課事業マネジメント推進室長通知「「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について」にて連絡したとおりです。
2. 耐水化が必要なすべての施設について、現在发出している令和3年度執行予定調書へ耐水化に係る施設整備費もしくは測量・設計費を計上してくださるようお願いいたします。なお、耐水化計画の策定に係る検討も測量・設計費の対象として計上することが可能です。
3. 緊急的な施設浸水対策に必要な水防資機材等の配備についても、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業において実施可能ですので、積極的にご活用ください。
4. 上記について、可能な限り令和2年度予算への前倒しの可否を検討し、一部でも前倒しが可能なものについては、令和3年度執行予定調書で前倒し可能額を記載してください。
5. 耐水化に係る施設整備についても、可能な限り早急に着手していただくよう、お願いいたします。

国 不 動 第 9 号
国 水 環 防 第 16 号
国 水 下 流 第 17 号
令 和 2 年 7 月 17 日

記

各都道府県不動産業主管部局長
各都道府県水防担当部局長
各都道府県、政令指定都市 下水道担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 不 動 産 業 課 長

水管理・国土保全局 河 川 環 境 課 長

下水道部流域管理官
(公 印 省 略)

水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）

平成30年7月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、国土交通省では、「水害ハザードマップの周知に関する不動産関連団体への協力について（依頼）」（令和元年7月26日国土動第47号-2、国水環第36号-2、国水下流第9号）を发出し、宅地建物取引業者より、水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップの入手方法や内容等について問い合わせ等があった場合には、適切に対応するようご協力をお願いしているところです。

今般、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年8月28日より施行されることとなりました。

当該事項の説明にあたっては、宅地建物取引業者が、各市町村のウェブサイトに掲載されている水害ハザードマップを印刷し、当該水害ハザードマップに当該宅地又は建物の所在地を示したものを当該宅地又は建物の購入者等に交付すること等としております。

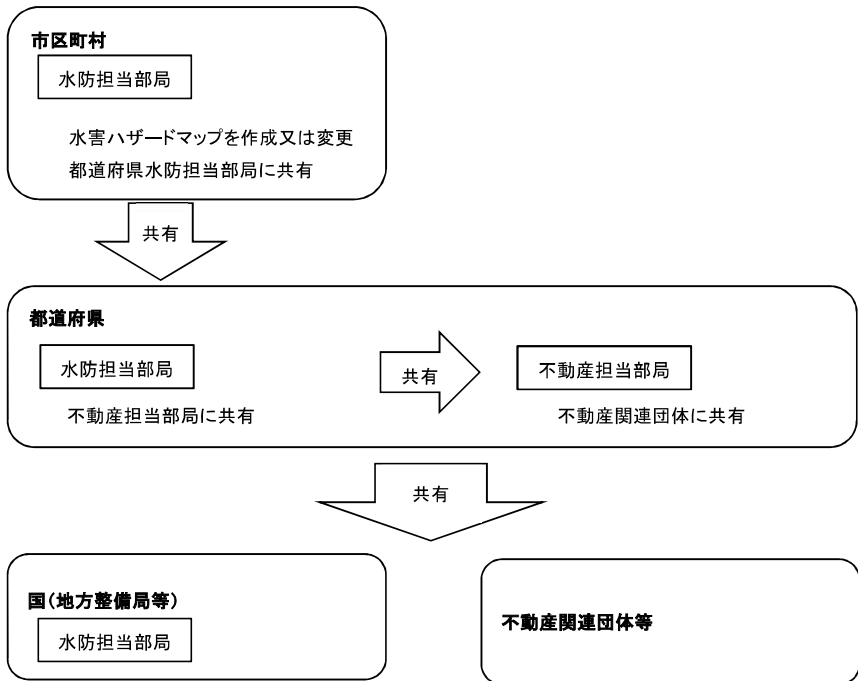
つきましては、下記の事項を含め、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう、留意いただきますようお願いいたします。また、改めて水害ハザードマップの住民等への普及・周知に努めるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（下水道部局においては政令指定都市を除く）に対する周知をお願いいたします。

- (1) 常に最新の水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを当該市区町村のウェブサイトに掲載しておくこと。
- (2) 市区町村が水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時は、別紙を参考に、遅滞なく関係機関へその旨を周知すること。
- (3) 宅地建物取引業者及び購入者等からの問い合わせに係る窓口を明確化するとともに、問い合わせに対して、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 「不動産関連団体の研修会等の場における水害リスクに関する情報の解説等について（依頼）」（平成31年4月26日国土動第9号-1、国水環第2号）のとおり、引き続き、不動産関連団体の求めに応じ、不動産関連団体が開催する研修会等の場へ職員を派遣するなど、水害リスクに関する情報の解説等に努めること。

水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時の宅地建物取引業者への周知について

市区町村が水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時は、宅地建物取引業者が取引の相手側に最新の水害ハザードマップを用いて重要事項説明が実施できるよう、例えば、以下の方法により関係機関に遅滞なく周知することをお願いいたします。



○内閣府令第二号
宅地建物取引業法 昭和二十七年法律第百七十六号 第三十五条第一項第十四号イ及びロ並びに同条第三項第七号(同法第五十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
令和二年七月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 赤羽 一嘉

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令
宅地建物取引業法施行規則(昭和二十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分を二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三の二 水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第十条第一号の規定により当該宅地又は建物がある市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地</p> <p>四〇七 (略)</p>	<p>(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第七号から第十二号までに掲げるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇七 (略)</p>

附則	この命令は、令和二年八月二十八日から施行する。
<p>(法第二十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十六条の四の七 法第二十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号の二まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三の二 水防法施行規則第十一条第一号の規定により当該信託財産である宅地又は建物がある市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地</p> <p>四〇七 (略)</p>	<p>(法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇七 (略)</p>

事 務 連 絡
令和2年7月21日

各都道府県 下水道主管部長 殿
各政令指定都市 下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付流域下水道計画調整官

内水ハザードマップの作成及び公表の促進について

近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風に続き、今年度も梅雨前線に伴う大雨により甚大な浸水被害が発生している。昨年度には、浸水被害があった市区町村のうち内水ハザードマップを作成していない市区町村も見受けられたことから、令和元年10月28日付事務連絡「内水ハザードマップの作成促進について」を発出し、「特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村においては、重点的に作成を進めるべきと考えている」としているところである。

内水ハザードマップは、浸水に関する情報等を住民に解かりやすく提供することにより、住民を円滑に避難・誘導するための機能や自助及び共助を促すための機能を有するものであることから、早期に作成・公表することが望ましい。しかし、作成に時間を要する場合もあり、公表まで内水による浸水に関する情報が住民に示されないことがある。

また、内水による浸水は河川堤防の決壊等による浸水と異なり、比較的高頻度であることや、浸水被害発生までの時間が短く避難までのリードタイムの確保が困難なこと、河川から離れた地区においても発生する可能性があることから、洪水ハザードマップ等の情報とは別に、内水による浸水リスクを住民へ周知し認識してもらうことが重要である。

については、内水ハザードマップ作成の必要性を改めて認識していただき、早期作成・公表をお願いする。特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区などを有する内水ハザードマップの早期作成が必要な500市区町村のうち、未作成の市区町村においては、令和2年度末までに内水ハザードマップ等の作成・公表が完了するようお願いする。なお、内水浸水想定は、原則、浸水シミュレーションを活用して作成するべきであるが、早期の作成が困難な場合、まずは過去の浸水実績に基づく浸水範囲の明示や地形情報等を活用した簡易的な手法による作成も考えられる。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（政令指定都市を除く）に対して周知するとともに、作成等の促進をお願いする。

(参考)

- ・ 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html
- ・ 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000433.html

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体 (1/4)

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市
北海道	室蘭市
北海道	釧路市
北海道	帯広市
北海道	岩見沢市
北海道	留萌市
北海道	三笠市
北海道	滝川町
北海道	余市町
北海道	豊富町
北海道	目高町
北海道	浦河町
北海道	釧路町
北海道	別海町
青森県	青森市
青森県	弘前市
青森県	八戸市
青森県	六戸町
岩手県	盛岡市
岩手県	宮古市
岩手県	花巻市
岩手県	北上市
岩手県	北上市
岩手県	一関市
岩手県	久慈市
岩手県	岩手町
岩手県	釜石市
岩手県	滝沢市
岩手県	紫波町
岩手県	矢巾町
岩手県	平泉町
宮城県	仙台市
宮城県	石巻市
宮城県	塩竈市
宮城県	気仙沼市
宮城県	白石市
宮城県	名取市
宮城県	角田市
宮城県	登米市
宮城県	大崎市
宮城県	大河原町
宮城県	村田町
宮城県	柴田町
宮城県	丸森町
宮城県	亘理町
宮城県	松島町
宮城県	涌谷町
秋田県	秋田市
秋田県	能代市
秋田県	大館市
秋田県	大仙市
秋田県	五城目町

都道府県名	市区町村名
山形県	山形市
山形県	鶴岡市
山形県	酒田市
山形県	天童市
山形県	東根市
山形県	南陽市
山形県	山辺町
山形県	大江町
山形県	真室川町
山形県	高島町
福島県	福島市
福島県	会津若松市
福島県	郡山市
福島県	いわき市
福島県	白河市
福島県	須賀川市
茨城県	水戸市
茨城県	土浦市
茨城県	古河市
茨城県	結城市
茨城県	常総市
茨城県	取手市
茨城県	ひたちなか市
茨城県	守谷市
茨城県	東海村
茨城県	境町
栃木県	足利市
栃木県	伊奈町
栃木県	鹿沼市
栃木県	小山市
栃木県	那須塩原市
栃木県	野木町
群馬県	前橋市
群馬県	高崎市
群馬県	伊勢崎市
群馬県	太田市
群馬県	藤岡市
群馬県	玉村町
埼玉県	さいたま市
埼玉県	川越市
埼玉県	熊谷市
埼玉県	川口市
埼玉県	行田市
埼玉県	秋田市
埼玉県	所沢市
埼玉県	飯能市
埼玉県	加須市
埼玉県	本庄市
埼玉県	東松山市
埼玉県	春日部市

都道府県名	市区町村名
埼玉県	狭山市
埼玉県	羽生市
埼玉県	鴻巣市
埼玉県	深谷市
埼玉県	上尾市
埼玉県	草加市
埼玉県	越谷市
埼玉県	蕨市
埼玉県	戸田市
埼玉県	入間市
埼玉県	朝霞市
埼玉県	志木市
埼玉県	和光市
埼玉県	新座市
埼玉県	桶川市
埼玉県	久喜市
埼玉県	北本市
埼玉県	八潮市
埼玉県	富士見市
埼玉県	二郷市
埼玉県	蓮田市
埼玉県	坂戸市
埼玉県	幸手市
埼玉県	鶴ヶ島市
埼玉県	吉川市
埼玉県	ふじみ野市
埼玉県	白岡市
埼玉県	伊奈町
埼玉県	三芳町
埼玉県	嵐山町
埼玉県	小川町
埼玉県	川島町
埼玉県	上里町
埼玉県	寄居町
埼玉県	宮代町
埼玉県	杉戸町
埼玉県	松伏町
千葉県	千葉市
千葉県	銚子市
千葉県	市川市
千葉県	船橋市
千葉県	館山市
千葉県	木更津市
千葉県	松戸市
千葉県	茂原市
千葉県	佐倉市
千葉県	習志野市
千葉県	柏市
千葉県	市原市
千葉県	流山市

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体 (2/4)

都道府県名	市区町村名
千葉県	八千代市
千葉県	我孫子市
千葉県	鎌ヶ谷市
千葉県	浦安市
千葉県	八街市
千葉県	印西市
千葉県	白井市
千葉県	香取市
千葉県	神崎町
千葉県	横芝光町
東京都	千代田区
東京都	中央区
東京都	港区
東京都	新宿区
東京都	文京区
東京都	台東区
東京都	墨田区
東京都	江東区
東京都	品川区
東京都	目黒区
東京都	大田区
東京都	世田谷区
東京都	渋谷区
東京都	中野区
東京都	杉並区
東京都	豊島区
東京都	北区
東京都	板橋区
東京都	練馬区
東京都	足立区
東京都	葛飾区
東京都	江戸川区
東京都	八王子市
東京都	立川市
東京都	武蔵野市
東京都	三鷹市
東京都	府中市
東京都	調布市
東京都	小平市
東京都	東村山市
東京都	東村山市
東京都	福生市
東京都	狛江市
東京都	東大和市
東京都	清瀬市
東京都	東久留米市
東京都	武蔵村山市
東京都	多摩市
東京都	西東京市
東京都	日の出町

都道府県名	市区町村名
神奈川県	横浜市
神奈川県	川崎市
神奈川県	相模原市
神奈川県	横須賀市
神奈川県	平塚市
神奈川県	鎌倉市
神奈川県	藤沢市
神奈川県	小田原市
神奈川県	茅ヶ崎市
神奈川県	逗子市
神奈川県	秦野市
神奈川県	厚木市
神奈川県	伊勢原市
神奈川県	海老名市
神奈川県	座間市
神奈川県	南足柄市
神奈川県	寒川町
山梨県	甲府市
長野県	長野市
長野県	岡谷市
長野県	諏訪市
長野県	大町市
長野県	茅野市
長野県	千曲市
新潟県	新潟市
新潟県	長岡市
新潟県	三条市
新潟県	新発田市
新潟県	十日町市
新潟県	見附市
新潟県	五泉市
新潟県	上越市
新潟県	魚沼市
新潟県	南魚沼市
富山県	富山市
富山県	高岡市
富山県	上市町
石川県	金沢市
石川県	加賀市
石川県	内灘町
岐阜県	岐阜市
岐阜県	大垣市
岐阜県	多治見市
岐阜県	美濃加茂市
岐阜県	可児市
静岡県	静岡市
静岡県	浜松市
静岡県	沼津市
静岡県	三島市
静岡県	富士市

都道府県名	市区町村名
静岡県	磐田市
静岡県	焼津市
静岡県	掛川市
静岡県	藤枝市
静岡県	袋井市
静岡県	伊豆の国市
静岡県	函南町
愛知県	名古屋市
愛知県	豊橋市
愛知県	岡崎市
愛知県	一宮市
愛知県	半田市
愛知県	春日井市
愛知県	津島市
愛知県	碧南市
愛知県	刈谷市
愛知県	豊田市
愛知県	安城市
愛知県	西尾市
愛知県	蒲郡市
愛知県	犬山市
愛知県	常滑市
愛知県	江南市
愛知県	小牧市
愛知県	稲沢市
愛知県	東海市
愛知県	大府市
愛知県	知多市
愛知県	知立市
愛知県	尾張旭市
愛知県	高浜市
愛知県	岩倉市
愛知県	豊明市
愛知県	北名古屋市
愛知県	みよし市
愛知県	あま市
愛知県	東郷町
愛知県	豊山町
愛知県	大口町
愛知県	扶桑町
愛知県	大治町
愛知県	蟹江町
愛知県	東浦町
愛知県	幸田町
三重県	四日市市
三重県	伊勢市
三重県	桑名市
三重県	鈴鹿市
福井県	福井市
福井県	小浜市

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体 (3/4)

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
福井県	鯖江市	大阪府	摂津市
滋賀県	大津市	大阪府	高石市
滋賀県	彦根市	大阪府	藤井寺市
滋賀県	長浜市	大阪府	東大阪市
滋賀県	草津市	大阪府	四條畷市
滋賀県	守山市	大阪府	交野市
滋賀県	栗東市	大阪府	大阪狭山市
滋賀県	甲賀市	大阪府	島本町
滋賀県	野洲市	大阪府	忠岡町
滋賀県	湖南市	兵庫県	神戸市
滋賀県	高島市	兵庫県	姫路市
滋賀県	日野町	兵庫県	尼崎市
滋賀県	竜王町	兵庫県	明石市
滋賀県	豊郷町	兵庫県	西宮市
滋賀県	多賀町	兵庫県	洲本市
京都府	京都市	兵庫県	伊丹市
京都府	福知山市	兵庫県	豊岡市
京都府	舞鶴市	兵庫県	加古川市
京都府	宇治市	兵庫県	西脇市
京都府	城陽市	兵庫県	三木市
京都府	向日市	兵庫県	高砂市
京都府	長岡京市	兵庫県	三田市
京都府	八幡市	兵庫県	加西市
京都府	京丹後市	兵庫県	丹波篠山市
京都府	木津川市	兵庫県	丹波市
京都府	与謝野町	兵庫県	淡路市
大阪府	大阪市	兵庫県	宍粟市
大阪府	堺市	兵庫県	加東市
大阪府	岸和田市	兵庫県	たつの市
大阪府	豊中市	兵庫県	猪名川町
大阪府	池田市	兵庫県	稲美町
大阪府	吹田市	兵庫県	播磨町
大阪府	泉大津市	兵庫県	太子町
大阪府	高槻市	奈良県	奈良市
大阪府	貝塚市	奈良県	橿原市
大阪府	守口市	奈良県	桜井市
大阪府	枚方市	奈良県	三郷町
大阪府	茨木市	和歌山県	和歌山市
大阪府	八尾市	和歌山県	海南市
大阪府	泉佐野市	和歌山県	田辺市
大阪府	富田林市	和歌山県	新宮市
大阪府	寝屋川市	和歌山県	美浜町
大阪府	河内長野市	鳥取県	倉吉市
大阪府	松原市	鳥取県	浜田市
大阪府	大東市	岡山県	岡山市
大阪府	和泉市	岡山県	倉敷市
大阪府	箕面市	岡山県	玉野市
大阪府	柏原市	岡山県	井原市
大阪府	羽曳野市	岡山県	総社市
大阪府	門真市	岡山県	新見市

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体 (4/4)

都道府県名	市区町村名
岡山県	備前市
岡山県	瀬戸内市
岡山県	赤磐市
岡山県	美作市
岡山県	美咲町
広島県	広島市
広島県	呉市
広島県	尾道市
広島県	福山市
広島県	大竹市
広島県	海田町
山口県	下関市
山口県	宇部市
山口県	山口市
山口県	萩市
山口県	防府市
山口県	岩国市
山口県	柳井市
山口県	田布施町
山口県	平生町
徳島県	徳島市
徳島県	小松島市
徳島県	吉野川市
香川県	高松市
香川県	丸亀市
香川県	坂出市
香川県	宇多津町
愛媛県	松山市
愛媛県	宇和島市
愛媛県	新居浜市
愛媛県	西条市
愛媛県	伊予市
愛媛県	松前町
高知県	高知市
高知県	宿毛市
高知県	いの町
高知県	四万十町
福岡県	北九州市
福岡県	福岡市
福岡県	久留米市
福岡県	直方市
福岡県	飯塚市
福岡県	柳川市
福岡県	八女市
福岡県	小郡市
福岡県	筑紫野市
福岡県	春日市
福岡県	大野城市
福岡県	宗像市
福岡県	古賀市

都道府県名	市区町村名
福岡県	福津市
福岡県	糸島市
福岡県	那珂川市
福岡県	志免町
福岡県	筑前町
福岡県	香春町
福岡県	赤村
福岡県	苅田町
佐賀県	佐賀市
佐賀県	唐津市
佐賀県	武雄市
長崎県	佐世保市
長崎県	南島原市
長崎県	時津町
長崎県	佐々町
熊本県	熊本市
熊本県	八代市
熊本県	人吉市
熊本県	水俣市
熊本県	宇土市
熊本県	宇城市
熊本県	天草市
熊本県	合志市
熊本県	益城町
熊本県	氷川町
大分県	大分市
大分県	中津市
大分県	日田市
大分県	臼杵市
大分県	津久見市
大分県	杵築市
宮崎県	宮崎市
宮崎県	都城市
宮崎県	延岡市
宮崎県	日南市
宮崎県	日向市
宮崎県	西都志市
宮崎県	高鍋町
宮崎県	門川町
鹿児島県	鹿児島市
鹿児島県	枕崎市
鹿児島県	指宿市
鹿児島県	日置市
鹿児島県	霧島市
鹿児島県	南さつま市
沖縄県	那覇市
沖縄県	沖縄市
沖縄県	うるま市
沖縄県	北中城村
沖縄県	南風原町

計	500 自治体
うち作成・公表済	395 自治体

※令和2年3月末時点

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

国水企第34号
令和2年7月21日

各都道府県下水道担当部長 殿
各指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について

下水道事業の経営環境は、今後加速化する人口減少等による有収水量の減少に加え、施設・設備の老朽化に伴う修繕費・改築更新費の増大、さらには頻発・激甚化している自然災害による被害の防止・最小化のための投資需要の増大など、益々厳しさを増していくものと考えられます。

将来にわたって、都市の清潔保持や伝染病の予防、河川の水質保全等の下水道が担っている役割を持続的に果たしていくためには、的確な現状把握を行った上で、中長期的な見通しを立て、費用構造等を踏まえた適切な収支構造へと適時適切に見直していく必要があります。そして、経営環境の変化に対応し、下水道サービスのあり方について絶えず検討を行っていくことが求められます。

こうした背景の下、国土交通省では、令和元年8月に、学識経験者を構成員とする「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。検討会では、全国の下水道管理者における使用料算定事務等の実態調査等により、地域ごとの経営条件の違いにも留意しつつ、議論を重ねられ、先般、報告書がとりまとめられたところです。

検討会の報告書では、主に以下の点が課題となっている旨の指摘がなされました。

- ・中長期収支見通しの作成が不十分である
- ・収支構造見直しの必要性の確認が不十分である
- ・多くの事業体で収支均衡する見通しも立っていない
- ・近隣都市とのバランスを過大に重視して、収支構造適正化の判断が適切なものとなっていないおそれがある
- ・個別原価に基づく使用料体系の設定が適切に行われていないおそれがある
- ・使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して、低水準となっており、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある
- ・下水道の役割・効果に係る広報、使用料改定時の広報内容が不十分である

・使用料の徴収漏れ・誤徴収事案が頻発している

そこで、検討会の報告書等を踏まえ、今後、各下水道管理者において実施すべき収支構造適正化に向けた取組等を、下記のとおり整理しましたので、対応可能な事項から順次着手いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえ、市民生活及び経済活動に与える影響にも十分に配慮した上で、収支構造の見直しの検討を不断に進めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくとともに、適切なお助言等をいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 経営状況の「見える化」等による住民理解の促進

下水道管理者は、収支構造の適正化に向けた取組を進めるに当たっては、下水道サービスの受益者であり、使用料の支払い等を通じて下水道経営を支える主体でもある住民等の理解を深められるよう取り組むこと。

住民等の理解を高めるため、公営企業会計の適用や経営戦略等の策定・改定を通じた経営状況の「見える化」を一層推進し、経営に関わる情報開示等、経営の計画性・透明性向上に取り組むこと。

また、住民等への説明責任を適切に果たす観点から、外部有識者や住民等が参画する経営審議会等を活用することのほか、専門用語を極力使わないなど理解しやすさを重視した説明を心掛けることはもちろん、平素からタウンミーティング等の双方向の広報手法も積極的に取り入れることが望ましい。その際、総務省が公表している経営比較分析表や国土交通省が提供している経営指標を積極的に活用し、正確かつ理解しやすい説明資料等を作成すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、当面、タウンミーティング等の開催については、慎重に判断するとともに、開催する場合においても、基本的な感染防止対策を講じる必要があることに留意する必要がある。

2. 経営努力の徹底

(1) 費用低減をはじめとする収支改善に向けた取組

下水道使用者から使用料を徴収して事業を行う公営企業である以上、非能率的な管理に起因する原価の増加分を使用者に転嫁することがあってはならないことから、下水道管理者は、不断の経営努力を行い、事業の効率化に努めること。

具体的には、適切な維持管理や新技術の導入、広域化・共同化、官民連携の推進等による費用低減に加えて、接続促進や下水道施設・未利用資源の有効活用等による収支改善にも積極的に取り組むこと。

(2) 徴収漏れ等の根絶及び滞納整理の確実な実施

従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により、下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収（過大徴収及び過少徴収）の事案が少なからず判明し、中には時効により本来徴収すべき使用料等の全部又は一部が徴収不能となったケースもある。

こうした事態は、負担の公平性を確保する観点から問題があり、住民等の信頼を失墜させることにもつながりかねないため、下水道管理者は、引き続き、徴収漏れ等の根絶に努めること。

また、下水道使用料を納期限までに納付しない者に対する督促等の滞納整理事務についても、確実に実施していくこと。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、滞納者の財産の差押え等を行うことで、事業の継続や生活の維持を困難とするおそれがあるため、滞納者の個別具体的な事情を十分に把握した上で、適切に対応すること。

また、「下水道使用料の支払猶予について」（令和2年3月18日付け下水道企画課長通知）において、一時的に下水道使用料の支払が困難な事情がある者に対して支払猶予等の柔軟な措置等を講ずるよう要請しているところ、現下の厳しい経済情勢に鑑み、引き続き、使用者の実情を踏まえつつ、適切に支払い猶予等の措置を講じていただきたい。

3. 社会経済情勢の変化への適時適切な対応

(1) 中長期収支見直し等に基づく適切な収支構造への見直し

公営企業たる下水道事業においては、資本費を含む使用料対象経費に対する経費回収率を100%以上とすることが目指すべき指標の1つであることに鑑み、下水道管理者は、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）等を踏まえ、着実に公営企業会計の適用に向けた取組を進めるとともに、経営戦略の策定及び改定の際に、「投資・財政計画」の期間中（10年以上の合理的な期間）に経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を経営戦略に明記すること。その際、必要に応じて有識者等の知見も活用すること。

経営戦略の「投資・財政計画」の基となる投資及び財源の将来試算に当たっては、施設の耐用年数等を踏まえ、可能な限り長期間（30～50年超）かつ複数パターンの推計を行うことに加えて、都道府県構想やストックマネジメント計画等との整合を図ること。また、近隣都市の使用料水準との比較を過度に重視することなく、収支見直しに照らし、合理的かつ適切な収支構造とすること。

(2) 収支構造の適切性等の定期的な検証・公表

経営戦略については、10年以上の計画期間の中で、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年毎に結果の検証を行い、新たな経営戦略に改定するといったPDCAサイクルの確立が必要とされている。これを踏まえ、各下水道管理者は、使用料算定期間を、3～5年に設定することとし、例えば同期間の経過時に、経営戦略の見直しとあわせて、収支構造の適切性についても検証を行い、経営戦略の改定とあわせて、

積極的に検証結果を公表することも検討されたい。なお、当該公表資料においては、①経過した使用料算定期間全体を通じた収支の結果及びその評価（要因分析については可能な限り定量的に示すこと）、②新たな使用料算定期間における収支バランスの確認結果（収支不足を解消するために講じる措置の具体的内容及び実施予定時期を示すこと）を明記（改定後の経営戦略に記載することも可）すること。

(3) 下水道使用料体系見直しの方向性

下水道使用料体系の設定は、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、各地域における排水需要の実態や下水道事業の実情等を十分に勘案して行うこと。

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

なお、基本使用料収入の割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ、激変緩和を講ずるなど、適切に対応すること。

また、小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強いることは、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあるだけでなく、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見直しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

さらに、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

4. 都道府県による支援

都道府県においては、市町村を包括する広域自治体として、管内の各下水道管理者における収支構造適正化の取組について、具体的かつ積極的に実効性のある支援に取り組むこと。

特に、人員の確保やノウハウの蓄積等の面で、執行体制が脆弱な中小市町村たる下水道管理者に対しては、広域連携に関する体制の構築、各種講習会の開催、先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の斡旋・派遣、助言、技術支援、情報提供、フォローアップ等を積極的に行うことが望まれる。

また、使用料算定期間経過時の収支構造の改善の要否に係る検証業務等、複数の中小規

模の下水道管理者に係る業務を共同で発注することなども有効と考えられる。

以上

(参考)

- 国土交通省HP「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html

事 務 連 絡

令和2年7月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
企画専門官

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

国土交通省では、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）により、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえ、市民生活及び経済活動に与える影響にも十分配慮した上で、収支構造の見直しの検討等についてお願いしたところです。

「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月31日付け国官会第29901号）において、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定すること等を交付要件としたところです。ここで、ロードマップとは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」3（1）の経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指すこととし、経営戦略を踏まえ投資及び財源における業績目標を設定していただくようお願いします。

また、ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくようお願いします。

事務連絡
令和2年8月3日

各都道府県 水防担当課長 殿
下水道担当課長 殿
各政令指定都市 下水道担当部長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室
企画専門官
下水道部流域管理官付
課長補佐
海岸室
企画専門官

水害リスク情報の共有について（依頼）

近年、大規模な水害が頻発していることを踏まえて、浸水想定区域等の水害リスク情報を活用した水害発生時における被害軽減に係る様々な取組が進められております。

令和2年7月17日には、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年8月28日より施行されることとなりました。

また、令和2年6月10日には、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等の対策が推進されることとなっております。

そのほかにも、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告では、各市町村において、ハザードマップ等を参照し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること、災害リスクの高い方々から優先的に避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと等が示されました。

以上のような施策が展開される中で、今後水害リスク情報が様々な場面で活用されることが想定されることから、貴職におかれましては常に最新の浸水想定区域図等を不動産担当部局、まちづくり担当部局、医療・保険・福祉担当部局等に共有いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（下水道部局においては政令指定都市を除く）に対する周知をお願いいたします。

<担当者>
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室
企画専門官 大吉
水防調査係長 西
TEL：03-5253-8460（直通）
下水道部流域管理官付
課長補佐 長谷川
計画係長 奥村
TEL：03-5253-8432（直通）
海岸室
企画専門官 小川
海洋開発係長 濱口
TEL：03-5253-8472（直通）

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 7 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策（熱中症対策）の徹底（その5）について （令和 2 年 8 月 5 日愛知県名古屋市発注の工事に伴う死亡事故）

本年 8 月 5 日、愛知県名古屋市発注の現道上における舗装復旧工事において、作業員が熱中症で死亡するという事故が発生しました。

熱中症対策の徹底については、「熱中症の注意喚起と対策について（周知）」（令和 2 年 6 月 2 2 日付け事務連絡）を发出しお願いしているところです。今後も気温の高い日が続くため、各下水道管理者におかれましては、改めて、気象庁が発表する高温注意情報や現場状況等を勘案し、気温や湿度を十分に把握して作業環境の管理を行うとともに、こまめな水分・塩分の補給、休憩場所・休憩時間の確保、作業員の体調管理、熱中症予防に係る労働安全衛生教育など、十分な熱中症対策を図るよう関係者への指導徹底をお願いします。

<熱中症対策関連情報>

建設現場における熱中症対策事例集（国土交通省）

HP : <https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf>

■発生日：令和2年7月31日(金) 午前11時15分頃

■発生場所：山口県岩国市

■報道：あり

■工事概要：雨水調整槽工 V=3,600m³、推進工 L=125.1m Φ1,800

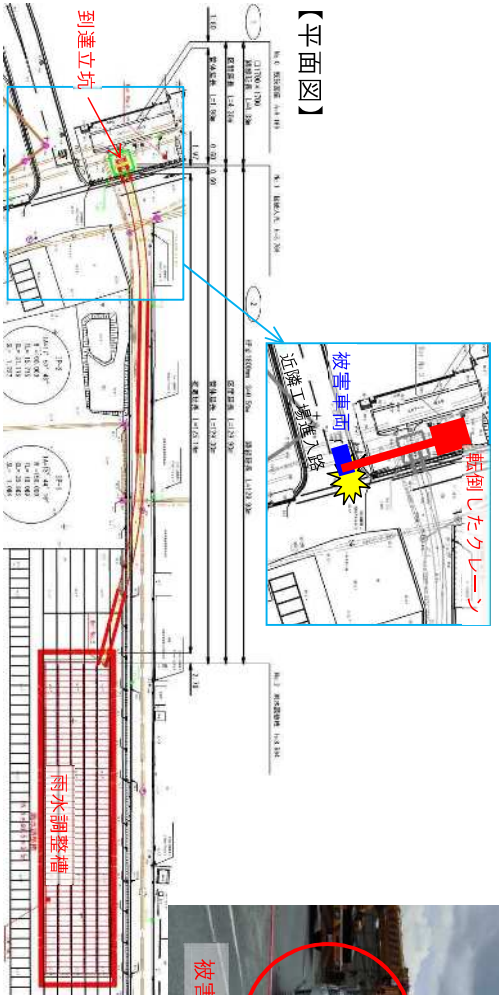
■事故内容：到達立坑の施工前に障害物の有無を確認するため、鋼矢板の

試験打ちを実施した。

試験打ち完了後矢板を引き抜き、下ろす際にラフテレーンク
レーン（25t吊）がバランスを崩して前方へ転倒し、前方道
路を走行中のトラック（2t）を直撃したことで、トラック
運転手（第三者）1名が死亡した。



【発生場所】



【状況写真】

事務連絡
令和2年8月7日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4）について
（令和2年7月31日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故）

本年7月31日、山口県岩国市発注の雨水調整槽整備工事において、鋼矢板の試験打ち後、矢板を引き抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったクレーン車がバランスを崩して前方へ転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手（第三者）が死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

加えて、今年度下水道工事に伴う死亡事故が多く発生しているため、下水道セーフティネット等についても再度確認していただき、安全管理の周知徹底、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事務連絡
令和2年8月28日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策（熱中症対策）の徹底（その6）について （令和2年8月21日兵庫県加古川市発注の工事に伴う死亡事故）

本年8月21日、兵庫県加古川市発注の老朽下水道取付管布設替え工事において、交通誘導警備員が熱中症で死亡するという事故が発生しました。

今夏、2回目の熱中症による死亡事故であり、大変憂慮すべき事態と考えています。熱中症対策の徹底については、繰り返し事務連絡を発出しお願いしているところですが、今後も気温の高い日が続くため、各下水道管理者におかれましては、改めて、気象庁が発表する高温注意情報や現場状況等を勘案し、気温や湿度を十分に把握して作業環境の管理を行うとともに、こまめな水分・塩分の補給、休憩場所・休憩時間の確保、作業員の体調管理、熱中症予防に係る労働安全衛生教育など、十分な熱中症対策を図るよう関係者への指導徹底をお願いします。

<熱中症対策関連情報>

建設現場における熱中症対策事例集（国土交通省）

HP：<https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf>

事務連絡
令和2年8月28日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO.229 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年7月は5件(死亡:0件、負傷:5件)の事故報告があり、昨年と同期間と比べ2件増加しました。

主な負傷事故として、処理場内の高架水槽の清掃作業中、高架水槽の上部から転落し負傷(左肩甲骨骨折、左肩脱臼、鼻骨骨折、顔面裂傷、歯牙破折)した事故や、送風機へのグリス給脂作業中、電源スイッチを切った後、緩やかに回転していたVベルトを手で止めようとした際に、駆動プーリーとVベルトに右手小指が挟まれ負傷(右小指伸筋腱断裂、両側側副靭帯断裂)した事故等が発生しました。

(2) 工事

令和2年7月は8件(死亡:1件、負傷:7件)の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総数は2件減少しました。

既に全国の下水道管理者の皆様には周知させていただきましたが、雨水調整槽整備工事において、鋼矢板の試験打ち後、矢板を引抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったクレーン車がバランスを崩して前方に転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手(第三者)が死亡するという事故が発生しました。

2. 水質事故等

令和2年7月は3件(水質事故:2件、その他案件:1件)の事故報告があり、昨年と同期間と比べ2件減少しました。

主な水質事故として、雨水ポンプの運転中に放流ゲートが突然閉まり、雨水を排水できなくなったことで雨水吐出井の内圧が高まり、躯体が破損し、沈砂池室へ雨水が流入した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

各下水道管理者におかれましては、重機の作業範囲の確認や、高所作業時の墜落制止用器具着用など作業前の安全確認を行い、安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/crd_sewage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

令和2年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年7月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)

(令和2年7月末現在)

令和2年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	13 (7)	13 (8)	13 (13)	13 (18)	13 (23)	13 (28)	13 (35)	13 (36)	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (4)	0 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	9 (18)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (5)	0 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	12 (19)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	12 (19)	12 (25)	12 (30)	12 (45)	12 (55)	12 (65)	12 (72)	12 (83)	12 (94)	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	5 (10)	0 (7)	0 (5)	0 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	22 (24)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	5 (10)	0 (7)	0 (6)	0 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	25 (25)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	25 (25)	25 (32)	25 (38)	25 (58)	25 (73)	25 (88)	25 (100)	25 (118)	25 (130)	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年7月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業主体	発生年月日	事故情報												事故概要・発生防止策		被災者		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況								
1. 都道府県	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	16			
2. 政令市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5			
3. 一般市	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	12			
4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3			
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36			
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2. マンホール	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4			
3. 処理場	3	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	22			
4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4			
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6			
合計	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36			
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
負傷事故	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36			
1. 墜落・転落	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11			
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8			
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
5. 転倒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3			
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
9. 感電	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
12. 公衆災害	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9			
合計	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36			
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2			
2. 委託先業者	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	33			
3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1			
合計(人)	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36			
累計	4	6	8	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	-	-			

令和元年度

(単位:人)

被災者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年7月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
7月											
1	R2.7.10	3. 一般市	処理場	①負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	構内の送風機へのグリス給油作業中、電源スイッチを切った後、騒音やかき回していたベルトを手で止めようとした際に、駆動プリーとVベルトに右手小指が挟まれた。	送風ファンフィルターの目詰まりにより、電源スイッチを切った後にVベルトが完全に停止しないことが原因の1つであったため、ファンの清掃を実施。また、委託業者を安全マニュアルの再確認を実施。	委託先業者	53	男	右小指伸筋断裂、右指伸筋断裂
2	R2.7.10	3. 一般市	処理場	①負傷事故	⑤感電	処理場の送風機室にある三相誘起の二次側負荷電源開閉のため、キュービクル裏扉を開け、その内側にビス止めされている金属製パネルを外した際、誤って同室に2次側の配線用送風機制御盤(1〜3端子)へ金属製パネルを接触させたことにより、キュービクルパネル間で地絡しアークが発生し、負傷した。	・充電中のキュービクル内のパネルは外さない。 ・充電中のキュービクル内には身体を入れない。ただし、接地線の断電電流測定等の機会にあつては、高圧の危険距離以内に接近しない範囲で手、腕までの身体の一部をキュービクル内に入ることが出来る。 ・全職員が本事故の重大性の認識を共有し、今後同様の事故を発生させないために、保安業務従事者全員参加による事故検討会を実施する。	委託先業者	43	男	左上肢、顔部、頰部、胸部第2肋骨骨折
3	R2.7.21	2. 政令市	ポンプ場	①負傷事故	①墜落・転落	被災職員は高圧水櫃上部に上がり、同歩廊部分にいる職員とともに、水櫃清掃用の資材の引き上げ作業を行っていた。その後、体を支えるよう本人に直接声をかけたが、下へ落ちてこなかったため、再度下から体勢を取るよう声掛けを行った。しかし返事がなく、それから明くなく大きな衝撃音があり、被災職員が転落しているのを発見した。 被災職員はヘルメット、半長靴、ビニル手袋、マスクを着用。墜落制止用器具は使用していなかった。	検討中	自治体職員	41	男	左肩甲骨骨折、左肩臼骨折、肋骨骨折、顔面裂傷、歯牙骨折
4	R2.7.28	3. 一般市	その他	①負傷事故	①墜落・転落	貯留施設の内蔵を清掃作業中、高圧洗浄車の操作を行っていた作業員が、顔口部付近の作業状況や放水口に付属するコックの状態を確認せず、高圧洗浄車の運転を開始したところ、洗浄水が噴き出し、その洗浄水を吸い上げようとした被災者が頭で顔部に転落し、負傷した。	・外部講習の受講を検討する等、社内教育を見直し、安全管理の徹底を図るよう指示。 ・業務計画書の作業手順及び安全管理に関する項目について、見直しを行い、再発防止策を踏まえた計画書を8月7日までに提出するよう指示。(その間の作業は停止中。)	委託先業者	68	男	肋骨・左腰骨骨折
5	R2.7.28	1. 都道府県	マンホール	①負傷事故	⑦公衆災害	マンホールの浮き上がりで覆田と思われる車両の横転事故により、当該車両の運転手が負傷した。	原因究明後に検討	第三者	不明	男	打撲

3.事故発生状況(工事)
(令和2年7月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業者主体	令和2年度													前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
1. 都道府県	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13	
2. 政令市	3	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36	
3. 一般市	1	3	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	15	55	
4. 町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
合計	4	10	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	111	
工事分類	1. 管きよ開削	2	6	5	8	0	0	0	0	0	0	0	21	59	
	2. 管きよ推進	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5	8	
	3. 管きよシールド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	4. 管きよその他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	
	5. 処木土木建築	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	19	
	6. 処木機械電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	7. 処木その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	111	
事故類型	1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5	29	
	3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	6. 激突	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	5	
	7. 土砂崩壊	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	11	
	12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	12	17	
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3		
合計	4	10	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	111	
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	7	
	2. 重傷	0	4	4	6	0	0	0	0	0	0	0	14	67	
3. 軽傷	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	26		
合計(人)	2	8	5	8	0	0	0	0	0	0	0	23	100		
累計	2	10	15	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	-	
その他(民間発注工事など)															
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

令和1年度

(単位:人)

被災者数(人)	令和1年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7	
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100	
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事業者				事故情報			被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況	
7月											
1	R2.7.1	2.政令市	2.管きよ推進	2次雷止め設置	現場内	推進工事において、フォーグリフトでヒューム管(φ1100mm)移動作業中、1次雷止めの手前に降ろすべきものを誤って真上に降ろしたため管が転がり、2次雷止めの設置しようとしていた被災者が、移動済のヒューム管と転がって来た管との間に挟まれました。	2.はさまれ・巻き込まれ	27	男	骨盤骨折	
2	R2.7.7	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	約1週間前に本管撤去時のため開削し土を埋戻した箇所にて、路面下がり(直径40cm、深さ12cm)が発生し、一般の通行車両1台が横傷(タイヤパンク)。	12-2.公衆災害(物損)			普通乗用車横傷1台(タイヤパンク)	
3	R2.7.8	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	新設管と既設管を仮接続していた管が、降雨(13.5mm/10min)により外れ、そこに管周辺の土砂が流入したことで道路上に空洞が発生、その上を通行した一般車両2台が横傷。	12-2.公衆災害(物損)			床下損傷(自走可能) 右前輪パンク及びシンプト損傷(自走不可)	
4	R2.7.15	1.都道府県	5.処木土木建築	コンクリートはつり	現場内	消化タンク内に設置した足場上で、ウォータージェットによるコンクリート劣化部除去作業を行った。作業開始のためジェットガンの噴射装置を握ったところ、高圧による反動で片方の手がガンの噴射ガンから離れ、高圧水が作業員の左脚上部へ当たり裂傷を負った。	4.切れ・こすれ	39	男	左上腕挫創、汚染創	
5	R2.7.17	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	ピット交換に伴う地盤改良(薬液注入工)において、歩道を横断していた給水ホースのプロテクターに自転車がつかまらずに転倒し、通行者が負傷した。	12-1.公衆災害(人身)	36	男	右肘中頭骨骨折	
6	R2.7.18	5.その他	1.管きよ開削	埋戻し	現場内	管路掘削作業中、使用後の建込簡易土留を移動するため重機で吊り上げたところ土留が回転し、近くで作業していた作業員に接触し被害した。	6.激突	74	女	大腿骨複雑骨折	
7	R2.7.23	3.一般市	1.管きよ開削	交通誘導	現場内	埋戻し作業中、交通誘導員(重機誘導)が一般車両の誘導のために移動したところ、移動先が重機の死角となる位置であったため、バック中の重機と接触し、交通誘導員が転倒後重機に踏まれて負傷した。	6.激突	50	男	左足首骨折	
8	R2.7.23	3.一般市	1.管きよ開削	重機誘導	現場内	マンホール埋戻しに際し、4tダンプのバック誘導のため作業車バックホウから降り、運転手に停止を合図した。その後、マンホール受枠を下ろすため4tダンプの後ろに回ったところ、4tダンプがゆっくりバックしてきてバックホウの排土板と4tダンプに左足を挟まれて負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	31	男	左足大腿骨骨折	
9	R2.7.29	3.一般市	1.管きよ開削	-	現場内	市道に布設している公共下水道管(DCPφ150mm)の劣化及び腐食調査を行うための試験調査中、作業員が作業ヤード外の歩道直内から現場を確認していたところ、後方から来た自転車と作業員が接触して、自転車の運転者が負傷したものの、なお、作業員にけがはない。	12-1.公衆災害(人身)	70	女	顔面左側頸骨のひびき、左手の擦り傷	
10	R2.7.31	3.一般市	2.管きよ推進	-	現場横断道路	鋼矢板の試験打ち後、矢板を引抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったラフトラレーンクレーン車がバランスを崩して前方に転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手(第三者)が死亡した。なお、クレーン車運転手にけがはない。	12-1.公衆災害(人身)	41	男	死亡	
11	R2.7.31	1.都道府県	1.管きよ開削	-	現場内	現道下に流域下水道の幹線管渠を敷設(増設)する工事において、仮設の矢板を施工していたところ、既設圧送管を損傷させた。	14.その他			路面及び海洋への汚水流出	

令和２年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和２年７月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和2年7月末現在)

[総括]	[内訳]												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	0 (1)	21 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	21 (18)	21 (18)	21 (24)	21 (30)	21 (33)	21 (34)	21 (40)	21 (41)	-	-
[内訳]	[内訳]												合計	
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	3 (10)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	0 (4)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	13 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	0 (6)	21 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	9 (11)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (3)	6 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	4 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	0 (6)	21 (41)
原因	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	13 (15)
1. 下水道管理者(委託先含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (11)
2. 民間事業者(一般人を含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	6 (15)
3. その他(天災、原因者不明含む)	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	0 (6)	21 (41)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
③ 悪質下水の流入(よらない放流水質の基準不適合)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	4 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (15)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	0 (6)	0 (1)	0 (5)	0 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	0 (6)	17 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	0 (6)	21 (41)
状況区分	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (10)
② 耐用年数以内	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	5 (15)

※状況区分については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()内数字は、前年度(令和元年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年7月未現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
7月							
1	R2.7.6	2. 政令市	ポンプ場	その他案件	雨水ポンプ運転中に放流ゲートが突然閉まり、雨水を排水できなくなったことで雨水吐出井の内圧が雪まり、躯体が破損し、泥砂池室へ雨水が流入した。放流ゲートが閉まった原因として放流ゲートの制御部である運転制御プログラム用コントローラ又はスィッチ入力力制御装置の誤作動によるものと推測される。	雨水ポンプ及び汚水ポンプ全台、通常運転可能なことを確認。ただし、雨水吐出井破損部から漏水があるため、電力ポンプを運転しないよう運用することで対応。 一連の制御システムについては、令和4年度から改築工事に着手する予定であったが、当該事故を受け、着手時期の前倒しを行うなどの対応を引き続き検討。	
2	R2.7.8	3. 一般市	その他	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	豪雨による雨水の浸入により、公共汚水樹から汚水等が漏水した。	市街地でのいっ水を防ぐために、パキューム車により浸入水を移送した。
3	R2.7.14	2. 政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	圧送管の取付け部材の腐食により管に穴があき、河川へ汚水が流出した。	圧送管からの漏水を確認したため、ポンプ場からの圧送を一時停止し、その後、漏水が最小限となるようポンプ運転を調整した。その後、管に補修器具を設置し、漏水が解消した。

事務連絡
令和 2 年 9 月 3 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

台風第 10 号の接近に伴う対応について

気象庁の発表によれば、台風第 10 号は、今後特別警報級の勢力まで発達し、6 日から 7 日かけて、奄美地方から西日本にかけて接近または上陸するおそれがあります。台風の予報にはまだ幅がありますが、広い範囲で甚大な影響を受けるおそれがあります。

つきましては、各地の気象台が発表する気象情報に十分留意するとともに、これまでの下水道施設の被害形態を踏まえて、特に下記の点に注意の上、事前の防災対策に万全を期すとともに、情報連絡体制の早期確保など被害情報の収集・報告を適切に行うようお願いします。

各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

記

1. 樋門・樋管のゲートの閉鎖や自家発電設備の稼働等については、不具合がないか点検を行い、支障が予想される場合には、速やかに適切な措置を講ずること。
また、近年の災害による応急対策箇所については、その対策が十分であるか再度点検を行うとともに、通常時と異なる状況を踏まえた出水時の体制を確保するなど万全な対応を図ること。
2. 受変電設備やポンプ設備（制御盤や補機を含む）等の下水道施設が浸水するおそれがある場合には、止水板や土嚢などにより、浸水防止の措置を講ずること。
3. 電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に備え、自家発電設備等の燃料の備蓄状況や補給体制、応急復旧資機材の配備状況などを再確認すること。
4. 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順等を再確認すること。
5. 浸水被害や下水道施設の被災があった場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被

害の報告について」（令和 2 年 4 月 1 日付け事務連絡）、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（平成 31 年 4 月 1 日付け事務連絡）及び「水位周知下水道指定地域における浸水被害の報告について」（令和 2 年 6 月 11 日付け事務連絡）に基づき、速やかに報告すること。

<参考通知>

・「出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について」（令和 2 年 6 月 2 日付国水企第 15 号、国水事第 15 号、国水 downstream 第 11 号）

以上

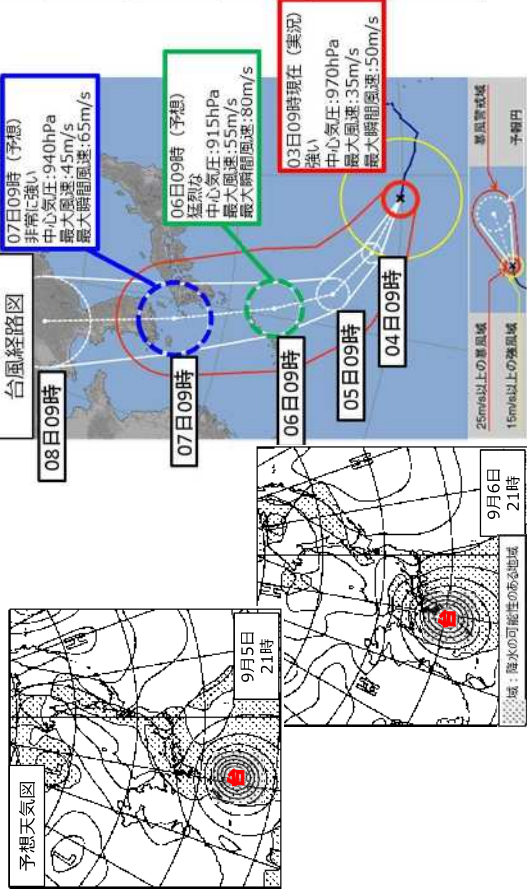
(5日から7日にかけて沖縄地方から九州を中心に最大級の警戒)

＜見通しの変化＞ 台風がより発達する予想となり、沖縄地方・奄美地方でも特別警報を発表する可能性がでてきた。

＜気象概況＞ 強い台風第10号は、今後特別警報級の勢力まで発達し、5日から6日にかけて沖縄地方に接近するおそれ。その後も特別警報級の勢力を維持したまま北上し、6日から7日にかけて奄美から九州を中心に接近または上陸するおそれ。

＜暴風・高波・高潮＞ 台風が接近する地域では、記録的な暴風・高波・高潮となるおそれ。＜大雨＞ 台風が接近する地域では、記録的な大雨となるおそれがあるほか、西日本や東日本でも暖かく湿った空気が流れ込むため、広い範囲で大雨となるおそれがある。

＜警戒事項＞ 台風が接近する地域では、記録的な大雨・暴風・高波・高潮に最大級の警戒。気象庁の発表する最新の台風情報に留意するとともに、今後各地の気象台の発表する早期注意情報や警報・注意報などの気象情報に留意。



日	4日	5日	6日	7日
伊豆諸島	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
東海地方	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
近畿地方	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
中国地方	暴風			
	波浪			
	高潮			
四国地方	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
九州北部地方	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
九州南部	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
奄美地方	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			
沖縄地方	大雨			
	暴風			
	波浪			
	高潮			

大雨、暴風、波浪、高潮の警報級となる可能性のある期間 (●可能性がある、■可能性が高い)

事務連絡
令和2年9月30日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 230 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年8月は5件(死亡:0件、負傷:5件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ4件増加しました。

主な負傷事故として、常圧浮上濃縮装置の汚泥掻寄器の修繕中、汚泥の除去や部品の潤滑のために可燃型スプレーを使用した後、固着していたネジを加熱して緩めるためにバーナーに点火したところ、引火爆発し、6名が火傷を負った事故や、処理場敷地内の除草作業中に作業員が体調不良を訴えたため、2時間ほど日陰で休憩したが、帰宅時に足がつったため救急車で病院へ搬送され、熱中症により入院した事故等が発生しました。

(2) 工事

令和2年8月は11件(死亡:2件、負傷:9件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ5件増加しました。

2件の死亡事故の概要は以下のとおりです。

- ・ 舗装復旧作業中、一時体調不良になり休憩後、回復したため作業に復帰したが、再度体調が悪化し救急搬送され、熱中症により死亡した。
- ・ 交通規制を伴う工事のため、交通誘導員を2名配置し、交代要員として1名待機させていた。その3名中1名が、気分が悪いと冷房をかけた車内で待機していたが、その後意識が無くなっていることが判明し救急搬送され、熱中症により死亡した。

2. 水質事故等

令和2年8月は5件(水質事故:4件、その他案件:1件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ2件減少しました。

主な水質事故として、下水管内で発生した硫化水素の影響に伴い、管渠の数箇所にて穴が開き、破損箇所から土砂が流入したことにより管渠が閉塞し、閉塞箇所の上流側にあるマンホールから汚水が溢水した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

各下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。
HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課企画指導室(維持管理事故担当)
高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp
TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp
村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp
TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

1.人身事故発生状況(総括)

(令和2年8月末現在)

令和2年度

下水道に関する人身事故発生状況について

(令和2年8月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

令和2年度		(単位:件)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)	18 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)	18 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	18 (8)	18 (13)	18 (18)	18 (23)	18 (28)	18 (35)	18 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	4 (1)	6 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	0 (4)	0 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	16 (18)	25 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	0 (5)	0 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	20 (19)	31 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	31 (30)	31 (45)	31 (55)	31 (65)	31 (72)	31 (83)	31 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	4 (1)	6 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	0 (5)	0 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	29 (24)	43 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	0 (6)	0 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	33 (25)	49 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	49 (38)	49 (58)	49 (73)	49 (88)	49 (100)	49 (118)	49 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)
(令和2年8月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業者主体	令和2年度												前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 都道府県	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	6	13
2. 政令市	3	5	1	4	3	0	0	0	0	0	0	0	16	36
3. 一般市	1	3	7	4	6	0	0	0	0	0	0	0	21	55
4. 町村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	0	0	0	0	0	0	0	45	111
工事分類													前年度 合計	
1. 管きょ開削	2	6	5	8	7	0	0	0	0	0	0	0	28	59
2. 管きょ推進	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	6	8
3. 管きょシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9
4. 管きょその他	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	5
5. 処ボ土木建築	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	19
6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	0	0	0	0	0	0	0	45	111
事故類型													前年度 合計	
1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	8	29
3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3
6. 激突	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	5
7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	8
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5	11
12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	13	17
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
14. その他	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	3
合計	4	10	8	11	12	0	0	0	0	0	0	0	45	111
被災者数(人)													前年度 合計	
1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6	7
2. 重傷	0	4	4	6	8	0	0	0	0	0	0	0	22	67
3. 軽傷	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6	26
合計(人)	2	8	5	8	11	0	0	0	0	0	0	0	34	100
累計	2	10	15	23	34	34	34	34	34	34	34	34	-	-
その他(民間発注工事など)													前年度 合計	
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和1年度

(単位:人)

被災者数(人)	令和1年度												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7	7
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	67
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	26
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100	100
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	-
その他(民間発注工事など)													前年度 合計	
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事業主体			発生場所	事故概要	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
8月										
1	R2.8.4	3.一般市	1.管きょ開削	開削部内での水中ポンプ設置	現場内	1箇所目の建込簡易土留めの設置が完了し、2箇所目設置のためバックホウで掘削作業を行っていた。1箇所目の建込簡易土留め内で水中ポンプを設置していた作業員が、サポートに左手をかけた状態で休んでいたところ、掘削作業中のバックホウのバックホウ面が被災者の左手と接触し、サポートとの間に左手の中指、薬指が挟まれ負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	42	男	左手中指、薬指の指先部分切断
2	R2.8.5	2.政令市	4.管きょその他	舗装復旧	現場内	道路舗装復旧作業に従事していたところ、午前11時頃、体調が悪くなったため車内で休憩をとった。その後、体調が回復したため作業に復帰したが、午後3時頃体調が悪化し救急搬送され、翌日未明に死亡が確認された。	14.その他	41	男	死亡(脳中症)
3	R2.8.19	3.一般市	1.管きょ開削	交通誘導	現場内	4台ダンプトラック(工事車両)が転回するために、誘導員(被災者)が誘導していたところ、顔に転倒し負傷した。	5.転倒	55	女	右足太もも骨折
4	R2.8.21	3.一般市	1.管きょ開削	交通誘導	現場内	老朽取付管の閉塞工事における片側通行規制のため、交通関係管理員を2名配置し、交代要員として1名待機していた。被災者は、11時から車内を待機していたが、12時15分頃から気分が悪いとすることで発症中の車内で休養していたが、13時30分頃同様の管理員が反応が無く1ことを発見し救急搬送された後、15時45頃に死亡が確認された。	14.その他	53	男	死亡(脳中症)
5	R2.8.22	3.一般市	2.管きょ推進	ケーシング立坑掘削	現場内	ケーシング立坑掘削中、取水車に消防ホースを装着し立坑側面に付着した土砂(粘性土)の洗浄作業を行っており、被災者は立坑開口部でホースの端先を握っていた。当初の状況では粘性土の付着が解消されたため、指揮者の合図で増圧したところ、急な増圧による負荷でふらつき、端先を離さないで力強く抑えたところ消防ホースが破断し、その衝撃で被災者が転倒した。	5.転倒	57	男	左足親指骨折
6	R2.8.22	3.一般市	1.管きょ開削	敷鉄板布設	現場内	進入路整備のためバックホウで敷鉄板を吊り移動させていたところ、敷鉄板が石に接触しワイヤーが緩んだ。狭小箇所であったため、敷鉄板をバックホウの爪で立てた状態で固定し、作業員が端先のワイヤーを取りその場を離れた。バックホウの運転手が種子を握るため、運転席から敷鉄板に近づいた際に、敷鉄板が転倒し、その運転席が下敷きとなった。	2.はさまれ・巻き込まれ	30	男	左足首、右手首、胸部骨折
7	R2.8.24	4.町村	1.管きょ開削	管布設	現場内	流入堰管(塩径φ500)を布設するため重機(0.14m3バックホウ)にて管を搬運した際に重機がバランスを崩して傾き、管布設箇所において作業員がバケツと地山に挟まれた。	2.はさまれ・巻き込まれ	70	男	腰骨骨折
8	R2.8.24	2.政令市	4.管きょその他	バックホウ運転	現場内	舗装工事における作業終了後、バックホウをダンプトラックに載せるため、三点支持で積み込みようとしたが、後ろ向きになった際に左側のキャタビが荷台から外れ転倒したことで、オペレーターが運転席から投げ出され、歩道境界ブロックと接触し、左足首を負傷した。	13.作業車両の横転	54	男	左鎖骨、左手首、左腿骨折
9	R2.8.25	1.都道府県	3.管きょシールド	資材運搬	現場内	坑内クレーンの落成検査の準備のため、バッテリーローコ台車2台に資材を載せて運搬していた。1台の台車には、作業床の張り出し足場が設置してあった。運搬中に、台車の張り出し足場と突き当たっていた足場が接触し、台車が脱輪した。その後、台車の被災者が張り出し足場作業台に激突され、左腿の内側を裂傷した。	6.激突	47	男	左大腿 筋切断・棘脈損傷
10	R2.8.27	2.政令市	1.管きょ開削	下水道管取付工事	現場内	下水工事の取付管工事中に試験掘で確認していた給水管(φ40mm)を確認するため、手掘りにて掘削中に接続部が外れ、断水。給水管(φ40mm)の老朽化による継手不良が原因で、付近を掘削した結果、土圧が緩み継手からの漏水であったことが判明。	12-2.公衆災害(物損)			水道管接続部の外れ、一時断水
11	R2.8.28	1.都道府県	4.管きょその他	-	現場内	舗装本復旧時の掘り付け部につまずき、歩行中の第三者が転倒した。	12-1.公衆災害(人身)	80	男	右頭部挫創等
12	R2.8.29	3.一般市	1.管きょ開削	取付管設置工	現場内	取付管設置工の掘削作業中に地山の崩壊が起き、崩壊した土砂と人孔との間に両足が挟まり負傷した。	7.土砂崩壊	39	男	左大腿骨、右膝半月板骨折

令和2年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和2年8月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和2年8月末現在)

[総括]	(単位:件)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	26 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	26 (18)	26 (19)	26 (24)	26 (30)	26 (33)	26 (34)	26 (40)	26 (41)	-
[内訳]	(単位:件)												
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	4 (10)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	17 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	26 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	9 (11)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	8 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	26 (41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	14 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	8 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	26 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
③ 悪質下水の流入(よらない放流水質の基準不適合)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	4 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (15)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	6 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	4 (6)	0 (1)	0 (5)	0 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	21 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	26 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	5 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	2 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	6 (15)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計
※()内数字は、前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年8月末現在

No.	事故情報			事故概要・対応	
	発生日月日	事業主体	発生施設	事故類型	事故概要
8月					
1	R2.8.3	1. 郡連何県	処理場	水質事故 ①悪質下水の流入(成流水质が基準に不適合)	負荷(BOD)の高い悪質下水の流入により、好気槽においてBOD除去のために酸素量が不足し、嫌気槽の浮遊物が異常に膨らみ、好気槽や嫌気槽で処理されなくなったため、りん含有量が基準値を超過し、また、好気槽での窒素処理(硝化)が進みがなくなったため、窒素含有量が基準値を超過した。 下水管内で発生した塩化水素の影響に伴い、管渠多数の所に臭気が発生し、破産箇所から臭気が流入したことにより臭気が悪臭の発生し、好気槽の上流側にあるマンホールから汚水が溢水した。
2	R2.8.13	3. 一般市	マンホール	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	・バキューム車によりマンホールから汚水を吸入。 ・側溝に流入した汚水を水運水で洗浄し、下流の集水溝で回収後、嫌気槽布による消毒を行う。 ・応急復旧のため、破産箇所にて代替えの管渠を敷設。
3	R2.8.14	3. 一般市	処理場	その他案件	スポンジ回収作業を実施、回収したスポンジ(約1t)を、ごみ焼却施設へ搬出した。 詳細目スクリーンを通したスポンジが消化槽へ流入しているため、消化汚泥貯留槽前にスクリーンを設置し、回収を予定。
4	R2.8.22	3. 一般市	その他	水質事故 ④雨水管からの悪質下水の流出	吸着マット(万国取型)、オイルフエンスを設置。また、水質汚濁防止法に基づいて、計量器の不具合が再発しないよう定期的な点検・検査等の適切な管理をできるように指導を行った。
5	R2.8.28	3. 一般市	その他	水質事故 ②悪質下水の流入(成流水质が基準値に適合)	下水処理センターの処理能力低下(透視度低下)を確保したため、嫌気槽投入とプロア風量増量により対応。

事 務 連 絡

令和 2 年 10 月 22 日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

下水道管渠内作業における安全の確保について

令和 2 年 10 月 20 日 (火)、茨城県土浦市において、下水道管渠内の汚泥除去作業中に委託先作業員 2 名が硫化水素中毒と疑われる死因により、マンホール内で死亡する事故が発生しました。

本事案の詳細については関係機関により現在調査中ですが、各下水道管理者におかれましては、下水道管渠内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号)、「下水道維持管理指針 総論編 マネジメント編—2014 年版—」(平成 26 年 9 月 (公社) 日本下水道協会) 第 3 章第 4 節「管路施設の労働安全衛生対策」及び「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」(平成 14 年 4 月、下水道管きょ内作業安全管理委員会)等に基づき、酸素欠乏症等の対策に関して委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知をお願いいたします。

府政防第 1588 号
国水下企第 44 号
令和 2 年 10 月 23 日

都道府県防災担当主管部局長 殿
(以下地方整備局等下水道事業担当部長等経由)
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長

避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について

避難所におけるトイレの確保については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成 28 年 4 月 内閣府(防災担当))や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2018 年版-」(平成 30 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部)等により、各自自治体において必要なトイレの確保や適切な管理について各自自治体の取り組みをお願いしているところです。

避難所におけるトイレについては、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレといった種類によって特長が異なるため、自治体におかれては、ライフラインの状況や避難者の状況等に応じて使用できるよう準備をしておくことが求められています。

マンホールトイレについては、し尿を下水管に流下させることができるため、衛生的に使用できるほか、段差が少なく洋式トイレを用意することができるためバリアフリーとすることができる上に、仕切り施設(テント等)を広くとれば、障がい者等の利便にもつながるものと認識しています。

地方公共団体(防災担当及び下水道担当)におかれては、地域の実情等を踏まえ、避難所におけるトイレの確保に向けた検討において、障がい者等向けトイレ、とりわけマンホールトイレの導入についても関係部局が相互に連携して検討されるよう、よろしくお願いいたします。

なお、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha 以上の防災拠点又は避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、敷地面積 0.3ha 以上 1ha 未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1 地方公共団体あたり 10 箇所を上限として交付対象とする。)については、下水道総合地震対策事業による防災・安全交付金の交付対象となることをあわせて申し添えます。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村(下水道担当は政令指定都市を除く。)にも周知願います。

(参考)

・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成 28 年 4 月 内閣府(防災担当))

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN2D39AA80DB30c205f09574e27282d82feac22382ad3faa7b74e5fcf10654f70271ccf9558cd9>

・「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2018 年版-」(平成 30 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部)

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN8522CEAD840Cff22ca918788a9e58194fdb6700590ba9a73f4a48a24a9936bf91e0bdb981c01>

【連絡先】

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191 FAX 03-3502-6034
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
斎野、板倉
TEL 03-5253-8427 FAX 03-5253-1596

事務連絡
令和2年10月30日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO.231 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年9月は2件(死亡:0件、負傷:2件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ1件増加しました。

主な負傷事故として、汚泥処理設備の清掃作業中に、高さ30cmの踏台から右足を下ろそうとしたところ、付近にあった約5cmの段差に足を取られて転倒し、右足小指の付け根を骨折した事故等が発生しました。

(2) 工事

令和2年9月は11件(死亡:0件、負傷:11件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ6件増加しました。

主な負傷事故として、工事の事前調査のために、人孔の転落防止器具を外したまま管内TVカメラの調整をしていたところ、風で倒れた立入り禁止柵を再設置しようとした交通誘導警備員が誤って人孔内に転落し骨折した事故や、開削工事の掘削内で作業員が仮設作業中に土砂崩壊が発生し、昇降梯子と仮設材の間に挟まれて頭部骨折及び脳内出血となった事故等が発生しました。

2. 水質事故等

令和2年9月は2件(水質事故:2件、その他案件:0件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ1件増加しました。

主な水質事故として、栄養塩類増加に係る試験運転を実施し、放流全リン濃度を日間平均値0.8mg/Lを目標とし、毎時データを確認しながら運転を行っていたが、PAC注入率増加によって想定より全リン濃度が低下せず、日間平均値が事業計画値(1.0mg/L)を超過した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

各下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/crd_sewage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

1.人身事故発生状況(総括)

(令和2年9月末現在)

令和2年度

下水道に関する人身事故発生状況について

(令和2年9月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

令和2年度

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの集計	合計	
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (36)	
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (36)	
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	20 (8)	20 (13)	20 (18)	20 (23)	20 (28)	20 (35)	20 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	4 (1)	6 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	11 (4)	0 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	16 (18)	36 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	11 (5)	0 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	20 (19)	42 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	42 (30)	42 (45)	42 (55)	42 (65)	42 (72)	42 (83)	42 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	4 (1)	6 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	13 (5)	0 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	29 (24)	56 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	13 (6)	0 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	33 (25)	62 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	62 (38)	62 (58)	62 (73)	62 (88)	62 (100)	62 (118)	62 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年9月末現在

NO.	発生日	事故情報			事故概要・発生防止策	被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型		再発防止策等	年齢	性別	
1	R2.9.5	1. 都道府県	処理場	①負傷事故 ⑤転倒	汚泥処理設備の清掃作業中に、高さ30cmの足台から足足を下ろす際に足が滑り、右足小指の付け根を骨折した。	当日終礼時に事故の状況を共有し、今後同様の事故が発生しないよう十分注意をすることを確認指導。	52	男	右足小指の付け根骨折
2	R2.9.11	3. 一般市	その他	①墜落・転落	降雨があったため、作業員2名で取水スクリーへの設置状況を確認に行った。午前4時頃に現場に到着し、被災者は取水スクリーの確認に向かったが、運送手だった作業員は車後方へ行き傘を取り出していたところ、水溜(脚氣、深さ1m)の方で物音がした。急いで水溜を確認したが、被災者を発見できなかったため救助要請へ救助を要請した。レスキュー隊が到着し救助作業が完了した。被災者は軽度の脳震盪により記憶が欠如しており、詳しい事故原因は不明。なお、事故当時は機中電灯及びマルチ装束ランプを所	作業員がマルチハネスを装着し、作業車(軽トラック)荷台上に設置した転落制止器具と接続する転落防止策を検討中。作業車荷台上に転倒器具の設置を検討中。	63	男	打撲、切傷、低体温症、膝関節の腫脹

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年9月末現在)

令和2年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計	
		事業主体	1. 都道府県	0	2	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	8
	2. 政令市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	
	3. 一般市	2	0	1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	8	12	
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	4	2	2	5	5	2	0	0	0	0	0	0	20	36	
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. マンホール	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
	3. 処理場	3	1	2	2	4	1	0	0	0	0	0	0	13	22	
	4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	
	5. その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6	
	合計	4	2	2	5	5	2	0	0	0	0	0	0	20	36	
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷事故	4	2	2	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0	20	36
	1. 墜落・転落	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8	11
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	5. 転倒	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	9. 感電	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	12. 公衆災害	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14. その他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	
合計	4	2	2	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0	20	36	
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	0	0	0	0	0	0	21	33	
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	0	0	0	0	0	0	25	36	
	累計	4	6	8	13	23	25	25	25	25	25	25	25	25	-	-

令和元年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
		被災者数(人)	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33	
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	7	7	1	36	
	累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)
(令和2年9月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業者主体	令和2年度												合計	前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1. 都道府県	0	2	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	7	13
2. 政令市	3	5	1	4	3	10	0	0	0	0	0	0	0	26	36
3. 一般市	1	3	7	4	6	4	0	0	0	0	0	0	0	25	55
4. 町村	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7
5. その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	0	0	0	0	0	0	0	61	111
工事分類															
1. 管きょ開削	2	6	5	8	7	8	0	0	0	0	0	0	0	36	59
2. 管きょ推進	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	8
3. 管きょシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
4. 管きょその他	1	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	7	5
5. 処ボ土木建築	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	19
6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	11
7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	0	0	0	0	0	0	0	61	111
事故類型															
1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	21
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	9	29
3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	4
5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
6. 激突	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	5
7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	8
8. 交通事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6	11
12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	19	17
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
14. その他	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3
合計	4	10	8	11	12	16	0	0	0	0	0	0	0	61	111
被災者数(人)															
1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7
2. 重傷	0	4	4	6	8	6	0	0	0	0	0	0	0	28	67
3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	11	26
合計(人)	2	8	5	8	11	11	0	0	0	0	0	0	0	45	100
累計	2	10	15	23	34	45	45	45	45	45	45	45	45	-	-
その他(民間発注工事など)															
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度

(単位:人)

被災者数(人)	令和元年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-
その他(民間発注工事など)													
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事業者主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	被災者		
								年齢	性別	被害状況
9月										
1	R2.9.1	3.一般市	6.処ボ機械電気	マンホール内バキューム作業	現場内	マンホールのステップ上昇中に2m程度の高さから、1.3~1.5m程度水が溜まったマンホール内部に落下し、下部に設置していた足場に接触し外傷を負ったもの。安全帯は不備だった。	1.墜落・転落	60	男	左後脚部外傷
2	R2.9.1	2.政令市	4.管きょその他	交通誘導	現場内	工事の事前調査のため、管内TVカメラのオペレータが、人孔の転落防止器具を外したままカメラ調整を行っている際、強風に吹かれた人孔蓋が落下し、これを再設置しようとして立ち止まっていた間に立ち上がった交通誘導員が、誤って人孔開口部から約8m下の人孔底部に落下したものの。	1.墜落・転落	49	男	右踵骨骨折、左足関節骨折、左距骨骨折、胸椎圧迫骨折、仙骨骨折、左肩打撲
3	R2.9.2	3.一般市	1.管きょ開削	仮設材設置	現場内	開削工事の掘削中で作業員が仮設作業中に土砂が崩落し、作業員が巻き込まれ、昇降梯子と仮設材との間に挟まれたもの。	7.土砂崩壊	44	男	左側頭部骨折及び脳内出血
4	R2.9.2	2.政令市	5.処ボ土木建築	躯体改造工	現場内	躯体改造工において、コンクリートカッターで壁を切断していたところ、足場から足を踏み外しバランスを崩した際にコンクリートカッターの刃が左手に接触し、右手親指および人差し指の腱と神経を切断したものの。	4.切れ・こすれ	24	男	右手掌蹠、腱・神経切断
5	R2.9.4	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス会社との立会の際に確認した管の位置まで距離があったため、掘削中に埋設管が無いの思い込みがあり、汚水柳交付管補修箇所を開削時に、ガス供給管ポリエチレン管φ30mmを掘削(土盛り90cm)させたもの。	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
6	R2.9.9	2.政令市	1.管きょ開削	電動ビックによる路盤破砕作業	現場内	路盤を重機(OJBH)にて掘削していたが、大きなガソリンが出てきたため、重機で掘削した路盤を掘削、ガスを重機のバケットですくい取ったときにガスを撒かれたもの。その後、ガソリンの臭いが残ったまま電動ビックの電源を入れたため、火花などが発生したことによりガソリンに引火し、やけどを負ったもの。	12-2.公衆災害(物損)	27	男	ガス管損傷 1度熱傷
7	R2.9.15	4.町村	1.管きょ開削	準備工	現場内	資材置き場において、電動式丸ノコより木杭を切断していたところ、キックバックを起こし右足大腿部を傷つけたもの。	4.切れ・こすれ	71	男	右大腿部切傷
8	R2.9.15	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス供給管周辺がセメント処理されており、スコップにて手掘り掘削を行っていたが、セメント処理された掘削の奥までできなかったため、バックホウにて掘削しようとした際にガス供給管ポリエチレン管φ25mmを掘削させたもの。	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
9	R2.9.16	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス管の埋設シートの横を探針棒で調査し、シートの隙には管が無いと判断してバックホウで掘削していたところ、実際にはシートと管の位置がずれており、供給管(φ30)を掘削させたもの。	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
10	R2.9.17	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	下水取付管補修工事において、ガス担当者よりマーキング範囲から50cmまでは手掘り掘削するよう指示を受けていたにもかかわらず、機械にて掘削を進めていたところ、マーキング範囲から40~50cmの位置にあったガス引込管(φ30ポリエチレン管)を掘削機のバケットの爪にて掘削させたもの。	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
11	R2.9.17	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス管の竣工図も存在せず、気を付けて掘削していたが浅埋に埋設していただろうと推定しており、試験時にDP=0.40mに配置しているガス管φ40をバックホウで破損させたもの。	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
12	R2.9.21	3.一般市	2.管きょ推進	-	現場内	交通誘導員が反対車線へ指示を行ったが、自転車通行人が歩道側へ走行し、置いたあった覆工板に当たり転倒し腰を打ったもの。	12-1.公衆災害(人身)	46	男	腰の打撲、胸の擦り傷
13	R2.9.23	2.政令市	5.処ボ土木建築	芯出し調整	現場内	ポンプと減速機の芯出し作業中に、カップリング回転用の工具と減速機架台の間に左手小指を挟み、手まわし回転作業の勢いで第一関節部を切断したものの。	2.はさまれ・巻き込まれ	38	男	左小指切断、左小指末節骨開放性骨折
14	R2.9.24	2.政令市	4.管きょその他	交通誘導	現場内	片側交互通行規制解除直前に、ガードマンが病院から出る車を誘導中、違い越し車線を走る車を制止するため車道に出ているが、追越車線を直進する車両に接触されたもの。	8.交通事故	-	-	肋骨骨折
15	R2.9.29	3.一般市	5.処ボ土木建築	鉄筋仕上げ	現場内	本来の昇降位置からの移動ではなく、油断による近道行動により持場へ移動する時、外特要型型枠に足を乗せ右足を同様に足を移動させる際、型枠を引っかき転倒し、その際とっさに左手で支えようとして被災したものの。	1.墜落・転落	39	男	左腕骨遠位端骨折
16	R2.9.29	1.都道府県	6.処ボ機械電気	床面研り	現場内	水処理設備の床に埋設されているレールを撤去するための研り作業中、研り機のアッセル(先端部分)が折れ、その反動でアッセルが狂って残ったアッセルが被災者の右足親指の付け根(安全靴の鉄板の無い部分)に当たり負傷したものの。	6.激突	38	男	右足親指骨折

令和2年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和2年9月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和2年9月末現在)

[総括]	[単位:件]												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	26 (18)	28 (19)	28 (24)	28 (30)	28 (33)	28 (34)	28 (40)	28 (41)	-
[内訳]	[単位:件]												
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	6 (10)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	17 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	9 (11)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	9 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	15 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	9 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
③ 悪質下水の流入(よらない放流水質の基準不適合)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	5 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	12 (15)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	6 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	4 (6)	2 (1)	0 (5)	0 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	23 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	7 (15)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを累計
※()内数字は、前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について算計

水質事故等情報データベース

令和2年9月末現在

NO.	発生日月	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
9月						
1	R2.9.3	1. 都道府県	マンホール	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	老朽化した圧送管の破損箇所から流入した土砂が下水道側のマンホール及び管渠に堆積したことにより、流下機能が損なわれれば経異、流域及び公共下水道マンホールから汚水が溢水した。	溢水現場及びその上流側にあるポンプ場にて塩素還元消毒を実施し、緊急放流を実施。
2	R2.9.30	1. 都道府県	処理場	水質事故 ③懸濁下水の流入によらない放流水質の基準不適合	汚濁懸濁物に依る試験運転を実施し、放流全リン濃度を日間平均値0.8mg/Lを目標とした運転を実施していた。 ③懸濁下水の流入によらない放流水質の基準不適合	非常配備体制を執り、PAC注入率を随時見直し、10月1日の至りリン濃度の日間平均値は事業計画値以内に低下した。 再発防止のため、PAC注入率設定を変更するとともに、放流リン上昇時の対応方法を定めた。

事務連絡
令和2年11月17日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(以上各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課下水道事業調整官 本田 康秀

「令和2年度 下水道分野で働く女性の会 (GJリンク) 全国ワークショップ」への
参加のお願い (依頼)

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

下水道広報プラットフォーム (GKP) では、下水道事業に携わる女性職員同士の繋がりを支援する場として「下水道分野で働く女性の会 (愛称: GJリンク)」を平成25年に設置しています。下水道事業に関わる女性たちが繋がること、情報発信や企画・運営のスキルを向上させることを通じ、未来の下水道への提言と実践を促すことは、下水道サービスを発展させていくために有意義であると考えており、国土交通省下水道部職員も本会の設置趣旨を踏まえアドバイザーとして参画しています。

この度、GJリンクの活動の一つとして、別添のとおり全国ワークショップが開催されます。業務御多忙のところとは存じますが、貴団体所属の意欲ある女性職員の本ワークショップへの参加をご検討頂けますようお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

GJリンク事務局: (公社)日本下水道協会 Tel: 03-6206-0205

申込フォーム: <https://form.kintoneapp.com/public/form/show/fc546ad2886234cfde59f951575847ed46571a7cc021262e71b9933ef7021dc8>

<国土交通省内 問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

板倉 舞: itakura-m2tx@mlit.go.jp tel.03-5253-8427

令和2年11月17日

下水道分野で働く女性の皆様

GJリンク事務局代表 阿部千雅
/GKP運営事務局

「令和2年度 下水道分野で働く女性の会 (GJリンク) 全国ワークショップ」の
開催について (ご案内)

下水道は生活を支えるインフラであり、多様な利用者の視点に立った事業運営のためにも下水道業界での女性のますますの活躍が欠かせません。しかし女性職員の少ないなかで悩みを抱える女性職員も多いことから、下水道広報プラットフォーム (GKP) 内に女性同士の繋がりを支援する場として平成25年に「下水道分野で働く女性の会 (愛称: GJリンク)」が設置され、情報交換の場づくり、GJ Journal の発行による定期的な情報発信の取組などの活動を続けています。下水道事業に関わる女性たちが繋がること、情報発信や企画・運営のスキルを向上させることを通じ、未来の下水道への提言と実践を促すことは今後下水道サービスを発展させていくために有意義であると考えます。

この度、下記のとおり令和2年度の全国ワークショップを開催することといたしました。全国の仲間と意見交換できる貴重な機会であると共に、今回は最新の IT 技術について、下水道に関連したものをピックアップしながら、学ぶ機会としたいと考えております。

つきましては、業務御多忙のところとは存じますが、女性の皆様に本ワークショップへご参加いただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

記

1. イベント概要

(1) 動画での講義の聴講

場所: 動画配信用プラットフォームにて公開予定 (12月上旬～を予定 / 後日参加者宛通知)

内容 (予定): (1) 下水道と IT (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)

(2) IT を活用した現場の事例 (日本下水道事業団等)

(3) ドローンの活用 (仮) (東京都)

(4) VR を活用した広報事例 (川崎市)

(2) zoom を利用したオンラインワークショップ

日時: **令和3年1月15日(金) 14:00~16:00**

内容 (予定): (1) コロナ禍での広報、どうしよう!?!~実際に広報企画を立ててみよう

(2) 私の職場の IT 化について~テレワークの工夫など

2. 参加資格 / 参加費

参加資格: ①下水道に関する仕事をしている女性職員・社員 (技術/事務、産官学等の属性を問いません。

年齢も問いません。下水道関連部署のOGも参加できます)

②通信環境 (機器や接続など) をご自身で確保できること。 (別紙を必ずご確認ください)

参加費: **無料** (ただし通信等にかかる費用についてはご自身で負担をお願いします)

3. 申込方法

12月10日(木)までに、申込フォーム (<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/fc546ad2886234cfde59f951575847ed46571a7cc021262e71b9933ef7021dc8>) よりお申し込みください。

※上記での申込みが難しい場合は、添付の申込用紙にてEメール又はFAXで申込みください。

※応募者多数の場合は抽選を行う場合もございます。抽選の場合は改めてご連絡します。



<問い合わせ> GJリンク事務局 (下水道協会内) TEL:03-6206-0205 Email: gjlink@gk-p.jp

下水道広報プラットフォーム事務局

(公社)日本下水道協会総務部広報課 宛 (FAX:03-6206-0265 メール: gjlink@gk-p.jp)

GJリンク全国ワークショップ お申込み用紙

【ご回答期限 12月10日(木)】

GJリンク全国ワークショップに申込みいたします。

企業名(団体名)	
担当者氏名	(ふりがな)
メールアドレス	
属性	<input type="checkbox"/> 自治体職員 <input type="checkbox"/> 民間企業社員 <input type="checkbox"/> 団体職員
職種	<input type="checkbox"/> 技術職 <input type="checkbox"/> 事務職
電話連絡先(※)	

<参考>

1. 「下水道分野で働く女性の会（愛称：GJリンク）」とは

(目的) 下水道関連部署で働く女性職員・社員を対象とし、

- ・女性のキャリアアップに繋げる
- ・女性同士の輪を広げる
- ・女性同士で刺激し合い、やる気UP
- ・女性ならではの悩み共有、意見提案
- ・先輩女性の経験を参考にする

ための活動を行う。

(参加資格) 下水道関連部署で働く女性職員または社員。年齢、事務/技術の別、産官学等の属性不問。

(活動実績) ※活動報告およびGJ Journalの閲覧は下記のURLをご覧ください

<http://www.gk-p.jp/activity/gjlink/>

(事務局) (公社)日本下水道協会総務部広報課内

2. GKPについて

下水道の真の価値を伝えると共に、これからの下水道を皆で考えていく全国ネットワークの構築を目指して、セクターを越えた下水道広報の中核の一つとなる情報交流、連携の母体として「下水道広報プラットフォーム」(事務局 (公社)日本下水道協会)を平成24年度に設立し、これまでに様々な活動を展開している。「新下水道ビジョン」においても今後の下水道広報を中心的に担っていくべき存在とされている。

※下水道広報プラットフォーム (GKP) のホームページURL → <http://www.gk-p.jp/><問い合わせ> GJリンク事務局 (下水道協会内) TEL:03-6206-0205 Email: gjlink@gk-p.jp

別紙

全国ワークショップ参加にあたっての注意事項

○全般

- ・今回は事前に送られた動画を閲覧いただき、グループワークに参加いただきます。
- ・動画の閲覧やワークショップの参加は通信データ量が大きくなることが予想されます。通信費等にはご注意ください、wifi等を利用しての参加を推奨いたします。
- ・youtubeの閲覧やzoomでのオンラインワークショップへの参加については、職場PC等で対応される場合は、事前に動作確認をお願いします。

○参加条件について

- ・ご自身で通信機器やご参加いただく環境をご用意いただくことが出来る方がご参加いただけます。
例：動画やオンラインワークショップに利用する機器 (PC、タブレットなど) 1台/1人
マイク付きイヤホン
通信環境 (有線、無線wifiなど)
会議室など ※任意
- ・通信等にかかる費用については、ご自身で負担をいただきます。

○動画の閲覧について

- ・事前にYoutube等に動画を掲載しますのでご覧ください (10~15分程度×3本程度)。
- ・ワークショップ開催までに、全ての動画を閲覧ください。
- ・複数回、複数日に分けて閲覧いただいても問題ございません。

○ワークショップの参加について

- ・zoomにてウェブミーティングを行います。
- ・参加者には事前にURLをお送りしますので、当日はURLをクリックいただき、ご参加いただけます。
- ・参加者同士の交流を深めることを目的としているため、原則お顔を出していただき参加いただく予定ですが、やむを得ない事情等については最大限配慮いたします。

○その他

何かが不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

問合先：GJリンク事務局 (日本下水道協会 広報課内) 担当：深瀬

TEL: 03-6206-0205 / FAX: 03-6206-0265 / Email: gjlink@gk-p.jp

事務連絡
令和2年11月18日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「下水道リノベーション計画」の募集について

「下水道リノベーション計画」については、平成30年12月25日付国水下水道第59号及び平成30年12月25日付国水下水道第60号において通知しているところですが、今年度の登録について、下記のとおり募集します。

記

1. 募集期間

令和2年11月24日(火)～令和3年1月15日(金)

2. 提出資料

別添様式、チェックリスト
その他関係資料(適宜)

3. 留意事項

必要に応じて、提出していただいた案件の要件への適合等について、確認させていただきます。

4. 提出先及び問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室
末益 (suemasu-h2sw@mlit.go.jp)、村山 (murayama-m2et@mlit.go.jp)
TEL : 03-5253-8430 (直通)
FAX : 03-5253-1597

5. 参考

過年度に登録した計画
平成30年度 大阪府堺市「堺市三宝水再生センターリノベーション計画」
令和元年度 秋田県「秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターリノベーション計画」
佐賀県佐賀市「佐賀市下水浄化センターリノベーション計画」

以上

下水道リノベーション計画 様式

計画名		
処理場名		
関係都道府県		関係市町村
計画策定主体		
(1)基本方針		
①「下水道リノベーション計画」の策定にあたっての方針		
②「下水道リノベーション計画」の類型、実施による効果 ※上段に、該当するものは“○”、該当しないものは“-”を記載		
エネルギー供給拠点化	防災拠点化	憩い・賑わいの拠点化
(2)計画策定のための体制に関する事項		
①関係団体等		
②推進体制、役割分担		
(3)目的を達成するために実施する内容 ※社会資本整備総合交付金で実施する下水道事業には下線を引き、整備内容が記載している整備計画の写しを添付		
①エネルギー供給拠点化に関する内容		
②防災拠点化に関する内容		
③憩い・賑わいの拠点化に関する内容		
(4)計画対象施設の要件に関する検討状況※検討状況に関する参考資料を添付すること		
(5)計画期間		
(6)全体事業費		
うち、下水道事業に係る費用 ※社会資本整備総合交付金にかかるもの		
(7)その他必要な事項		

※必要に応じてページを追加

下水道リノベーション計画 チェックリスト

項目	確認事項	チェック欄	確認のポイント
(1)基本方針			
①基本方針	持続可能な下水道事業の運営に寄与する取組か		要綱第5の3に基づき、確認を行うこと
②計画の類型、実施による効果	(1)～(3)のうち、2つ以上の拠点を図る取組か		既に実施されているものも可とする
(1)エネルギー供給拠点化	汚水以外のバイオマスを受け入れている、もしくは受け入れる計画となっているか		下水道以外のバイオマスを受け入れることが必須
	下水道由来の電気、ガス、熱、固形燃料等のエネルギーを地域に対して供給する取組か		エネルギー供給量が定量的に示されていることが望ましい
	地域防災計画に位置付けられた防災拠点、避難地に指定されているか		災害時における当該施設の位置付けを確認できる資料を示すことが望ましい
(2)防災拠点化	地震時に最低限の処理機能等を確保するための耐震性を有しており、災害時においてもトイレ機能を有しているか		・地震時においても、揚水・沈殿・消毒の機能を最低1系列確保を出来ていること確認する ・マンホールトイレもしくは耐震性を有している施設に設置されたトイレを有しているか
	停電時においても、非常用発電などの電源を有しているか		常設の発電機でなくとも、移動電源車等による電力供給体制が確保されている場合も可とする
	災害時に必要な物資を備蓄しており、避難者等に供給することができるか		下水道管理者以外に供給する予定があることが必須
(3)憩い・賑わいの拠点化	地域のために、処理場等の上部空間、敷地等を活用する取組か、憩い・賑わいの創出に繋がる取組か。		・取組内容について、関係機関との調整が十分に図られていること ・取組の概要についての資料を示すことが望ましい
(2)計画策定のための体制に関する事項			
①関係団体等	下水道以外の分野が参加する取組か		申請時には関係団体等との合意形成が図られていることとする
③推進体制、役割分担	それぞれの役割分担が明確に決められているか		
(3)目的を達成するために実施する内容			
①エネルギー供給拠点化	(1)基本方針の②計画の類型、実施による効果に記載された取組内容と整合が図られているか		・取組内容における具体的な事業内容、概算費用、工期等を示すこと
②防災拠点化			・取組内容と(1)基本方針の②計画の類型、実施による効果の関係性について検討資料を確認することが望ましい
③憩い・賑わいの拠点化			
(4)計画対象施設の要件に関する検討状況			
①広域化・共同化の取組の検討	近接する他の処理場と統合する可能性や汚泥の集約処理等について検討がなされているか。		・近接する他の汚水処理施設との位置関係を示すこと ・処理場の統合等については検討の結果、実施しないこととなった者でも可とする。
②施設規模の適正化、ライフサイクルコストの削減	・施設、設備の能力は将来人口等を踏まえた適切な規模になっているか ・建設費、維持管理費の削減に資する検討がなされているか		・将来人口等を踏まえた水量予測を踏まえた必要能力を示すこと ・事業実施による効果については建設費・維持管理費の両面からの比較、削減効果を示すこと

佐賀市下水浄化センター

佐賀県佐賀市



下水道リノベーションで地域貢献！

～佐賀市独自の資源循環システムで低炭素社会を実現～

エネルギー供給拠点化

し尿処理場から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、食品工場から発生する食品由来汚泥をバイオマス資源として、下水浄化センターへ集約。

受け入れた資源は、農業用の肥料や再生水として市民に還元するとともに、発電や藻類培養に活用。

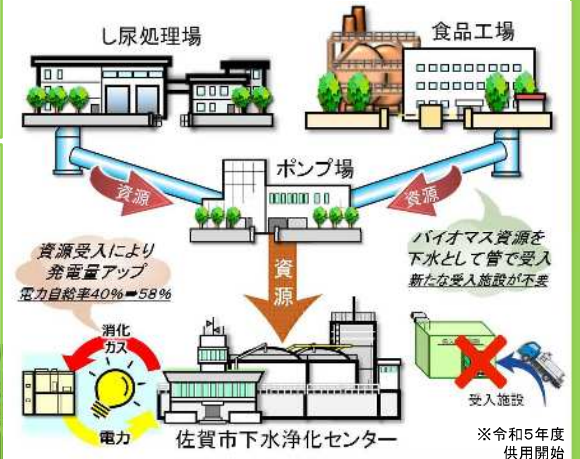
憩い・賑わいの拠点化

製造した肥料は、下水浄化センターで市民へ提供。施設内には、農業実証ハウスを設置し、資源のさらなる活用に向けた研究を実施。

また、管理棟の外壁を明るくするとともに、施設内に肥料利用の動画などの展示施設を設置することで、市民から喜ばれる拠点へと刷新。



地域資源を下水浄化センターへ集約！



- 佐賀市下水浄化センターでは、**施設内の改築のタイミングに合わせて、処理場の統廃合や汚泥処理の集約化、処理場のイメージアップ**等を実施。
- これに合わせて、新たな施設をできるだけ設けず、**既存施設を最大限に活かした**、さらなる**再生可能エネルギーの創出や資源の利活用**を実施。
- 佐賀市の下水道リノベーション計画では、**低炭素社会に向けた事業効果の発現と行政コストの削減**を一体的に図ることで、市独自の資源循環システムを実現。



下水道事業による効果事例



下水道資源の利活用で新たな価値を創造！

～『エネルギー供給拠点化』『憩い・賑わいの拠点化』へ再構築～

◆エネルギー供給拠点化

広域化・共同化の推進によりバイオマス集約を進め、老朽化している污泥焼却炉を燃料化炉への更新や、恵まれた風況を活かす風力発電等の再生可能エネルギー利用の推進により、処理場のエネルギー自立化と地域の脱炭素化に貢献すると共に大災害時の非常電源として活用。

◆憩い・賑わいの拠点化

下水污泥由来肥料により、県内で育成された「じゅんかん育ち」の普及促進や、濁沢にある処理水や燃焼炉の排熱等を活用する共同研究、未利用・低利用である下水道用地や建屋の活用により、人を呼ぶ取組を推進。

処理場用地活用



産学官共同研究 処理水・排熱利用等



「じゅんかん育ち」普及促進

下水污泥由来肥料



「じゅんかん育ち」普及促進

- 人口減少社会における処理場の新たな価値創造により、地域社会に貢献するため「秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターリノベーション計画」を策定し、広域化・共同化の推進でバイオマス集約や土地等の積極的な利活用により、**エネルギー供給拠点化**、**憩い・賑わいの拠点化**として処理場を再生する取組を推進
- 秋田県では流域下水道を核に市町村と協働で広域化・共同化を推進しており、令和2年度の**国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」**を受賞、同年8月に秋田市中心部の汚水を受け入れるなど、地域のつよみを活かした取組を県下最大の終末処理場において実施

下水道事業
による
効果事例



あじさい祭り（三宝水再生センターで開催）



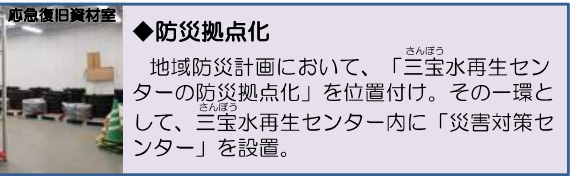
イオンモール堺鉄砲町（下水再生水複合利用事業）

下水処理場を地域社会の核へ！

～『エネルギー供給拠点化』『防災拠点化』『憩い・賑わいの拠点化』の取り組み～

◆エネルギー供給拠点化

下水再生水を約2km離れた大型商業施設に送水し、再生水が有する熱を給湯・空調用の熱源として利用する取り組みを実施中。熱利用後の下水再生水はせせらぎ水路の水源としても活用。



◆防災拠点化

地域防災計画において、「三宝水再生センターの防災拠点化」を位置付け。その一環として、三宝水再生センター内に「災害対策センター」を設置。



◆憩い・賑わいの拠点化
あじさい祭りを毎年開催（H30は9日間で約9,600人来場）。下水道事業のPRをするとともに、地域に開かれた空間の形成を図っている。



- 堺市が平成31年3月に策定した「三宝水再生センターリノベーション計画」を、国土交通省が「下水道リノベーション計画」の第1号として認定。三宝水再生センターを地域社会の核とすべく、**エネルギー供給拠点化**、**防災拠点化**、**憩い・賑わいの拠点化**の取り組みを推進。
- 今後も、継続的なエネルギー供給を行うための施設の更新、防災力強化の観点から処理場間ネットワークの整備や監視設備の高度化、施設の上部空間に広場を整備するなど、拠点化のための取り組みを実施していく。

下水道事業
による
効果事例

【事故発生状況】

- ・ 硫化水素発生の恐れがあることから、その対策を講じ工事を実施するよう発注者が仕様書に明記し、受注者はそれに基づき工事を実施していた。
- ・ 河川横断部の推進管布設作業の完了後、①発進側立坑から管内の完成写真を撮りに作業員A・Bの2名が入った。
- （この時、発進側立坑の硫化水素濃度の測定、換気は行っていたが、短時間の写真撮影のみであるため、到達側立坑の覆工板は閉じたまま、硫化水素濃度の測定も行っていなかった）
- ・ 管内で異臭を感じ、作業員Bは自力で地上に脱出した。
- ・ 管内に残っている作業員Aの救助のため、②到達側立坑側から作業員Bと作業員Cが、③発進側立坑側から作業員Dが救出を試みたが作業員C・Dの2名が気分不良となり管内の作業員Aは心肺停止となった。（作業員A・C・Dの3名は共に到達立坑側から病院へ搬送）

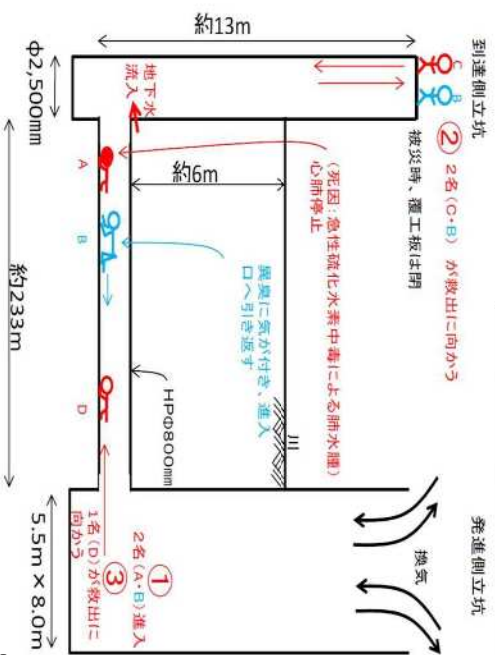
【状況写真】発進側立坑(事故前)



【再発防止策】

- ・ 管内及び立坑内での作業は、到達側立坑の覆工板を外し両方の立坑から換気を行い、入坑前に硫化水素濃度を測定し安全を確認した上で行う。
- ・ また、管内及び立坑内で作業を行う作業員の酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の受講状況を確認し、未受講者には受講させるとともに、継続的な安全教育を行う。
- ・ 万が一に備え、空気呼吸器や救出用ポンプ等を準備し作業中の硫化水素の発生を想定した訓練を実施する。
- ・ 発注者は定期的なパトロール等により、適正な換気や安全教育の徹底、作業員の安全意識の向上に努める。

【状況図】



【状況写真】到達側立坑(事故前)



事務連絡
令和2年11月18日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その3の2）について
（令和2年5月11日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故）

本年5月11日、山口県岩国市発注の推進工法による下水管路の布設工事において、写真撮影のために管内に進入した作業員1名、救出のため管内に進入した作業員2名の計3名が救急搬送され、うち1名が急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡するという事故が発生しました。

事故原因等について確認した結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・ 受発注者ともに硫化水素発生の恐れがあることを認識しており、受注者はその対策をするよう明記した仕様書に基づき工事を実施していたが、事故当日は完了写真の撮影のみであることから、2箇所ある立坑の片側から換気を行い、もう片側は覆工板をかけたままだった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

- ・ 到達立坑の施工前に障害物の有無を確認するため、鋼矢板の試験打ちを実施した。
- ・ 確認作業が終了したため、鋼矢板を片付けるためにパイプロハンマから鋼矢板を切り離し、子フックで吊った鋼矢板をラフクレーン（25t吊）の正面に接地後、親フックでパイプロハンマを吊ったままブームを前方へ倒しながら子フックのワイヤを下ろし始めた。
- ・ 過負荷防止装置を切って作業していたため、定格荷重を超えてもラフクレーンクレーンの動作が停止せず、鋼矢板を下ろす途中に前方へ転倒した。転倒した際に前方の工場出入口道路から出てきた2tトラックの運転席上部にブーム先端が直撃し、運転手（第三者）1名が死亡した。

【状況写真】



【再発防止策】

＜受注者＞

- ・ クレーンを使用する作業は全て作業計画書を作成し、それに基づき作業することを徹底するとともに、KY活動においても教育を行う。
- ・ また、職種ごとにベストを着用し、作業従事者の安全意識を向上させる。
- ・ 作業開始前に過負荷防止装置の点検を行い、過負荷防止装置を解除できないように解除キーは外し、元請事務所に保管する。
- ・ 入場前に機械に改造が加えられていない旨を誓約書で確認する。

＜発注者＞

- ・ 職員に対して安全管理の注意喚起を実施。
- ・ 当該受注者に対して、事故再発防止計画書を提出させ、安全管理を徹底する。
- ・ 現場に向くときは、2名以上で現場の安全管理を確認する。



事務連絡
令和2年11月18日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当課長 （上記、各地方整備局経由）	殿
市町村下水道担当課長 （上記、各都道府県経由）	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4の2）について
（令和2年7月31日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故）

本年7月31日、山口県岩国市発注の雨水調整槽整備工事において、鋼矢板の試験打ち後、矢板を引抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったクレーン車がバランスを崩して前方に転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手（第三者）が死亡するという事故が発生しました。

事故原因等について確認した結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・ クレーン車の過負荷防止装置を切って作業を行った
- ・ 鋼矢板を下ろす作業（片付け）の作業計画書が無く、作業手順が不明確だった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事務連絡
令和2年11月30日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO.232 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年10月は3件(死亡:1件、負傷:2件)の事故報告がありました。

既に各下水道管理者の皆様にご周知させていただきましたが、下水道管渠内の汚泥除去作業中に委託先作業員2名が硫化水素中毒と疑われる死因により、マンホール内で死亡する事故が発生しました。

(2) 工事

令和2年10月は9件(死亡:0件、負傷:9件)の事故報告があり、昨年の同月と比べ6件減少しました。

主な負傷事故として、運転手が傾斜のあるヤードに2tダンプを停車し、10tダンプに移動中に、サイドブレーキを忘れ、2tダンプが流れてきて、止めようとした運転手が2tダンプ(前面)と10tダンプ(運転席ドア部)に挟まれた事故や、バックホウのバケットで既設水道管を破壊しようとしていたところ、管が割り取れず横方向にバケットが逃げ、掘削内に残っていた作業員に衝突した事故等が発生しました。

2. 水質事故等

令和2年10月は2件(水質事故:2件、その他案件:0件)の事故報告があり、昨年の同月と比べ3件減少しました。

主な水質事故として、ポンプ場内の吐出電動弁の故障(弁体の破断)により送水不能となり、ポンプ井から汚水が溢水し、ポンプ場敷地横の用水路を経由し、周辺の河川へ流出した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

令和2年10月は、維持管理作業においては平成29年度以来となる死亡事故が発生したことを受け、令和2年10月22日付け事務連絡にて、下水道管渠内作業における安全の確保について要請させていただいたところです。

各下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

1.人身事故発生状況(総括)
(令和2年10月末現在)

令和2年度

下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年10月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

令和2年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	2 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	3 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	20 (8)	23 (13)	23 (18)	23 (23)	23 (28)	23 (35)	23 (36)	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	4 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	11 (4)	9 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	16 (18)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	11 (5)	9 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	20 (19)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	42 (30)	51 (45)	51 (55)	51 (65)	51 (72)	51 (83)	51 (94)	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	4 (1)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	13 (5)	11 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	29 (24)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	13 (6)	12 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	33 (25)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	62 (38)	74 (58)	74 (73)	74 (88)	74 (100)	74 (118)	74 (130)	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年10月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要	事故概要・発生防止策	再発防止策等	被災者		被害状況
		事業主体	発生施設	事故類型				被災者	年齢 性別	
10月										
1	R2.10.5	2.政令市	処理場	①負傷事故 ④その他	終末処理場の維持管理業務従事者が早朝巡回中、次重運業車(トラック)の荷台の隅のところに発生した液状作業を行っていたところ、当該トラックの荷台が破損し、破損部より次重運業車のトラックの荷台が飛び出し、当該社員が液状作業の荷台の隅に落下した。被災者(1名)が骨折した。このうち、1名が死亡した。死亡原因は、頭部を硬い物で打撲したためと見られる。	維持管理業務委託者に確認中。	委託先業者	48 男	化学製薬(顔面、両肩、手足)	
2	R2.10.20	3.一般市	マンホール	②死亡事故 ③その他	17時30分、市民の方よりマンホールから汚水が溢れ出ているとの連絡があり、原因を調査した結果、下水道本管の崩壊によるものと判断された。19時15分から高圧洗浄車による本管の清掃を開始し、19時50分に閉鎖が解除された。マンホール内で作業を行っていた作業員1名が、マンホール外に倒れ、その様子を気付いた別の作業員1名がマンホール内に救出に向かったが、同じ意識を失い、マンホール上からの扉掛けにぶつかり、頭部を硬い物で打撲した。原因としては、マンホール内に腐化水素が発生し、このことによる中毒と見られる。	整備において現在死因を調査中であり、事故原因が判明するには長期期間かかると見られるが、事故当時、腐化水素(一酸化炭素)が検出されたことなどから、腐化水素中毒または爆発によるものと仮定し、現在再発防止策を検討中。なお、清掃業者(1社)との協働作業(10月30日)を実施。また、12月中旬に清掃業者向けの安全教育講習会及び職員の教育として腐食ガス・腐化水素危険作業主任者技能講習会受講予定。	作業用具の使用前点検のチェックシートを作成し、使用する。 安全フロッグ・安全帯の使用の徹底。 二段梯子を使用時は、2枚の梯子を並列止めして固定させる。 梯子上部を結束ロープ等で補綴して固定させる。 搬入使用荷重を確認する。	委託先業者	41 男	死亡
3	R2.10.28	3.一般市	ポンプ場	①負傷事故 ①墜落・転落	汚水ポンプ井の清掃作業を行う為、二段梯子にて作業中に、その後任上げ作業を伴う1名(被災者)が追加で同梯子にて下段に上がり、昇り途中で足を滑らせ、2枚の梯子が変形し、被災者が倒れたため、梯子が変形し、このまま倒れ、被災者は、安全帯を装着していなかったことから約4mの高さから落下した。		委託先業者	26 男	脳震盪・意識障害、右足舟状骨剥離骨折	

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年10月末現在)

令和2年度 (単位:件)

事業者主体	令和2年度												合計	前年度合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 都道府県	0	2	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	8	16
2. 政令市	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	5
3. 一般市	2	0	1	3	1	1	2	0	0	0	0	0	10	12
4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	2	2	5	5	2	3	0	0	0	0	0	23	36
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. マンホール	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4	4
3. 処理場	3	1	2	2	4	1	1	0	0	0	0	0	14	22
4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	4
5. その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6
合計	4	2	2	5	5	2	3	0	0	0	0	0	23	36
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷事故	4	2	2	5	5	2	2	0	0	0	0	0	22	36
1. 墜落・転落	1	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	9	11
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5	8
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 転倒	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
9. 感電	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
12. 公衆災害	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	9
合計	4	2	2	5	5	2	3	0	0	0	0	0	23	36
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2
2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	0	0	0	0	0	25	33
3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	0	0	0	0	0	29	36
累計	4	6	8	13	23	25	29	29	29	29	29	29	-	-

令和元年度 (単位:人)

被災者数(人)	令和元年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)
(令和2年10月末現在)

令和2年度 (単位:件)

事業者主体	令和2年度												前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
1. 都道府県	0	2	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	7	13
2. 政令市	3	5	1	4	3	10	4	0	0	0	0	0	30	36
3. 一般市	1	3	7	4	6	4	7	0	0	0	0	0	32	55
4. 町村	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	4	7
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	0	0	0	0	0	74	111
工事分類	1. 管きょ開削	2	6	5	8	7	8	11	0	0	0	0	47	59
	2. 管きょ推進	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0	8	8
	3. 管きょシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	9
	4. 管きょその他	1	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	7	5
	5. 処ボ土木建築	0	2	0	1	0	3	1	0	0	0	0	7	19
	6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	11
	7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	0	0	0	0	74	111	
事故類型	1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	3	4	0	0	0	0	8	21
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	1	2	0	0	0	0	11	29
	3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3	8
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	4
	5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	3
	6. 激突	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	6	5
	7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	5	8
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	1	1	0	0	0	0	7	11
	12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	6	4	0	0	0	0	23	17
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
14. その他	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	4	3	
合計	4	10	8	11	12	16	13	0	0	0	0	74	111	
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	6	7
	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	0	0	0	0	36	67
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	0	0	0	0	12	26
合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	0	0	0	0	54	100	
累計	2	10	15	23	34	45	54	54	54	54	54	-	-	
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度 (単位:人)

被災者数(人)	令和元年度												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
1. 死亡	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100	
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	被災者			
								年齢	性別	被害状況	
10月											
1	R2.10.2	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス会社へ事前照会を行い埋設位置のマーキングをしてもらったが、マーキング外にあったガス供給管φ25を掘削機械で切断した。	12-2.公衆災害(物損)				ガス管損傷
2	R2.10.2	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	夜間、歩道通行規制を伴う工事実施のため、歩道通行者には、乗り入れ部から車道を通行し、また乗り入れ部から歩道へ戻る誘導を行っていた。被災者が自転車(後部座席)で走行中、歩道部から歩道部へ戻る際に歩道境界ブロックの段差(約4cm)に乗り上げることができず転倒した。	12-1.公衆災害(人身)	21	女	擦傷、眼鏡破損	
3	R2.10.7	3.一般市	2.管きょ推進	推進	現場内	推進発進立坑近傍の車道作業帯内において、推進用架台(H鋼300)を移動しようとして25tラフタークレーンにて胸の高さまで吊り上げたところ、ラックロック機能の締まりが不十分であった吊り金具が外れ、吊り荷下にあった作業員の左大腿部および右首筋に落下し負傷した。	3.飛来・落下	50	男	左大腿部打撲、右足首骨折	
4	R2.10.8	3.一般市	1.管きょ開削	運搬	現場内	運転手が傾斜のあるヤードに2tダンプを停車し、10tダンプに移動中に、サイドブレーキをかけたまま2tダンプが流れ、止まらなかつた。2tダンプ(前面)と10tダンプ(運転席ドア部)に挟まれた。	2.はさまれ・巻き込まれ	29	男	骨盤骨折	
5	R2.10.14	3.一般市	5.処ボ土木建築	コンクリート研り	現場内	コンクリート躯体(梁)の研り作業のため、作業床2.5mの移動式足場を昇降の際、最上層からあやまって転落した。	1.墜落・転落	22	男	右肩骨折及び腰骨のひび	
6	R2.10.15	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	台帳では本管の土被りが80cm、周辺引込管は土被り70cmで布設替えされており、引込管は布設替えされている想定でバックホウ掘削していたところ、部分的に土被り50cmの旧管を残して使用しておりかすりに損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)				ガス管損傷
7	R2.10.16	4.町村	1.管きょ開削	土工・配管工	現場内	人孔掘削中、既設水道管(HVPφ150)をエンジンカッターで切断、バックホウにて破壊・除去作業を行っていた。バックホウのバケットで管を破壊しようとしていたところ、管が割れ取れず機方向にバケットが逃げ、掘削内に残っていた作業員に衝突した。	6.激突	36	男	打撲及び腸損傷	
8	R2.10.19	4.町村	1.管きょ開削	立坑工(片付け)	現場内	立坑作業終了後、片付け作業中に積み荷をロープで縛る為4tダンプにのり、足が濡れていたことによりダンプトラックのあたりで足を滑らせて転落した。	1.墜落・転落	57	男	左足首骨折	
9	R2.10.20	3.一般市	1.管きょ開削	管路布設工(片付け)	現場内	管路掘削箇所付近で土留めの片付けをしていた作業員が足を踏みはずし、管路掘削箇所へすり落ち、左胸を土留めの切り縁に強打した。	1.墜落・転落	66	男	左肋骨9本骨折	
10	R2.10.23	3.一般市	1.管きょ開削	鋼矢張り圧入補助	現場内	ラフタークレーンにて鋼矢張り搬送機(バイランナー)を運搬後、搬送機を調整中にエンジンを掛けたら前進し、慌てて後進へスイッチを切り替えたため搬送機と鋼矢張りに挟まれ左足を負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	24	男	左腓腓筋断裂	
11	R2.10.23	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス供給管があることは分かっていたが、バックホウにて掘削していたところバックホウが接触し、ガス供給管(φ30)を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)				ガス管損傷
12	R2.10.28	3.一般市	1.管きょ開削	管路土工、布設工事(片づけ)	現場内	片付け作業中、2tダンプの荷台から降りる際に転落し腰を打った。	1.墜落・転落	63	男	大腿骨骨折	
13	R2.10.28	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	汚水樹取付管開削工における掘削中に、バックホウによりガス供給管(ポリエチレン管φ30mm)を損傷した。	12-2.公衆災害(物損)				ガス管損傷

令和2年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和2年10月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和2年10月末現在)

[総括]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	30 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	26 (16)	28 (19)	30 (24)	30 (30)	30 (33)	30 (34)	30 (40)	30 (41)	-

(単位:件)

[内訳]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	8 (10)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	17 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	30 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	9 (11)
2.マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	10 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	30 (41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	2 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	17 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	9 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	30 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	6 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	13 (15)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	6 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	4 (6)	2 (1)	2 (5)	0 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	25 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	30 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	6 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	1 (2)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	9 (15)

(単位:件)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計
 ※()内書きは、前年度(令和元年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年10月末現在

NO.	発生日	事故情報			事故概要	事故への対応
		事業主体	発生施設	事故類型		
10月						
1	R2.10.16	1. 都道府県	ポンプ場	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	ポンプ場において、場内の吐出電動弁の故障(弁体の破断)により送水不能となり、ポンプ井から汚水が溢水し、ポンプ場敷地内の用水路を経由し、周辺の河川へ流出する事故が発生。	<ul style="list-style-type: none"> ・バキュームカーによる汚水搬送、次亜塩素酸ソーダの散布、流入水路での水質改善を実施。 ・下水利用ピーク時における溢水に備え工事を設置。 ・再発防止のため、吐出電動弁の改修を検討中。
2	R2.10.25	1. 都道府県	処理場	水質事故 ③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	<p>令和元年度東日本台風により被災した処理場において、仮復旧した脱水機が故障したことにより、汚泥を処分できなくなったことから、流入水を塩素消毒して直接放流した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動脱水機を現場に搬入し、10月27日昼から現場で脱水し、民間処分場へ搬出して処分を実施。 ・故障した脱水機の復旧は、11月19日に完了。 ・下記の再発防止策を実施中。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 令和元年東日本台風により被災した脱水機のうち1台を仮復旧したが、もう1台を追加で仮復旧することとした。能力は、今回故障したものと同等の能力である20m³/h。なお、仮復旧が完了するのは令和3年3月中旬頃。 2) 1)の脱水機の仮復旧が完了するまでの間は、仮設脱水機(6m³/h)を存置し、今回故障した脱水機への負荷をかけすぎないように負担して汚泥脱水を行うこととした。

耐水化計画に関するQ&A

事務連絡
令和2年12月2日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課
事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設の耐水化計画に関するQ&Aについて

令和2年7月16日付け事務連絡「『下水道の施設浸水対策の推進について』の運用について」を发出し、適切な事業執行をお願いしているところですが、今般、耐水化計画に関して、これまでに寄せられた質問とそれに対する回答を別添のとおり『Q&A』としてとりまとめましたので、送付します。

各地方公共団体におかれては、『Q&A』をご活用いただくとともに、令和3年度までの耐水化計画の策定に向けて、引き続き検討を進めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して、周知方お願いします。

【対象外力に関すること】	A
津波や高潮に対する施設浸水対策についても、同じ考え方が適用されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 耐水化の基本的な考え方は、「下水道施設計画・設計指針と解説-2019年版-（以下、「下水道施設計画・設計指針」という。）」によります。 今回、「内水」及び「洪水」について、耐水化の目標とすべき対象外力を明確化しました。 津波については、「下水道施設計画・設計指針」による他、詳細は「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版-」を参照してください。 一方、高潮については、現時点で知見が少なく、「内水」や「洪水」と同様の整理は行っていません。
複数の河川による浸水が想定される場合は、一番高い浸水深を対象外力として選定すればよいのでしょうか。	対象施設が浸水する可能性のある河川を抽出し、これらの河川の氾濫による対象施設の浸水深のうち、最も大きい浸水深を対象外力として設定してください。
内水と洪水による浸水が想定される場合の対策浸水深は、どのように考えればよいのでしょうか。	内水に対する想定浸水深と洪水に対する想定浸水深のうち、大きいほうを対策浸水深とします。
内水のL1の浸水想定区域図が未策定の場合、洪水のみを対象とすることでよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂池等からの溢水による浸水も含め、内水氾濫による下水道施設の機能停止も少なからず発生しているところです。 下水道管理者として、このような被害は速やかに解消すべきであり、内水氾濫による浸水深の算定を速やかに行ってください。 なお、洪水による浸水深が内水による浸水深より大きいことが明らかである場合には、洪水による浸水深を対策浸水深として耐水化を検討します。（沈砂池等からの溢水など、施設内部からの雨水の浸入経路の遮断についての検討も行ってください。）
中高頻度の降雨規模（年超過確率の目安：1/30～1/80）による浸水解析結果は、どこで入手できるでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 浸水解析結果については、それぞれの河川管理者へ照会をしてください。担当部署は基本的に次のとおりですが、浸水想定区域の作成担当課であることを確認のうえ、照会してください。 ＜国管理河川＞河川事務所の調査課もしくは防災情報課等 ＜県管理河川＞都道府県の河川課等 なお、管内河川における中高頻度の降雨規模の浸水解析の実施状況については、都道府県の下水道担当部署が把握していますので、問合せしてください。
『当該下水道施設の被害時のリスクの大きさを踏まえ、施設毎に対策浸水深を決定する。』とありますが、施設毎に降雨規模を変えることは可能でしょうか。	施設毎にリスクの大きさを踏まえて決定するものであり、降雨規模を変えることは可能です。
浸水想定区域内に位置する隣接自治体間で、降雨規模を整合させる必要はあるでしょうか。	施設毎にリスクの大きさを踏まえて決定するものであり、必ずしも隣接自治体間で降雨規模を整合させる必要はありません。
[4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について]における『早期の解消が見込まれる場合』の『早期』とは、どのくらいの期間なのでしょう。	<ul style="list-style-type: none"> 5年程度を目安と考えています。 なお、近年は豪雨が頻発化・激甚化していることを鑑み、止水板や土壌の設置などの簡易な方法による対策やBCPの継続的な見直しに基づく事前対策の実施をお願いします。

<p>近年の豪雨の発生状況を鑑みると、少なくとも河川のL1対応すべきではないでしょうか。</p>	<p>・現下の河川整備状況も勘案しつつ、下水道施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率で発生する河川氾濫による浸水深を基本としたものです。 ・それぞれの下水道施設の被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が対策浸水深を決定することとしており、L1規模の浸水深を対策浸水深とすることも可能です。</p>
<p>【対象施設に関すること】</p>	
<p>Q</p>	<p>A</p>
<p>『6. 被災時のリスクの高い下水道施設について』のポンプ場(汚水)における『発災後に速やかに揚水機能を確保することが困難な施設』とは、どのような施設を指すのでしょうか。</p>	<p>吐出量や揚程が大きいため、仮設ポンプや仮設電源等の応急資機材の確保が困難な施設や施設の構造やスペースの問題から仮設ポンプや仮配管等の設置が困難な施設などが想定されます。</p>
<p>【予算制度に関すること】</p>	
<p>Q</p>	<p>A</p>
<p>5年以内の耐水化とのことですが、改築更新のタイミングと合わない場合、5年を超えることに問題はあるのでしょうか。</p>	<p>・5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了することを目標としています。 ・浸水によるリスクの大きさや被災した場合の対策費用等を勘案し、改築の優先順位の見直しや改築までの間、簡易な方法による耐水化を実施することについて検討してください。</p>
<p>5年間で耐水化を実施するのは予算的な制約もあって困難です。5年で必ず終わらせる必要があるのでしょうか。</p>	<p>事務連絡の目安を参考に被災時のリスクの高い下水道施設を選定し、これらの施設については、簡易な方法による耐水化も含めて5年程度で揚水機能を確保するようお願いします。</p>
<p>耐水化に係る施設整備もしくは測量・設計を実施するための支援制度はあるのでしょうか。</p>	<p>通常の下水道事業により実施が可能です。(交付対象施設の範囲は通常の下水道事業と同じです。)</p>
<p>【手続きに関すること】</p>	
<p>Q</p>	<p>A</p>
<p>策定した耐水化計画について、都道府県や地方整備局への協議・提出は必要でしょうか。</p>	<p>協議、提出は不要ですが、別途調書で検討状況等についてフォローアップをさせていただきます。</p>

国水下企第64号
令和2年12月18日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課長
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う
下水道法の運用上の留意事項について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第356号。以下「改正令」という。）が本日公布され、本年12月19日から施行されることとなった。この改正令の施行に伴い、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。以下同じ。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定するものをいう。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等が、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項の政令で定める特定施設から除かれることとなった。

このことを踏まえ、各下水道管理者におかれては、下記の事項に十分留意の上、下水道法（昭和33年法律第79号）を運用されるようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し本通知の周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 特定施設に係る届出等について

改正令の施行により一の施設が特定施設でなくなることについては、下水道法第12条の7に定める特定施設の使用廃止には該当しないため、同条に基づく届出を要しない。また、届出義務が改正令の施行前に生じたものであっても、その履行期限が改正令の施行後となる場合は、下水道法第12条の7並びに第12条の8に基づく氏名等の変更の届出及び承継の届出を要しない。

また、改正令の施行により特定施設でなくなる施設に対し、改正令の施行前に下水道法第12条の6の規定によって適用された設置又は変更についての実施の制限は、改正令の施行の際に効力を失う。

2 罰則の適用に関する経過措置

改正令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業については、改正令の施行後も水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一第66号の3の旅館業の対象に含まれる。

4 住宅宿泊事業法担当部局との連携について

改正令の施行により特定施設でなくなる施設の把握に際しては、住宅宿泊事業法担当部局と連携して対応されるようお願いする。

以上

国水下企第67号
令和2年12月23日

都道府県下水道担当部局長 殿
政令指定都市下水道担当部局長 殿
(以上地方整備局等下水道担当部局長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長
(公 印 省 略)

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」について
(「下水道法施行規則」の一部改正)

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続^(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、国土交通省では、単独で所管する省令等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うこととし、別添のとおり、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和3年1月1日から施行されることとなった。

この改正省令による下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）別記様式第四、様式第五、様式第六、様式第七、様式第八及び様式第十七に規定されている押印欄の削除等により、下水道法施行規則に規定されている手続きにおける押印等が不要となるよう措置されたので、通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

○国土交通省令第九十八号
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉔」及び備考8を削る。

第五号書式中「㉔」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且舞臺ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㉔」を削る。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名ノ上左ノ）を」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

（港湾法施行規則の一部改正）

第二十五条 港務法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第一項中「記載し、かつ、申請者の代表者（記名押印し、又は署名しなければ）を」と及び申請者の代表者の氏名を記載しなければ」に改める。

第二号様式及び第七号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とす。

（航空法施行規則の一部改正）

第二十六条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「及び」を削り、第一号若しくは第二号を「次の各号」に改め、添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第三号中「当該証書」の下に「の写し」を加え、同条第三項中「第一号」を「次の各号」に改め、

第六十一条第二項中「及び」を削り、第一号若しくは第二号を「次の各号」に改め、添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第三号中「当該証書」の下に「の写し」を加え、同条第三項中「提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第一号中「当該証書」の下に「の写し」を加える。

第六十八条第一項中「第八号を除く。」及び「又は第五号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し」を削り、同項第五号中「証する文書」を「証する文書の写し」に改める。

第二百二十二条第一項及び第二百二十三条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二百二十四条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名した）を」に改める。

第四号様式中「印」を削る。

第七号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第八号の二様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十一号様式、第十一号の二様式及び第十二号の四様式中「印」及び注を削る。

第十二号の二様式、第十三号様式、第十三号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式、第十九号の四様式、第十九号の六様式及び第十九号の八様式中「印」及び注を削る。

第七号様式中「印」及び備考5を削る。

第八号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中注3を削る。

第十一号様式及び軽二輪第一号様式中「印」及び備考を削る。

第十二号様式及び軽二輪第二号様式中「印」及び備考を削る。

（自動車道事業規則の一部改正）

第二十一条 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二十六條第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名した）を」に改める。

第六條第一項の表第一号を次のように改める。

第六條第二項の表第四号を次のように改める。

第六條第三項の表第一号を次のように改める。

第六條第四項の表第一号を次のように改める。

第六條第五項の表第一号を次のように改める。

第六條第六項の表第一号を次のように改める。

第六條第七項の表第一号を次のように改める。

第六條第八項の表第一号を次のように改める。

第六條第九項の表第一号を次のように改める。

第六條第十項の表第一号を次のように改める。

第六條第十一項の表第一号を次のように改める。

第六條第十二項の表第一号を次のように改める。

第六條第十三項の表第一号を次のように改める。

第六條第十四項の表第一号を次のように改める。

第六條第十五項の表第一号を次のように改める。

第六條第十六項の表第一号を次のように改める。

第六條第十七項の表第一号を次のように改める。

Form for Article 21, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 15, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 27, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

Form for Article 6, showing fields for name, date, and signature.

第三十七条 宅地建物取引業法施行規則の一部改正
(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

別記様式第一号、別記様式第一号及び別記様式第三号の二から別記様式第三号の五までの様式中
別記様式第二号の六及び別記様式第二号の九中「丑註略」を「丑」に改める。
別記様式第五号から別記様式第七号の一までの様式中「甲」を削る。
別記様式第七号の二の二中「丑」を「丙」に改める。
別記様式第七号の四及び別記様式第七号の五中「甲」を削る。
別記様式第七号の六中「甲」を削る。
別記様式第十二号及び別記様式第十二号の二中「甲」を削る。
別記様式第十二号の三中「甲」及び「乙」を削る。
別記様式第十三号の四中「及び氏名」を「及び氏名」に改める。
別記様式第十四号の五中「甲」を削る。
別記様式第十九号中「及び氏名」を「及び氏名」に改める。
別記様式第二十一号中「及び氏名」を「及び氏名」に改める。
別記様式第二十二号及び別記様式第二十二号中「甲」を削る。
別記様式第二十三号の二中「甲」を削る。
別記様式第二十六号中「甲」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。
(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第三十八条 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正
(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)
第一号の様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。
第二号の様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。
第三号様式から第五号様式までの様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。
第六号様式中「甲」及び注5を削る。
第七号様式中「甲」及び注3を削る。
第八号様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。
第十号様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。
第十二号様式中「甲」及び注5を削る。
第十五号様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。
(内航海運補合法施行規則の一部改正)
第三十九条 内航海運補合法施行規則(昭和三十三年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「添え」の下に「当事者の名称及び」を加え、「当事者が連署して」を削る。
(港湾運送事業法施行規則の一部改正)
第四十条 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「当事者が連署して、これ」を削る。
第十五条第一項中「当事者が連署(新設分割の場合)については、署名して、これを」を削る。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)
第四十一条 自動車ターミナル法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「当事者が連署して、これ」を削る。
第七条第一項中「当事者が連署(新設分割の場合)については、署名して、これを」を削る。
(宅地区改良法施行規則の一部改正)
第四十二条 宅地区改良法施行規則(昭和三十五年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「甲」及び備考5を削る。
(施工技術検定規則の一部改正)
第四十三条 次に掲げる省令の規定中「甲」を削る。
一 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)様式第二号(イ)及び様式第二号(ロ)
二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則(昭和四十年総務省令第四十二号)別記様式第二号
三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号)別記様式第一号
四 地価公示法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十五号)別記様式第二号
五 積立宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)別記様式第一号、別記様式第四号から別記様式第七号まで及び別記様式第十号
六 国土利用計画法施行規則(昭和四十九年総務省令第七十二号)別記様式第一号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号
七 船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則(昭和五十年運輸省令第四十六号)別記様式八、農組合の行う土地区画整理事業の施行及び生産緑地地区に関する都市計画についての要請に関する省令(昭和五十六年建設省令第十号)別記様式第一号及び別記様式第一号
九 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第五十号)第一号様式及び第二号様式
(公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正)
第四十四条 公共用地の取得に関する特別措置法施行規則(昭和三十六年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。
別記様式第二号中「丑註略」を「丑」に改める。
(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)
第四十五条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)の一部を次のように改める。
別記様式第二号中「甲」及び注2を削る。
(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)
第四十六条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一号様式中「甲」及び注を削る。

(道路法施行規則の一部改正)
第二十七条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
様式第五号「甲」及び記載要領4を削り、記載要領5を記載要領4とし、記載要領6を記載要領5とし、記載要領7及び記載要領6とする。
様式第五号の二中「甲」を削る。
様式第五号の四及び様式第七号の四中「甲」を削る。
(小型船舶の総トン数の測定に関する省令の一部改正)
第二十八条 小型船舶の総トン数の測定に関する省令(昭和二十八年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
第一号書式中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
(航空機登録規則の一部改正)
第二十九条 航空機登録規則(昭和二十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。
第十五条 削除。
(鉄道軌道整備備法施行規則の一部改正)
第三十条 鉄道軌道整備備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二十一号様式中「甲」を削る。

第三十一条 建設機械抵当法施行規則の一部改正
(建設機械抵当法施行規則の一部改正)
第二十一条 建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号中「甲」を削る。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
(土地区画整理法施行規則の一部改正)
第三十二条 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証(道路交通法(昭和二十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十七条に規定する個人番号カードをいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百九十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。))の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)以下「本人確認書類」という。に改める。
第三十三条第三項第一号中「印を証する印鑑証明」を「本人確認書類」に改める。
別記様式第一号中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
別記様式第二号中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とし、備考4から備考7までを一ずつ繰り上げる。
別記様式第三号及び別記様式第四号中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
別記様式第五号中「第十号の(イ)添え」を「第十号の(イ)添え」に改め、「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とし、備考4を備考3とする。
別記様式第八号中「甲」を削る。
別記様式第九号中「甲」及び備考5を削る。
別記様式第十号及び別記様式第十一号中「甲」を削る。
(空港法施行規則の一部改正)
第三十三条 空港法施行規則(昭和三十一年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署(新設分割の場合)にあつては、署名した」を「記載した」に改める。
(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)
第三十四条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一号の様式中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
第二号の様式中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
(都市公園法施行規則の一部改正)
第三十五条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
別記様式第三号中「甲」を削る。
別記様式第四号中「甲」及び備考5を削る。
(倉庫業法施行規則の一部改正)
第三十六条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合)にあつては、署名した」を「記載した」に改める。

様式第四中「印」を削ぎ、

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができ、変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。
- 4 変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。

い、

様式第八中「印」を削ぎ、

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができ、変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。
- 4 変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。

い、

様式第九の二中「印」及び備考2を削ぎ、備考1を備考1とせ、
 様式第十及び様式第十一中「印」及び注2を削ぎ、注1を注1とせ、
 様式第十二中「印」及び注2を削ぎ、注2を注2とせ、
 様式第十三中「氏名」備考4を削ぎ、備考4を備考4とせ、
 様式第十四中「氏名」備考4を備考4とせ、
 様式第十五中「印」を削ぎ、

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができ、変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。
- 4 変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。

注1 不要の部分は消してください。
 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができ、変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。
 4 変更認定申請の場合には、変更に係る事項のみを記載してください。

様式第十五の二中「印」及び備考2を削ぎ、備考1を備考1とする。
 様式第十八及び様式第十九中「印」及び注2を削ぎ、注1を注1とせ、
 様式第二十及び様式第二十二中「印」及び注2を削ぎ、注3を注3とせ、
 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正
 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号)の一部を次のように改正する。
 様式第七中「印」及び備考を削ぎ、
 様式第十一第一面中「代表者の氏名」印を「代表者の氏名」に改め、
 様式第十五中「申請者氏名」印を「申請者氏名」に改め、
 注意の②を削ぎ、注意の③を注意の④から注意の⑥までを「す」繰り上げる。
 様式第二十二中「印」及び備考を削ぎ、
 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正

第百八条 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

第百九条 国際航海船舶及び国際港湾施設設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第十号様式から第十三号様式までの様式中「印」及び注を削ぎ、

第十五号様式中「申請者の氏名又は住所」印を「申請者の氏名又は住所」に改め、注を削ぎ、

第百二十条 特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「氏名」印を「氏名」に改め、備考3を削ぎ、備考4を備考4とせ、備考5を備考4として備考5を備考4とせ、

(首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正)
第百五条 首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考を削ぎ、
(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第百六条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考を削ぎ、
(大深度地中の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第百七条 大深度地中の公共的使用に関する特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六から別記様式第八までの様式中「印」を削ぎ、
別記様式第九中「氏名又は名称」印を「氏名又は名称」に改め、
別記様式第十及び別記様式第十一中「印」を削ぎ、

別記様式第十一中「印」を削ぎ、
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第百八条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名」印を「氏名」に改め、備考2を削ぎ、備考3を備考2として備考4を備考3とせ、
別記様式第四中「氏名」印を「氏名」に改め、備考2を削ぎ、備考3を備考2として備考4を備考3とせ、

別記様式第六中「印」及び備考を削ぎ、備考1を備考1とする。
(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第百九条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「申請者」印を「申請者」に改め、
別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第六中「印」を削ぎ、
(マンションの管理の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第百十号条 マンションの管理の適正化に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号、別記様式第十号及び別記様式第十一号から別記様式第十五号までの様式中「印」を削ぎ、
別記様式第十六号の二中「申請者」印を「申請者」に改め、
別記様式第十七号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、
別記様式第二十三号中「申請者」印を「申請者」に改め、
別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、

国水下企第61号
令和2年12月23日

各都道府県下水道担当部局長 殿
各政令指定都市下水道担当部局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長
(公印省略)

標準下水道条例の改正について

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続^(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、国土交通省では、単独で所管する省令等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うこととしている。

そのため、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付していた「標準下水道条例について」(昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)において、国民や事業者等に対して押印を求めている規定等の見直しを行うこととし、新たに別紙のとおり標準下水道条例を改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、事務の参考とされたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管下市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

記

第一 国民や事業者等に対して押印を求めている規定の見直しについて(標準下水道条例別添関係)

現行の標準下水道条例別添の様式に規定されている押印欄を削除することにより、標準下水道条例に規定されている手続きにおける、国民や事業者等による押印を不要とすることとする。

第二 その他(標準下水道条例第6条の5、第21条の5、第21条の12、第21条の16及び第22条の4関係)

文言の適正化その他の所要の改正を行う。

第三 留意事項

標準下水道条例は、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として作成しているものであり、規定方法や改正のタイミング、市町村規則に委任しているもの等については、各下水道管理者における事情等を踏まえて個別にご判断いただきたい。

第二十一条の十六 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

一 許可事業者が公共下水道に設けた接続設備及び下水熱利用設備が第二十一条の十二第二項第一号に規定する基準に該当しなくなった場合

二～七 (略)

（雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準）

第二十二条の四 法第二十五条の二の規定により、法第十条第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

別添

別紙

下水道利用・使用許可申請書

申請 受理 (審判) 年月日

申請 変更 年月日

住所 年月日

名称 年月日

下水道利用の種別により許可を存続します。

名称・使用の目的	用途	場所
名称・接続の種別	設置場所	
名称・使用物件	名称	数量
名称・使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	名称物件・電線等の種別
工事の種別	年 月 日から 年 月 日まで	工事実施の方法
施工方法		施工費額
備考		

注意事項

1. 名称・使用の目的は変更しない。
2. 名称、変更については、該当するものを申請、変更、変更の場合には、接続の物件の種別及び数量を変更すること。
3. 申請書提出後ある場合は、「接続」の欄には主たる事業所の所在地、「名称」の欄には名称及び数量の品名を記載するとともに、「使用」の欄に種別、数量を記載すること。
4. 「接続」の欄には、地盤まで記載すること。名称、使用が以上の欄にわたる場合は、種別を併記すること。
5. 「設置場所」の欄には下水道管内の設置場所を記載すること。
6. 「名称物件・電線等の種別」の欄には、名称物件・電線等の種別、仕様等種別以外の欄について記載すること。
7. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下欄に変更後のものを記載し、上欄に変更前のものを「」で書き添ふこと。
8. 「施工費額」の欄には、調査の結果を記載した金額、名称・使用の種別、物件の種別等をもとにした調査その他の必要な事項を併記した場合にはその数量も記載すること。

第二十一条の十六 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

一 許可事業者が公共下水道に設けた接続設備及び下水熱利用設備が第二十一条の十二第二項第一号に規定する基準に該当しなくなった場合

二～七 (略)

（雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準）

第二十二条の四 法第二十五条の二の規定により、下水道法第十条第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

別添

別紙

下水道利用・使用許可申請書

申請 受理 (審判) 年月日

申請 変更 年月日

住所 年月日

名称 年月日

下水道利用の種別により許可を存続します。

名称・使用の目的	用途	場所
名称・接続の種別	設置場所	
名称・使用物件	名称	数量
名称・使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	名称物件・電線等の種別
工事の種別	年 月 日から 年 月 日まで	工事実施の方法
施工方法		施工費額
備考		

注意事項

1. 名称・使用の目的は変更しない。
2. 名称、変更については、該当するものを申請、変更、変更の場合には、接続の物件の種別及び数量を変更すること。
3. 申請書提出後ある場合は、「接続」の欄には主たる事業所の所在地、「名称」の欄には名称及び数量の品名を記載するとともに、「使用」の欄に種別、数量を記載すること。
4. 「接続」の欄には、地盤まで記載すること。名称、使用が以上の欄にわたる場合は、種別を併記すること。
5. 「設置場所」の欄には下水道管内の設置場所を記載すること。
6. 「名称物件・電線等の種別」の欄には、名称物件・電線等の種別、仕様等種別以外の欄について記載すること。
7. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下欄に変更後のものを記載し、上欄に変更前のものを「」で書き添ふこと。
8. 「施工費額」の欄には、調査の結果を記載した金額、名称・使用の種別、物件の種別等をもとにした調査その他の必要な事項を併記した場合にはその数量も記載すること。

○ 標準下水道条例（昭和三十四年十一月十八日厚生省衛発第一一〇八号・建設省計発第四四二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（責任技術者の登録）

第六条の五 市（町村）長は、前条第一項において定める責任技術者についての登録を行う。

2・3 (略)

（責任技術者の登録）

第六条の五 市（町村）長は、前条第一項において定める責任技術者についての登録を行う。

2・3 (略)

（電線等の設置に係る許可の基準）

第二十一条の五 (略)

2 前条第二項から第四項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。

（電線等の設置に係る許可の基準）

第二十一条の五 (略)

2 第二十一条の四第二項から第四項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。

（下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準）

第二十一条の十二 市（町村）長は、前条に規定する申請（以下「下水熱利用許可申請」という。）があつた場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

（下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準）

第二十一条の十二 市（町村）長は、前条に規定する申請（以下「下水熱利用許可申請」という。）があつた場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

- 一 下水熱利用許可申請に係る事項が次に掲げる技術的基準に適合すること。
- イ～ニ (略)
- ホ 前条第九号の凝集剤又は洗淨剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ヘ (略)
- 二・三 (略)
- 2～5 (略)

- 一 下水熱利用許可申請に係る事項が次に掲げる技術的基準に適合すること。
- イ～ニ (略)
- ホ 第二十一条の九第九号の凝集剤又は洗淨剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ヘ (略)
- 二・三 (略)
- 2～5 (略)

（許可の取消し）

（許可の取消し）

事務連絡
令和2年12月24日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 233 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年11月は3件(死亡:0件、負傷:3件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ2件減少しました。

主な負傷事故として、下水道管渠の浚渫作業のために硫化水素濃度を測定し、基準値内であることを確認後に作業を開始したところ、堆積汚泥を攪拌したことにより汚泥内から硫化水素が発生し、マンホールから外部に噴出したため、一時的に委託先作業員2名の意識が無くなる事故が発生しました。

(2) 工事

令和2年11月は14件(死亡:0件、負傷:14件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ4件増加しました。

主な負傷事故として、現道上の開削工事作業中、自転車で通行した罹災者が鉄板の段差にタイヤを取られバランスを崩し、転落防止策等を設置していなかった開削部に転落して負傷した事故や、軽量鋼矢板の立込み時、バックホウで矢板頭部を押し込む際にバケットが滑り、開削部内で当該矢板を支持していた罹災者に接触し負傷させた事故等が発生しました。

2. 水質事故等

令和2年11月は5件(水質事故:3件、その他案件:2件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ1件減少しました。

主な水質事故として、処理場内で非常用発電機の更新工事施工中、屋外に撤去・仮置き中であった既設発電機に付着していた油が雨水とともに流出し、雨水排水溝を経由して場外へ流出した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

1.人身事故発生状況(総括)
(令和2年11月末現在)

令和2年度

下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年11月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

令和2年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11月までの集計	合計	
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	2 (5)	3 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	25 (18)	25 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	3 (5)	3 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	26 (18)	26 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	20 (8)	23 (13)	26 (18)	26 (23)	26 (28)	26 (35)	26 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	6 (3)	6 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	11 (4)	9 (15)	14 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	59 (52)	59 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	11 (5)	9 (15)	14 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	65 (55)	65 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	42 (30)	51 (45)	65 (55)	65 (65)	65 (72)	65 (83)	65 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	7 (3)	7 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	13 (5)	11 (20)	17 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	84 (70)	84 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	13 (6)	12 (20)	17 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	91 (73)	91 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	62 (38)	74 (58)	91 (73)	91 (88)	91 (100)	91 (118)	91 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年11月末現在

NO.	発生日	事故情報		事故概要	事故概要・発生防止策		被災者		
		事業主体	発生施設		再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
11月									
1	R21.1.11	2.政令市	処理場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
2	R21.1.17	3.一般市	管渠	①負傷事故 ③その他	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
3	R21.1.21	3.一般市	ポンプ場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ ③その他	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年11月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業主体	発生施設	事故類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
			1. 都道府県	0	2	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0
2. 政令市	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	5	5
3. 一般市	2	0	1	3	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	12	12
4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	3	0	0	0	0	0	26	36
1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
2. マンホール	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4
3. 処理場	3	1	2	2	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	15	22
4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	4	4
5. その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	3	0	0	0	0	0	26	36
死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷事故	4	2	2	5	5	2	2	3	3	0	0	0	0	0	25	36
1. 墜落・転落	1	1	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	9	11
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7	8
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 転倒	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 感電	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 公衆災害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4	9
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	3	0	0	0	0	0	26	36
被災者数(人)	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	0	0	0	0	0	29	33
3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	4	0	0	0	0	0	33	36
累計	4	6	8	13	23	25	29	33	33	33	33	33	33	33	-	-

令和元年度

(単位:人)

被災者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)
(令和2年11月末現在)

令和2年度

事業者主体	(単位:件)												前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
1. 都道府県	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	4	13
2. 政令市	3	7	1	4	5	10	4	6	0	0	0	0	40	36
3. 一般市	1	3	7	4	6	4	7	9	0	0	0	0	41	55
4. 町村	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0	7	7
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	0	0	0	0	93	111
工事分類														
1. 管きょ開削	2	6	5	8	7	8	11	12	0	0	0	0	59	59
2. 管きょ推進	1	1	1	2	1	1	1	2	0	0	0	0	10	8
3. 管きょシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9
4. 管きょその他	1	1	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	8	5
5. 処ボ土木建築	0	2	0	1	0	3	1	3	0	0	0	0	10	19
6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	11
7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	0	0	0	0	93	111
事故類型														
1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	3	4	2	0	0	0	0	10	21
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	1	2	4	0	0	0	0	15	29
3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	8
4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	4
5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	3
6. 激突	0	0	1	2	1	1	1	4	0	0	0	0	10	5
7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	6	8
8. 交通事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	1	1	1	0	0	0	0	8	11
12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	6	4	5	0	0	0	0	28	17
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
14. その他	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	5	3
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	0	0	0	0	93	111
被災者数(人)														
1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6	7
2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	0	0	0	0	49	67
3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	0	0	0	0	13	26
合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	0	0	0	0	68	100
累計	2	10	15	23	34	45	54	68	68	68	68	68	-	-
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度

被災者数(人)	(単位:人)												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7	
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100	
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	被災者		
								年齢	性別	被害状況
11月										
1	R2.11.3	2.政令市	1.管きょ開削	ベース撤去	現場内	マンホールのベースを破砕機にて撤去作業中、機械式破砕機では届かない箇所を人力による小型破砕機で小削工していた際に、被災者が自身の右足甲を小型破砕機で擦傷させたもの。	14.その他	30	男	右足甲擦傷
2	R2.11.4	3.一般市	1.管きょ開削	資材積み込み(補助)	現場内	使用済みの矢板(0.3m×0.6m、360kg)をバックホウで吊って3tトラックに積み込む際、矢板が揺れて不安定だったため、被災者がトラック工法に立ち補助していたところ、トラックに近づいてきたバックホウのキャタビラが左足に接触し負傷したもの。	6.激突	73	男	左足複雑骨折
3	R2.11.5	3.一般市	2.管きょ推進	推進管設置	現場内	推進管を取り除くために押入れを人力で後方に下げる作業を2人で行っていた際、押入れのバランスが崩れ、即座よう棒から手から離れなかった右手を押入れ棒と手(+H鋼+200)の間に挟み負傷したもの。	2.はさまれ・巻き込まれ	27	男	指擦傷
4	R2.11.5	3.一般市	4.管きょその他	-	現場内	磁気探査業務での鉛線探索のためのボーリング時にガス管(φ80)を破損したため、事前に周辺の試掘により水道管及びガス管を確認していたが、破損したガス管は、埋設図面と現地のとの整合が取れていない状況(埋設状況が不明)で、ガス管理者の立会無く作業を実施した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
5	R2.11.7	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	まず、取付管の補修のため手掘掘削していたところ、不明管が露出、既地歩道の公道として敷設されていたため本管まで掘進せず狭間と判断し切戻しようとしたところ、本管に接触しておりガス漏れが発生させたもの。管理会社への事前協議時には供給管の敷設は示されていない。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
6	R2.11.7	2.政令市	5.処ボ土木建築	処置機	現場内	作業中、処置機が作業していた際に、処置機の足元が、作業用足元を踏み越えて、開口部から3m下の水路側に転落した。合板には「開口部注意」と漢字表示があったが、外国人である被災者は読めず、開口部を認識していません。	1.墜落・転落	30	男	左膝蓋骨骨折
7	R2.11.9	1.都道府県	5.処ボ土木建築	ケレン	現場内	休憩時間中に鋼材(150×400、L=9.0m)に懸掛していた被災者が、作業再開時に立ち上がろうとしたところ、滑ったプレートに作業着が引っかかったことで鋼材が倒れ、足をはさまれ負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	63	男	右足の骨折 左足の裂傷
8	R2.11.11	3.一般市	1.管きょ開削	管路留め設置	現場内	吊り込んだ立込み簡易留めからファイヤを引き抜いた被災者がバックホウ右前方に待避し、留め設置を完了させたためオペレーターがバックホウを前進させたところ、被災者の足下脚部を巻き込み負傷させたもの。	6.激突	64	男	左足踵開放性骨折
9	R2.11.12	3.一般市	2.管きょ推進	刃口推進工(補助・支掛)	現場内	クレーンで油圧ジャッキを吊り下ろした後、被災者が角度調整のため回転させようとしたところ、歯止めを超えて回転し、左足を負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	51	男	左膝蓋位端骨骨折 左膝蓋位端骨骨折
10	R2.11.13	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	埋設物位置出しの際、効率を優先しバックホウで掘削していたところ、図面の埋設位置と0.8mずれていたガス管に接触し損傷させたもの。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
11	R2.11.16	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス管理会社立会いのうえ、供給管の位置と一部露出を実施、立会者が別の現場へ向かった後、想定位置付近を人力で掘削していたところ想定とずれた位置に設置された供給管をスコップ刺し先で損傷した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
12	R2.11.18	2.政令市	6.処ボ機械電気	ケーブル配線作業	現場内	処理場内の計器更新において、管轄ケーブルラックへの配線後、樹立から降りようとした際に踏み外し転落して負傷した。	1.墜落・転落			右足首骨折
13	R2.11.21	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	当初、ガス管理会社立会いのもと人力掘削を行っていたが、ガス供給管表示位置と掘削箇所が60cm以上離れていたこと、掘削を進めても供給管が出なかったことから掘削範囲に無いものと思いきりバックホウで掘削を行ったところ、供給管を破損した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
14	R2.11.23	4.町村	1.管きょ開削	取付管設置	現場内	小型マンホール設置後、次の取付管作業を行うために一部掘削しを行い、土留めを行い、掘削内で被災者が作業していたところ、側面の鋼製版及び掘削面が崩壊し、土砂に埋まり負傷した。	7.土砂崩壊	49	男	第四腰椎圧迫骨折 右手開放骨折
15	R2.11.23	4.町村	1.管きょ開削	-	現場内	現道上の開削工事作業中、自転車で行った被災者が鉄板の段差にタイヤを取られバランスを崩し、転落防止策等を設置していなかった開削部に転落して負傷した。	12-1.公衆災害(人身)	71	女	肋骨4本骨折
16	R2.11.24	3.一般市	1.管きょ開削	軽重鋼矢板立込み	現場内	軽重鋼矢板の立込み時、バックホウで矢板頭部を押し込む際にバケットが滑り、開削部内で当該矢板を支えていた被災者に接触し負傷させたもの。	6.激突	47	男	頸髄損傷
17	R2.11.24	3.一般市	1.管きょ開削	管路掘削	現場内	バックホウの前方に立ち、土留めを固定するジャッキに左足を置いて、土留め内を掘削するバックホウに指示していた被災者が足を滑らせ、そこにバックホウのバケットが降りてきて、ジャッキとの間に足をはさまれ負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	36	男	左足首骨折
18	R2.11.24	3.一般市	5.処ボ土木建築	除雪	現場内	屋上防水作業完了時の立会検査に先立ち、前日降った雪の除雪及び掃き作業を行った際、被災者が、雪の上を歩くと滑り、滑って転倒した際に出した左手の首を損傷した。	5.転倒	72	男	左手首骨折
19	R2.11.30	4.町村	1.管きょ開削	路盤工	現場内	路盤の不陸修正の際、路盤上に置かれた一輪車が作業の支障となるため、バックホウオペレーターが移動するよう指示をしたが、移動完了前にバックホウを交代させたため、一輪車を移動しようとしていた被災者と接触し、負傷させたもの。	6.激突	69	男	左足くるぶし骨折

令和２年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和２年11月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和2年11月末現在)

[総括]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	26 (16)	28 (19)	30 (24)	35 (30)	35 (33)	35 (34)	35 (40)	35 (41)	-

(単位:件)

[内訳]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	3 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (3)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	19 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	10 (11)
2.マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (2)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	11 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	2 (0)	4 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	21 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	5 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	9 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	6 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	15 (15)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	4 (6)	2 (1)	2 (5)	3 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	7 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	12 (15)

(単位:件)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計
※()内数字は、前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年11月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要	事故への対応
		事業主体	発生施設	事故類型		
11月						
1	R2.11.2	2. 政令市	ポンプ場	水質事故 ④雨水管からの悪質下水の流出	処理場内にて非常用発電機の更新工事施工中、屋外に搬入・仮置き中であった既設発電機に付着していた油が雨水とともに流出し、雨水排水を經由し雑排水に流出した。	油膜を確認した水錶と自家発電機は吸着マットで対応し、新たな油の流出が無いことを確認。また、吐出し口へ吸着マットを敷設し、敷設後の現地確認でも異常がないことを確認した。
2	R2.11.12	2. 政令市	処理場	その他案件	5:50 維持管理受注業者が巡視中に異臭を確認 7:00 維持管理受注業者が集塵バグフィルタより発熱を確認 7:05 緊急消火装置にて放水を実施 9:40 集塵バグフィルタ表面温度が下がったため放水を停止 ※設備停止時に各機器内に残った別じんの漏れ出しを行なったが、集塵バグフィルタ内の漏れ出しが十分であったことが原因。	(再発防止策) ・集塵バグフィルタ一内の粉じん庫箱蓋を定期的に目視で確認する。 ・設備停止時の対応マニュアルを作業員に再度徹底する。
3	R2.11.17	3. 一般市	マンホール	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホールポンプ場のフロートスイッチの駆動により、2台あるポンプのうちのNo.2ポンプに異常稼働が発生し、No.2ポンプが停止。同時にリレー信号の不具合により、No.1ポンプに信号がいかず作動しなかったため汚水が処理できず、道路上のマンホールから汚水が溢水した。	ハキューム車による吸引、高圧洗浄車で清掃、次運機業態で清掃。
4	R2.11.19	3. 一般市	マンホール	その他案件	木の根による管破損によりガスが汚水管へ流入したことにより、下水道(汚水)の管々内で可燃性ガスによる爆発が発生し、マンホール蓋が飛散した。	・蓋の飛んだMH周りをバリケードで囲い、調査の換気のため、MHを開放した状態での原因を調査。 ・二次災害防止のため、マンホール蓋が所を開放し、職員を徹夜で配置し、監視を行った。 ・ガス濃度が高い2箇所について、ミスマスにて試験。 ・管内のガス管及び排水設備配管の修繕を実施。 ・蓋が飛散したマンホールを復旧。
5	R2.11.24	2. 政令市	管渠	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	農業用水路の悪臭について地元町内会から相談を受け、管理センター職員が現地調査を実施した結果、用水路の石積と河床部の間から汚水が湧出していた。調査により、本管部のクワック・破損が原因であったことを確認した。	用水路の清掃を実施。人孔から汚水に流入する悪臭を本管から調査を実施し、本管部のクワック・破損しており、汚水を流したところ、河床の湧出部より黄色い水を確認した。本管部分補修カメラ調査により指示し同日中に、通年の修繕を行った。残り修繕は21日(金)の朝、一部区間の汚水を中夜から実施。この日の本管部分補修が所を実施。

事 務 連 絡

令和3年1月27日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

道路上の下水道維持管理作業における安全管理の徹底について
（交通事故による死亡事故）

令和3年1月25日（月）、福島県郡山市において、下水道管渠内の清掃作業中に、現場坂道に停車していた高圧洗浄車が突然動き出し、委託先の作業員が高圧洗浄車と家の塀との間に挟まれ死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在確認中ですが、各下水道管理者におかれましては、車両等を離れるときは、エンジンを止め完全にブレーキをかける、必要に応じて車輪止めを使用するなど、当該車両等が確実に停止の状態を保つための措置を講じ、安全管理の徹底を図られるようお願いいたします。

また、委託先等に対しても、本通知の趣旨を周知し、安全管理の徹底を図られるようお願いいたします。

事務連絡
令和3年2月19日

土木工事工事費積算要領及び基準の運用

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用について、別紙のとおり改定し、別添資料1および2のとおり、各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等宛に通知するとともに、各都道府県ならびに政令市担当部長宛に参考送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、主な改訂として、新たに下水道（4）の工種区分が制定されております。

土木工事工事費積算要領及び基準（平成28年3月14日付国官技第347号）第4の工事費積算要領及び基準の運用は、これに定める。

第1章 総 則

① 適用範囲等

1. 適用範囲

本運用は、国土交通省直轄の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、本運用によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

2. 基準の適用

工事費の積算における基準は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における最新の基準を適用する。

3. 設計書の作成

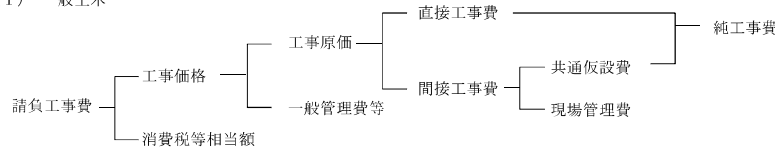
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究を行い、明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

1. 工事費の基本構成

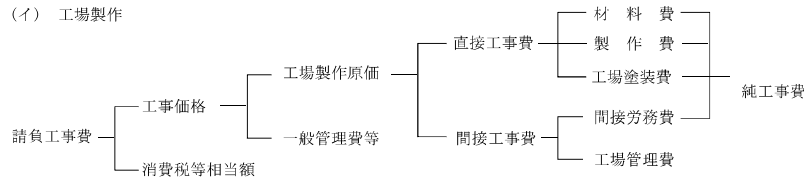
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

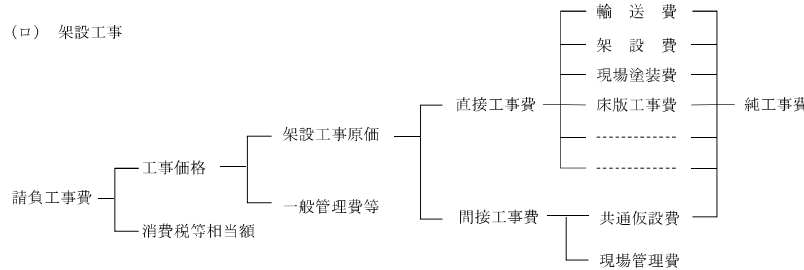


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

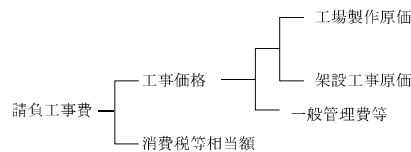


(ロ) 架設工事



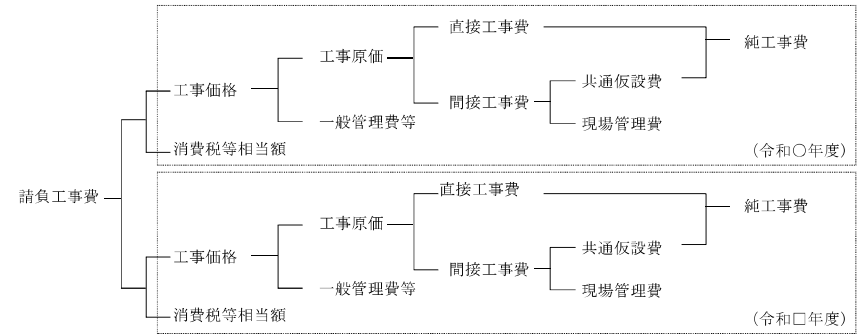
(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の国債工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に工事内容を分けて積算するものとする。（2カ年国債の例）



1-2 請負工事費の費日は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。

(2) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。

イ) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。

ロ) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費を構成する各費目及び付加利益について積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「①一般管理費等」による。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税等相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「②消費税等相当額」による。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に各地方整備局等の担当課（以下「本局担当課」という。）と協議のうえ別途決定する。

1) 局設定単価による場合

(イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。

局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例>1) 人力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500円（有効桁3桁）	積算資料	34,000円（有効桁2桁）
平均額	33,750円		
決定額	33,700円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）		

<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560円（有効桁2桁）	積算資料	570円（有効桁2桁）
平均額	565円		
決定額	565円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て）		

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

3) 局特別調査単価（定期調査）による場合

(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。

局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。

（局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。）

4) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合

(イ) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。

なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。

(ロ) なお、1)工において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1)資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1)資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1)資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1)資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

5) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

2. 歩掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3. 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(4)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間（22h～5h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8h）＋休息时间（1h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕

(イ) 所定労働時間内で17h～20h及び6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

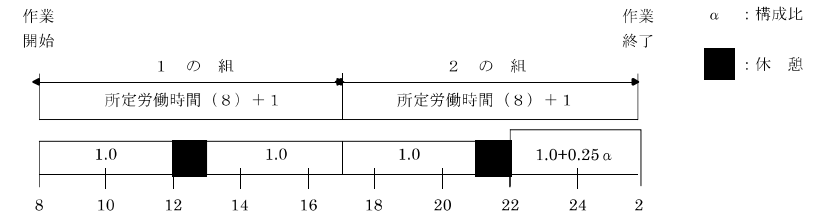
ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。

(4) 休日作業の労務単価

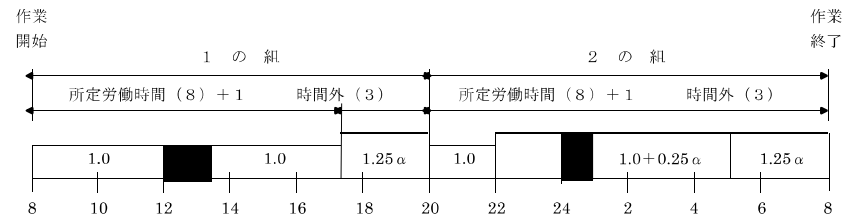
緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週一回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。

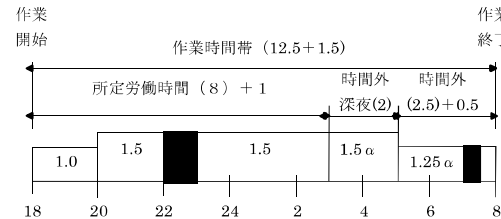
〔例－1〕



〔例－2〕



〔例－3〕



4. 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第1位四捨五人)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6. 注意事項

(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の複雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

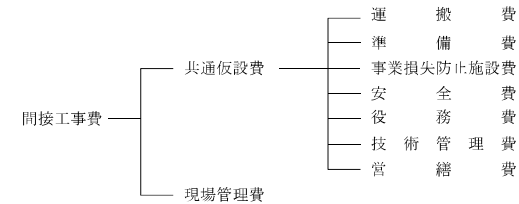
計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。

(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。

② 間接工事費

1. 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共通仮設費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。

2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。

3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{対象額 (P)} \times \text{共通仮設費率 (Kr)} + \text{積上げ額}$$

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P)

$$= \text{直接工事費} + (\text{支給品費} + \text{無償貸付機械等評価額}) + \text{事業損失防止施設費} + \text{準備費に含まれる処分費}$$

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- 簡易組立式橋梁、プレキャストP C桁、プレキャストP C床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費
- 上記aを支給する場合の支給品費
- 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)
- 大型標識柱[オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)オーバーヘッド式]、しゃ音壁支柱、別途制作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は、次式によりおこなうものとする。

$$\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等評} \\ \text{価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、同型} \\ \text{式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$$

(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)

(ニ) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適當であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
項 目	対象額	対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価
	桁等購入費		×	○
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注)(ト)参照)		
支 給 品 費 等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発成品		×	×	×
ダ ム 工 事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。

(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。

(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、別途制作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取扱う場合)

(ホ) 現場発成品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発成品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。

(ト) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
 2. 処分費を計上する場合は、単価登録すること。
 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

表-1 工種区分

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1.、2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事

工種区分	工 種 内 容	
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	
共同溝等 工 事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本體工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	
砂防・地すべり等 工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床岡工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※2に関する工事 3. 道路標識※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※1、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用	
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	

工種区分	工 種 内 容	
下水道 工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
	(4)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本體を主體とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本體を主體とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表~第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2
		舗装工事		
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		下水道工事(1)、(2)、(4)		
市街地(DID補正)(1)-1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(1)-1	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(2)-1	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
市街地(DID補正)(1)-2	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4

一般交通影響有り(1)-2	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.3	5
一般交通影響有り(2)-2	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.2	6
市街地(DID補正)(1)-3	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.3	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注)1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複수에該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

ロ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表~第5表)による。

2) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額		適用区分	
	600万円以下	600万円を超え10億円以下	下記の率とする	
	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b	
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28

第2表

工種区分	対象額		適用区分	
	600万円以下	600万円を超え3億円以下	下記の率とする	
	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額		適用区分	
	200万円以下	200万円を超え1億円以下	下記の率とする	
	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76

第4表

工種区分	対象額		適用区分		
	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	下記の率とする		
	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	対象額		適用区分	
	3億円以下	3億円を超え50億円以下	下記の率とする	
	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		A	b
コンクリートダム	13.77	3064.8	-0.2769	6.32
フィルダム	7.57	43.7	-0.0898	5.88

(1) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

A・b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- (ニ) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

- (ヘ) 建設機械の自走による運搬
- (ト) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用
- (チ) 質量20 t以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)

3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- b. 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車(PC橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80 t以上は、積上げるものとする。)
- d. 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用
- e. 質量20 t以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- f. 上記(1)、(イ)、(ハ)の中で、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50 t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70 t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

- a. 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- b. 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
- c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
(運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。)
- d. 上記(イ)及び(ロ)a～cにおける自動車航送船使用料に要する費用
(運搬中の本体賃料・損料を含む。)

2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用

質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \quad (\text{又は } K')$$

ただし U_k : 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A: 基本運賃料金(円)

表3.1によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増(特大型、悪路、冬期、深夜早朝、地区等)の有無にかかわらず適用出来る。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M: その他の諸料金(円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

- a 荷役機械使用料
- b 自動車航送船使用料
- c 有料道路利用料
- d その他

K: 運搬される建設機械の運搬中の賃料(円)

K': 運搬される建設機械の運搬中の損料(円)

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

* 建設機械運搬方法等は表3.2による。

2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当り賃料(円)×運搬に要する日数(日)

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当り損料(円)×運搬に要する日数(日)

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L: 運搬距離(km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度:(30km/h)

(注)1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。

3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。

なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。

4. 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板V I・VI I・II w・III w・IV w型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表3.1 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	120,500	8,900
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m						
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m						
	自走式破砕機	クラッシュャー寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m ³ ／半積0.3m ³						
各種	—							

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表3.2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速 度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廢材積込装置付)	2.0m			R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70	
自走式破砕機	クラッシュャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m ³ ／半積0.3 m ³			R	22.00	

(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。
2. 車載のRはトレーラである。
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(4) 仮設材等の運搬

1) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費用

仮設材の運搬は、次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃(円/t)

下表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

基本運賃表

(単位：円/t)

距 離	製品長		12m超～ 15m以内		15m超	
	12m以内					
10kmまで	4,350	(3,410)	4,800	(4,030)	7,010	(5,180)
20 "	4,660	(3,570)	5,170	(4,240)	7,470	(5,510)
30 "	5,000	(3,850)	5,480	(4,510)	7,990	(5,860)
40 "	5,380	(4,070)	5,900	(4,760)	8,490	(6,190)
50 "	5,750	(4,420)	6,310	(5,140)	9,040	(6,630)
60 "	6,120	(4,700)	6,760	(5,490)	9,590	(7,060)
70 "	6,540	(5,070)	7,180	(5,890)	10,100	(7,520)
80 "	6,900	(5,330)	7,570	(6,190)	10,600	(7,900)
90 "	7,220	(5,610)	7,940	(6,520)	11,100	(8,310)
100 "	7,620	(5,900)	8,380	(6,840)	11,700	(8,750)
110 "	7,960	(6,250)	8,730	(7,200)	12,200	(9,180)
120 "	8,300	(6,490)	9,080	(7,470)	12,700	(9,550)
130 "	8,700	(6,780)	9,510	(7,790)	13,300	(9,940)
140 "	9,040	(7,020)	9,850	(8,060)	13,800	(10,300)
150 "	9,370	(7,290)	10,200	(8,360)	14,400	(10,700)
160 "	9,820	(7,530)	10,600	(8,630)	14,900	(11,000)
170 "	10,000	(7,790)	10,900	(8,910)	15,400	(11,400)
180 "	10,300	(8,020)	11,200	(9,180)	15,800	(11,700)
190 "	10,700	(8,290)	11,800	(9,470)	16,800	(12,100)
200 "	11,100	(8,560)	12,100	(9,780)	17,300	(12,500)
200kmを超え 20kmまでを増すご とに	677	(447)	802	(558)	1,080	(738)

(注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の7地方整備局等は()内の運賃を適用する。

ただし、沖縄については、100km以下のみ適用とし、100km以下を超える場合は別途考慮する。

2. 発地・着地で地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する整備局を適用する。

3. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

4. 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。

F1～F2：運賃割増率

F1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	

F2：深夜早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路利用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切り捨てる。

2) 仮設材等（鋼欠板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用

仮設材等（鋼欠板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円/t)	
基 地	積 込 み	750	1,500
	取 卸 し	750	
現 場	積 込 み	750	1,500
	取 卸 し	750	

(注) 1. 橋梁ペント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

2. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(5) 重建設機械分解・組立

1) 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表5.1 適用建設機械

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21t級以上～63t級以下 湿地 20t級以上～28t級以下
バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積 1.0㎡以上～2.1㎡以下 （平積 0.7㎡以上～1.5㎡以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4㎡以上～0.6㎡以下
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t以上～300t以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6㎡以上～3.0㎡以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t以上～550t以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ（防音カバー装置除く） 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t以上～120t以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t以上～180t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t以上～60t以下
連続地中壁用機械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 1,200～2,400mm 壁厚 650～1,500mm

2) 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表5.2 クレーンの規格選定

機 械 区 分		規 格	分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊
ブルドーザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊
		44t級以下		50t吊
		63t級以下		25t吊
地盤 改良 機械	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	50t吊
		質量120t以下		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン打機	質量60t以下		
		質量120t以下		
		質量180t以下		
クローラクレーン系		35t吊以下 (クラムシェル 平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊
		80t吊以下 (クラムシェル 平積2.0㎡以下含む)		50t吊
		150t吊以下 (クラムシェル 平積3.0㎡以下含む)		
		300t吊以下		
トラッククレーン系		表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	50t吊
クローラ式杭打機		質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	50t吊
		質量100t以下		
		質量150t以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表5.1参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60~65t吊
		表5.1参照 (本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型排出ガス対策型(第3 次基準値)〕100t吊を使用す る場合)	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t吊
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕		表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	45t吊

(注) 1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは賃料とする。
ただし、オールケーシング掘削機〔スキッド式〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。
2. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

(ロ) 歩掛

分解・組立1台1回当り歩掛は、次表を標準とする。

表5.3 歩 掛

機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
ブルドーザ	21t級以下	—	2.8	2.1	134	21
	44t級以下	—	4.6	3.4	132	21
	63t級以下	—	8.4	6.2	90	14
バックホウ系	山積1.4㎡以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4㎡以上 0.6㎡以下含む	—	2.7	1.4	216	24
	山積2.1㎡以下	—	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシェル 平積0.6㎡含む〕	—	3.0	0.8	384	22
	80t吊以下 〔クラムシェル 平積2.0㎡以下含む〕	—	5.5	1.5	375	21
	150t吊以下 〔クラムシェル 平積3.0㎡以下含む〕	—	11.3	3.1	287	16
	300t吊以下	—	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン系	120t吊以下	—	4.3	1.5	439	97
	160t吊以下	—	5.7	1.9	454	100
	360t吊以下	—	11.7	4.0	443	97
	550t吊以下	—	20.9	7.1	446	98
クローラ式杭打機	—	60t以下	8.6	2.1	148	2
	—	100t以下	15.5	3.7	149	2
	—	150t以下	23.5	5.6	148	2
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	515	5
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	483	4
	〔本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合〕	—	4.9	11.9 (h)	320	3

表5.3 歩 掛

機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機	—	60 t 以下	16.0	2.4	229	4
		—	120 t 以下	41.2	6.3	190	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーバードレーン打機	—	60 t 以下	16.0	2.4	191	3
		—	120t以下	41.2	6.3	190	3
		—	180t以下	64.6	9.9	189	3
トンネル用機械	—	—	5.4	2.0	503	8	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	—	—	54.4	9.5	144	4	

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
 2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
 3. 運搬費等には、下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
 ①トラック及びトローラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）
 ②自走による本体賃料・損料
 ③運搬中の本体賃料・損料
 ④分解・組立時の本体賃料
 ⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
 4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 ①分解・組立時の本体賃料
 ②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
 3) その他
 (イ) 深層混合処理機（二軸式 90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量 180t 以下）を適用する。
 (ロ) 粉体噴射攪拌機（単軸式 19.6kN・m×1）は、地盤改良機械（機械質量 60t 以下）を適用する。
 (ハ) 粉体噴射攪拌機（二軸式 55kW×2）は、地盤改良機械（機械質量 120t 以下）を適用する。
 (ニ) 粉体噴射攪拌機（二軸式 90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量 120t 以下）を適用する。

2-3 準備費

- (1) 準備費の積算
 準備費として積算する内容は、次のとおりとする。
 1) 準備及び後片付けに要する費用
 イ 着手時の準備費用
 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
 ハ 完成時の後片付け費用
 2) 調査・測量、丁張等に要する費用
 イ 工事着手前の基準測量等の費用
 ロ 縦、横断面図の照査等の費用
 ハ 用地幅杭等の仮設等の費用
 ニ 丁張の設置等の費用
 3) 準備として行う以下に要する費用
 イ プルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）
 ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用
 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）
 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。
 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。
- (2) 積算方法
 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-4 事業損失防止施設費

- (1) 事業損失防止施設費の積算
 事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。
 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用
- (2) 積算方法
 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

- (1) 安全費の積算
 安全費として積算する内容は、次のとおりとする。
 1) 安全施設等に要する費用
 2) 安全管理等に要する費用
 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
- (2) 積算方法
 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。
 ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
 ② 不稼働日の保安要員等の費用
 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）
 ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む）
 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用
 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）

- ⑨ 安全用品等の費用
- ⑩ 安全委員会等に要する費用
- ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用
- ③ 高圧作業の予防に要する費用
- ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く）
- ⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用

- 1) トンネル建設工事における呼吸用保護具の積算
トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。

上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。

（注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。

2-6 役務費

(1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は、次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用工事負担金

(2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

$$(イ) \text{ 宅地・宅地見込地及び農地 } A = B \times 0.06 \div 12$$

$$(ロ) \text{ 林地及びその他の土地 } A = B \times 0.05 \div 12$$

$$A: \text{借地単価 (円/m}^2\text{/月)} \quad B: \text{土地価格 (円/m}^2\text{)}$$

※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用に係る場合に適用する。

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年末満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

2-7 技術管理費

(1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用

- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用
 - ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
 - ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
 - ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
 - ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
 - ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
 - ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
 - ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
 - ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
 - ⑩ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
 - ⑪ トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用
 - ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用
 - ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
 - ⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
 - ⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）
 - ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
- 上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

(イ) 特殊な品質管理に要する費用

- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用
- ・下水道工事において日視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用

・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

- ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

(ニ) ICT建設機械に要する以下の費用

- ・保守点検
- ・システム初期費
- ・3次元起工測量
- ・3次元設計データの作成費用

なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。

ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。

(ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2-8 営繕費

- (1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 4) 労働者の輸送に要する費用
- 5) 上記1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用
- 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 7) 1)～6)に掲げるもののほか工事施工に必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)、4)、5)及び6)の内以下の項目とする。

- ・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ. 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E k = A (500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E k = A (500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E k = A (500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E k = A (500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、E k：監督員詰所に係る営繕費

(E kには、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A：建物面積 (㎡)

(建物面積は人員2名までは、25㎡を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

M：月数(必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。)

t：次の項目に要する費用

- a. 備品(机、いす、黒板、温度計、書籍、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット)に要する費用

備品は損料として13,800円/月を計上する。

- b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

- (注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。
 2. 上記のE kについては、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。
 3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管(線)と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。
 4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

ロ. 火薬庫類

(イ) 火薬庫等の計上区分

- (a) 大規模工事(1工場の火薬使用量が、20t以上の工事)

表2.1 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2 t庫 5.0 ㎡
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 3.2 ㎡
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 ㎡

火 工 所	組立テント式 1.9 ㎡
-------	--------------

(注) 各都道府県等の条例、現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b) 小規模工事(大規模以外の工事)

表2.2 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 ㎡	1日の使用量が25kg以下の場合は計上しない。
火 工 所	組立テント式 1.9 ㎡	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合、又は各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては、必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ロ) 火薬庫類の営繕損料

表2.3 1現場当り火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料(2年以下一律)(円)
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2 t庫 5.0 ㎡	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 3.2 ㎡	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 ㎡	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9 ㎡	54,000

(注) 1. 1現場当りの使用期間が2年を超える場合は、下記のとおりとする。

- a. 2～4年の場合は、上表損料の40%増とする。
 - b. 4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。
2. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入防止柵、警報装置等の費用を含む。

(ハ) 保安管理費

火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安管理費=火薬庫設置期間(月)×30日/月×普通作業員単価(昼間単価)

(注) 火薬庫設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位(2捨3入)とする。

- (ニ) 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は、別途計上することが出来る。
- 2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用。
- 3) その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(3) 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

- 1) 除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設率の補正について
 積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「2-8営繕費(2)積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舍、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。
- 2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法

イ) 施工地域を考慮した補正係数を適用する場合

共通仮設費(率分)=対象額(P)×

(除雪工事補正共通仮設費率+施工地域補正後の共通仮設費率-共通仮設費率)

- ・対象額（P）：直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費
- ・除雪工事補正共通仮設費率：共通仮設費率（K r）×除雪工事補正係数（S r）（％）
- ・除雪工事補正係数（S r）：現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数
- ・施工地域補正後の共通仮設費率：共通仮設費率（K r）×施工地域補正係数（％）
- ・施工地域補正係数：（2－1 共通仮設費の率分(2)共通仮設費の補正）の施工地域を考慮した補正係数による

市街地補正係数の適用については、「2－1 共通仮設費の率分(2)共通仮設費の補正1）施工地域」を考慮した共通仮設費率の補正及び計算を参照のこと。

なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表3. 1 除雪工事補正係数（S r）

区 分	補 正 係 数
宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95
事 務 所 の み	〃
倉 庫 の み	〃
宿 舎 と 事 務 所 を	0.90
宿 舎 と 倉 庫 を	〃
事 務 所 と 倉 庫 を	〃
宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
 - ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
 - ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
 - ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
- ##### 2) 安全訓練等に要する費用
- 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ##### 3) 租税公課
- 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
- ##### 4) 保険料
- 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ##### 5) 従業員給料手当
- 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与
ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
- ##### 6) 退職金
- 現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
- ##### 7) 法定福利費
- 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ##### 8) 福利厚生費
- 現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
- ##### 9) 事務用品費
- 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ##### 10) 通信交通費
- 通信費、交通費及び旅費
- ##### 11) 交際費
- 現場への来客等の対応に要する費用
- ##### 12) 補償費
- 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- ##### 13) 外注経費
- 工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

- 14) 工事登録等に要する費用
工事実績等の登録に要する費用
- 15) 動力、用水光熱費
現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）
- 16) 公共事業労務費調査に要する費用
- 17) 雑費
1)から16)までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第2の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (J)}_o$$

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

- 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第2の工種別現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

- b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

- c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

- d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの工事期間}}{\text{工期}}$$

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 〃	1.60
3 〃	1.40
4 〃	1.20

(注) 1. 冬期率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 補正值は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正值を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	1.2	1
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	鋼橋架設工事	1.2	2
		舗装工事		
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		下水道工事(1)、(2)、(4)		

市街地 (DID補正) (1) - 1	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り (1) - 1	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事	1.2	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り (2) - 1	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
市街地 (DID補正) (1) - 2	市街地部が施工箇所に含まれる場合	鋼橋架設工事	1.1	4
一般交通影響有り (1) - 2	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	5
一般交通影響有り (2) - 2	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	6
市街地 (DID補正) (1) - 3	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.1	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.0	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は、適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

3) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含めない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)

2) 上下水道料金

3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 処分費を計上する場合は、単価登録すること。

3. 上表により難い場合は、別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

現場管理費率は、別表第2による。

1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数) + 補正值}

対象純工事費 = 純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第5表）による。

補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2

工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

工種区分	適用区分	純工事費	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		1,000万円以下	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		下記の率とする	A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	適用区分	純工事費	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		3億円以下	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		下記の率とする	A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(1) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理费率} (\%)$$

$$N_p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等

1. 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与(損金算入分)
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2. 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3. 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4. 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。
なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
 - 1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
 - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第5の補正值を加算したものを一般管理費等とする。
- (2) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第3

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -5.48972 \times \text{LOG}(Cp) + 59.4977 (\%)$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位円)

(注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第4

一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位g v止めとする。

別表第5

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。

予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

② 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は、次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第4章 土木請負工事の特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料積算について

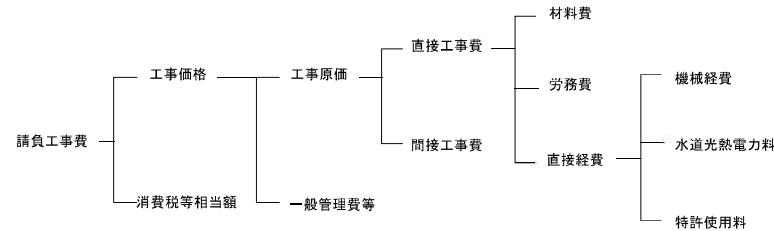
- 土木請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。ただし、これより難しい場合は別途考慮するものと。

(1) 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。



1) 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

第5章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

- 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 現道の交通量の多い時間帯
- 通勤・通学の時間帯
- 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

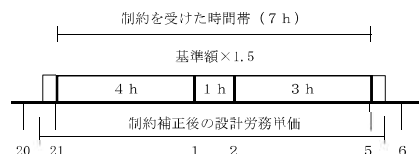
設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例-1、例-2）

設計労務単価＝「公共工事設計労務単価＋割増し賃金」×補正割増し係数

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

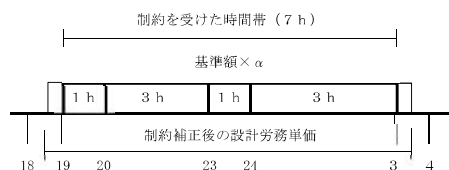
(例一) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.71 \end{aligned}$$

ただし、割増し賃金 = 基準額 × 0.5

(例二) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.628 \end{aligned}$$

ただし、α = 割増し率

$$\begin{aligned} &= (1\text{h} \times 1.0 + 6\text{h} \times 1.5) / 7\text{h} \\ &= 1.428 \end{aligned}$$

$$\text{割増し賃金} = \text{基準額} \times 0.428$$

ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し (積雪寒冷地域での冬期割増し等) を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」(建設省機発第65号) [昭和55年2月22日付] により、行うものとする。

(5) 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

北海道開発局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和2年2月13日付け国官技第328号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021 (令和3) 年4月1日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について (令和2年2月13日付け国官技第328号) は、令和3年3月31日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

東北地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

関東地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

北陸地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

中部地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国 官 技 第 274 号
令 和 3 年 2 月 18 日

近畿地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和2年2月13日付け国官技第328号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和3）年4月1日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和2年2月13日付け国官技第328号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

国 官 技 第 274 号
令 和 3 年 2 月 18 日

中国地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和2年2月13日付け国官技第328号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和3）年4月1日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和2年2月13日付け国官技第328号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

四国地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

九州地方整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国官技第 274 号
令和 3 年 2 月 18 日

国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和 3）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について」（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国官技第 274 号の 2
令和 3 年 2 月 18 日

内閣府
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり各地方整備局長等あて通知したので、貴局におかれましても準拠されたい。

別添資料 2

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

青森県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

岩手県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

宮城県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

秋田県 建設部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

山形県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

福島県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

仙台市 都市整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

茨城県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

栃木県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

群馬県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

埼玉県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

千葉県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

東京都 建設局 総務部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

神奈川県 県土整備局 都市部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

山梨県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

長野県 建設部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

千葉市 建設局 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

横浜市 道路局 計画調整部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

川崎市 建設緑政局 総務部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

さいたま市 建設局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

相模原市 都市建設局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

新潟県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

富山県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

石川県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

新潟市 都市政策部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

愛知県 建設部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

岐阜県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

三重県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

静岡県 交通基盤部 建設支援局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

名古屋市 緑政土木局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

静岡市 建設局 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

浜松市 財務部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

福井県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

滋賀県 土木交通部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

大阪府 都市整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

京都府 建設交通部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

兵庫県 県土整備部 県土企画局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

奈良県 県土マネジメント部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

京都市 建設局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

大阪市 建設局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

神戸市 建設局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

堺市 建設局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

鳥取県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

島根県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

岡山県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

広島県 土木建築局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

山口県 土木建築部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

広島市 都市整備局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

岡山市 財政局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

徳島県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

香川県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

愛媛県 土木部 土木管理局长 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

高知県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

福岡県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

佐賀県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

長崎県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

熊本県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

大分県 土木建築部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

宮崎県 県土整備部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

鹿児島県 土木部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

福岡市 財政局 技術監理部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

北九州市 技術監理局 技術部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

熊本市 総務局 契約監理部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

北海道 建設部 建設政策局長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

札幌市 財政局 管財部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

国官技第 274 号の 3
令和 3 年 2 月 18 日

沖縄県 土木建築部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

標記について、別添のとおり改定し各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局等あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

事務連絡
令和3年2月25日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管路メンテナンス年報

下水道管路メンテナンス年報の公表について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道管渠の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成27年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、硫化水素による腐食のおそれ大きい下水道管路については、5年に1回以上の頻度での点検を義務づけています。また、国民・下水道利用者みなさまに下水道管路の現状及び老朽化対策についてご理解をいただくため、腐食のおそれ大きい箇所における点検の実施状況等を「下水道管路メンテナンス年報」としてとりまとめ、平成29年度から公表しています。

今般、令和元年度の点検の実施状況等についてとりまとめましたのでお知らせいたします。各下水道管理者におかれましては、下水道法上の義務である腐食のおそれ大きい下水道管路における5年に1回以上の頻度での点検について、令和2年度までに1回目の点検を確実に実施するとともに、これまでの点検において異状が確認された箇所については、必要な対策を講じるよう改めてお願いいたします。

なお、計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び対策の実施については、下水道ストックマネジメント支援制度による交付対象となることをあわせて申し添えます。

添付資料

- ・ 下水道管路メンテナンス年報
- ・ 下水道管路メンテナンス年報の概要

- なお、結果の詳細は、下水道全国データベースで公開していますのでご確認ください。
<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

令和3年2月

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

目次

1. 下水道管路メンテナンス年報について
2. 腐食のおそれ大きい箇所 の点検について
 - 2-1 点検実施状況（令和元年度）
 - (1) 全国の点検実施状況
 - (2) 都道府県別の点検実施状況
 - (3) 全国の点検計画と進捗率
 - (4) 事業社区別別の点検計画と進捗率
 - 2-2 点検結果（令和元年度）
 - ①マンホール
 - ②管渠
3. 異状が確認された箇所 の措置状況について

（平成 28 年度～令和元年度）

 - ①マンホール
 - ②管渠

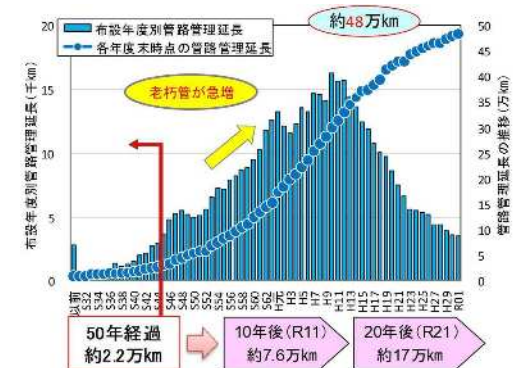
1. 下水道管路メンテナンス年報について

- 下水道管路の現況と老朽化対策の必要性をご理解いただくため、点検の実施状況や点検の結果、その結果に対する措置状況等を『下水道管路メンテナンス年報』としてとりまとめたものです。
- 今回は、令和元年度の点検実施状況等を取りまとめましたので、公表します。
- なお、詳細については、以下のホームページに掲載していますので、ご参照ください。
<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

下水道管路の老朽化の現状について

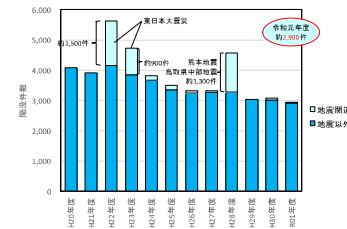
令和元年度末までに整備された全国の下水道管路の延長は、約 48 万 km に達しています。そのうち、標準的な耐用年数とされる 50 年を超過した管路は、約 2.2 万 km であり、全管路延長の約 5% 程度となっています。ただし、10 年後には約 7.6 万 km (約 15%)、20 年後には約 17 万 km (約 35%) と、今後は急速に増加することが見込まれています。

管路施設の年度別管理延長(令和元年度末)

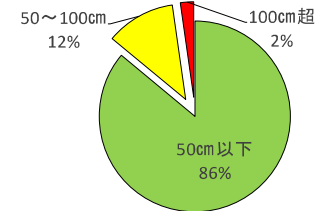


下水道管路に起因する道路陥没は、令和元年度には約 2,900 件発生していますが、そのほとんどは陥没深さ 50 cm 未満の規模が小さいものです。

下水道管路に起因する道路陥没件数



道路陥没深さ



下水道事業者数について

本年報の調査対象である事業者数は以下のとおりです。

<事業者数>

全国	都道府県(流域)	政令市	市町村・一部事務組合等
1,564	138	21	1,405

※ 東日本大震災後に未供用となっている、福島県の2町(大熊町、双葉町)を除く

点検について

平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、全ての下水道施設を対象に計画的な維持管理の実施を規定するとともに、下水の貯留その他の原因による腐食のおそれ大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度で点検を行うことを義務づけています。

各下水道事業者が計画的な点検の実施により、施設の状態の把握及び異状の有無を確認しており、令和元年度の実施状況は以下のとおりです。

<令和元年度点検実施数>

全ての下水道管路		
集計区分	実施延長	前年度比(H30実施延長)
延長 (km)	15,458	1.08 (14,276 km)

<令和元年度点検実施数>

腐食のおそれ大きい箇所			
集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率
マンホール(箇所)	113,579	29,695	26.1%
管渠(km)	3,915	989	25.3%

※ 点検実施率 = 点検実施数 ÷ 対象数

維持修繕基準について

下水道管路の老朽化や腐食に起因した道路陥没が発生しているにも関わらず、計画的な点検が十分に行われていなかった状況を踏まえ、計画的な維持管理を推進し、下水道の機能を持続的に確保するため、国土交通省では、下水道施設の維持・修繕に関する基準として維持修繕基準を創設しています。

具体的な基準等は、政令で定めており、主な内容は以下のとおりです。

- 構造等を勘案して、適切な時期に巡視及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 適切な時期に、目視その他適切な方法による点検を行うこと。
- 下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きい排水施設については、5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検すること。
- 点検等によりに損傷、腐食等の異状を把握した場合は、下水道の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

腐食のおそれが大きい箇所について

腐食のおそれが大きい箇所とは、国土交通省令で以下のとおり定められています。

第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分に有する排水施設(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、**コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの**(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所

点検結果により異状が確認された箇所の措置

下水道管路の点検で異状を確認した場合、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の状態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水流下機能を確保するなどの措置を講ずる必要があります。

(参考)

下水道管路の「調査」においては、以下に示す 4 段階で緊急度を判定しています。

緊急度	区分	対応の基準
I	重度	速やかに措置が必要な場合。
II	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
III	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

※ 「緊急度 I」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度 I の状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講ずること、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

2. 腐食のおそれが大きい箇所の点検について

2-1 点検実施状況(令和元年度)

(1) 全国の点検実施状況

- 令和元年度において、マンホールについては全国の対象箇所数 113,579 箇所のうち、29,695 箇所の点検を実施し、事業者区分別では、都道府県(流域)873 箇所、政令市 8,313 箇所、市町村・一部事務組合等 20,509 箇所となっています。
- 管渠については、全国の対象延長約 3,915 kmのうち、989 kmの点検を実施し、事業者区分では、都道府県(流域)142 km、政令市 227 km、市町村・一部事務組合等 620 kmとなっています。

※ 政令市には、特別区を含む。次頁以降も同じ。

●令和元年度に点検実施の団体数（腐食のおそれが大きい箇所）（単位：団体）

事業者区分	全数	対象箇所あり		点検実施数		点検実施団体率	
		マンホール	管渠	マンホール	管渠	マンホール	管渠
都道府県(流域)	138	131	121	79	69	60.3%	57.0%
政令市	21	21	20	19	18	90.5%	90.0%
市町村・一部事務組合等	1,405	1,266	957	640	448	50.6%	46.8%
	1,564	1,418	1,098	738	535	52.0%	48.7%

○マンホールの点検箇所数（腐食のおそれが大きい箇所）（単位：箇所）

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	5,880	873	14.8%
政令市	34,902	8,313	23.8%
市町村・一部事務組合等	72,797	20,509	28.2%
	113,579	29,695	26.1%

○管渠の点検延長（腐食のおそれが大きい箇所）（単位：km）

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	758	142	18.8%
政令市	1,067	227	21.3%
市町村・一部事務組合等	2,090	620	29.7%
	3,915	989	25.3%

※ 新たに腐食のおそれが大きい箇所として位置付けた施設、腐食防止対策を実施した施設等により、腐食のおそれが大きい箇所は平成 30 年度の数値とは異なる。

(2) 都道府県別の点検実施状況

- 令和元年度の点検実施率が 20%以上の都道府県は、マンホールで 1 都 1 道 1 府 16 県、管渠で 1 都 1 道 1 府 12 県となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計で点検実施率が 80%以上の都道府県は、マンホールで 1 府 8 県、管渠で 2 府 9 県となっています。

○点検の実施数(全下水道事業者)

都道府県名	マンホール					管渠				
	対象数	点検箇所数（箇所）				対象数	点検延長（km）			
		令和元年度実施	累計	点検実施数	点検実施率		令和元年度実施	累計	点検実施数	点検実施率
北海道	3,541	747	21.1%	2,466	69.6%	179.9	54.3	30.2%	125.1	69.5%
青森県	1,164	92	7.9%	715	61.4%	37.5	2.5	6.7%	17.9	47.8%
岩手県	1,191	350	29.4%	950	79.8%	24.7	5.0	20.2%	19.5	79.1%
宮城県	1,602	233	14.5%	1,184	73.9%	67.0	11.5	17.2%	44.8	66.8%
秋田県	1,935	282	14.6%	1,060	54.8%	135.4	45.6	33.7%	124.6	92.1%
山形県	1,841	526	28.6%	1,381	75.0%	73.3	5.8	7.9%	61.4	83.8%
福島県	1,664	385	23.1%	1,114	66.9%	37.4	5.7	15.2%	21.4	57.2%
茨城県	2,042	853	41.8%	1,740	85.2%	116.6	38.3	32.9%	91.9	78.8%
栃木県	1,158	225	19.4%	903	78.0%	28.1	4.5	16.1%	19.9	71.0%
群馬県	1,044	295	28.3%	833	79.8%	34.6	4.2	12.1%	26.7	77.1%
埼玉県	1,556	661	42.5%	1,273	81.8%	66.6	22.5	33.9%	41.1	61.7%
千葉県	1,769	537	30.4%	1,577	89.1%	87.3	37.7	43.2%	72.1	82.6%
東京都	24,607	6,028	24.5%	18,615	75.6%	694.1	166.3	24.0%	482.4	69.5%
神奈川県	1,304	335	25.7%	1,113	85.4%	32.2	12.2	37.8%	25.9	80.5%
新潟県	4,263	1,255	29.4%	2,990	70.1%	140.0	29.1	20.8%	122.1	87.2%
富山県	2,355	943	40.0%	1,733	73.6%	85.7	24.3	28.4%	48.6	56.7%
石川県	3,591	435	12.1%	2,255	62.8%	228.7	19.1	8.3%	176.4	77.1%
福井県	1,024	182	17.8%	396	38.7%	25.0	7.4	29.6%	12.3	49.0%
山梨県	874	261	29.9%	702	80.3%	32.6	8.7	26.7%	22.8	70.0%
長野県	3,344	475	14.2%	2,463	73.7%	66.9	18.7	27.9%	41.1	61.4%
岐阜県	4,209	575	13.7%	3,065	72.8%	105.5	18.0	17.1%	55.0	52.2%
静岡県	4,278	2,296	53.7%	3,732	87.2%	212.5	87.0	40.9%	174.7	82.2%
愛知県	4,718	1,350	28.6%	2,888	61.2%	173.5	41.3	23.8%	126.0	72.6%
三重県	1,471	383	26.0%	839	57.0%	25.1	6.0	23.8%	17.7	70.3%
滋賀県	1,897	831	43.8%	1,375	72.5%	79.9	33.4	41.8%	70.7	88.5%
京都府	2,056	860	41.8%	1,601	77.9%	81.4	17.3	21.2%	74.6	91.7%
大阪府	5,580	830	14.9%	4,915	88.1%	166.4	25.9	15.6%	141.6	85.1%
兵庫県	5,242	1,235	23.6%	2,919	55.7%	65.2	12.5	19.2%	37.8	58.0%
奈良県	2,119	260	12.3%	1,404	66.3%	54.2	5.4	10.0%	40.5	74.7%
和歌山県	442	136	30.8%	268	60.6%	12.8	0.6	4.7%	6.8	53.2%
鳥取県	2,066	563	27.3%	1,335	64.6%	67.9	27.2	40.1%	54.7	80.5%
島根県	1,089	578	53.1%	804	73.8%	16.3	3.8	23.3%	5.8	35.5%
岡山県	2,790	774	27.7%	1,987	71.2%	59.8	10.0	16.8%	43.6	72.9%

都道府県名	マンホール					管渠				
	点検箇所数（箇所）					点検延長（km）				
	対象数	令和元年度実施		累計		対象数	令和元年度実施		累計	
点検実施数		点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数		点検実施率	点検実施数	点検実施率	
広島県	1,654	444	26.8%	1,298	78.5%	72.1	12.3	17.0%	51.5	71.4%
山口県	922	163	17.7%	760	82.4%	20.6	5.7	27.6%	16.4	79.8%
徳島県	200	54	27.0%	131	65.5%	8.1	1.0	12.4%	4.7	57.8%
香川県	464	55	11.9%	129	27.8%	16.0	0.0	0.0%	3.5	21.9%
愛媛県	984	190	19.3%	751	76.3%	32.5	7.8	24.1%	19.8	60.9%
高知県	92	15	16.3%	49	53.3%	4.5	0.4	9.2%	0.5	10.3%
福岡県	2,545	218	8.6%	1,895	74.5%	125.8	15.2	12.1%	89.1	70.8%
佐賀県	1,020	765	75.0%	805	78.9%	54.8	41.4	75.6%	45.1	82.4%
長崎県	1,374	584	42.5%	1,009	73.4%	49.0	15.2	31.0%	29.3	59.8%
熊本県	1,964	872	44.4%	1,489	75.8%	85.7	43.7	51.1%	65.2	76.1%
大分県	477	62	13.0%	360	75.5%	20.8	6.1	29.4%	13.9	66.7%
宮崎県	557	96	17.2%	415	74.5%	22.5	2.6	11.6%	6.0	26.8%
鹿児島県	439	185	42.1%	387	88.2%	31.9	9.6	30.3%	24.3	76.1%
沖縄県	1,061	221	20.8%	818	77.1%	56.7	16.0	28.2%	41.5	73.2%
全国	113,579	29,695	26.1%	82,891	73.0%	3,915.0	988.9	25.3%	2,858.1	73.0%

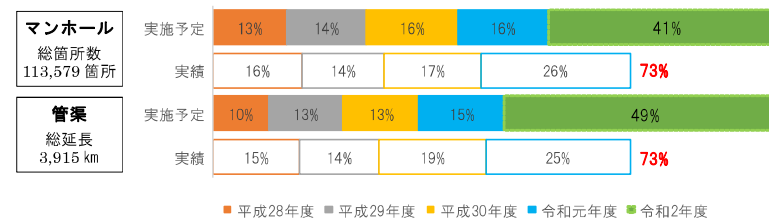
※ 令和元年度の赤字は実施率 20%以上、累計の赤字は実施率 80%以上。

(3) 全国の点検計画と進捗率

- 令和元年度の点検実施率は、マンホール(箇所数)で約 26%、管渠(延長)では約 25%となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計ではマンホール、管渠ともに約 73%となっています。

注)四捨五入の関係で、合計値が 100%にならない場合がある(次頁以降も同じ)。

- 5 年間の点検実施予定及び実績(全下水道事業者合計)

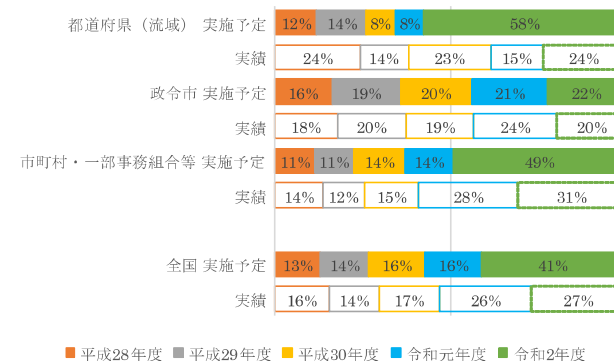


(4) 事業者区分別の点検計画と進捗率

① マンホール

- 令和元年度におけるマンホール点検実施率(箇所数ベース)は、都道府県(流域)で約 15%、政令市で約 24%、市町村・一部事務組合等で約 28%となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計では、都道府県(流域)で約 76%、政令市で約 80%、市町村・一部事務組合等で約 69%となっています。

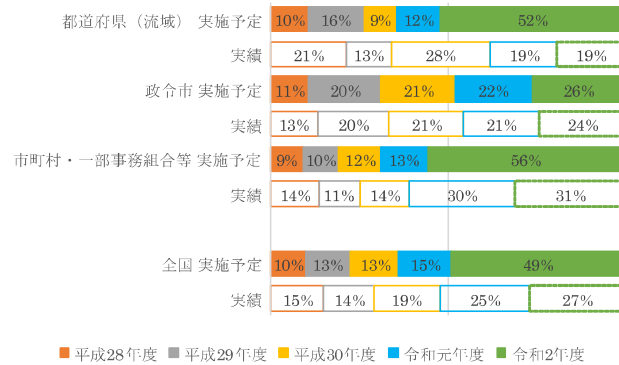
- 5 年間の点検実施予定及び実績(事業者区分毎に合計)



② 管渠

- 令和元年度における管渠点検実施率(延長ベース)は、都道府県(流域)で約19%、政令市で約21%、市町村・一部事務組合等で約30%となっています。
- 平成28年度からの4年間の累計では都道府県(流域)で約81%、政令市で約76%、市町村・一部事務組合等で約69%となっています。

○ 5年間の点検実施予定及び実績(事業者区分毎に合計)

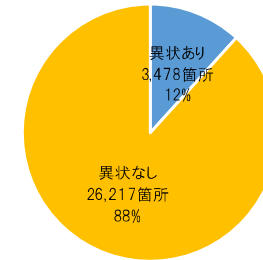


2-2 点検結果(令和元年度)

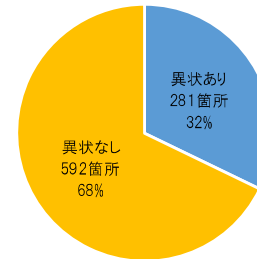
① マンホール

- 腐食のおそれ大きい箇所に設置のマンホール、113,579 箇所のうち、29,695 箇所の点検を実施し、そのうち 3,478 箇所で異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域)：281 箇所、政令市：604 箇所、市町村・一部事務組合等：2,593 箇所となっています。
- 事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域)：32%、政令市：7%、市町村・一部事務組合等：13%となりました。

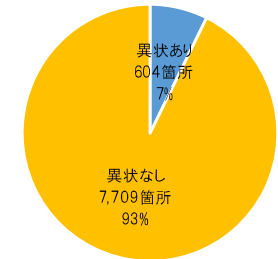
○点検・調査の実施箇所数及び異状の有無の割合
 <全国> 29,695 箇所



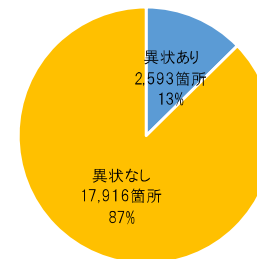
<都道府県(流域)> 873 箇所



<政令市> 8,313 箇所



<市町村・一部事務組合等> 20,509 箇所

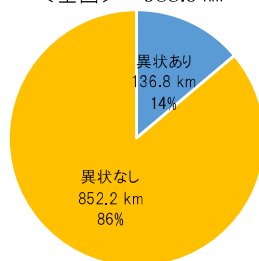


② 管渠

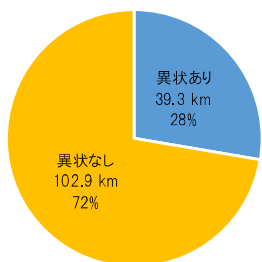
- 腐食のおそれ大きい箇所に設置の管渠、3,915 kmのうち、988.9 kmの点検を実施し、そのうち 136.8 kmで異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域): 39.3 km、政令市: 17.0 km、市町村・一部事務組合等: 80.4 kmとなっています。
- 事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域): 28%、政令市: 7%、市町村・一部事務組合等: 13%となりました。

○点検・調査の実施延長及び異状の有無の割合

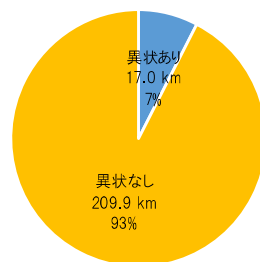
<全国> 988.9 km



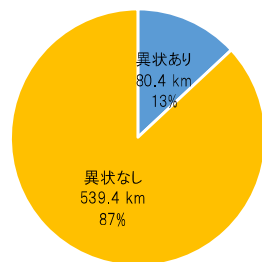
<都道府県(流域)> 142.2 km



<政令市> 226.9 km



<市町村・一部事務組合等> 619.8 km



3. 異状が確認された箇所の措置状況について

(平成 28 年度～令和元年度)

① マンホール

全国(全下水道事業者)

- 令和元年度までに 11,157 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 2,380 箇所 で 21%、対策不要は 8,777 箇所 で 79% となりました。
- 要対策となった 2,380 箇所のうち、これまでに 467 箇所の対策を完了しており、残りは令和 2 年度に 229 箇所(10%)、令和 3 年度以降に 1,684 箇所(71%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



都道府県(流域)

- 令和元年度までに 1,759 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 264 箇所で 15%、対策不要は 1,495 箇所で 85%となりました。
- 要対策となった 264 箇所のうち、これまでに 72 箇所の対策を完了しており、残りは令和 2 年度に 30 箇所(11%)、令和 3 年度以降に 162 箇所(62%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



市町村・一部事務組合等

- 令和元年度までに 7,210 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 1,950 箇所で 27%、対策不要は 5,260 箇所で 73%となりました。
- 要対策となった 1,950 箇所のうち、これまでに 390 箇所の対策を完了しており、残りは令和 2 年度に 169 箇所(9%)、令和 3 年度以降に 1,391 箇所(71%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



政令市 ※特別区含む

- 令和元年度までに 2,188 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 166 箇所で 8%、対策不要は 2,022 箇所で 92%となりました。
- 要対策となった 166 箇所のうち、これまでに 5 箇所の対策を完了しており、令和 2 年度に 30 箇所(18%)、令和 3 年度以降に 131 箇所(79%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



② 管渠

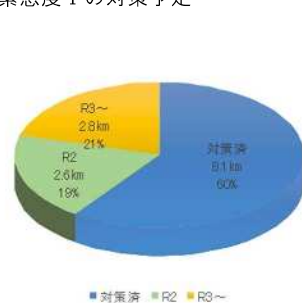
全国(全下水道事業者)

- 令和元年度までに 1027.3 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 13.6 km、緊急度Ⅱが 83.1 km、緊急度Ⅲが 304.2 km、劣化なしが 626.4 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 13.6 km については、8.1 km(60%)は対策済であり、残りは令和 2 年度に 2.6 km(19%)、令和 3 年度以降に 2.8 km(21%)対策を行う予定です。

○調査結果



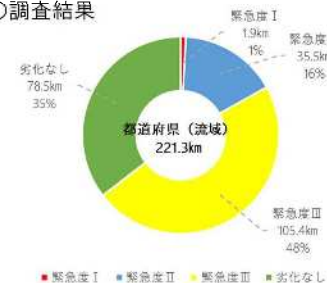
○緊急度Ⅰの対策予定



都道府県(流域)

- 令和元年度までに 221.3 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 1.9 km、緊急度Ⅱが 35.5 km、緊急度Ⅲが 105.4 km、劣化なしが 78.5 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 1.9 km については、0.8 km(45%)は対策済であり、残りは令和 2 年度に 0.6 km(30%)、令和 3 年度以降に 0.5 km(25%)対策を行う予定です。

○調査結果



○緊急度Ⅰの対策予定



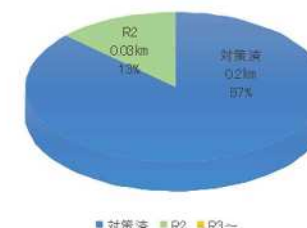
政令市 ※特別区含む

- 令和元年度までに 72.5 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 0.23 km、緊急度Ⅱが 2.9 km、緊急度Ⅲが 50.5 km、劣化なしが 18.9 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 0.23 km については、0.2 km(87%)は対策済であり、残りは令和 2 年度までに対策を完了する予定です。

○調査結果



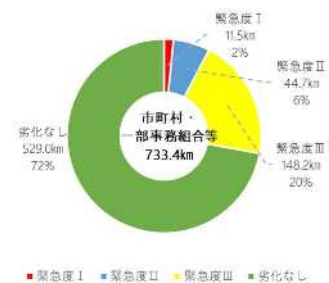
○緊急度Ⅰの対策予定



市町村・一部事務組合等

- 令和元年度までに 733.4 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 11.5 km、緊急度Ⅱが 44.7 km、緊急度Ⅲが 148.2 km、劣化なしが 529.0 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 11.5 km については、7.1 km(62%)は対策済であり、残りは令和 2 年度に 2.1 km(18%)、令和 3 年度以降に 2.3 km(20%)対策を行う予定です。

○調査結果



○緊急度Ⅰの対策予定



下水道管路メンテナンス年報の概要

令和3年2月

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

240

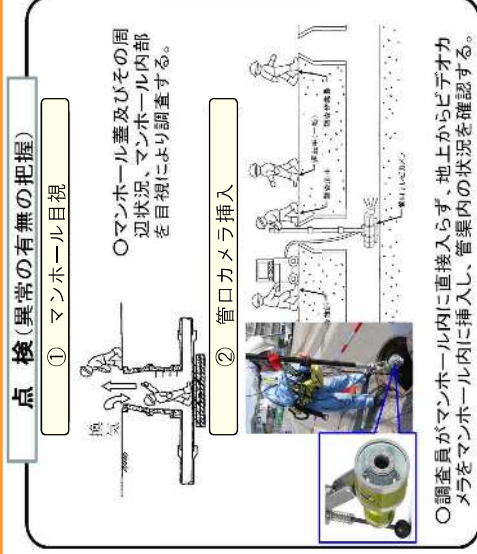
下水道管路メンテナンス年報とは

- 下水道管路の現況と老朽化対策の必要性について広くご理解いただくため、点検の実施状況や結果及び対策予定等を『下水道管路メンテナンス年報』として情報発信。
- 平成27年の下水道法改正で創設した維持修繕基準により、5年に1回以上の頻度での点検が規定された、腐食するおそれ大きい箇所を対象にとりまとめを行ったもの。

下水道管路メンテナンス年報でとりまとめた項目の例(腐食するおそれ大きい箇所を対象)

- 5カ年で実施する年度別の点検計画
- 点検実施状況(点検した管渠延長とマンホール数)
- 点検結果(異状の有無)
- 異状が確認された箇所の措置状況 等

下水道管渠の点検



施設の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。

- ①マンホール内部からの目視
- ②地上からマンホール内に管ロカメラを挿入する方法等がある。

なお、点検により異状が発見された箇所については、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の実態や動向について、定量的に確認するための「調査」を行い、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水道機能を確保するなどの措置を講ずる必要がある。

令和元年度下水道管路メンテナンス年報の概要

令和元年度の点検実施状況

- 点検実施率(腐食するおそれ大きい箇所)
 - ・令和元年度におけるマンホールの点検実施箇所数は、対象箇所数の約26%にあたる29,695箇所、管渠の点検実施延長は、対象延長の約25%にあたる988.9kmでした。
 - ・令和元年度までの4年間の累計は、マンホール、管渠ともに約73%の点検実施率となっています。

■ 点検実施率

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール (箇所)	113,579	29,695	26.1%	82,891	73.0%
管渠 (km)	3,915.0	988.9	25.3%	2,858.1	73.0%

■ 事業者別実施状況

<マンホール>

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	5,880	873	14.8%
政令市	34,902	8,313	23.8%
市町村・一部事務組合等	72,797	20,509	28.2%
合計	113,579	29,695	26.1%

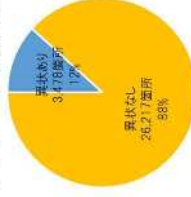
<管渠>

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	758.1	142.2	18.8%
政令市	1,066.9	226.9	21.3%
市町村・一部事務組合等	2,090.0	619.8	29.7%
合計	3,915.0	988.9	25.3%

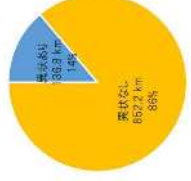
令和元年度の点検実施結果

- 点検結果 (マンホール、管渠)
 - ・点検を実施したマンホール29,695箇所のうち、約12%にあたる3,478箇所で異状が確認されました。
 - ・同様に、点検を実施した管渠988.9kmのうち、約14%にあたる136.8kmで異状が確認されました。

■ マンホールの点検結果



■ 管渠の点検結果



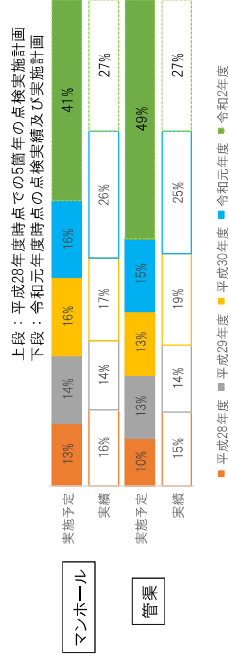
令和元年度点検実施状況・結果を踏まえた取組

- 令和2年度中に1巡目の点検を確実に実施する。
- 点検により異状が確認された箇所について、必要な措置を講ずる。

① 令和2年度中に1巡目の点検を確実に実施する

- ▶ 平成28年度～令和2年度までの5年以内に1回以上の点検を確実に実施する。
- ▶ そのために都道府県が主体となり、適切にフォローアップを行う。

■ 令和元年度までの1巡目実施状況 (全国)



■ 令和2年12月末時点の点検実施状況

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率(累計)
マンホール (箇所)	113,579	22,086	104,977
管渠 (km)	3,915	707	3,565

四半期毎に点検実施状況をフォローアップ。
令和2年度までに1回目の点検を確実に実施する。

② 点検により異状が確認された箇所について、必要な措置を講ずる

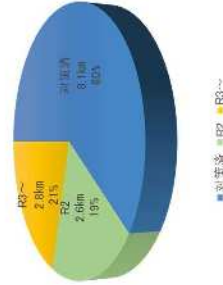
- ▶ 点検により異状が発見された箇所について、効果的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- ▶ 異状の実態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等の対応が必要。

■ 令和元年度までに実施した調査により緊急度Iと判別した管渠の対策予定

※ 下水道管渠の緊急度の判定区分について

緊急度	区分	対応の基準
I	重度	速やかに措置が必要な場合。
II	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
III	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

「緊急度I」とは速やかな措置が必要となりませんが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Iの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じること、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。



国水下水事第61号
令和3年3月22日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部長
(公印省略)

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について(令和3年度版)

標記について、令和3年度版として別添のとおり改定したので通知する。

(別添)

- ・改定事項
- ・第1巻 管路編
- ・第2巻 処理場・ポンプ場編

※第3巻 設計委託編については変更なし

国水下水事第61号
令和3年3月22日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長
都市再生機構下水道担当部長
日本下水道事業団技術戦略部長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部長
(公印省略)

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について(令和3年度版)

標記について、令和3年度版として各地方整備局にあて別添のとおり通知したので参考送付する。

(別添)

- ・改定事項
- ・第1巻 管路編
- ・第2巻 処理場・ポンプ場編

※第3巻 設計委託編については変更なし

下水道用設計標準歩掛表（令和3年度版）の改定内容

「第1巻 管路」編

〔管路施設〕

- 市場単価に週休2日制工事における市場単価方式の補正係数を追記した。
- 経緯：市場単価方式による積算について、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数の設定のため。

「第2巻 ポンプ場・処理場」編

〔土 木〕

- 改築足場工の新規制定。
- 経緯：一般土木歩掛の足場工を適用できない現場での使用が増加しており、今後も活用が見込まれるため。

〔機械設備〕

- 語句修正。
- 見積り仕様書の付属品に「共用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない」旨を追記した。

〔電気設備〕

- 見積り仕様書の付属品に「共用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない」旨を追記した。

〔建築・建築設備〕

- 「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」について、「公共建築工事積算基準等資料」との語句等の整合を図った。
- 「6 . その他」に、以下の共通費の算定について追加をする。
 - ・新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定
 - ・建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
 - ・敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定
- 経緯：国土交通省大臣官房官庁営繕部の技術基準である「公共建築工事積算基準等資料」との語句等の整合を図るため。

「第3巻 設計委託」編

- なし

頁	改定趣旨	現行	市場単価	工種名	市場単価	改定																																																		
	新規制定			<p>市場単価(週休2日制工事における市場単価方式の補正係数)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、週休2日の補正を行う場合に適用する。</p> <p>2. 市場単価の補正係数 週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.1 補正係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">規格・仕様</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週5休以上、 4週7休未満</th> <th>4週5休以上、 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管設置工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>リブ付硬質塩化ビニル管設置工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>砂 基 礎 工</td> <td>人力施工</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>砂 基 礎 工</td> <td>機械施工</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>砕 石 基 礎 工</td> <td>人力施工</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>砕 石 基 礎 工</td> <td>機械施工</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>組立マンホール設置工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>小型マンホール工</td> <td></td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>取付管およびまじり管設置工</td> <td></td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>取付管およびまじり管設置工</td> <td>取付管部および管取付工</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	規格・仕様	補正係数		4週5休以上、 4週7休未満	4週5休以上、 4週7休未満	硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	砂 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03	砂 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03	砕 石 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03	砕 石 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03	組立マンホール設置工		1.01	1.03	小型マンホール工		1.00	1.00	取付管およびまじり管設置工		1.00	1.01	取付管およびまじり管設置工	取付管部および管取付工	1.00	1.01				1.02
名 称	規格・仕様	補正係数																																																						
		4週5休以上、 4週7休未満	4週5休以上、 4週7休未満																																																					
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02																																																					
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02																																																					
砂 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03																																																					
砂 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03																																																					
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03																																																					
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03																																																					
組立マンホール設置工		1.01	1.03																																																					
小型マンホール工		1.00	1.00																																																					
取付管およびまじり管設置工		1.00	1.01																																																					
取付管およびまじり管設置工	取付管部および管取付工	1.00	1.01																																																					
			1.02																																																					

下水道用設計標準歩掛表（令和3年度版）の改定

新旧対照表

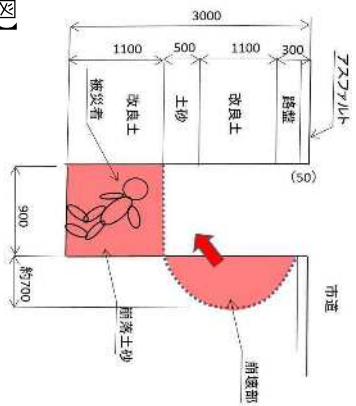
下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場編

頁	改定通言	現	行	改	定
44		<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 各費目の積算基準 1-2 掘付工事原価 1-2-1 直接工事費 (5) 直接経費 1) 特許使用料 特に必要な場合のみ計上する。 2) 水道光熱電力料 3) 機械経費 掘付け工事には使用する機械器具損料又は賃料及び運送経費を計上する。 ① 掘付け工事には使用する機械器具損料又は賃料及び運送経費を計上する。ドリル、ディスクサンダ、ハイブレンダー、ネギ形鋸、パワフトレー、作業用工具等)の損料は、労務費の2(%)とする。</p>	<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 各費目の積算基準 1-2 掘付工事原価 1-2-1 直接工事費 (5) 直接経費 1) 特許使用料 特に必要な場合のみ計上する。 2) 水道光熱電力料 3) 機械経費 掘付け工事には使用する機械器具損料又は賃料及び運送経費を計上する。 ① 掘付け工事には使用する機械器具損料又は賃料及び運送経費を計上する。ドリル、ディスクサンダ、ハイブレンダー、ネギ形鋸、パワフトレー、作業用工具等)の損料は、労務費の2(%)とする。</p>	<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>
60		<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における機械設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場編

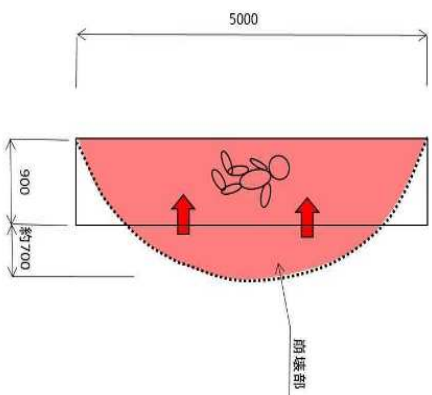
頁	改定通言	現	行	改	定
139		<p>II 下水道事業における電気設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における電気設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における電気設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>	<p>II 下水道事業における電気設備備具工事工事費積算基準の運用 別紙 見積り依頼書作成例 見積り依頼仕様書</p>

【断面図】



単位 (mm)

【平面図】



- 発生日：令和3年3月22日(月) 午後0時30分頃
- 発生場所：佐世保市椎木町
- 報道：あり
- 工事概要：下水道管渠布設工事 開削工 L=490.2m
- 事故内容：下水道管渠布設工事の施工箇所、幅0.9m 深さ3.0mの掘削中に改良土が確認されたため、破砕作業が必要となり遅れが生じたことから、土留工を未施工で掘削作業を行った。その後、掘削穴に入り矢板の設置作業を行ったところ、側面の土砂が崩れ作業員1名が生埋めとなり死亡した。

【状況写真】



事務連絡
令和3年3月26日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当課長 (上記、各地方整備局経由)	殿
市町村下水道担当課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その7）について
(令和3年3月22日長崎県佐世保市発注の工事に伴う死亡事故)

本年3月22日、長崎県佐世保市発注の開削工法による下水管路の布設工事において、土留め工を未施工のまま幅0.9m、深さ3.0mの掘削作業を行った後、作業員が掘削部に入り矢板の設置作業をしていたところ、側面の土砂が崩れ作業員1名が死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事務連絡
令和3年3月26日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る不適切な事務処理について

今般、不適切な事務処理により、下水道事業受益者負担金について、862筆、総額約8,100万円が時効により徴収できない等の事案が発覚したとの報告がありました。

具体的には、田畑等であることを理由に徴収を猶予してきた下水道事業受益者負担金について、次のような事案が発生したとのことです。

(事案概要)

- ①担当職員が案内送付を怠ったこと、相続人に対する説明が不足したことなどにより受益者から猶予延長申請が提出されず、猶予期間が終了したにも関わらず、担当職員が納付書、督促状の送付など滞納処分手続きを怠ったことで、消滅時効により負担金が徴収できなくなった事案
- ②猶予期間中に田畑の宅地化等で猶予事由が消滅したにも関わらず、受益者から猶予理由消滅申告書が提出されなかったケースについて、猶予事由の消滅時点を消滅時効の起算点と思い込み、発覚時点で既に消滅時効が成立しているものと誤解したため、結果的に消滅時効により負担金が徴収できなくなった事案
- ③時効の援用がなければ時効は成立しないとの誤解に基づき、時効成立後に受益者から徴収してしまった負担金の還付を要する事案

(要因)

これらの事案は、公金債権の消滅時効に関して、

- ①猶予期間終了後も納付書を送付するまで消滅時効は進行しないといた起算点の誤解
- ②田畑の宅地化等猶予事由が消滅した時点から消滅時効は進行するといった起算点の誤解
- ③消滅時効の成立には、期間の経過だけでなく、援用が必要といった成立要件の誤解

が要因となっており、担当職員の公債権管理制度の理解が不足していたことによるものです。

このため、当該下水道管理者においては、再発防止策として以下の取組を行うとのことです。

- 債権管理等の研修による再発防止のための人材及び組織づくり
- 複数職員による徴収猶予事務の進捗管理の徹底
- 法定相続人等に対する負担金の情報提供など相続への対応
- 農業委員会との連携による徴収猶予中の受益地の管理徹底
- 賦課徴収事務など組織が作成又は取得した文書の保存及び管理の徹底 等

受益者負担金や下水道使用料を適切に徴収することは、負担の公平性や下水道事業の経営健全化の観点から極めて重要であり、国土交通省では、これまでも全国下水道主管課長会議等において、適正な徴収をお願いしてきたところです。

各下水道管理者におかれましては、同様の事案の未然防止に努めていただくとともに、今後、受益者負担金等の徴収漏れ等の事案が判明した際には、速やかに国土交通省へ情報提供いただきますようお願い致します。

なお、受益者負担金の徴収事務の参考図書として、(公社)日本下水道協会から「下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き(平成21年9月)」が発刊されていますが、現在、令和2年4月1日から施行された民法の一部改正内容(消滅時効等)を含む見直し作業が行われており、令和3年4月に改訂版が発刊される予定ですので、負担金の徴収事務を行う際の参考として活用してください。

各都道府県におかれましては、この旨、管内市町村(政令指定都市を除く。)に御連絡いただきますようお願い致します。

以上

(参考条文)

○地方自治法(抄)

(金銭債権の消滅時効)

- 第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

【状況写真】



①

○事故発生状況
下水道管の洗浄作業のため、高圧洗浄車を坂道に停車させ現場確認のため車を離れたところ、高圧洗浄車が動き出し、高圧洗浄車と家の塀の間に交通誘導員が挟まれた。
(この時、停車させた作業車両のサイドブレーキが不十分であり、輪止めがされていなかった。)

○再発防止策
車両を停車させる際の、サイドブレーキの確認及び輪止めの設置の徹底等を指示。

【状況図】



②



連絡事務
令和3年3月30日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
日本下水道事業団事業課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

道路上の下水道維持管理作業における安全管理の徹底について
(令和3年1月25日福島県郡山市の維持管理作業中における交通死亡事故)

令和3年1月25日(月)、福島県郡山市において、下水道管渠内の清掃作業中に、現場坂道に停車していた高圧洗浄車が突然動き出し、委託先の作業員が高圧洗浄車と家の塀との間に挟まれ死亡するという事故が発生しました。

事故原因等について確認した結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・ 停車させた作業車両のサイドブレーキが不十分であり、輪止めがされていなかった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し、事故の未然防止に努めていただくとともに、委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021年版-」の活用と台帳電子化に向けた取組の推進について

下水道施設については、老朽化による維持管理・更新費用の増大が見込まれる中、予防保全型の施設管理や執行体制の確保、効率的な予算執行により、下水道事業運営の持続性向上を図る必要があり、中長期の視点から下水道事業全体を最適化していくアセットマネジメントの実現を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、「下水処理場・ポンプ場における維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立に向けた技術検討会」を設立し、本検討会における議論を踏まえ、今般、「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021年版-」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。

本ガイドラインでは、下水処理場やポンプ場を対象として、維持管理情報等の活用手法やシステム化すべき情報項目等について例示するとともに、段階的な電子化への移行として、現時点で保有する資料等を活用して優先的に登録・蓄積していくことが望ましい情報項目等について整理しました。

各下水道管理者においては、マネジメントに必要な情報を電子化し、確実に蓄積および管理するとともに、蓄積した情報を組織で徹底活用して、効率的かつ効果的に計画・設計、修繕・改築を行うマネジメントサイクルを実践していただきますようお願いいたします。特に、施設情報や維持管理情報の電子化がなされていない団体におかれては、本ガイドラインや、令和2年3月に策定した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020年版-」を参照し、現在、保有している情報の状況や将来的な到達目標に照らして、当面整備すべき情報の範囲を定めるなど、段階的に電子化を取り組んでいただくようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知・助言いただくよう、お願いします。

事務連絡
令和3年4月1日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐(事務)

下水道施設の改築に係る運用について

下水道施設の改築については、「下水道施設の改築について」(平成28年4月1日付け国水下水第109号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知(以下、「課長通知」という。))により通知しているところですが、その運用について下記のとおり定めましたので適切な事業執行方をお願いします。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、周知徹底方をお願いします。

記

- 1 課長通知記2(2)の「特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等」とは、以下の場合とする。
 - ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
 - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
 - ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
 - ⑤ 下水道施設の耐震化を行う場合
 - ⑥ 浸水に対する安全度を向上させる場合
 - ⑦ 下水道施設の耐水化を行う場合
 - ⑧ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
 - ⑨ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
 - ⑩ 合流式下水道を改善する場合

- 2 課長通知記3の「他の事業制度に基づく計画」とは、以下の計画とする。
 - ① 下水道浸水被害軽減総合事業に基づく下水道浸水被害軽減総合計画
 - ② 下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画
 - ③ 「下水道の施設浸水対策の推進について(令和2年5月21日国水下水第13号)」により策定を要請している耐水化計画
 - ④ 合流式下水道緊急改善事業に基づく合流式下水道緊急改善計画
 - 3 設置後の経過年数が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づく処分制限期間を経過している下水道施設を改築する場合で、かつ、当該施設が改築時において交付対象施設である場合は、改築に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。
なお、既施設と別の位置に施設を改築する場合(経済性の観点から有利である、あるいは維持管理の継続性の観点からやむを得ない場合に限り。)にあっても、同様の扱いとする。
 - 4 上記3の場合、残存価額の設置時補助率相当額(注)を国庫に返還することは要しないが、撤去・処分にあたり発生物件が生じた場合は当該物件の売却価額の改築時補助率相当額を国庫に返還するものとする。
 - 5 上記4における国庫への返還は、当該改築事業における交付金額から当該返還額を控除する方法によることができる。
 - 6 国庫補助により設置されたが、改築時においては交付対象とならない下水道施設を処分・撤去する場合の残存価額の補助率相当額については、上記3に示す処分制限期間を経過している場合、国庫補助金の返還を要しない。
 - 7 民間等が設置した下水道施設(処理場、管渠等)で、地方公共団体が下水道法に基づく適切な施設であることを確認及び位置づけを行い、適切な維持管理を行ってきたものについて改築を行う場合は、改築時に交付対象施設であれば交付対象とすることができる。
 - 8 その他
 - 1) 改築事業の実施に伴い、既存施設の存する土地の用途廃止を伴う場合においては、経過年数の如何に関わらず「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)第22条の承認を受けるものとする。
 - 2) 平成28年4月1日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐、下水道事業課課長補佐(事務)事務連絡「下水道施設の改築に係る運用について」は廃止する。
- (注) 設置時補助率相当額とは、施設の設置時と改築時における補助率が異なる場合の、設置時における補助率のこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

地震災害及び風水害等による下水道施設の被害発生に対し、国土交通省において、早期に被害有無を把握し、災害復旧事業や広域的な支援の準備を迅速に行うため、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、速やかに報告いただいているところではあります。

近年、下水道施設の浸水被害が頻発しており、施設内部に滞留した氾濫水の排除など、早期復旧に向けて、排水ポンプ車の活動状況を的確に把握することが重要であるため、報告内容に排水作業の項目を追加することとします。

については、今後発生する災害において、以下の①～②に該当する場合は、別添の報告様式 1.2 により、報告願います。報告にあたっては、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで報告願います。

- ①：震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- ②：風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

また、下水道施設の浸水に起因する人的被害が発生した場合や報道の可能性のある場合(記者発表を行った場合等)には、別途速やかに連絡いただくようお願いします。

なお、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付へ報告されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。
「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)については、廃止します。

以上

国 水 下 事 第 7 9 号
令 和 3 年 4 月 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく
都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備については、下記により行うようお願いする。

なお、貴管内の市(指定都市を除く。)町村に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

1. 国土交通大臣の指定の対象となる市町村について

法第17条第1項の国土交通大臣の指定は、過疎地域の市町村(法第2条第1項に規定する過疎地域(法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。))のうち、次の(1)又は(2)に掲げる要件に該当するものの中から行うものとする。

(1) 次の①から③までに掲げる要件に該当するものであること。

① 次のいずれかに該当すること。

- ア) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条に規定する自然公園(国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園)が存在する市町村
- イ) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域が存在する市町村
- ウ) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2第1項の規定により定められた流域別下水道整備総合計画において、中期整備計画年度内に面整備を優先して実施することとされてお

り、かつ、当該水域が環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村

エ) 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条の規定により同意を得た基本構想に定められた特定地域が存在する市町村

オ) 当該市町村の下流における次式により算出された都市用水域の取水量が日量3,000m³以上である市町村

$$W = Q_1 + 1/10 \times Q_2$$

W: 都市用水等の取水量(m³/日)

Q₁: 都市用水取水量(m³/日)

Q₂: 農業用取水量(m³/日)

カ) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村

キ) 特定水道水利障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条の規定による指定地域が存在する市町村

② 財政力指数がその都道府県の過疎地域の市町村の平均以下であること。

(注) 財政力指数は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で直近3箇年度(指定を受けようとする年度の前々年度以前の3箇年度)の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

なお、各年度の数値については小数点以下5位未満を四捨五入し、3箇年度に係る平均の数値は小数点以下2位未満を切り捨てる。また、各都道府県の過疎地域市町村の平均の数値は、直近3箇年度に係る平均の数値を平均して求め、小数点以下2位未満は四捨五入する。

③ 平成27年の国勢調査結果による行政人口が8,000人以下であること。

(2) (1)の要件に該当しない市町村のうち、次の①及び②に掲げる要件に該当するものであること。

① 次のいずれかに該当すること。

- ア) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条に規定する自然公園(国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園)が存在する市町村
- イ) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域が存在する市町村
- ウ) 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条の規定により同意を得た基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
- エ) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
- オ) 特定水道水利障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条の規定による指定地域が存在する市町村

- ② 平成27年の国勢調査結果による行政人口が8,000人以下であること。
2. 代行の対象範囲について
代行の対象範囲は、幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置(増設は、過去に代行により整備を行った箇所に限る。)で、市町村と都道府県が協議して決定するものとする。
3. 市町村の負担について
法第17条第7項の規定により、市町村が負担する額は、1.(1)の要件に該当する市町村は、代行事業に要する経費(国費を除く。)の1/2又はそれを超える額とし、1.(2)の要件に該当する市町村は、代行事業に要する経費(国費を除く。)の2/3又はそれを超える額とされたい。
4. 市町村合併に伴う経過措置について
平成14年3月31日以降に合併を行った市町村にあつては、合併が行われた日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの間は、1.(1)及び(2)の要件については、合併前の市町村区域を単位として判断することができる。
5. その他
この通知は、令和3年4月1日から適用する。
「過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備についての一部改正について」(平成22年4月1日国都下事第2号都市・地域整備局長通達、以下、「旧通達」という。)は廃止する。ただし、法附則第4条第2項の規定に基づき、旧過疎地域自立促進地域の市町村の区域又は令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域内における旧過疎地域自立促進法第15条第1項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、令和3年3月31日においてその工事を完了していないものについては、旧通達の規定は、令和9年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

以上

国 水 下 事 第 8 0 号
令 和 3 年 4 月 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく
都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について」の運用について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく都道府県による公
共下水道の幹線管渠等の整備について」(以下、「局長通達」という。)の運用に関しては、その内
容を下記の通りとすることとしたので、執務上の参考とされたい。

なお、貴管内の市(政令指定都市を除く。)町村に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

1. 代行の対象施設について
局長通達記の2の「幹線管渠」は、下水道法施行規則第3条第1項に規定する主要な管渠とする。
2. 市町村の申請について
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下、「法」という。)第17条第2項の規定による市町村の申請は、都道府県でとりまとめの上、地方整備局長又は北海道開発局長を経由して、国土交通大臣あて提出するものとする。
なお、申請の様式は別紙のとおりとする。
3. 国庫補助について
都道府県が行う代行事業については、公共下水道事業としての補助を行う。ただし、財政力の弱い都道府県については、後進特例と同様の補助率の嵩上げ措置を行う。
4. 代行事業の告示について
法施行令第9条第1項の規定により、都道府県が行う告示の表示方法については、次のとおり

とされたい。

①公共下水道の名称

下水道法第4条に基づく事業計画に記載している名称とすること。

②工事の内容及び工事区域又は区間

幹線管渠については工事の区間を、終末処理場及びポンプ施設については工事の区域を表示すること。

③工事の開始の日

告示の日以後の日とすること(すなわち、工事開始以前に告示すること。)

5. その他

代行を実施する公共下水道事業に関する財政計画書については、都道府県負担分を「その他」欄に記載するものとされたい。

この通知は、令和3年4月1日から適用する。

「「過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について」の運用について」の改定について」(平成13年1月24日国都下事第3号都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知、以下、「旧通知」という。)は廃止する。ただし、法附則第4条第2項の規定に基づき、旧過疎地域自立促進地域の市町村の区域又は令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域内における旧過疎地域自立促進法第15条第1項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、令和3年3月31日においてその工事を完了していないものについては、旧通知の規定は、令和9年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

以上

(別 紙)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の国土交通大臣の指定に関する申請書

市町村名〔都道府県名〕				
代行指定要件				
行政人口（人）				
財政力指数 (~ の値による。)				
都道府県の過疎地域の市町村の平均 (~ の値による。)				
地 域 要 件	ア) 自然公園		エ) リゾート	
	イ) 指定湖沼		オ) 水源地	
	ウ) 流 総		カ) 水道原水	
			キ) 特定水道	
下 水 道 計 画 諸 元	全体計画（案）の人口（人）			
	うち当初事業計画（案）の予定人口（人）			
	全体計画（案）の面積（ha）			
	うち当初事業計画（案）の予定処理面積（ha）			
代行予定施設				
代行予定期間 年度～ 年度				
代行想定事業費（百万円）				
摘 要				

申請書記入上の注意

1. 代行指定要件は、局長通達記の1のうち該当する番号を記入すること。
2. 行政人口は、平成27年の国勢調査結果の数値を記入すること。
3. 財政力指数は、局長通達記の1(1)②に示す算定方法によるものを記入すること。
なお、() 内には、算定に用いた直近3箇年の期間を記入すること。
4. 地域要件は、局長通達記の1(1)①及び1(2)②に示すものについて、該当するものの名称（オ）については数値）を記入すること。なお、記号は局長通達記の1(1)①の記号に同じ。
5. 代行予定施設については、終末処理場、ポンプ施設○箇所、幹線管渠（下水排除面積○ha以上）○kmのように記入すること。
6. 摘要には、当該市町村の概要、特色等を記入すること。
7. 本申請書に、下水道全体計画区域、事業計画区域、代行予定施設を明らかにする図面を添付すること。

国 水 下 事 第 7 7 号
 令 和 3 年 4 月 1 日

都道府県知事
 政令指定都市長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長
 (公印省略)

「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について

「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」(昭和46年建設省告示1705号、以下「告示」という。)が今般改正されたことに伴い、「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」(昭和62年8月1日付け都下企第36号、平成31年4月16日付け国水下車第2号により一部改正)を下記のように改正し、令和3年度予算に係る国の補助金等から適用するので遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠(改築以外の事業に限る。)の範囲は、別表に定める基準によることとする。

一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。

一般市(甲)	第1種	管 渠	60%
	第2種	管 渠	55%
	第3種	管 渠	50%
一般市(乙)	第1種	管 渠	70%
	第2種	管 渠	65%
	第3種	管 渠	60%
一般市(丙)	第1種	管 渠	80%
	第2種	管 渠	75%
	第3種	管 渠	70%
町 村	第1種	管 渠	90%
	第2種	管 渠	85%
	第3種	管 渠	80%

二 当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の実績の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。

一般市(甲)	第1種	管 渠	65%
	第2種	管 渠	60%
	第3種	管 渠	55%
一般市(乙)	第1種	管 渠	75%
	第2種	管 渠	70%
	第3種	管 渠	65%
一般市(丙)	第1種	管 渠	85%
	第2種	管 渠	80%
	第3種	管 渠	75%
町 村	第1種	管 渠	95%
	第2種	管 渠	90%
	第3種	管 渠	85%

別表

分流式の公共下水道の汚水に係る主要な管渠

(1) 一般市

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
250未満	300以上	2以上
250以上	300以上	3以上

(2) 町村

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
	300以上	2以上

注1 この表中一般市、町村とは、告示に定める一般市、町村をいう。

また、一般市及び町村は、いずれも令和3年4月1日現在のものをいう。

注2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は右欄の下水排除量を受け持つ管渠をいう。

注3 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。

なお、予定処理区域の面積は、いずれも令和3年4月1日現在の面積とする。

ただし、令和3年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区については、設定当初の面積とする。

(参考：新旧対照表)

改正後 記	改正前 記
<p>次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠(改築以外の事業に限る。)の範囲は、別表に定める基準によることとする。</p> <p>一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>二 当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の実績の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>別表 (省略)</p> <p>注1 この表中一般市、町村とは、告示に定める一般市、町村をいう。 また、一般市及び町村は、いずれも令和3年4月1日現在のものをいう。 (削除)</p> <p>注2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は右欄の下水排除量を受け持つ管渠をいう。</p> <p>注3 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。 なお、予定処理区域の面積は、いずれも令和3年4月1日現在の面積とする。 ただし、令和3年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区については、設定当初の面積とする。</p>	<p>次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠の範囲は、別表に定めのあるものについては、同表に定める基準によることとする。</p> <p>一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成26年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>二 当該市町村の平成26年度以降の各年度の補助対象率の実績の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>別表 (省略)</p> <p>注1 この表中一般市、町村とは、告示に定める一般市、町村をいう。 また、一般市及び町村は、いずれも平成31年4月1日現在のものをいう。 なお、平成13年3月9日以降に市町村の合併をした市町村における適用は、告示別表注1のなお書きと同様とする。</p> <p>注2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は右欄の下水排除量を受け持つ管渠をいう。</p> <p>注3 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。 なお、予定処理区域の面積は、いずれも平成31年4月1日現在の面積とする。 ただし、平成31年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区については、設定当初の面積とする。</p>

国水事第82号
令和3年4月1日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長

公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて

公共下水道に係る主要な管渠の範囲については、令和3年4月1日付け国水事第77号国土交通省水管理・国土保全局長通達「「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について」（以下「局長通達」という。）により通知したところであるが、その取扱いについては下記によることとしたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

- 局長通達の別表は、「下水道法施行令24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」（昭和46年建設省告示第1705号）の第6項第1号の規定を踏まえ設けたものである。
- 局長通達の一、二における「補助対象率」は、分流式の污水管きよに係るものみの補助対象率であり、1市町村で公共下水道と特定環境保全公共下水道の両事業を実施している場合には、両事業につき合算した補助対象率とする。
- 局長通達の一、二における「補助対象率」は、市町村に複数の処理区が存在する場合は、原則としてこれらを合計した補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとする。ただし、処理区毎に第1種、第2種及び第3種の区分の適用が異なる場合、種別毎に補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとする。

- 局長通達の一、二における「補助対象率」の計算にあたっては、以下に係る事業費を除くものとする。
 - 新市街地関連として実施されるもの
 - 下水道総合地震対策計画に位置づけられた分流式の污水管渠に係るもの（国土交通省告示別表に定める基準により補助対象となるものを除く。）
 - 下水道整備推進重点化事業交付要綱に定める重点アクションプランに位置づけられたもの
 - 改築の事業に係るもの（令和3年度以降に実施されるものに限る。）
 - 効果促進事業
- 局長通達の一、二における「平成28年度以降の各年度」は、局長通達別表を適用しようとする年度の前年度までである。
- 局長通達の一における補助対象率の「算定」に用いる別表は、平成30年度以前については平成25年改正別表（国土交通省告示第492号）を、平成31年度及び令和2年度については平成31年改正別表（国土交通省告示第498号）を、令和3年度以降については令和3年改正別表（国土交通省告示第289号）のうち改築以外の事業に係るものを、それぞれ適用するものとする。

なお、局長通達別表が適用された年度についても、補助対象率の「算定」の際には国土交通省告示別表を適用するものとする。

国水下企第115号
国水下事第76号
国水下流第39号
令和3年4月1日

記

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)
独立行政法人 都市再生機構担当部長
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

流域管理官

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

令和3年3月31日付け国官会第28955号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市（政令指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
 - ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設
- (3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。
 - ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
 - ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認することとする。
また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認することとする。
 - ・放流先の河川の水位上昇に伴う樋門等が閉鎖された場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
 - ・ポンプ施設の耐水化を行う場合については、浸水によってポンプ施設が機能停止した場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。
 - ・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

2. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) ⑥に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
 - ・樋門等とは、樋門及び樋管とする。
 - ・自動化とは、樋門等について、電動化や、センサー等により自動で閉鎖できるようにすることとする。

- ・無動力化とは、樋門等における逆流時に電力等を用いずに閉鎖できるようにすること（フラップゲートの設置等）とする。
 - ・遠隔化とは、樋門等を遠方で監視・操作できるようにすることとする。
- (2) ⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・ポンプ施設とは、雨水・汚水の排水を担う施設（マンホールポンプを含む。）とする。
 - ・耐水化とは、防水扉の設置、電気設備の上階への移設、防水仕様の設備への更新等とする。
- (3) ⑧、⑨に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めることとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握することとする。
- (4) ⑧、⑨に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枳及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないこととする。
 - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定(水位観測計画の策定等を含む。)に係る調査を含むこととする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等(校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。)とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画

- (1) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減

災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表することとする。

- (2) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
 - ④ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
 - ⑤ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
 - ⑥ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
 - ⑦ その他必要な事項

4. 留意事項

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

II. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
 - ・当該予定処理区域内の施設(処理場、ポンプ場、管渠)の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
 - ・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
 - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
 - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「感染症拠点病院」、「災害拠点病院」とは、以下のとおりとする。
 - ・感染症拠点病院とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関とする。
 - ・災害拠点病院とは、厚生労働省の災害拠点病院指定要件に基づき、都道府県が指定する病院とする。
- (4) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
 - ・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (5) 「イー7ー(2) 2. ア」の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7ー(2) 2. ア」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7ー(2) 2. ア」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (6) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場(跡地を含む。)又は住宅地でない地区であることをいう。
 - ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
 - ②官公庁施設
- (7) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。
 - ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は

除く。

3. 下水道総合地震対策計画

- (1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むこととする。
- (2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。
 - ① 対象地区の概要
 - ② 対象地区の選定理由
 - ③ 計画目標
 - ④ 計画期間
 - ⑤ 防災対策の概要
 - ⑥ 減災対策の概要
 - ⑦ 計画の実施効果
 - ⑧ 下水道BCP策定状況(なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。)

Ⅲ. 合流式下水道緊急改善事業

1. 交付対象

要綱においては、本事業の交付対象は下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

2. 合流式下水道緊急改善計画

(1) 内容

1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めることとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を十分に勘案して設定することとする。

① 汚濁負荷量の削減

分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下（いわゆる分流式下水道並み）となること

② 公衆衛生上の安全確保

全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること

③ 夾雑物の削減

全ての雨水吐で夾雑物の流出を極力防止すること

2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること
- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること

4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。

(2) 下水道法事業計画との関係

合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

(3) 評価の実施

1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。

2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。

3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。

- ① 対象事業の進捗状況
- ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
- ③ 対象事業の整備効果の発現状況
- ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
- ⑤ 今後の方針

4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。

5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること。なお、アドバイザー会議等の設置は以下を参考にされたい。

① 会議の設置対象

処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県とする。

② 会議の設置方法

設置対象ごとに設置する。

なお、市町村(政令指定都市を除く。)は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法も採りうるものとする。

③ 会議の構成

地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等とする。

④ 会議での意見聴取事項

- ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
- ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
- ・各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
- ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
- ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項

6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でないと認められた場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講じることとする。

IV. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 留意事項

(1) 事業計画の作成

- 1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- 2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
 - ① 対象地域の概要
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
 - ② 事業期間
年次計画の概要等
 - ③ 整備効果
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
 - ④ ネットワーク化施設等の概要
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
 - ⑤ 河川管理者との事業実施区分
施工区分等

(2) 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(3) 施設の運用方法及び維持管理

1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。

2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(4) 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

V. 下水道整備推進重点化事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、以下に該当するものとする。
 - ・低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業
- (2) 1. (1)については、予定処理区単位で確認することとする。したがって、アクションプランには本事業の適用を受ける予定処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

2. 交付対象事業の内容

「重点アクションプランに位置づけられた汚水に係る管渠」とは、1. (1)及び(2)の要件を満たす予定処理区内の管渠のこととする。

3. 留意事項

- (1) 本事業を実施する市町村は、上記1. (1)を満たすアクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- (2) 1. (1)に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- (3) 本事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1)の要件を満たしていることを要件とすることとする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1)の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。

VI. 下水道ストックマネジメント支援制度

1. 定義

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1) には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
 - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
 - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のデータとりまとめ（電子化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあっては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

2. 交付対象事業

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定することとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めることとする。
 - ① スtockマネジメント実施の基本方針
 - ② 施設の管理区分の設定
 - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
 - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

VII. 下水道広域化推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第4表、処理施設を有さない場合は第3表）に次のように記載する。

処理施設 の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		計画処理 人口(人)	備 考
				晴天日最大 (単位 立方メートル)	雨天日最大 (単位 立方メートル)		
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	20,000	-	25,600	計画下水道(日最大) 15,200m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 30,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇衛生センターの機能を廃止し、 希釈し尿を受け入れる

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第4表、処理施設を有さない場合は第3表）に次のように記載する。

処理施設調査							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化センター	C町大字 △△	1,000	標準活性汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇浄化センターへの汚水受け入れに伴い、〇〇農業集落排水処理施設を廃止。

2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象を含む。

3. 留意事項

(1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

- 関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
- 「処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
- 計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

(2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

- 本事業の実施に当たって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
- 交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。

(3) 地方自治法第252条の14に基づき市町村から都道府県へ汚泥処理に関する事務委託を行う場合

1) 事務委託の内容

- 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。
- 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。

2) 下水道事業計画の定め方について

- 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合にあっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。
- 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m ³ /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ² /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設の能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第4表)

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第4表)

処理施設調査							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
◎◎終末 処理場	B市 ◎◎町	300	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水道(日最大) 15,625m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託
	E町大字 △△	(○県○ 流域下水 道○○浄 化セン ター内)					

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m ³ /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	1t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	・	・	・	・	
	沈砂池		流動焼却炉	50t/日相当分	焼却処理を○県に事務委託

Ⅷ. 下水道リノベーション推進総合事業

1. 交付対象事業

(1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。

- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
- ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
- ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。

(2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該雨水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
 - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
 - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
- ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。

(3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとお

りとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。

- ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。
なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。

また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。

この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に関係する市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。

剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。

- (2) 積雪対策推進事業に関し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。

- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針

- ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要

- ・ 計画対象区域
- ・ 除・排雪状況
- ・ 積雪対策に資する下水道整備の全体概要
- ・ 当面の事業実施計画

- ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。

- (3) その他、「VII. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「VII. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

IX. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

- (1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。

- ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。

- ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

- (2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。

- ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な枿、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。

- ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。

- ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。

- (3) 用地に関する交付対象事業の範囲について

事業実施のために新たに用地の確保を要する場合においては、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。

但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。
また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

X. 下水道地域活力向上計画策定事業

1. 目的

- (1) PPP/PFI手法とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式(DB)、設計・施工・運営一括発注方式(DBO)及びコンセッションを含むPFI方式等とする。
- (2) 他の污水处理施設とは、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽、コミュニティプラント、し尿処理施設等の污水の適正処理のための施設とする。

2. 交付対象事業

交付対象となる調査については、PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設(下水道事業と一体的に実施する他の污水处理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に必要な、事業実施手法の導入スキーム、実施方針等の検討(アドバイザー費用を含む。)、施設老朽度調査及び施設情報の電子化を含む資産調査(デューディリジェンス)を含むものとする。

3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定」にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

令和3年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方をお願いいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

記

I. 計画等

1 測量設計費について

以下の①～⑯の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

- ①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。
- ②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、浸水想定を含むシミュレーション、気候変動を踏まえた中長期的な計画その他の施設計画の検討業務。

- ④合流式下水道の改善に係る検討（合流式下水道緊急改善計画見直しを含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び社会資本整備総合交付金交付要綱に定める合流式下水道の改善に係る事業についての評価の実施に係る調査。
- ⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoTを用いるものを含む。）業務。
- ⑥ディスプレイ導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。
- ⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。
- ⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。
- ⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。
- ⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。
- ⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設設計等を実施する業務。
- ⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。
- ⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoTを用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。
- ⑮事業の実施を前提とした、複数処理区の汚泥等（他の污水处理施設から発生する汚泥及び汚泥以外のバイオマスを含む。（以下同じ。））の集約処理、複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理、汚泥等の燃料・肥料としての利用に係る計画の検討業務（汚泥等

の成分分析、燃料・肥料の試験又は分析を含む)。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」(平成 29 年 9 月 15 日付け国水事第 38 号) に基づく、施設的设计見直しに係る検討業務。

⑱浸水対策、地震対策等の事業の実施を前提としたシミュレーション等の検討に必要な施設台帳等のデジタル化。

2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会資本整備総合交付金交付要綱「イ 7 - (1)、ロー 7 - (1) 通常の下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

II. 管渠

3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の $1/3$ となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね 1,000 人以上となる地点に決定できるものとする。

1) 湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 62 号)の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

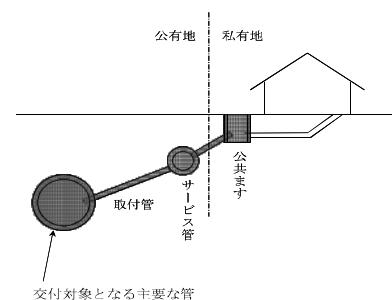
2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。

(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の $1/3$ 、または処理人口 1,000 人で決定する必要はない。)

大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難しい場合については個別に相談されたい。

4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について

公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠(以下「サービス管」という。)を敷設した方が経済的に



有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

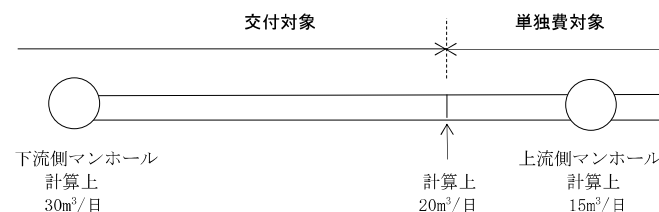
5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠(地方単独費で施工する管渠)に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

【参考】

5 について

(例) 一般市(乙)の分流式の污水管渠で第 2 種の場合
(予定処理区域の面積: 100ha 以上)



6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管(ネットワーク管を含む。)を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設した場合は仮定の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築について既存管渠を 2 条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は

交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器については、当該機器が対象とする範囲に交付対象となる管渠又は補完施設が含まれていることを要件とする。

10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用についてⅧ 1.（2）①若しくは②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

11 光ファイバー対応管について

下水道管理用光ファイバー整備計画に位置付けられた範囲であれば、光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

- ①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。
- ②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グライNDERポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。
- ③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。
- ④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。
- ⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とすることができる。

13 貯留・浸透施設について

- ・ 下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせで整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面

積とみなすものとする。

- ・ 下水道浸水被害軽減総合事業及び合流式下水道緊急改善事業の対象となる貯留・浸透施設以外のものについては、主要な管渠又はポンプ場の機能の一部を代替し、それら主要な管渠又はポンプ場の規模又は能力を縮小でき、かつ経済的な場合は交付対象とすることができる。

14 汚水に関する下水道管渠の維持更新について

汚水に関する下水道管渠の維持更新については、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年告示第1705号）第6項第10号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が95%以上とする。

②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第2条の2の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されずそのまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

- 1) 当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。
- 2) 管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和3年4月2日国水事第1号）3（8）において、「令和2年度までに設計を実施したもの」とは、設計業務の完了が次年度となるものを含むこととする。

16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成15年5月30日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占用条件により指示された面積についても交付対象となる。

Ⅲ. 処理場

17 放流水の脱色設備について

脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。

- 18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について
必要性が認められれば交付可能である。
 - 19 場内配管の更生工事について
一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。
 - 20 汚泥処理設備について
下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。
- #### IV. 共通
- 21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について
改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。
 - 22 工事施工調整会議（通称）について
公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。
 - 23 補償費の取扱いについて
交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。
 - 24 総合的コスト改善の観点について
ライフサイクルコスト（LCC）のみならず、温室効果ガス排出量の削減等社会的コストを含めた総合的コスト改善の推進を図る観点から、CO₂削減効果を含めたLCCが経済的に有利となる下水道施設については、交付対象の範囲において交付を行うこととする。
 - 25 アスベスト対策について
ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。
 - 26 耐震化について
布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化

の一環として実施可能である。

- 27 下水道施設のネットワーク化について
改築時に必要となる機能確保や汚水処理の効率化を図る場合などを含め、平常時は施設の効率的で適切な管理のために活用すると共に、災害時には、施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化、二条化施設について、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象である。
- 28 処理施設等の津波対策について
「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。
- 29 圧力管の二条化について
圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。
- 30 雨量レーダーの設置について
雨量レーダーについては、XRAINの活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAINの情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。
- 31 コンセッション等PFI事業におけるSPC運営経費について
コンセッション等PFI事業におけるSPCの活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。
- 32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について
下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。
なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。
- 33 効果促進事業について
下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果促進事業の対象としていることに留意されたい。
 - ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
 - ・ 排水ポンプ車の整備
 - ・ 内水ハザードマップの整備とそれを活用した防災訓練
 - ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施

- ・ リアルタイムの雨水・水位情報システムの構築
 - ・ 広報活動，環境教育の推進(学校教育への支援等)
 - ・ 下水道 BCP の策定
 - ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
 - ・ 排水設備の設置促進（間接補助）
-
- ・ カラーマンホール蓋の設置（「下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件」（昭和 46 年告示第 1705 号）に基づく主要な管渠に付帯するものに限る。）

国水下水事第 1 号
令和 3 年 4 月 2 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長

昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について

「下水道法施行令第 2 4 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件」(昭和 4 6 年建設省告示第 1 7 0 5 号。以下「告示」という。)が今般改正されたことに伴い、告示の運用について下記のとおりとするので、事務の参考とされたい。また、「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」(平成 2 5 年 5 月 1 6 日国水下水事第 8 号)は廃止する。

なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしく願います。

1. 告示第 6 項ただし書きについて

下水道事業の補助金交付にあたっては、今後の人口減少傾向や厳しい財政事情等を踏まえ、特に、計画規模等の妥当性を確認するための下水道計画の点検については、毎年度実施しておくことが重要である。

このため、対象範囲を市町村毎の汚水に係る下水道計画(全体計画)とし、下記の観点に基づいて下水道計画の点検を行い、その結果を翌年度予算の要望とあわせて国土交通省に提出することとする。

下水道計画の点検を実施する上での観点

(1) 個別処理との経済比較に関する上位計画等との適合

- ① 都道府県構想(見直し予定を含む)に適合しているか。
- ② 最新の整備費用により分析し、個別処理や既整備区域との接続など他の方策と比較して経済的、合理的なものとなっているか。
- ③ 整備の優先順位など、早期概成の視点から、より一層の効果促進が期待されるものとなっているか。

(2) フレームの妥当性

- ① 将来人口について、近年の動向等を踏まえた適切な予測となっているか。
- ② 汚水量原単位の将来設定が、現状と比較して過大となっていないか。

(3) 実績を踏まえた増設・拡張の妥当性

- ① 現有施設の処理能力の算定、流入水量の実績把握及び今後見込まれる水量の算定が適切に行われ、増設のタイミングがその結果を踏まえて妥当なものとなっているか。

2. 告示注 3 第 1 号及び第 2 号について

(1) 第 1 号イについて

告示注 3 第 1 号イの「下水道法(昭和 3 3 年法律第 7 9 号)第 4 条に基づく事業計画に標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法よりも高度な処理方法に関する事項が記載されており、かつ、実際に当該処理方法による処理を実施している下水道の予定処理区域」とは、事業実施の前年度において、計画処理水量の全量を標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法よりも高度な処理方法により処理することが事業計画に記載されており、かつ供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に対応する施設整備がなされた又は建設に着手している下水道の予定処理区域とする。ここでいう高度な処理方法とは、部分的な施設・設備の改造等により「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成 27.11.19 国水下水事第 80 号)」の別表 1 に記載されている処理方式と同様の原理で下水を処理する場合を含む。

(2) 第 1 号ロについて

告示注 3 第 1 号ロの「下水道法第 2 条の 2 第 5 項の規定に基づく流域別下水道整備総合計画への記載により同条第 2 項第 5 号に掲げる削減目標量を達成する特定終末処理場に係る下水道の予定処理区域」とは、特定終末処理場であって、事業実施の前年度において、当該特定終末処理場について定められた削減目標量を達成するため、当該流域別下水道整備総合計画の記載に基づき当該削減目標量の一部に相当するものとして窒素含有量又は磷含有量を他の終末処理場において削減する旨が当該特定終末処理場の事業計画に記載されており、かつ当該他の終末処理場の供用済み又は建設中の水処理施設について当該記載事項に係る施設整備がなされた又は建設に着手しているものに係る下水道の予定処理区域とする。

(3) 第 1 号ハについて

告示注 3 第 1 号ハの「下水道等の汚水処理施設が整備された区域における人口の当該市町村の総人口に対する割合が低い市町村の予定処理区域」とは、当該市町村における事業実施年度の前々年度末の汚水処理人口普及率(下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による汚水処理がなされる人口の市町村の総人口に対する割合)が 90%未満の市町村の予定処理区域とする。

(4) 第 1 号ニ及びホについて

告示注3第1号ニ及びホについては、下水道広域化推進総合事業（社会資本整備総合交付金交付要綱附属Ⅱ編イ-7-(9)の2.②に定める交付対象施設の整備に限る）に着手している予定処理区域(過去に実施済みの予定処理区域を含む。流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、流域関連公共下水道以外の予定処理区域とする。)とする。

(5) 第2号ホについて

告示注3第2号ホの「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、仮に下水道の整備がなされていないと仮定した場合に汚水が水道水源の水域(下流に水道原水(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第4項に規定する水道原水をいう。))の取水口を有する公共用水域をいう。)に流入する予定処理区域とする。

3. 別表使用上の注意

(1) 過疎市町村に関する規定の適用については、以下のとおりとする。

- ① 過疎市町村の別表は、当該市町村が過疎市又は過疎町村となった時点から適用することができる。
- ② 市町村の区域の一部に過疎地域を含む場合は、過疎地域を含む処理区については過疎市町村の別表を適用することができる。
- ③ 令和3年3月31日時点で過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域であった地域(以下「旧過疎地域」という。)をその区域に含む市町村については、当該旧過疎地域について、令和8年度末(財政力指数が0.40以下の市町村等)にあっては令和9年度末までの期間に限り、過疎市町村の別表を適用することができる。

(2) 事業主体が組合の場合は、組合を構成している市町村単位で別表を適用するものとする。

(3) 予定処理区域の取り扱い、以下の通りとする。

- ① 処理区域は、下水道法による事業計画で定められた処理区域とする(単独公共下水道については処理区、流域関連公共下水道事業については処理分区として適用する)。また、予定排水区域についても同様とする。
- ② 公共関連の特定環境保全公共下水道事業については流域関連公共下水道事業に準じた取扱いとする。
- ③ 複数処理区を統合し、汚水処理を広域化する場合においては、予定処理区域の面積は統合前の各々の処理区的面積を適用することができる。
- ④ ③の場合において、複数の処理区に統合に必要なネットワーク化施設については、隣接する主要な管渠を補完する施設として補助対象とする。ただし、他の汚水処理施設を下水道の処理区域に編入し統合する場合は、他の処理区域についてあらかじめ下水道法第4条第1項に基づく事業計画に位置付けることとする。
- ⑤ 予定処理区域に分流式と合流式が混在する場合、「予定処理区域の面積」欄は原則として全体の面積をとり、それぞれに該当する口径、排除量、排除面積を適用する。ただし、分流式の予定処理区域と合流式の予定処理区域が別々に処理場に接続されている場合は、

それぞれの面積を適用することができる。

- (4) 主要な管渠の範囲は合流式管渠及び分流式雨水管渠にあっては、口径又は下水排除面積のいずれか一方が、また、分流式汚水管渠にあっては口径又は下水排除量(計画時間最大汚水量)のいずれか一方が適合していればよい。

- (5) 円形断面以外の管渠の口径については、換算口径をもって告示を適用する。換算口径は次式によることとする。

$$\text{換算口径} = 2\sqrt{\frac{\text{管渠の断面積}}{\pi}}$$

- (6) 管渠を補完する施設(ポンプ施設、貯留施設等)については、当該施設が補完する管渠に適用される別表の規定を適用する。ただし、合流式管渠及び分流式汚水管渠を補完するポンプ施設の改築の事業については、改築以外の事業に係る別表の規定を適用することができる。

- (7) 用語の定義は次のとおりとする。

「総事業費」 補助対象事業費と地方単独事業費の合計をいう。

「処理区」 合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の汚水管渠により排除される下水が二以上の終末処理場によって処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるもの。

「排水区」 分流式の公共下水道の雨水管渠について予定処理区域内にそれぞれ吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるもの。

「処理分区」 流域関連公共下水道の予定処理区域内にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるもの。

- (8) 合流式管渠及び分流式汚水管渠の改築の事業であって、令和2年度までに設計を実施したのものについては、改正前の告示(平成31年国土交通省告示第498号)に基づく別表を適用することができる。

事務連絡
令和3年4月19日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び
本人確認に関する調査の集計結果について

令和3年1月19日付け事務連絡にて依頼しました標記調査については、今般、集計結果を取りまとめましたので、別紙のとおり情報提供させていただきます。御多忙の中、調査にご協力いただき、御礼申し上げます。

所有者不明土地等への対応については、まず「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化…等について、関係省庁が一体となって検討を行うこととされ、法務省において「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」(平成30年1月、共有私道の保存・管理等に関する事例研究会)が策定されました。当該ガイドラインでは、共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合がありうる事が示されており、平成30年4月に国土交通省下水道部より各下水道管理者に対しても、周知させていただいたところです。

さらに、平成30年1月には、所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するための関係閣僚会議が設けられました。令和2年7月3日に当該関係閣僚会議で決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」では、「共有者による私道の円滑な利用や管理が可能となるよう、共有私道ガイドラインの更なる周知を行うとともに、例えば自治体が独自に実施している共同排水設備の設置等に係る補助金について、申請時の印鑑登録証明書の添付を不要としている事例を調査し、必要な助言や他自治体への周知を行うことを検討する」こととされたところです。

また、令和元年12月に施行されたデジタル手続法により地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務とされ、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされました。

さらに、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、「地方公共団体が行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、法令に基づく行政手続だけでなく、条例又は規則に基づく行政手続も含めて対象とする」旨が記されたところです。

国土交通省下水道部では、こうした政府全体の方針も踏まえ、共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する実態調査を行った次第です。今般の調査の集計結果によれば、全国の約7割の下水道管理者等が、住民同士のトラブルを未然に防止するという目的の下、一筆の共有私道に排水設備が設けられる場合に、あらかじめ当該私道共有者の同意を得るよう独自の行政手続きを設けていますが、この取扱いに関しては、私道共有者の転居や死亡等により、当該私道共有者の同意書が揃わず、排水設備の設置が滞るといった指摘があります。

つきましては、各団体におかれましては、所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を促し、デジタル社会の実現に向けた行政手続きのオンライン化を進めるため、共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する手続きに関し、以下のような観点から、改めて確認・検証をしたうえで、必要に応じて見直しを行っていただきますようお願いします。

【確認・検証を行っていただくポイント】

<同意書の提出を求める私道共有者の範囲の妥当性>

○所在不明の共有者がいる場合には、必ずしも全員の同意書の提出を求めないなど、同意書の提出を求める私道共有者の範囲が、必要最小限となっているか。

<同意者の本人確認の必要性・方法の妥当性>

○認印の押印は、本人確認の手段としての効果が大きくなく、押印を求める趣旨の合理性が乏しいため、廃止してはどうか。

○実印の押印、印鑑登録証明書の提出に代え、運転免許証等公的身分証の写しの提出等、より負担の少ない方法に代替できないか。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても周知願います。

(別紙)【集計結果】(共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果)

(別添1) 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)(抜粋)

(別添2) 「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書の公表」について(平成30年4月18日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡)

(別添3) 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の開催について(平成30年1月19日閣議口頭了解)

(別添4) 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)

(別添5) 「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日)」(抜粋)

(別添6) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(抜粋)

(別紙)



共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果

○調査実施概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区（1,449 団体）
- ②実施時期：令和3年1月19日～令和3年2月19日
- ③回答状況：回収率：97.4%（1,449 団体のうち 1,411 団体から回答あり）

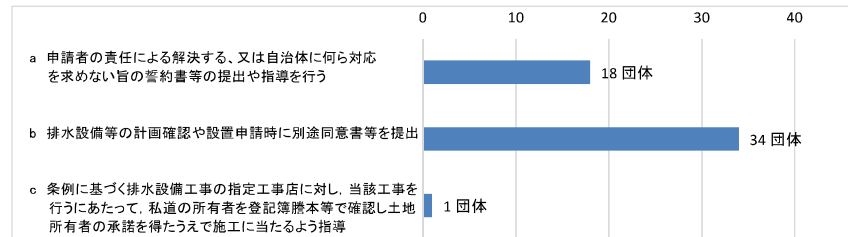
A. 共有私道への排水設備設置に対する助成制度の申請について

a. 排水設備の設置に対する助成制度について

1. 排水設備の設置に対する助成制度を設けているか。
 - ①設けている 404 団体（28.6%）
 - ②設けていない 1,007 団体（71.4%）
2. 一筆の共有私道に排水設備を設置する場合にも、助成制度の対象としているか。
 - (1. で①と回答した場合)
 - ①対象としている 331 団体（81.9%）
 - ②対象としていない 73 団体（18.1%）

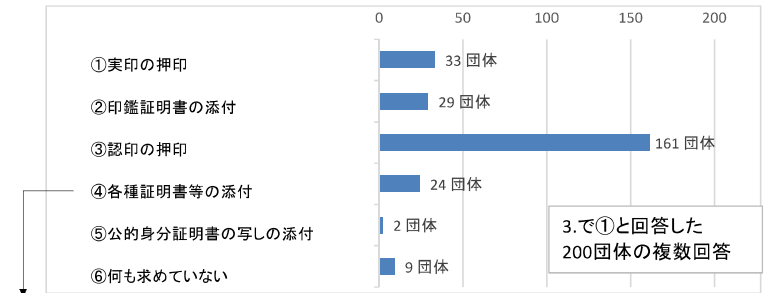
b. 共有者の同意の範囲について

3. 助成の申請書類に、共有私道の共有者の同意書の添付を求めているか。
 - (2. で①と回答した場合)
 - ①求めている 200 団体（60.4%）
 - ②求めていない 131 団体（39.6%）
4. 助成の申請書類に、同意書の添付を求めている共有私道の共有者の範囲はどこまでか。
 - (3. で①と回答した場合)
 - ①全員 153 団体（76.5%）
 - ②所在不明の共有者を除き全員 34 団体（17.0%）
 - ③一定割合（過半数等） 4 団体（2.0%）
 - ④その他 9 団体（4.5%）
5. 助成の申請書類に、共有私道の共有者全員の同意書を求めることについて、見直しの予定はあるか。(4. で①と回答した場合のみ)
 - ①現在見直し中 0 団体（0.0%）
 - ②今後見直す予定 1 団体（0.7%）
 - ③見直しの要否について検討中 20 団体（13.1%）
 - ④見直す予定なし 132 団体（86.3%）
6. 助成の申請書類に、共有私道の共有者の同意書の添付を求める以外の方法で、住民同士の紛争の未然防止を図っている取組があれば、その内容について自由記載。
 - (3. で②と回答した場合のみ)



c. 同意者の本人確認のための押印・添付書類について

7. 助成の申請書類に添付を求めている共有私道の共有者の同意書について、押印や証明書類の添付を必要としているか。(複数選択可) (3. で①と回答した場合のみ)

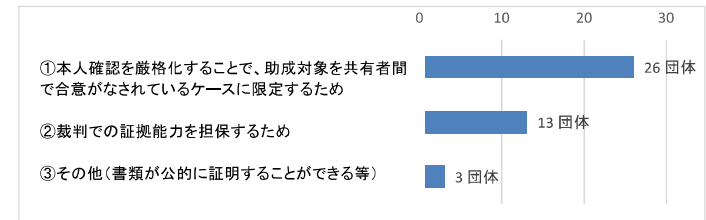


④各種証明書類等の添付（自由記載）

- ・納税証明書、未納(滞納)がないことの証明、完納証明、税務調査承諾書 13件
- ・住民票 1件

※上記の他に、本人確認のための書類ではないが、登記簿謄本、登記事項証明書、地図、地図に準ずる図面(公図、字図)、工事調査、付近見取図、現況実測図、維持管理に関する誓約書、委任状等の回答があった。

8. 助成の申請書類に、印鑑登録証明書の添付を必要としている理由(複数選択可)(7. で「②印鑑登録証明書の添付」を選択した場合のみ)



d. 押印等の見直しについて

9. 助成の申請書類などに、実印、印鑑登録証明書の添付を求めることについて見直す予定はあるか(7. で①、②のいずれかを選択した場合のみ)
 - ①現在見直し中 1 団体（3.0%）
 - ②今後見直す予定 0 団体（0.0%）
 - ③見直しの要否について検討中 11 団体（33.3%）
 - ④見直す予定はない 21 団体（63.6%）

10. 見直し内容について自由記載(9で、①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- ・押印を廃止する(自署のみとする 等)

B. 共有私道への排水設備設置届出等について

※日間11以降の回答について、使用者が設置する個人所有の排水設備ではなく、地方公共団体が設置する公共下水道の排水施設と誤認して回答されたものが一定数あった。なお、回答内容の修正は行っていない。

a. 同意を取るべき私道共有者の範囲について

11. 共有私道への排水設備の設置届出等に、私道共有者の同意書の添付を求めているか。

- ①求めている 1,020 団体 (72.3%)
- ②求めていない 390 団体 (27.7%)

12. 同意書の添付を求めている私道共有者の範囲はどこまでか。

(11. で①と回答した場合のみ)

- ①全員 737 団体 (72.3%)
- ②所在不明の共有者を除き全員 199 団体 (19.5%)
- ③過半数など一定割合 14 団体 (1.4%)
- ④その他 70 団体 (6.9%)

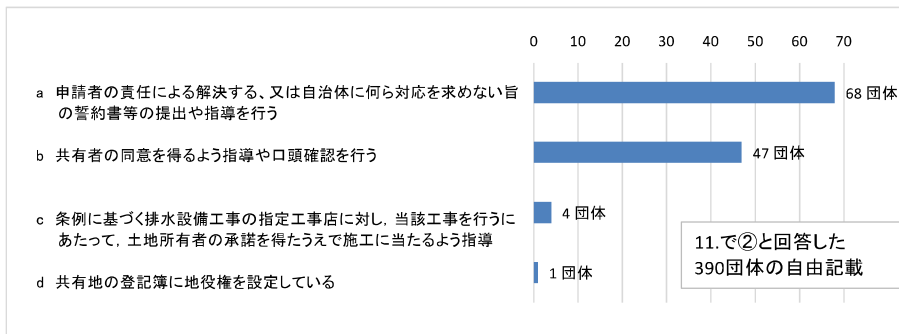
n=1,020

13. 共有私道の共有者全員の同意書の添付を求めていることについて、見直しの予定はあるか。(12. で①と回答した場合のみ)

- ①現在見直し中 3 団体 (0.4%)
- ②今後見直す予定 5 団体 (0.7%)
- ③見直しの要否について検討中 67 団体 (9.1%)
- ④見直す予定なし 662 団体 (89.8%)

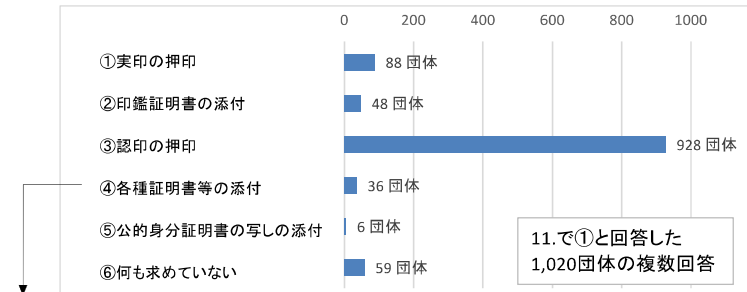
n=737

14. 共有私道への排水設備の設置届出等に、共有私道の共有者の同意書の添付を求める以外の方法で、住民同士の紛争を未然に防ぐ取組みを行っていれば、その内容について自由記載(11. で②と回答した場合のみ)



b. 本人確認のための押印・添付書類について

15. 同意者の本人確認のために、同意書への押印や証明書類の添付を求めているか。(複数選択可)(11. で①と回答した場合のみ)

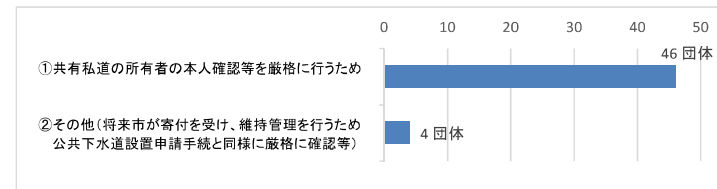


④各種証明書等の添付 (自由記載)

- ・納税証明書 2件
- ・住民票 2件

※上記の他に、本人確認のための書類ではないが、登記簿謄本、登記事項証明書、地図、地図に準ずる図面(公図、字図)、工事調書、付近見取図、現況実測図、所有者不明の確約書等の回答があった。

16. 申請書類に、印鑑登録証明書の添付を必要としている理由(複数選択可)(15. で「②印鑑登録証明書の添付」を選択した場合のみ)



c. 押印等の見直しについて

17. 同意書への押印、印鑑登録証明書の添付を求めることについて、見直す予定はあるか(15. で①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- ①現在見直し中 5 団体 (5.7%)
- ②今後見直す予定 0 団体 (0.0%)
- ③見直しの要否について検討中 23 団体 (26.1%)
- ④見直す予定はない 60 団体 (68.2%)

n=88

18. 見直し内容について自由記載(17.で、①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- ・押印を廃止する(自署のみとする 等)

調査概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区(計1,449団体)
- ②回答状況：回収率:97.4% (1,449 団体内中1,411団体から回答あり)

集計結果のポイント

○共有私道での排水設備設置助成制度を有する331団体内中、私道共有者の同意書の提出を求めている団体は**200団体**。同意書を求める共有者の範囲は「全員」が**153団体**で、「所在不明の共有者を除き全員」※は**34団体**にとどまった。

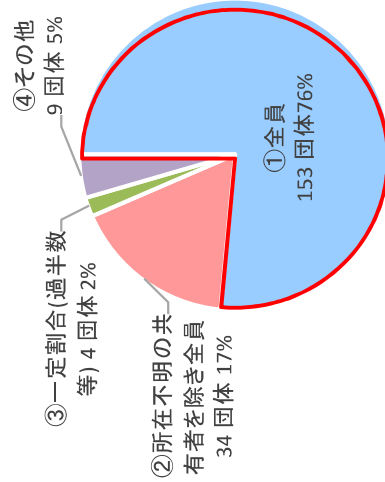
※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」(共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(法務省)、平成30年1月)では、共有者の一部に所在不明の者が共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。

○同意者の本人確認手法としては、「**認印の押印**」※が**161団体**で最も多い。

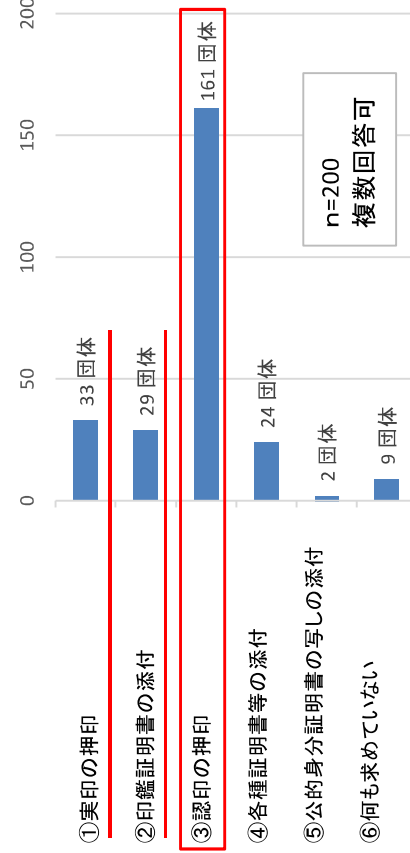
「**実印の押印**」は**33団体**、**そのうち「印鑑登録証明書の添付」も求めている団体は29団体**であった。

※国の行政手続法においては、認印の押印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」令和2年12月18日)では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求めめる趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

同意書を求めている私道共有者の範囲 (設問4)



同意者の本人確認のための押印・添付書類 (設問7)



調査概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区(計1,449団体)
- ②回答状況：回収率:97.4% (1,449 団体内中1,411団体から回答あり)

集計結果のポイント

○共有私道への排水設備設置申請時に、私道共有者の同意書の提出を求めている団体は**1,020団体**。

同意書を求める共有者の範囲は「全員」が**737団体**で、「所在不明の共有者を除き全員」※は**199団体**にとどまった。

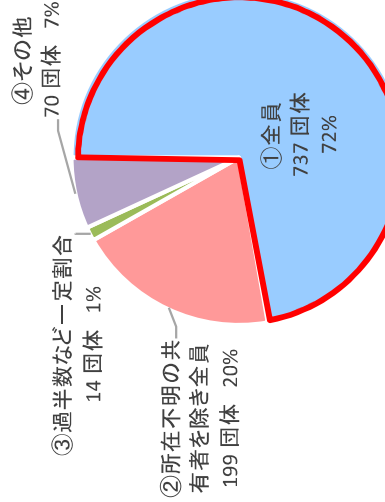
※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」(共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(法務省)、平成30年1月)では、共有者の一部に所在不明の者が共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。

○同意者の本人確認手法としては、「**認印の押印**」※が**928団体**で最も多い。

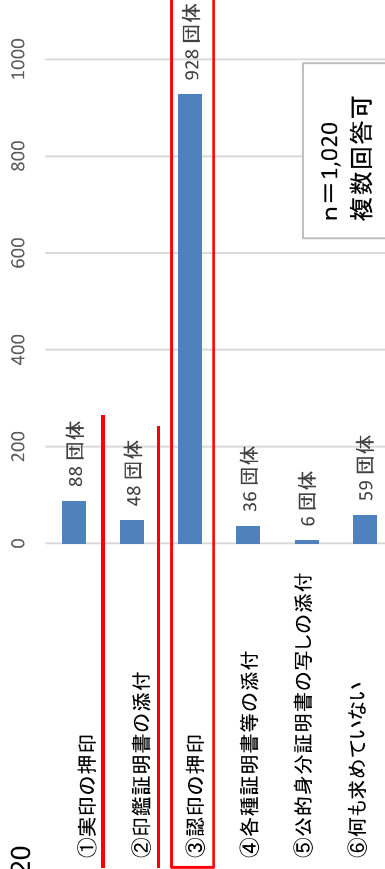
「**実印の押印**」は**88団体**、**そのうち「印鑑登録証明書の添付」も求めている団体は48団体**であった。

※国の行政手続法においては、認印の押印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」令和2年12月18日)では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求めめる趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

同意書を求めている私道共有者の範囲 (設問12)



同意者の本人確認のための押印・添付書類 (設問15)



経済財政運営と改革の基本方針 2017
 ～人材への投資を通じた生産性向上～(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)
 (抜粋)

事 務 連 絡
 平成 3 0 年 4 月 1 8 日

第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

④ 所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用

公共事業や農地・林地の集約化等において共通課題となっている所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする。

官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行う。また、インデックス等の充実、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る。あわせて、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。

各都道府県下水道担当課長 殿
 各政令指定都市下水道担当課長 殿
 (上記、各地方整備局等経由)
 各市町村下水道担当課長 殿
 (上記、各都道府県経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
 下水道企画課管理企画指導室課長補佐

「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書」の公表について

標記については、平成 3 0 年 4 月 1 3 日に開催した全国下水道主管課長会議にて周知したところではありますが、今般、別紙のとおり、法務省民事局より、『「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書」の公表について(周知依頼)』(平成 3 0 年 4 月 1 3 日付け法務省民制第 5 1 号)により、周知依頼がありましたので、改めて情報提供いたします。

同報告書は、法務省民事局において、平成 2 9 年 8 月に研究会を発足させ、関係各省庁の協力の下、複数の者が所有する私道の工事に関し、実際の支障事例を基に、民法等において同意を得ることが必要な所有者(共有者)の範囲について検討が重ねられた結果、本年 1 月に公表されたものです。

私道の地下に市町村等が所有・管理する公共下水管を設置する際の、共有者又は私道の所有者の一部が所在不明な場合に、工事の可否を判断する指針について示されているものであり、各下水道管理者等におかれましても、必要に応じて参照して下さい。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても周知願います。

【参考】

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00203.html

法務省民制第51号
平成30年4月13日

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課長 殿

法務省民事局民事法制管理官

「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する
研究報告書」の公表について（周知依頼）

平素より民事法務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局においては、平成29年8月に「共有私道の保存・管理等に関する事例
研究会」を発足させ、関係各省庁の協力の下、複数の者が所有する私道の工事
に関し、実際の支障事例を基に、民法等において同意を得ることが必要な所有
者（共有者）の範囲について検討が重ねられた結果、本年1月、別紙のとおり
の報告書が公表されました。

つきましては、本報告書が自課所管業務に広く参照されますよう、その旨所
管業団体に周知方お取り計らい願います。

【問合せ先】

法務省民事局参事官室

電話 03-3592-7114（直通）

FAX 03-3592-7039

複数の者が所有する私道の工事 において必要な所有者の同意に関する 研究報告書

～所有者不明私道への対応ガイドライン～

平成30年1月

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会



はじめに

近年、所有者を特定したり、その所在を把握したりすることが困難な、いわゆる所有者不明土地への対応は、公共事業の用地取得や、農地の集約化、森林の適正な管理を始め、様々な分野で問題となっている。

市街地においてしばしば見られる、複数の者が共有する私道（共有私道）についても、補修工事等を行う場合に、民法の共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確ではないため、事実上、共有者全員の同意を得る運用がされており、その結果、共有者の所在を把握することが困難な事案において、必要な補修工事等の実施に支障が生じているとの指摘がされている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）等においても、所有者を特定することが困難な土地の適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化等について、関係省庁が一体となって検討を行うこととされたところである。

本研究会は、こうした動きを踏まえ、平成 29 年 8 月から、複数の者が共有する私道の工事の同意の取付け等に関して、共有者の所在が不明であるために支障が生じている具体的な事例を、自治体やライフライン事業者からのヒアリング等を通じて収集・整理するとともに、民法や各種法令において同意を得ることが求められる者の範囲を明確化するための検討を進めてきた。

その結果、共有私道の工事を行う際に、共有者の一部の所在を把握することが困難な事案において、工事の可否が判断できないために、他の共有者に支障が生じるだけでなく、私道が、一般の通行の用に供されたり、各種ライフラインを設置されたりする公共的な性質を有しているため、自治体やライフライン事業者にとっても、補助金の支給や工事の実施において支障となっていることが明らかになった。また、こうした支障は、私道が、民法上の共有（共同所有）関係にある場合だけでなく、近隣の宅地所有者が、単独で所有する土地を相互に提供し合う場合も、同様に発生し得ることが判明した。

もとより、民法等の民事基本法の解釈適用は、個別具体的な事案の内容に応じて裁判所において適切に判断されるべきものであるが、私道の共有者又は所有者の一部が所在不明である場合に、工事を実施するかどうかについては、緊急性が低い間は、全員同意が得られないために放置され、緊急性が高まった段階では、法的手続をとる暇もなく工事を断行せざるを得ないという傾向があるため、必ずしも裁判手続が用いられず、裁判例の集積がされにくいと考えられる。

このような共有私道に特有の性質に鑑みると、工事の可否の判断にとって最も

有用なものは、発生する頻度の高い支障事例についてのケーススタディであろう。

そこで、本研究会は、ヒアリング調査の結果を踏まえ、発生する頻度が比較的高かった支障事例を中心として、合計4回にわたって研究会で集中的に議論を行った。このガイドラインは、そうした議論の結果を踏まえて、厳選された35件のケーススタディを通じ、共有者又は私道の所有者の一部が所在不明な場合に、工事の可否を判断する指針を示そうとするものである。

このガイドラインが、私道を複数名で共有する方々をはじめ、行政、司法、ライフライン事業等の関係者に広く参照されることを期待している。

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会座長 松尾 弘

目次

第1章 共有私道とその実態	6
1 共有私道の意義	6
(1) 私道とは	6
(2) 共有私道の意義	6
2 実態調査	7
(1) 地方公共団体へのアンケート調査	7
(2) ライフライン事業者からのヒアリング	7
(3) 具体的支障について	9
(4) 不動産登記簿における相続登記未了土地調査について	9
第2章 共有私道の諸形態と民事法制	12
1 民法上の共有関係にある私道（共同所有型私道）	12
(1) 私道の所有形態	12
(2) 共有者間内部の法律関係	12
(3) 共同所有型私道の使用・管理におけるルール	13
2 民法上の共有関係にはない私道（相互持合型私道）	14
(1) 私道の所有形態	14
(2) 法律関係	15
(3) 通行地役権の内容及び効力	16
3 団地の法律関係	17
(1) 共同所有型私道と団地	17
(2) 団地における法律関係と共同所有型私道の工事への活用	19
(3) 団地管理組合の集会の手續（【図1】参照）	19
4 財産管理制度等	23
(1) 不在者財産管理制度	23
(2) 相続財産管理制度	25
(3) 法人の場合	27
第3章 ケーススタディ	31
1 私道の舗装に関する事例	32
事例1 舗装の陥没事例（共同所有型）	33
事例2 舗装の陥没事例（相互持合型）	35
事例3 全面再舗装事例（共同所有型）	37

事例 4 全面再舗装事例（相互持合型）	39
事例 5 新規舗装の事例（共同所有型）	41
事例 6 新規舗装の事例（相互持合型）	43
事例 7 側溝再設置の事例 ～L形側溝付近のみ再舗装（共同所有型）	45
事例 8 側溝再設置の事例 ～L形側溝付近のみ再舗装（相互持合型）	47
事例 9 側溝再設置の事例～路面全体を再舗装（共同所有型）	49
事例 10 側溝再設置の事例～路面全体を再舗装（相互持合型）	51
コラム	52
2 ライフラインに関する事例	53
【上水道関係】	53
(1) 水道事業	53
(2) 水道に関する導管の種類	53
(3) 水道施設設置工事及び給水装置工事	53
(4) 給水義務等	53
(5) 配水管及び給水管の所有者と土地の所有者との関係	54
コラム	55
【下水道関係】	57
(1) 下水道事業	57
(2) 公共下水道に関する導管の種類等	57
(3) 公共下水管の管理等	58
(4) 排水設備の設置、管理等	58
(5) 公共下水管の所有者と土地の所有者との関係	59
【ガス事業及び導管関係】	61
(1) ガス事業について	61
(2) 一般ガス導管事業者の義務	61
(3) 導管等の所有関係	62
(4) 導管を私道下に設置する場合の法律関係	62
【電気事業及び電柱関係】	64
(1) 電気事業について	64
(2) 一般送配電事業者の義務	64
(3) 電柱等を私道に設置する場合の法律関係	65
事例 11 給水管の新設事例～給水管を配水管に接続（共同所有型）	69
事例 12 給水管の新設事例～給水管を配水管に接続（相互持合型）	71
事例 13 給水管の新設事例～給水管を共有給水管に接続（共同所有型）	73
事例 14 給水管の新設事例～給水管を共有給水管に接続（相互持合型）	75
事例 15 給水管の補修事例（共同所有型）	79

事例 16 給水管の補修事例（相互持合型）	81
事例 17 配水管の取替事例（共同所有型）	83
事例 18 私道下の配水管を取り替える事例（相互持合型）	85
事例 19 私有排水管の新設事例（共同所有型）	87
事例 20 私有排水管の新設事例（相互持合型）	89
事例 21 公共下水管の新設事例（共同所有型）	91
事例 22 公共下水管の新設事例（相互持合型）	93
事例 23 ガス管の新設事例（共同所有型）	95
事例 24 ガス管の補修事例（共同所有型）	97
事例 25 電柱の新設事例	99
事例 26 電柱の取替事例（同一場所）	101
事例 27 電柱の取替事例（隣接場所）	103
3 その他	104
事例 28 階段の新設事例	105
事例 29 階段の拡幅事例	107
事例 30 階段への手すり設置事例	109
事例 31 ゴミボックスの新設事例	111
事例 32 樹木の伐採事例（共同所有型）	113
事例 33 樹木の伐採事例（相互持合型）	115
事例 34 宅地からせり出している枝の伐採事例（共同所有型）	117
事例 35 宅地からせり出している枝の伐採事例（相互持合型）	119
第4章 今後に向けて	120
参考文献目録	121

第1章 共有私道とその実態

1 共有私道の意義

(1) 私道とは

私道については、法律上明確な定義がないが、大別すると、①公道の対立概念としての私道という意義と、②私人が所有する道路という意義とがある。①については、道路法上の道路を公道とすれば、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道以外の道が私道となり、国や地方公共団体が所有する道路法上の道路以外の道も私道に含まれることになる。また、②については、私人が所有しているが、道路法等の法令に基づいて国や地方公共団体により管理されている道も含まれることになる。

このように、①②のいずれの定義をとるにせよ、私道が、国や地方公共団体の管理に服する場合がありますが、こうした公的な管理がされる場合には、民法等の解釈を待つまでもなく、補修工事等が可能であり、問題は少ないといえる。

また、宅地の敷地内にある通路も、私道の一種ととらえることが可能であるが、一般の用に供されていない通路の管理は、宅地そのものの管理の問題といえるのに対し、一般の用に供されている通路の管理については、その公共性に鑑み、地方公共団体が助成制度を設けるなどしていることとの関係で、特有の複雑な問題を生じさせるといえる。

そこで、本研究においては、主として「国や地方公共団体以外の者が所有する、一般の用に供されている通路であって、法令上、国や地方公共団体が管理することとされていないもの」を対象として調査研究を行った。

(2) 共有私道の意義

市街地における私道の実際を見ると、複数の者が私道敷を所有する場合には、①私道敷全体を複数の者が所有し、民法第249条以下の共有（共同所有）の規定が適用されるものと、②私道敷が複数の筆から成っており、隣接宅地の所有者等が、私道敷の各筆をそれぞれ所有し、相互に利用させ合うものがある。

地方公共団体やライフライン事業者からのヒアリング調査結果によれば、私道の管理に当たっては、これらのいずれについても、民法等の解釈が問題となり得る。

そこで、以下では、上記①を「共同所有型私道」と、上記②を「相互持合型私道」と呼んで区別し、これらを併せて「共有私道」と呼んで検討を行う

こととする。

2 実態調査

(1) 地方公共団体へのアンケート調査

所有者不明土地問題は、東日本大震災の復興の過程で顕在化し、対策が進められてきたが、特に市街地においては、共有私道の工事に当たり、所在不明などの理由で共有者全員からの工事の承諾を得られず、私道の補修工事を実施できないなどの支障が生じていると指摘されている。

もっとも、私道については、建築基準法における接道義務に関連して一定の法律上の規律がされているものの、断片的なものにとどまり、その実態は必ずしも明らかでない。

そこで、共有私道の実態を把握するため、関係機関の協力を得て、地方公共団体に対し、私道所有者の一部が所在不明であることに起因する共有私道の管理等に係る支障事例につきアンケート調査を実施することとした。

アンケート結果は、後記【表1】のとおりであり、舗装新設、老朽舗装、景観舗装、階段、側溝、ゴミ集積所、水道管、下水管の整備等につき支障事例があることが判明した。とりわけ、舗装新設、老朽舗装、側溝、水道管、下水道管の各類型の支障事例が多数存在することも明らかになった。

このアンケート調査の回答を踏まえて、地方公共団体から追加でヒアリングを行い、具体的事情の把握に努めた。

(2) ライフライン事業者からのヒアリング

また、共有私道には電気事業者の電柱やガス事業者のガス管等のライフライン設備が設置されており、これらの設置及びメンテナンスの際に、共有者の一部が所在不明である私道につき工事の支障が生じている可能性があることから、電気、ガスの事業者等からヒアリングを実施し、具体的な支障事例を収集した。

**【表1】
共有私道の管理等に係る支障事例の調査について**

- 127の自治体(東京都特別区(23)、政令指定都市(20)、その他の市(84))を対象に共有私道の管理等に係る支障事例のアンケート調査を実施。
- 各自治体は、私道整備等のための助成制度を運用するに当たり、共有私道の所有者からの同意が得られず、助成実施に支障が生じた事例や住民から相談等を受けた事例があれば、下記①～⑨の各区分ごとに、「○」(該当事例あり)ないし「◎」(該当事例多数あり)で回答。

【アンケート調査結果の概要】

	①舗装新設	②老朽補修	③景観舗装	④階段	⑤側溝	⑥ゴミ集積所	⑦水道管	⑧下水管	⑨その他
東京都特別区	15(2)	16(2)	4(0)	5(0)	11(1)	3(1)	1(0)	14(2)	0
政令指定都市	12(4)	7(3)	0	0	6(1)	3(0)	11(2)	16(4)	2(0)
その他の市	14(2)	13(2)	1(1)	1(0)	9(2)	1(0)	18(1)	21(1)	4(0)
合計	41(8)	36(7)	5(1)	6(0)	26(4)	7(1)	30(3)	51(7)	6(0)

()内は「◎」(該当事例多数あり)の数



(3) 具体的支障について

以上の結果、次のような支障が生じていることが判明した。

- ア 多くの地方公共団体が私道整備に助成金を支出しているところ、民法の共有の規律が具体的にどのように適用されるかが必ずしも明らかでないこともあり、助成の条件として、原則、私道所有者全員の工事の同意を要求していることが多い。そのため、私道共有者の一部の所在が不明である場合には、私道整備助成の申請を却下せざるを得ない。ところが、助成金なしでは、私道所有者の費用負担が重く、必要な工事を実施するのが困難となる場合が多い。
- イ 私道は、道路として一般の交通の用に供され、公共性を有していることから、路面が陥没するなど通行に著しい支障が生じた場合には、私道所有者全員の同意が得られないときであっても、私道の安全確保のため、地方公共団体の負担で簡易な工事を実施したり、陥没部分に鉄板を乗せたりするなどの応急補修を行うこともある。しかし、私道は所有者が管理すべき土地であり、どのような場合に応急補修を行ってもよいか、判断に躊躇を覚える。
- ウ ライフライン事業者は、共有私道に設備を設置したり、私道内の設備を補修したりする場合には、共有私道の工事が民法上の共有物の保存、管理に関する事項、変更ないし処分 of いずれに該当するかが必ずしも判然としないこともあり、私道所有者全員からの同意がなければ工事を実施しないのが原則である。そのため、私道所有者の一部が所在不明であれば、設備維持のために必要な工事を実施できず、住民の安全性の観点から望ましくない状態が生じている場合がある。
- エ 地方公共団体が私道を工事するに当たり、私道所有者の一部が所在不明である場合に、地方公共団体の職員が本来業務の合間に所在不明者を探索しなければならず、探索に伴う多大な金銭的・人的・時間的コストが生じている場合がある。

(4) 不動産登記簿における相続登記未了土地調査について

不動産登記簿における相続登記未了土地に関する調査の結果は、後記【表2】のとおりである。

法務省においては、平成29年6月、全国10か所の地区(調査対象数約10万筆)で相続登記が未了となっているおそれのある土地の調査を実施し、その結果を公表している。これによると、大都市においては、①最後の登記から90年以上経過しているものが0.4%、②最後の登記から70年以上経過しているものが1.1%、③最後の登記から50年以上経過しているものが6.6%であった。また、中小都市・中山間地域においては、①最後の登記から90

年以上経過しているものが7.0%，②最後の登記から70年以上経過しているものが12.0%，③最後の登記から50年以上経過しているものが26.6%であった。

今般、本研究会の実施に当たり、上記調査の対象土地のうち、地目が道路であるものを改めて集計したところ、大都市においては、①最後の登記から90年以上経過しているものが0.8%，②最後の登記から70年以上経過しているものが2.1%，③最後の登記から50年以上経過しているものが5.5%であった。これに対し、中小都市・中山間地域における道路については、①最後の登記から90年以上経過しているものが9.8%，②最後の登記から70年以上経過しているものが15.7%，③最後の登記から50年以上経過しているものが31.2%であった。

以上によると、特に、中小都市・中山間地域の私道においては、相続登記が未了となっているおそれのある土地の割合が高く、遺産共有状態となっている場合も多いものと推測できる。

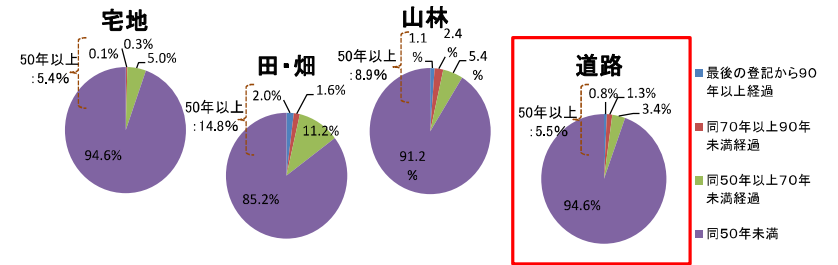
こうした私道について、工事等を実施する際には、共有物の保存・管理等に関する解釈を明確化することが極めて重要であることが明らかになった。

【表2】

不動産登記簿における 相続登記未了土地調査について

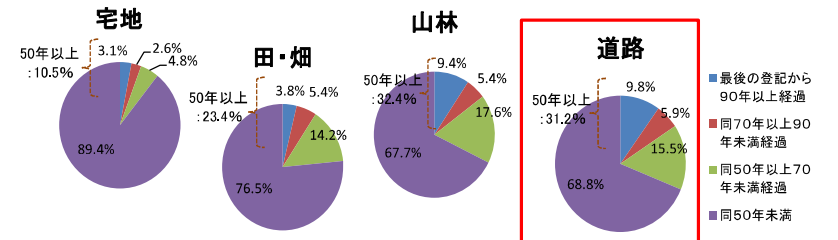
1：大都市

	主な地目別の所有権の個数(※)			
	宅地	田・畑	山林	道路
最後の登記から90年以上経過	17	42	20	9
同70年以上90年未満経過	55	34	43	16
同50年以上70年未満経過	878	237	98	40
同50年未満	16,607	1,804	1,662	1,128
計	17,557	2,117	1,823	1,193



2：中小都市・中山間地域

	主な地目別の所有権の個数(※)			
	宅地	田・畑	山林	道路
最後の登記から90年以上経過	540	961	3,326	245
同70年以上90年未満経過	465	1,374	1,898	146
同50年以上70年未満経過	852	3,583	6,234	386
同50年未満	15,731	19,296	23,973	1,712
計	17,588	25,214	35,431	2,489



※主な地目別の所有権の個数を掲げたものであり、調査対象とした所有権の個数(総数)とは異なる。
注：円グラフに示す各割合は、端数切り捨て等により、合計した際に100%とならない場合がある。

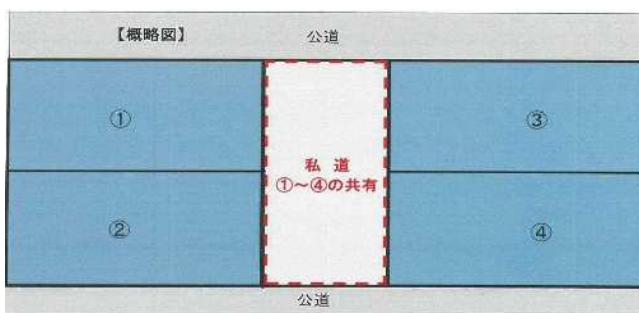
第2章 共有私道の諸形態と民事法制

1 民法上の共有関係にある私道（共同所有型私道）

(1) 私道の所有形態

共同所有型私道の具体的な例としては、下記のような形で複数の者が私道敷を共有するものがある。

(例) 私道の沿道の宅地の所有者（①～④）が通路として利用するために私道敷を共同所有する場合（※ 沿道の宅地所有者以外の者が私道敷の共有者となっている場合もある）



(2) 共有者間内部の法律関係

共同所有型私道が生ずる原因については、様々なものが考えられるが、当初から複数人の共有に属していた土地が分筆され、そのうちの一部が共同所有型私道として開設されるような場合には、共有者間で私道の修繕やその費用負担の割合などの管理方法等について取決めがされていることもある。このような場合には、私道の工事は取決めに基づいて実施される。

他方、デベロッパーが宅地を開発・分譲する際、通路を開設し、宅地の買受人に通路部分の共有持分を併せて売却することにより、宅地の所有者が私道を共有するに至る場合も多いようである。このような場合には、私道の管理方法等について、明示的な取決めがないことも多く、後に一部の共有者が私道について工事を実施する際に、他の共有者の同意の要否が問題となることがある。長年、私道を共同で使用する中で、黙示的な合意が形成されることも少なくなく、私道について工事を実施するに当たっては、まずはこうした取決めに従うことになるが、共有物の使用・管理方法等について取決めが

されていない場合には、民法の共有に関する規定（民法第249条以下）により対応することとなる。

(3) 共同所有型私道の使用・管理におけるルール

ア 使用

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができることとされている（民法第249条）。私道の共有者は、持分を有しているため、私道の全体について、その持分の範囲で使用が可能である。私道の共有者は、この権限に基づき、私道を通行したり、その地下を利用したりすることができる。

イ 変更

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができないこととされている（民法第251条）。共有物の変更については、共有物について物理的な意味での変更を加える場合のみを指すとする見解や、共有物全体を法的に処分する場合を含むとする見解がある。いずれにしても、共有物の変更・処分には共有者全員の同意が必要であると解されている。

一般に、共同所有型私道の形状を大きく変更する行為や、長期にわたって法律上の義務を課す行為は、変更・処分行為に当たるとされている。

ウ 管理に関する事項

共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決することとされている（民法第252条本文）。管理に関する事項とは、上記イの変更行為に当たらない程度の共有物の利用・改良行為をいう。

一般に、私道の状態をより良好な状態とするような改良工事や、私道の利用方法の協議等は、管理に関する事項に該当し、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決することになる。

なお、工事が管理に関する事項に当たり、各共有者の持分の価格に従った過半数で決する場合であっても、少数者との協議の機会を設けることが望ましい。

エ 保存

共有物の現状を維持する保存行為は、各共有者が単独で行うことができる（民法第252条ただし書）。

一般に、損傷した私道の補修を行う場合のように、私道の現状を維持する行為は保存行為に当たり、各共有者が単独で行うことができる。

オ 共有物に関する負担

各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う（民法第253条第1項）。「管理の費用」とは、共有物の維

持、改良等のための必要費、有益費をいう。私道の共有者は、共有私道の補修等共有物の管理のために必要・有益な費用等について、その持分に応じて支払う義務を負う。

カ 変更、管理に関する事項、保存の区別

具体的な事案において、共有者の共有物に対する工事の実施が、共有物の変更、管理に関する事項又は保存のいずれに当たるかは、個別事情によるところがあり、必ずしも明確に区別できるわけではないが、一般論として言えば、共有物の形状・性質、共有物の従前の利用方法、工事による改変の程度、当該工事に要する費用など共有者の負担の程度その他の諸般の事情を考慮して決められるものと考えられる。

なお、共同所有型私道において、工事を実施する際に、共有者中に明確に反対するものがある場合には、当該工事が変更にか管理に関する事項に当たるかについて深刻な紛争が生ずることがあるが、本研究会においては反対者がいる場合は取り上げないこととし、所有者の所在を把握することが困難な土地に焦点を当てて、ケーススタディを行うこととする。

2 民法上の共有関係にはない私道（相互持合型私道）

(1) 私道の所有形態

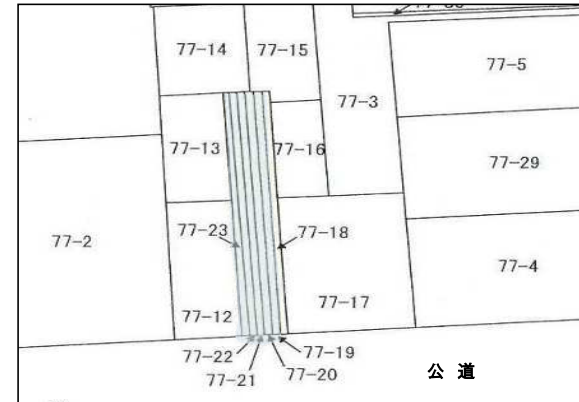
相互持合型私道は、典型的には、私道付近の宅地を所有する複数の者が、それぞれの所有する土地を通路として提供し、私道がこうした数筆の土地により形成されているものである。

相互持合型私道は、デベロッパーが一団の土地を数個の宅地に分譲する際、分譲地取得者のために通路を開設し、その通路敷に当たる部分も各宅地の譲受人の所有となるように分筆した上で、宅地と通路敷を併せて譲渡することにより生じることが多い。

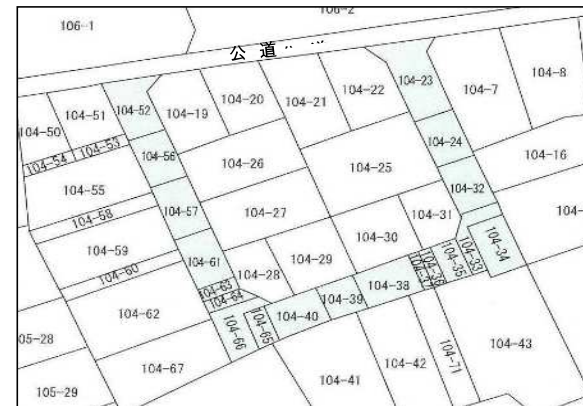
具体的な持合形態としては、例①のように、私道敷を縦に細長く切り分けて宅地の所有者に分属させる形で開設するパターンがある。また、例②のように、私道敷を横に切り分けて宅地の所有者に分属させる形で開設するパターンもある。この場合、宅地とそれに接する私道敷の土地とが同一の所有者に属さないように、分属させることもある。

(例)

① 私道敷を縦に切り分ける場合



② 私道敷を横に切り分ける場合



(2) 法律関係

相互持合型私道における各土地の所有者は、互いに各自の所有宅地のために、通行地役権（民法第280条本文）を設定していると考えられている。地役権とは、他人の土地（「承役地」という。）を自己の土地（「要役地」という。）の便益に供する権利のことをいい、要役地の便益のために他人の土地を利用することのできる権利である。

相互持合型私道を所有者間で合意して開設する場合には、通行地役権の

設定が明示的にされることが多いものと考えられる。また、デベロッパーが一団の土地を分譲して譲渡する際に相互持合型私道を開設する場合は、分譲地の購入者は、それぞれ、公道から自己の宅地に至るまでには、他の宅地の購入者の所有する私道敷を通行しなければならない。また、他の宅地の購入者が公道から当該宅地に至るまでには、自己の所有する私道敷を通行しなければならないことを認識して取得しているのであり、相互に譲り受けた土地について黙示の地役権の設定がされていることが通常である。

裁判例においても、複数名が特定部分の土地を提供し合って開設されている私道については、明示の合意がなくとも、黙示の通行地役権の設定がされたものと認められるとした事例や、分譲者が私道を開設し私道敷地を分割して各分譲地買受人に対して譲渡した場合に、各分譲地譲受人間において黙示の通行地役権が設定されているとした事例がある。

このことは、前記(1)の例①、②のいずれにおいても同様であると考えられる。

なお、通行地役権は、他人の土地を通行の目的のために使用することのできる用益物権であり、他の物権と同様、設定行為とは別に、時効により取得することも可能である（民法第283条）。

(3) 通行地役権の内容及び効力

ア 地役権の内容及び効力は、設定行為により定められる。承役地所有者が、設定行為又は設定後の契約によって、自己の費用で通行地役権行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担したときは、これに従って工作物の設置・修繕をしなければならない（民法第286条参照）。

相互持合型私道に設定される通行地役権は、私道敷となっている土地全体が通行地役権の目的として提供されているところ、デベロッパーが分譲の際に相互持合型私道を開設する場合には、当該私道は、公道に至るまでの通行経路としてだけでなく、宅地に居住する者の生活に必要なライフラインの設置経路として設計されることが多い。このような場合には、分譲時点で、上水道や下水道の導管が私道敷の地中に設置され、電柱が地上に設置されていることになる。

このような相互持合型私道においては、地役権の内容は、通行のみならず、ライフラインの導管等の設置・利用を含むことになるのが通常である。

イ 要役地所有者は、一般に、地役権に基づき、設定行為により定められた目的の達成のために必要な限度で、承役地を使用することを承役地所有者に受忍させることができる。

例えば、相互持合型私道における承役地に損傷が生じ、通行に支障を来した場合には、要役地所有者は、通行の目的を果たすため、道路補修工事

を実施することができると考えられる。

3 団地の法律関係

(1) 共同所有型私道と団地

共同所有型私道においては、前記1(2)のとおり、分譲の際に私道が設けられ、これに接する各宅地所有者が共有持分を取得することが多く、私道とこれと接する各宅地とは、一団の土地を形成していると見ることが可能である。このような各宅地と共同所有型私道に関しては、民法の特例である建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2章の「団地」に関する規定が適用されることがあると考えられるため、これについて解説しておく。

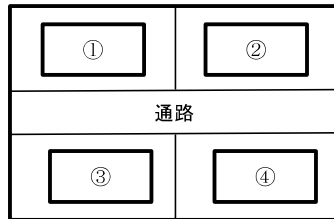
区分所有法の団地に関する規定が適用されるためには、①一団地内に数棟の建物があること、②その団地内の土地（これに関する権利を含む。）等が①の建物の所有者の共有に属するという関係があることが必要である（同法第65条）。

ここでいう「一団地」とは、客観的に一区画をなしていると思われる土地の区域であるとされているところ、共同所有型私道とこれに接する各宅地とは、客観的に一区画をなしていると認められる場合がある。また、その区画内にある建物は、区分所有建物であっても、それ以外の戸建て建物であってもよく、区分所有建物とそれ以外の建物が混在して構成される場合もあるとされているところ、団地内の私道がそれらの建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する共同所有型私道の場合には、区分所有法が適用されることになる。

なお、建物の区分所有関係と異なり、特に戸建て建物が介在する団地関係においては、関係者が団地関係にあることを認識していないことも少なからずあると考えられる。団地内で規約を定めるなどの特段の措置を講じていない限りは、民法の共有に関する規律の適用が排除されるものではないと考えられる。

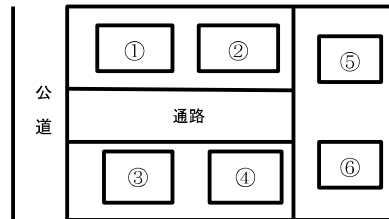
上記①及び②の要件をみたまのとして、次のようなものが考えられる。

第1パターン



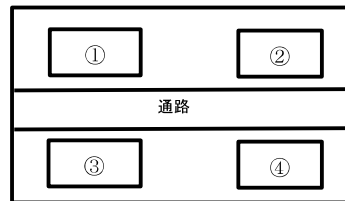
各棟の敷地の所有関係は各棟ごとに区分されている（各棟が区分所有建物であれば、それぞれ各棟の区分所有者のみの共有になっている）が、通路部分の土地が全棟の所有者の共有に属する場合

第2パターン



各棟の敷地の所有関係は各棟ごとに区分されており、①～⑥の建物の所有者が通路部分の土地を共有している場合

第3パターン



①、②の建物の敷地はその建物の所有者全員が共有し、③、④の建物の敷地はその建物の所有者全員が共有し、かつ、通路部分の土地は①～④の建物の所有者全員が共有している場合

(2) 団地における法律関係と共同所有型私道の工事への活用

区分所有法上の団地に該当する場合には、団地内建物の所有者（区分所有者を含む。以下「団地建物所有者」という。）は、法律上当然に、全員で、その団地内の共有土地等の管理を行うための団体（いわゆる団地管理組合）を構成する。そして、団地管理組合においては、区分所有法の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができることとされている（区分所有法第65条）。

その趣旨は、マンションなどの区分所有建物における管理組合と同様、団地建物所有者は、団地内の土地等を共有し、共同使用するものであるから、共有する土地等を管理するに当たっては、団体的拘束に服させることが相当と考えられることにある。

そして、共同所有型私道とこれに接する宅地が一団地をなす場合には、私道の工事につき、集会を開いて決議をする制度を活用することで、円滑な工事の実施につなげることができる。

すなわち、民法によれば、共有物の変更は、共有者の全員の同意によることが必要となる（民法第251条）。

これに対し、団地管理組合関係のもとでは、土地の形状又は効用の著しい変更を伴う場合であっても、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決することができる（区分所有法第66条において準用する同法第17条、第18条）。

したがって、共同所有型私道とこれに接する宅地が客観的に見て一団地を構成する場合には、私道の工事が民法上の共有物の変更に当たるときであっても、所定の手続を経れば、一定の多数決で施工することが可能となり、私道共有者の一部が所在不明である場合にも対応できると考えられる。

(3) 団地管理組合の集会の手続（【図1】参照）

共同所有型私道を含む団地関係においては、規約が定められていたり、管理者が置かれたりすることはまれであると考えられる。

そこで、以下では、規約も管理者もない団地において、共同所有型私道の共有者の一部が所在不明であるために、共有物の変更を伴う工事につき、共有者全員の承諾が得られない場合の集会の手続について概説する（以下で引用した区分所有法の規定は、同法第66条において準用されているものである。）。

ア 集会の招集

団地建物所有者の5分の1以上で議決権（＝私道の持分割合）の5分の1以上を有するものは、集会を招集することができる（第34条第5項）。

集会の招集通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事

項を示して、各団地建物所有者に発しなければならず（第35条第1項）、会議の目的たる事項が、共有物の形状又は効用の著しい変更を伴うものであるときは、その議案の要領をも通知しなければならない（同条第5項）。

なお、招集通知は、団地建物所有者の所有する建物が所在する場所に宛ててすれば足り、招集通知は、通常それが到達すべき時に到達したものとみなされる（同条第3項）。

イ 集会の決議

(ア) 集会においては、集会を招集した団地建物所有者の一人が議長となる（第41条）。

(イ) 集会においては、招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる（第37条第1項）。

(ウ) 共同所有型私道の形状又は効用の著しい変更を伴わない場合は、土地の管理に関する事項（第18条第1項）とされ、これに関する集会の議事は、団地建物所有者及び議決権（＝私道の持分割合）の各過半数で決する（第39条第1項）。すなわち、団地建物所有者の頭数の過半数と共有物である私道の持分割合の過半数の両方を満たす必要があり、例えば、団地建物所有者がA、B、C、Dの4名である場合に、私道の持分割合がA、B、Cが各12分の1、Dが4分の3であるときには、A、B及びCの賛成があるだけでは、団地建物所有者の頭数において過半数であるにとどまり、議決権の過半数が得られていないため、決議は成立しない。

他方、共同所有型私道の形状又は効用の著しい変更を伴う場合においては、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数により、集会の決議で決する（第17条第1項）。

これらの場合において、土地の管理・変更が建物の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その建物の所有者の承諾を得なければならない（同条第2項、第18条第3項）。

(エ) また、団地内にある建物が複数人の共有となっている場合には、共有者のうち一名を議決権を行使する者として定めなければならない（第40条）。

なお、議決権の行使は、書面又は代理人によることが可能であり、遠方に居住する団地建物所有者は、書面により議題に対する意思表示をすることができ、また、代理人を選任し、代理人による議決権の行使が可能である（第39条第2項）。

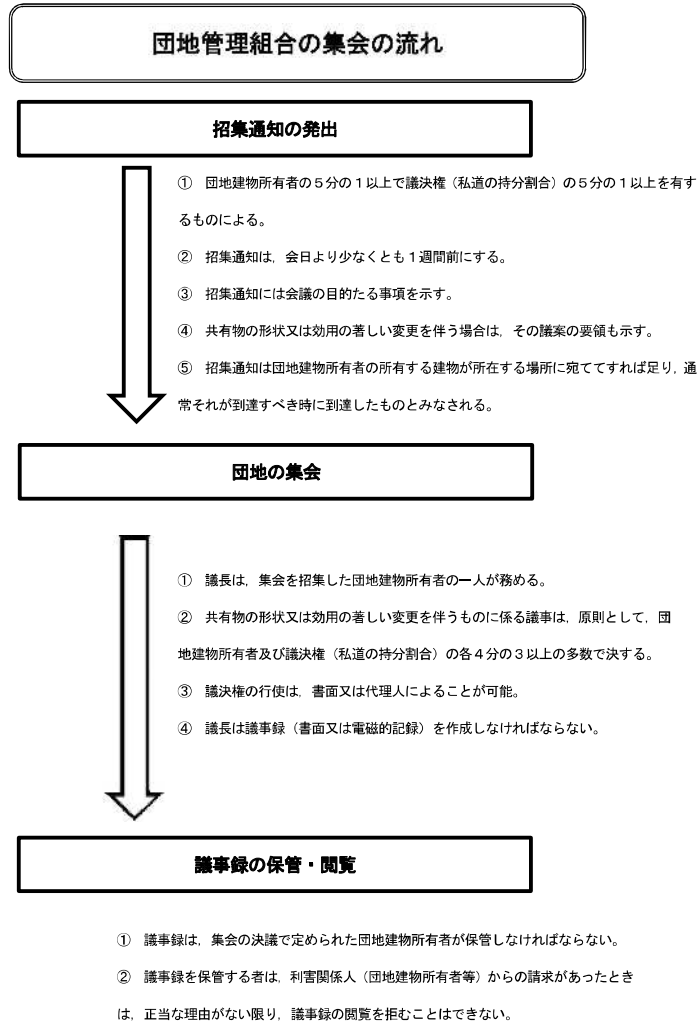
(オ) 上記のとおり、区分所有法上、団地内の共有土地の変更が、その形状又は効用の著しい変更を伴うものかどうかで決議の要件が異なるが、実

務上、共有私道に加える行為が、著しい変更を加えるものかどうかの判断がつきにくいことも少なくない。そこで、所在不明者の持分割合が比較的小さく、他の共有者の賛成で4分の3以上の同意を得られることが確実であれば、上記アで説明したとおり、招集通知に議案の要領（共有私道に著しい変更を加えるその内容）を通知し、上記の多数決による決議を行うことも考えられる。

ウ 議事録の作成・保管・閲覧

集会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない（第42条第1項）、議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載・記録しなければならない（同条第2項）。議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に参加した団地建物所有者の二人が署名押印しなければならない（同条第3項）。そして、①作成された議事録は、集会の決議で定められた団地建物所有者が保管しなければならない（同条第5項、第33条第1項）、その保管をする者は、利害関係人（団地建物所有者等）からの請求があったときは、正当な理由がない限り、議事録の閲覧を拒むことはできない（第42条第5項、第33条第2項）。

【図1】



4 財産管理制度等

私道の工事を行おうとする場合に、所有者（共有者）の全員の同意を要する場合や共有者の持分の過半数の同意を要する場合がある。このような場合において、同意を得る必要がある所有者（共有者）の一部の所在が不明であったり、所有者（共有者）の一部が死亡し、その者に相続人のあることが明らかでないために、必要な同意を得ることが困難であったりするときには、財産管理制度を利用し、家庭裁判所により選任される財産管理人から私道の工事等に関する同意を得ることが考えられる。

財産管理制度には、①不在者財産管理制度、②相続財産管理制度がある。

以下では、財産管理制度の概要及び手続について紹介する¹。

(1) 不在者財産管理制度

ア 制度の概要

不在者財産管理制度は、住所や居所を去って容易に戻る見込みのない者（不在者）がいる場合に、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が財産管理人の選任等財産の管理について必要な処分をして、不在者の財産の管理を行う制度である（民法第25条以下）。

イ 要件等

私道の所有者（共有者）の一部について、不在者財産管理制度を利用するためには、その者が「住所や居所を去って容易に戻る見込みのない者」である必要がある。

不在者は、生死不明であるか否かを問わない。生死不明の者であっても、死亡が証明されるか、失踪宣告（民法第30条）を受けるまでは、不在者に当たる。

不在者財産管理人の選任を請求することができるのは、利害関係人又は検察官である（民法第25条第1項）。利害関係人とは、法律上の利害関係を有する者であり、不在者の財産が法律上管理されることにつき実益を有する者であれば、法律上の利害関係があるといえる。利害関係があるか否かについては、最終的には家庭裁判所により判断されることとなるが、共同所有型私道の工事を行う際に管理に関する事項を定めたり、変更行為を行ったりする場合や、相互持合型私道について工事を行う場合に、同意を得ることが必要な所有者（共有

¹ 国土交通省・所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）」39頁以下に、財産管理制度の利用に当たった詳細な情報が掲載されているので、あわせて参照されたい。

者)が不在者である場合には、一般に、工事の実施を希望する他の所有者(共
有者)は、利害関係人に該当するものと考えられる。

ウ 手続の流れ

不在者財産管理事件の手続の流れは、【図2】のとおりである。

(ア) 財産管理人の選任申立て

不在者財産管理人の選任の申立ては、不在者の従来の住所地又は居所地を
管轄する家庭裁判所に申立てを行う必要がある(家事事件手続法第145条)。
従来の住所地及び居所地がいずれも不明である場合には、財産の所在地を管
轄する家庭裁判所又は東京家庭裁判所が管轄裁判所となる(家事事件手続法
第7条、家事事件手続規則第6条)。

不在者財産管理人の選任を申し立てる際には、不在者が不在となった経緯
や帰来の可能性、申立人の利害関係の内容等を記載した申立書を提出する。
申立添付資料として、一般には、不在者の戸籍謄本、不在者の戸籍附票写し、
不在の事実を証する資料(宛所に尋ね当たらないとの理由で返戻された不在
者宛ての手紙、警察署長の発行する行方不明者届受理証明書等)、不在者の
財産に関する資料(不動産登記事項証明書等)、申立人の利害関係を証する
資料(共有私道の不動産登記事項証明書等)等の提出が求められる。

なお、申立ての際に、管理人の報酬を含む財産の管理に要する費用の予納
を不在者の財産から賄うことができないことが見込まれる場合には、家庭裁
判所の判断により、管理費用の予納を命じられる。

(イ) 管理人による財産の管理

家庭裁判所により不在者財産管理人が選任された場合、不在者財産管理人
が不在者の財産の管理を行うこととなるため、私道の工事等を行う場合にお
いて、不在者である所有者(共有者)の同意を得る必要があるときには、不
在者財産管理人による同意を得ることにより、工事等を行うことができるよ
うになる。

もっとも、不在者財産管理人の権限は、原則として保存行為及び利用又は
改良を目的とする行為に限定されている(民法第28条、第103条)。不在者
財産管理人が、このような権限を超える行為を行う必要がある場合には、家
庭裁判所の許可を得る必要がある。したがって、私道について所有者(共有
者)の全員の同意が必要となるような工事を行う際には、一般には、不在者
財産管理人は家庭裁判所の許可を得る必要がある。権限外行為に当たるか否
かについて疑義がある場合には、家庭裁判所に許可を受ける必要があるか

否か相談することが望ましい。

(ウ) 不在者財産管理人による管理の終了

家庭裁判所は、①不在者が財産を管理することができるようになったとき、
②管理すべき財産がなくなったとき、③その他財産の管理を継続することが
相当でなくなったときは、不在者、不在者財産管理人若しくは利害関係人の
申立てにより又は職権で、不在者財産管理人の選任その他の不在者の財産の
管理に関する処分の取消しの審判をしなければならないこととされている
(家事事件手続法第147条)。③の「財産の管理を継続することが相当でなく
なったとき」とは、不在者の死亡が明らかになった場合や、不在者の財産の
管理の必要性や財産の価値に比して管理の費用が不相当に高額になるよう
な場合等をいうものとされている。

(2) 相続財産管理制度

ア 制度の概要

相続財産管理制度は、相続人のあることが明らかでないときに、利害関係人又
は検察官の請求により、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続人を捜索し
つつ相続財産を管理・清算し、最終的には残余財産を国庫に帰属させる制度であ
る(民法第952条以下)。

イ 要件等

相続財産管理制度を利用するためには、私道の所有者(共有者)の一部が死亡
した場合において、その者に「相続人のあることが明らかでないとき」に該当す
る必要がある(民法第951条、第952条第1項)。

「相続人のあることが明らかでないとき」の例としては、戸籍上相続人がいな
い場合、戸籍上最終順位の相続人が全員相続放棄をしている場合等が挙げられる。

相続財産管理人の選任を請求することができるのは、利害関係人又は検察官で
ある(民法第952条第1項)。利害関係人とは、相続財産について法律上の利害
関係を有する者である。利害関係があるか否かについては、最終的には家庭裁判
所により判断されることとなるが、共同所有型私道の工事を行う際に管理に関す
る事項を定めたり、変更行為を行ったりする場合や、相互持合型私道について工
事を行う場合に、同意を得ることが必要な所有者(共有者)が死亡し、その相続
人のあることが明らかでない場合には、一般に、工事の実施を希望する他の所有
者(共有者)は、利害関係人に該当するものと考えられる。

ウ 手続の流れ

相続財産管理事件の手続の流れは、【図3】のとおりである。

(ア) 相続財産管理人の選任申立て

相続財産管理人の選任の申立ては、相続が開始した地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所に申立てを行う必要がある（家事事件手続法第203条第1号）。

相続財産管理人の選任を申し立てる際には、「相続人のあることが明らかでないこと」や利害関係の内容等を記載した申立書を提出する。申立添付資料として、一般には、相続人が存在しないことを証するための資料（被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍〔除籍、改製原戸籍〕謄本、被相続人の父母の出生時から死亡時までの全ての戸籍〔除籍、改製原戸籍〕謄本、被相続人の子〔及びその代襲者〕で死亡している者がある場合、その子〔及びその代襲者〕の出生時から死亡時までの全ての戸籍〔除籍、改製原戸籍〕謄本、被相続人直系尊属の死亡の記載のある戸籍〔除籍、改製原戸籍〕謄本、被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までの全ての戸籍〔除籍、改製原戸籍〕謄本、相続人が相続放棄をしている場合には相続放棄の申述が受理されたことを証する資料）、被相続人の財産に関する資料（不動産登記事項証明書等）申立人の利害関係を証する資料等の提出が求められる。

なお、申立ての際に、管理人の報酬を含む財産の管理に要する費用の予納を相続財産から賄うことができないことが見込まれる場合には、家庭裁判所の判断により、管理費用の予納を命じられる。

(イ) 相続財産管理人による財産の管理

家庭裁判所により相続財産管理人が選任された場合、相続財産管理人が相続財産の管理を行うこととなるため、私道の工事等を行う場合において、同意を得る必要がある者が死亡し、その相続人のあることが明らかでないときには、相続財産管理人による同意を得ることにより、工事を行うことができるようになる。

もっとも、相続財産管理人の権限は、原則として保存行為及び利用又は改良を目的とする行為に限定されている（民法第953条、第28条、第103条）。相続財産管理人が、このような権限を超える行為を行う必要がある場合には、家庭裁判所の許可を得る必要がある。したがって、私道について所有者（共有者）の全員の同意が必要となるような工事を行う際には、一般には、相続財産管理人は家庭裁判所の許可を得る必要がある。権限外行為に当たるか否かについて疑義がある場合には、家庭裁判所に許可を受ける必要があるか否

か相談することが望ましい。

また、相続財産管理制度は、不在者財産管理制度とは異なり、相続財産を清算する手続であるため、相続財産管理人が選任された後、清算のための手続が行われる。家庭裁判所が相続財産管理人を選任した旨を公告した後、2か月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産管理人は、相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内に（2か月以上の期間）請求の申出をすべき旨を公告する（民法第957条第1項）。この公告期間の満了後、なお相続人のいることが明らかでない場合には、家庭裁判所が、相続人があるならば一定期間内（6か月以上の期間）にその権利を主張すべき旨を公告する（民法第958条）。相続財産管理人は、相続財産を調査し、相続債権者等に対して弁済をする等の清算手続を行った後、特別縁故者からの相続財産分与の申立てがあれば、分与について判断した上で、残余財産があった場合には、残余財産を国庫に帰属させることになる（民法第959条）。

(ウ) 相続財産管理人による管理の終了

①相続人が財産を管理することができるようになったとき、②管理すべき財産がなくなったとき、③その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、相続財産管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分取消しの審判をしなければならないこととされている（家事事件手続法第208条、第125条第7項）。

(3) 法人の場合

同意を得る必要がある所有者（共有者）が解散した法人であり、清算人となる者がいないため、必要な同意を得ることが困難な場合には、私道の工事を行おうとする者は、利害関係人の申立てに基づいて裁判所が選任した清算人から、私道の工事に関する同意を得ることが考えられる。

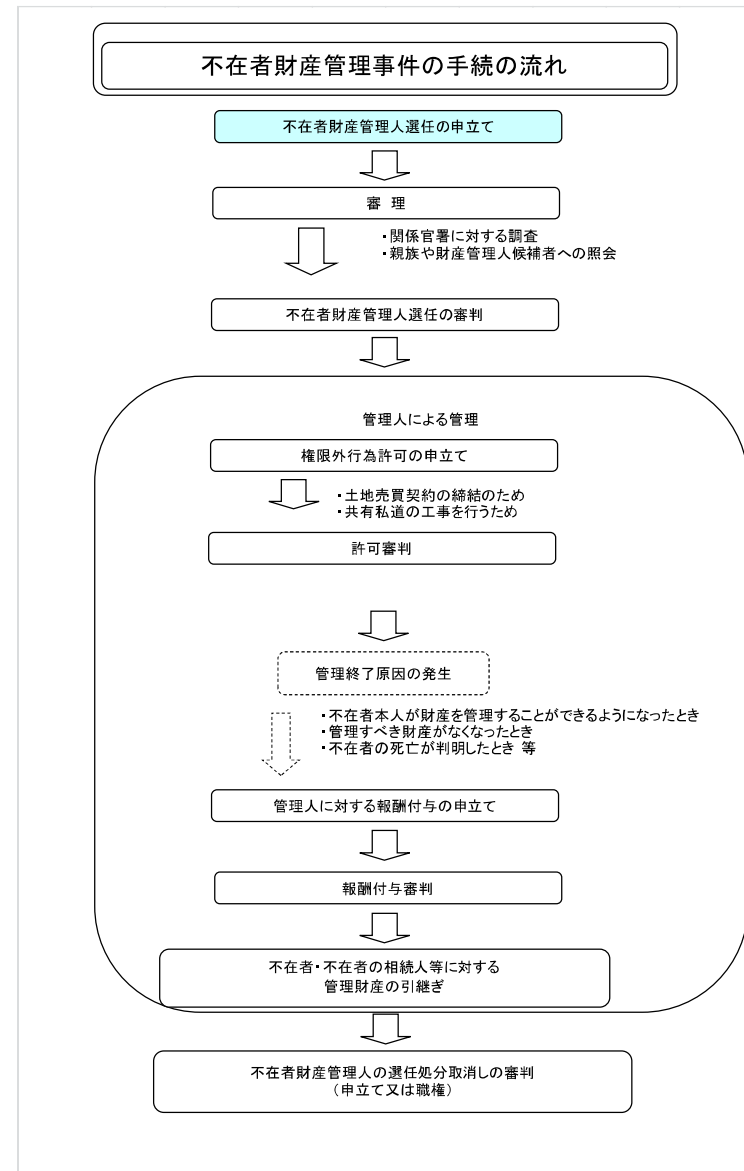
法人には、株式会社、一般社団・財団法人等があり、これらの法人が解散した場合には、原則として、各法人について規定された法律に基づき、清算手続が開始されることとなる（会社法第475条第1項等）。

法律上定められた清算人となる者（株式会社の場合には、取締役、定款で定める者、株主総会の決議によって選任された者）がいない場合には、利害関係人の申立てにより、裁判所が清算人を選任する（会社法第478条第2項）。

清算人が選任されると、清算人の申請に基づき、法人の登記簿に清算人の登記がされる。清算人は、原則として、清算法人を代表するため（会社法第483条第

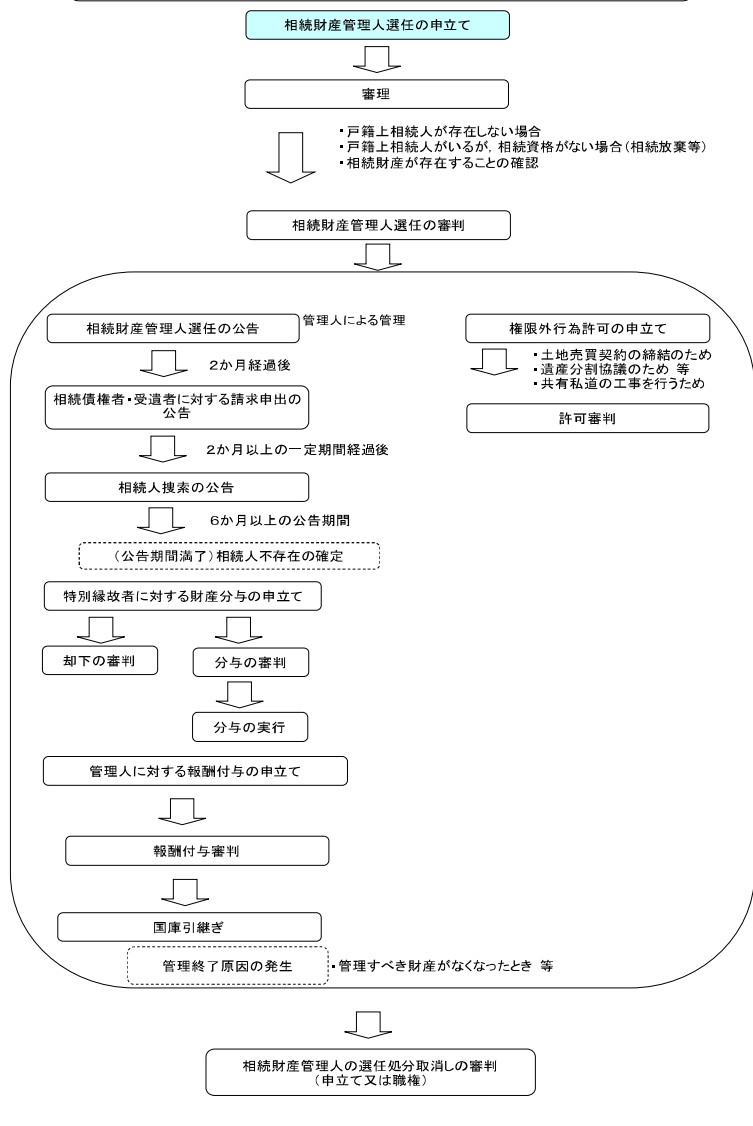
1項等), 私道の工事を行おうとする者は, 清算人の同意を得て工事を行うことができる。清算人が清算に関する業務を行い, 清算法人について, 清算の事務が終了して清算が終了すると, 清算人の申請に基づき清算終了の登記が行われ, これにより, 当該法人の登記記録は, 閉鎖される。なお, 清算終了の登記がされた法人であっても, 当該法人名義の土地が存在するなど残余財産があることが判明した場合には, 残余財産の分配等の清算手続を行うため, 裁判所に清算人の選任の申立てを行うことが可能であると解されている。

【図2】



【図3】

相続財産管理事件の手の流れ



第3章 ケーススタディ

地方公共団体やライフライン事業者からのヒアリング調査の結果、私道に関する工事の支障事例として様々な事例が収集された。これらの事例を大別すると、①私道の舗装に関する事例、②ライフラインに関する事例、③その他の事例に整理することができる。

以下では、上記①～③の類型ごとに法律関係を検討し、各種工事の実施のために同意が必要な範囲につき、基本的な考え方を示すこととする。

なお、舗装工事、ライフラインに関する工事等において、私道の舗装を剥がしたり、新しく配水管を設置した後に再舗装をしたりする際には、その限度で私道の利用を一時的に制限することになるため、実務上は、工事事業者等から、私道の所有者(共有者)に対し、通知をするなどの措置を講じて、工事の円滑を図ることが重要と考えられる。

1 私道の舗装に関する事例

事例1 舗装の陥没事例(共同所有型)

○ 共同所有型私道の一部が陥没し、補修工事が必要となったが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和56年私道築造(砂利道)
- ・平成3年にアスファルト舗装
- ・延長17m, 幅約4m
- ・路面が陥没しており、通行に支障が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有している(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・陥没部分の穴を塞いだ上で、路面をアスファルトで部分的に再舗装(4m×4m=16㎡)
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施
- ・②及び③は工事に賛成

【概略図】



事例1 舗装の陥没事例(共同所有型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道として利用されている。
- アスファルト道の路面が陥没し、通行に支障が生じており、通行人が陥没部分につまずく危険もある。
- 陥没部分の穴を塞ぎ、アスファルトで再舗装して陥没前と同様の状態に修復する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、②及び③の共有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 上記のように地方公共団体の助成制度の対象となる材質・施工方法により、舗装されたアスファルト道に生じた陥没部分の穴を塞ぎ、アスファルトで再舗装する補修工事は、一般的には、共有物の現状を維持する保存行為に当たる。したがって、各共有者が単独で補修工事を行うことができるため、②や③の共有者が補修工事を行う場合には、民法上、①の共有者の同意を得る必要はない(民法第252条ただし書)。

事例2 舗装の陥没事例(相互持合型)

○ 相互持合型私道の一部が陥没し、補修工事が必要となったが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和56年私道築造(砂利道)
- ・平成3年にアスファルト舗装
- ・延長17m, 幅約4m
- ・①所有の路面が陥没しており、通行に支障が生じている

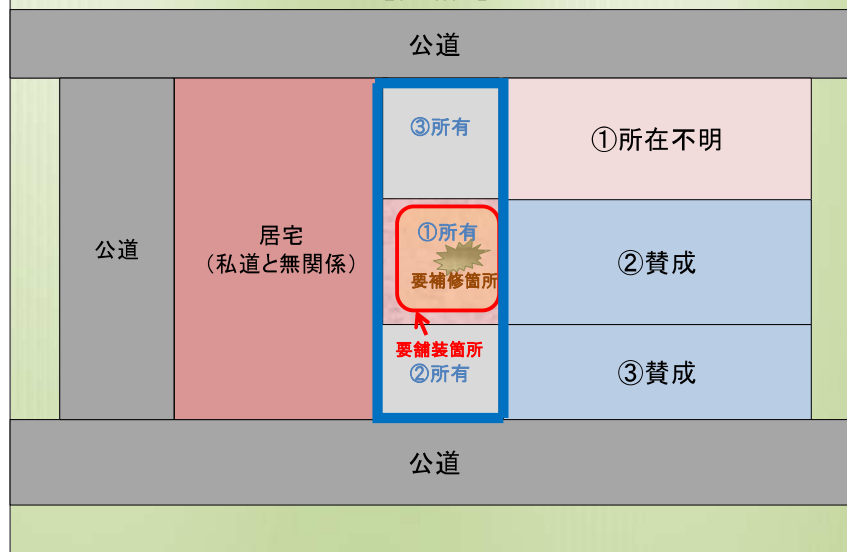
2. 権利関係等の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～③が各1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・陥没部分の穴を塞いだ上で、①所有の路面をアスファルトで部分的に再舗装(4m×4m=16㎡)
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施
- ・②及び③は工事に賛成

【概略図】



事例2 舗装の陥没事例(相互持合型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道として利用されている。
- アスファルト道の路面が陥没し、通行に支障が生じており、通行人が陥没部分につまずく危険もある。
- 陥没部分の穴を塞ぎ、アスファルトで再舗装して陥没前と同様の状態に修復する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、②及び③の所有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有する宅地部分を要役地とし、他の者が所有する私道敷を通行のための承役地とする地役権が相互に黙示的に設定(民法第280条)されていることが多い。
- 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者(②及び③の所有者)は、地役権の目的に応じて、承役地(①の私道敷部分)を利用することができる。
- 本事例のように、舗装され、全面を通路として使用される私道については、要役地所有者は、その全体を通路として自由に使用できると考えられるところ(最高裁判所平成17年3月29日第三小法廷判決・裁判集民事216号421頁参照)、一部に陥没が生じて通行が阻害されている場合には、要役地所有者(②及び③の所有者)は、承役地所有者(①の所有者)の同意がなくても、私道全体の通行を確保するために補修工事を実施することができると考えられる。
- なお、①所有の私道敷部分が複数の共有者により構成されている場合で、その一部が所在不明であるときに、①所有の私道敷部分の陥没部分の穴を塞いだ上で、路面を部分的に再舗装する場合については、当該筆のみに着目して【事例1】と同様に処理する選択肢もあると考えられる。

事例3 全面再舗装事例(共同所有型)

- 路面の一部に段差が生じ、全体的に老朽化している共同所有型私道全体につき、アスファルト舗装工事をやりたいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例'

1. 私道の概要

- ・平成15年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m(最狭箇所幅3.2m)
- ・アスファルトの一部に段差が生じ(下図の模様部分)、通行に支障が生じている
- ・アスファルト舗装が全体的に老朽化しており、段差が生じた部分以外にも、近い将来、通行に何らかの支障が生じるおそれがある

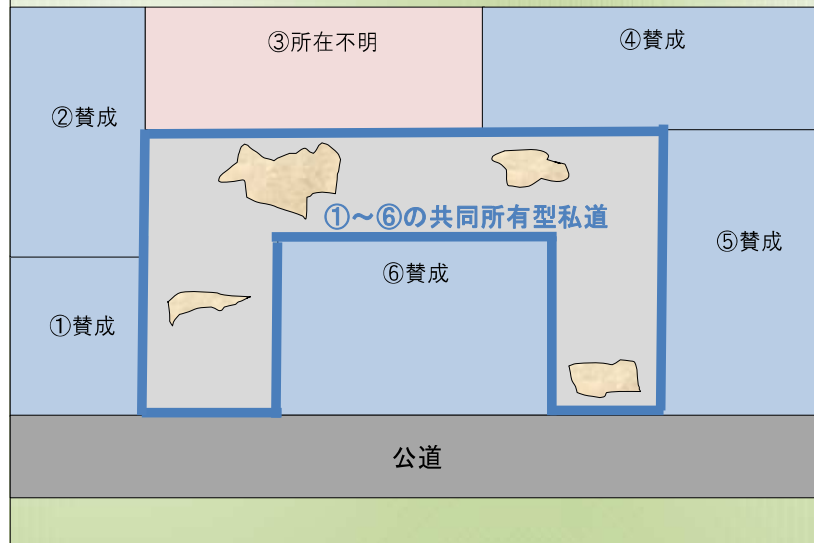
2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑥が共有(共有持分は各6分の1, ③は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は, ①, ②, ④～⑥
- ・路面をアスファルトで全面再舗装
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施

【概略図】



事例3 全面再舗装事例(共同所有型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道として利用されている。
- アスファルトの一部に段差が生じ、通行に支障が生じており、通行人がつまづく危険もある。
- アスファルト舗装が全体に老朽化し、段差が生じた部分以外にも、近い将来、通行に何らかの支障が生じることが予想され、段差をなくす工事を機に全面的に再舗装することが合理的である。
- 段差をなくすとともに、支障発生を予防するために、アスファルトで全面の再舗装を行う。
- 工事の実施主体は, ①, ②, ④～⑥の共有者である。
- 地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 舗装されたアスファルト道の一部に段差が生じ、その部分についてのみ補修工事をするのは、一般的には、共有物の現状を維持する保存行為に当たる(【事例1】参照)。
- 他方、段差部分だけでなく、現時点で通行に支障がなく、道路としての機能に問題がない部分を、近い将来に生じ得る支障を予防するために全面的に再舗装工事を行うことは、全体として、共有物を改良する行為であると考えられるから、一般的には、共有物の管理に関する事項に当たる(民法第252条本文)。したがって、持分の価格に従い、その過半数の共有者の同意により、再舗装工事を行うことができるから、③以外の共有者の同意に基づいて、工事を行うことができるものと考えられる。
- なお、段差部分以外のアスファルトの老朽化が進み、早晚陥没が生じることが予想されるような具体的徴候がある場合に、地方公共団体の助成制度の対象となる材質・施工方法により再舗装工事を行うときには、一般的には、共有物の現状を維持する保存行為に当たるものと考えられる。したがって、このような場合には、各共有者が単独で補修工事を行うことができるものと考えられる(民法第252条ただし書)。

事例4 全面再舗装事例(相互持合型)

- 路面の一部に段差が生じ、全体的に老朽化している相互持合型私道の全体につき、アスファルト舗装工事を行いたいが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

- ・平成15年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m、幅4m(最狭箇所幅3.2m)
- ・アスファルトの一部に段差が生じ(下図の様相部分)、通行に支障が生じている
- ・アスファルト舗装が全体的に老朽化しており、段差が生じた部分以外にも、近い将来、通行に何らかの支障が生じるおそれがある

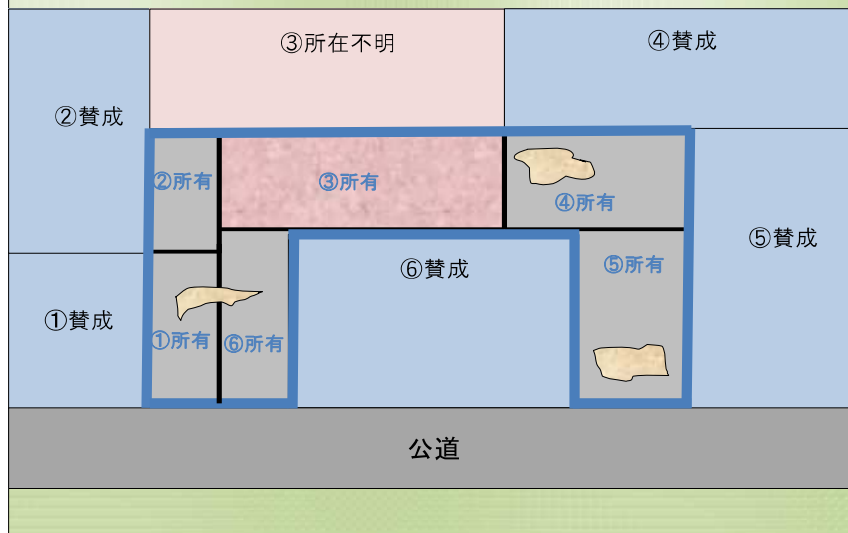
2. 権利関係等の概要

- ・6筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑥が1筆ずつ所有(③は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の主体は①, ②, ④～⑥
- ・路面をアスファルトで全面再舗装
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施

【概略図】



事例4 全面再舗装事例(相互持合型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道として利用されている。
- ①, ④～⑥の所有者が所有する私道部分のアスファルトに段差が生じ、通行に支障が生じており、通行人がつまづく危険もある。
- アスファルト舗装が全体に老朽化し、段差が生じた部分以外にも、近い将来、通行に何らかの支障が生じることが予想され、段差をなくす工事を機に全面的に再舗装することが合理的である。
- 段差をなくすとともに、路面を強化するために、③の所有者が所有する私道部分も含め、アスファルトで全面の再舗装を行う。
- 工事の実施主体は、①, ②, ④～⑥の所有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有する宅地部分を要役地とし、他の者が所有する私道部分を通行のための承役地とする地役権が相互に黙示的に設定(民法第280条)されていることが多い。
- 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者(③の所有者以外の所有者)は、地役権の目的に応じて、承役地(③の所有する私道敷部分)を利用することができるが、通行を目的とする地役権の場合、承役地所有者は、要役地所有者による通行を受忍すべき義務を負うにとどまる。
本事例では、通行に支障があるのは、①, ④～⑥の所有者が通路として提供している部分のみであり、③の所有者が提供している部分については、通行に支障がなく、通行地役権の行使自体に支障はないから、特段の事情がない限り、承役地所有者が、再舗装工事を受忍すべき義務を負うと考えることは困難である。
したがって、再舗装に賛成している土地所有者が通路として提供している部分については再舗装工事を行うことができるものの、③の所有者が通路として提供している部分については、再舗装を行うことができない。
ただし、③の所有者が提供している部分についても、アスファルトの老朽化が進み、早晚陥没が生ずることが予想されるような具体的兆候がある場合には、要役地所有者による通行を保全するため、承役地所有者が再舗装工事を受忍すべき義務を負うことがあり得ると考えられる。
- もっとも、①, ②, ④～⑥の所有者は、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から③の所有者が通路として提供している部分の再舗装についての同意を得ることにより、私道全面の再舗装を行うことができると考えられる。
- なお、③所有の土地が複数の共有者により構成されている場合で、その一部が所在不明であるときには、【事例3】と同様、共有者の過半数で決することにより再舗装することができると考えられる。

事例6 新規舗装の事例(相互持合型)

- 砂利道である相互持合型私道につき、アスファルト舗装工事を行いたいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

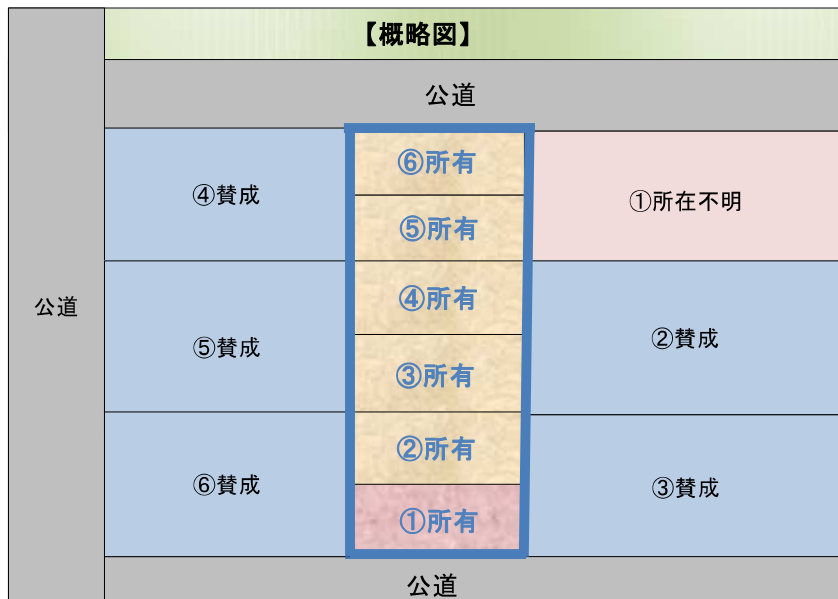
- ・昭和41年築造(砂利道)
- ・延長20m, 幅4m
- ・歩道として利用され、通行に特段支障はない

2. 権利関係等の概要

- ・6筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を6名が1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②～⑥
- ・車道としての利用を容易にするため、路面全体をアスファルトで新規舗装
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施



事例6 新規舗装の事例(相互持合型)

事例のポイント

- 未舗装の砂利道として利用されている。
- 歩道として利用され、通行に特段支障はないが、車道としての利用を容易にするため、砂利道をアスファルト舗装する。
- 工事の実施主体は、②～⑥の所有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有する宅地部分を要役地とし、他の者が所有する私道部分を通行のための承役地とする地役権が相互に黙示的に設定(民法第280条)されていることが多い。
- 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者(①の所有者以外の所有者)は、地役権の目的に応じて、承役地(①の所有する私道敷部分)を利用することができるが、通行を目的とする地役権の場合、承役地所有者は、要役地所有者による通行を受忍すべき義務を負うにとどまる。
- 未舗装の道路としての通行に支障がない以上、他の者が所有する部分について所有者の承諾なく路面をアスファルトに新規舗装する工事を行うことはできない。
本事例では、①の所有者の所有する土地についてはアスファルト舗装をすることができず、アスファルト舗装に賛成している土地所有者(①の所有者以外の所有者)が通路として提供している部分については、アスファルト舗装することが可能であるものの、①の所有者が通路として提供している部分については、舗装工事を行うことができない。
- なお、②～⑥の所有者は、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から、私道整備のアスファルト舗装についての同意を得ることにより、私道の整備を行うことができると考えられる。
- また、①が複数の共有者により構成されている場合で、その一部が所在不明であるときに、①の私道部分を新規にアスファルト舗装する場合については、【事例5】と同様、共有者全員の同意がない限り、新規舗装できないと考えられる(この場合には、区分所有法の団地の規定は適用されないと考えられる)。

事例7 側溝再設置の事例 ～L形側溝付近のみ再舗装(共同所有型)

○ 共同所有型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面の一部をアスファルトで再舗装する必要があるが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、コンクリートの基礎がなく、段差が生じている

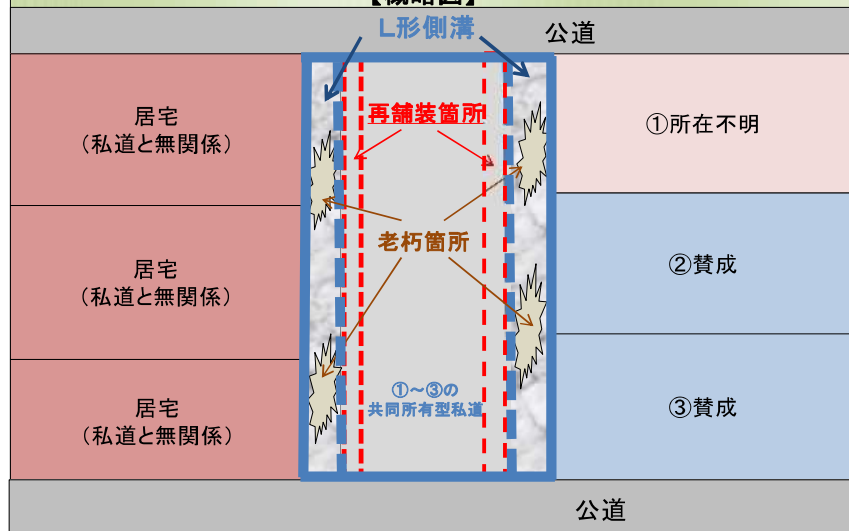
2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を ①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度(各幅30cm程度)のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、コンクリートで基礎を作って新たなL形側溝を設置し、必要な限度(下図赤点線内)で再舗装する

【概略図】



事例7 側溝再設置の事例

～L形側溝付近のみ再舗装(共同所有型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道にL形側溝が設置された状態で利用されている。
- L形側溝が老朽化して陥没し、段差が生じており、通行人がつまづく危険もある。
- L形側溝を取り替えるためには、L形側溝付近の部分のアスファルトをいったん剥がした上で再舗装する必要がある。
- L形側溝を取り替えるとともに、必要な範囲で周囲のアスファルトの路面を再舗装する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、②及び③の共有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となる施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- L形側溝が老朽化して陥没し、段差が生じており、通行に危険が生じるなど、私道の機能に支障が生じている場合に、地方公共団体の助成制度の対象となる材質・施工方法によりL形側溝の取替え及び取替えに必要な限度でL形側溝付近の部分のアスファルトをいったん剥がして再舗装する行為は、一般に、私道の現状を維持する行為として、共有物の保存行為に該当するものと考えられる。
- 本事例では、各共有者が単独で補修工事を行うことができるため、②や③の共有者が補修工事を行う場合には、民法上、①の共有者の同意を得る必要はない(民法第252条ただし書)。

事例8 側溝再設置の事例

～L形側溝付近のみ再舗装(相互持合型)

○ 相互持合型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面の一部をアスファルトで再舗装する必要があるが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

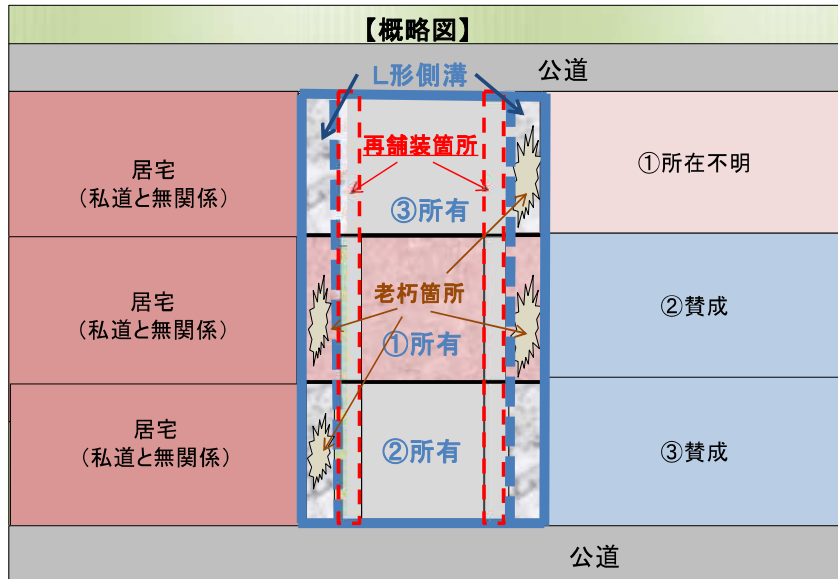
- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、コンクリートの基礎がなく、段差が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を3名が1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度(各幅30cm程度)のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、コンクリートで基礎を作ってL形側溝を設置し、必要な限度(下図赤点線内)で再舗装する



事例8 側溝再設置の事例

～L形側溝付近のみ再舗装(相互持合型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道にL形側溝が設置された状態で利用されている。
- L形側溝が老朽化して陥没し、段差が生じており、通行人がつまづく危険がある。
- L形側溝を取り替えるためには、L形側溝付近の部分のアスファルトをいったん剥がした上で再舗装する必要がある。
- L形側溝を取り替えるとともに、必要な範囲で周囲のアスファルトの路面を再舗装する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、②及び③の所有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となる施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有する宅地部分を要役地とし、他の者が所有する私道部分を通行のための承役地とする地役権が相互に黙示的に設定(民法第280条)されていることが多い。
- 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者(②及び③の所有者)は、地役権の目的に応じて、承役地(①の所有する私道敷部分)を利用することができる。
- 本事例のように、舗装され、全面を通路として使用される私道については、要役地所有者は、その全体を通路として自由に使用できると考えられるところ(最高裁判所平成17年3月29日第三小法廷判決・裁判集民事216号241頁参照)、道路の端であるとはいえ、L形側溝の一部に段差が生じて通行が阻害されている場合には、要役地所有者(②及び③の所有者)は、承役地所有者(①の所有者)の同意がなくても、私道全体の通行を確保するために、補修工事を実施することができると思われる。
- 本事例の工事内容は、地方公共団体の助成制度の対象となる材質・施工方法によりL形側溝の取替え及び取替えに必要な限度でL形側溝付近の部分のみアスファルトをいったん剥がして再舗装するというものであり、私道全体の通行を確保するために必要最小限の補修工事を実施しようとするものと評価でき、①の所有者は、②や③の所有者による補修工事を受忍すべきものと考えられる。
- なお、①が複数の共有者で構成されている場合で、その一部が所在不明であるときに、①の私道部分のL形側溝を取り替えるとともに、必要な範囲で周囲のアスファルトの路面を再舗装する場合については、【事例7】と同様、その土地の共有者の1人が保存行為として工事を行うことができると考えられる。

事例9 側溝再設置の事例 ～路面全体を再舗装(共同所有型)

○ 共同所有型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面全体をアスファルトで再舗装したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、全体的に老朽化して陥没し、段差が生じている
- ・アスファルト舗装については、特に損傷は生じていないが、全体的に老朽化している

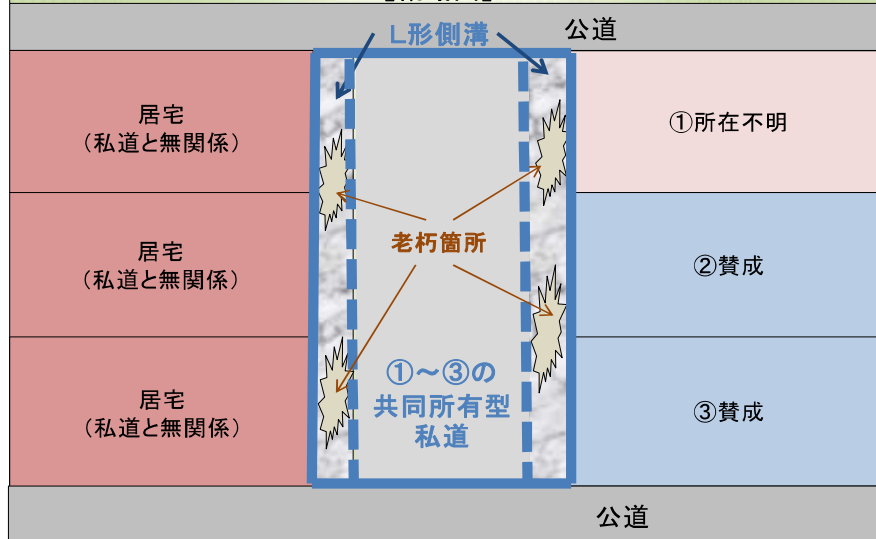
2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、新たなL形側溝を設置した上で路面全体を再舗装する
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施

【概略図】



事例9 側溝再設置の事例～路面全体を再舗装(共同所有型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道にL形側溝が設置された状態で利用されている。
- L形側溝が老朽化して陥没し、段差が生じており、通行人がつまづく危険もある。
- L形側溝を取り替えるためには、L形側溝付近の部分のアスファルトをいったん剥がした上で再舗装する必要がある。
- アスファルト舗装については、特に損傷は生じていないが、全体に老朽化し、近い将来、通行に何らかの支障が生じることが予想され、L形側溝の取替工事を機に全面的に再舗装することが合理的である。
- L形側溝を取り替えるとともに、これに必要な範囲に加え、アスファルトの路面全体を再舗装する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、②及び③の共有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となる施工方法等が詳細に定められており、これに従った工事を実施する。

事例の検討

- 老朽化したL形側溝を取り替えて現状を維持するためにはL形側溝付近の部分のアスファルトのみを剥がした上で再舗装すれば足りる場合に、あえて特に通行等に支障がないアスファルトの路面全体を再舗装する工事は、共有物の現状を維持するにとどまらず、共有物を改良する行為であると考えられるから、一般には、共有物の管理に関する事項に当たる。
したがって、持分の価格に従い、その過半数で決することにより、工事を行うことができるから、②及び③の共有者の同意に基づいて、工事を行うことができるものと考えられる(民法第252条本文)。

事例10 側溝再設置の事例 ～路面全体を再舗装(相互持合型)

○ 相互持合型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面全体をアスファルトで再舗装したいが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

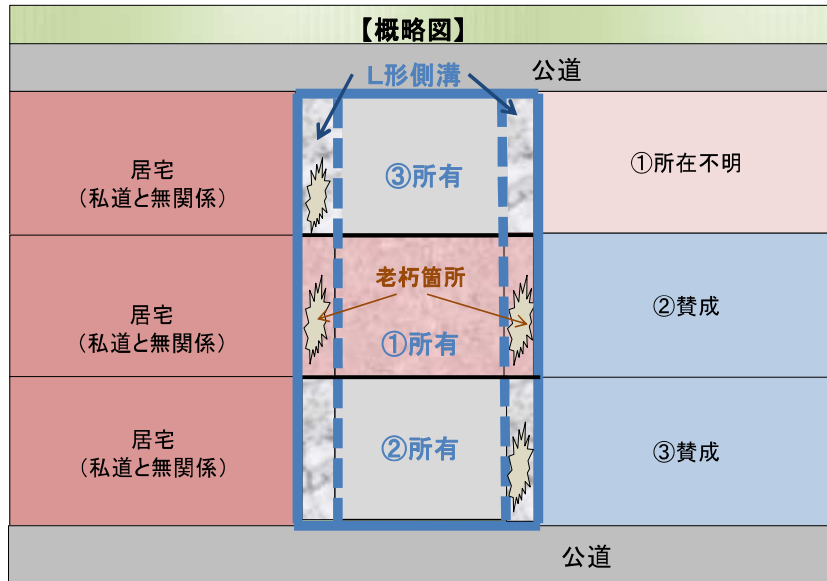
- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、全体的に老朽化して陥没し、段差が生じている
- ・アスファルト舗装については、特に損傷は生じていないが、全体的に老朽化している

2. 権利関係等の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を3名が1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、新たなL形側溝を設置した上で路面全体を再舗装する
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施



事例10 側溝再設置の事例～路面全体を再舗装(相互持合型)

事例のポイント

- 舗装されたアスファルト道にL形側溝が設置された状態で利用されている。
- L形側溝が老朽化して陥没し、段差が生じており、通行人がつまづく危険もある。
- L形側溝を取り替えるためには、L形側溝付近の部分のアスファルトをいったん剥がした上で再舗装する必要がある。
- アスファルト舗装については、特に損傷は生じていないが、全体に老朽化し、近い将来、通行に何らかの支障が生じることが予想され、L形側溝の取替工事を機に全面的に再舗装することが合理的である。
- L形側溝を取り替えるとともに、これに必要な範囲に加え、アスファルトの路面全体を再舗装する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、②及び③の所有者である。
- 地方公共団体の助成制度において、助成対象となる施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施する。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有する宅地部分を要役地とし、他の者が所有する私道部分を通行のための承役地とする地役権が相互に黙示的に設定(民法第280条)されていることが多い。
- 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者(②及び③の所有者)は、地役権の目的に応じて、承役地(①の所有する私道敷部分)を利用することができるが、通行を目的とする地役権の場合、承役地所有者は、要役地所有者による通行を受忍すべき義務を負うにとどまる。
- もっとも、本事例のように、舗装され、全面を通路として使用される私道については、要役地所有者は、その全体を通路として自由に使用できると考えられ、私道全体の通行を確保する限度で補修工事を行い、承役地所有者に受忍させることができるものと考えられる(最高裁判所平成17年3月29日第三小法廷判決・裁判集民事216号241頁参照)。
- 本事例の工事のうち、通行に支障が生じているL形側溝の取替えと、それに必要な限度のアスファルトの整備については、私道全体の通行を確保するための必要最小限の工事と評価でき、①の所有者は、②や③の所有者による工事を受忍すべき義務を負うと考えられる(【事例8】参照)。
他方、それ以外のアスファルト部分については、通行に支障がないのであり、承役地所有者にとって、通行地役権の行使に支障がない。このような場合には、L形側溝の取替工事と同時に路面全体の再舗装工事を行わなければ通行に支障が生じるような事情がない限り、①の所有者が、工事を受忍すべき義務を負うと考えることは困難である。
- なお、①が複数名による共有である場合で、その一部が所在不明であるときに、①の私道部分をアスファルト舗装する場合については、【事例9】と同様、過半数で決することにより工事を行うことができると考えられる。

コラム

地方公共団体の中には、住民の生活環境の改善を図るため、一般の交通の用に供されている私道の整備・舗装工事や、排水施設工事に要する費用の補助金を交付しているものがある。

共有私道の整備工事について補助金を交付する際には、当該私道の所有者全員の承諾書を補助金申請の必要書類として定めている地方公共団体が多いところ、私道の整備の必要性があるにもかかわらず、一部の所有者が所在不明となり、その者の承諾書が得られないため、補助金交付申請ができないという支障が生じているケースがある。特に、費用が多額に上る工事の場合には、住民個人がその全額を負担することが困難なことも少なくない。

そこで、補助金制度を置く地方公共団体の中でも、一定の条件の下で、所有者全員の承諾書の提出がなくても、補助金を交付することができることとする先進的な取組を行っているものがあるので、紹介する。

【熊本市の補助金交付制度】

熊本市は、私道の整備工事又は補修工事を行う者に対し、補助金を交付する制度を設けている。

同市の従前の私道整備補助金制度は、工事施工箇所が複数人の共有となっている場合には、全ての所有者の同意が得られていることを必要としていたが、補助金交付規則を改正し、下記の要件が満たされ、全ての共有者の承諾書を得ることができないことにつき、市長が特別の理由があると認めるときは、承諾書の添付を省略することができることとした。申請者は、申請の際、一部の共有者の承諾書が得られない理由を明らかにし、工事終了後、当該共有者又はその関係人から異議が出た場合には、補助金交付申請をした共有者において対応することを誓約する旨の書面を提出することとされている。

《要件》

- ① 承諾書を得ることができない共有の土地の所有者の中に反対又は態度保留の意思表示をしている者がいないこと。
- ② 土地の所有権の持分の割合の過半数の承諾書が提出されていること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。

ア 所在が確認できない（登記上の住所及び住民票上の住所に連絡文書を郵送しても宛先不明で返送された場合又は複数回郵送しても何ら応答がない。住民票や戸籍の調査により登記上の所有者の死亡が確認され、法定相続人の住所に連絡文書を郵送しても宛先不明で返送された場合又は複数回郵送しても何ら応答がない。）。

イ 病気等により判断能力が欠け又は不十分で後見人等の代理人が存在しない。

2 ライフラインに関する事例

【上水道関係】

（上水道に関する法律関係）

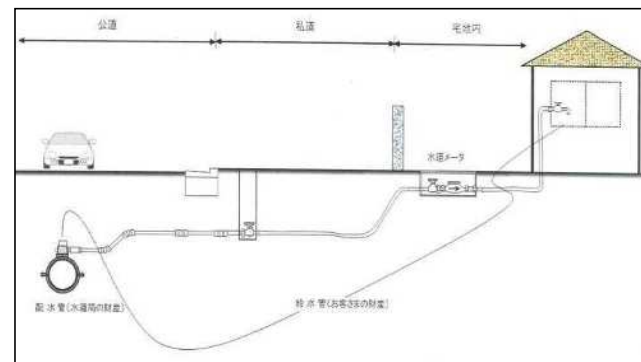
（1）水道事業

水道事業は、原則として市町村が行うこととされている（水道法〔昭和32年法律第177号〕第3条第2項、第6条第2項）。

（2）水道に関する導管の種類

水道事業において、水は、水道事業者（市町村等）が設置する配水施設である配水管（同法第3条第8項）を通り、配水管から分岐して設けられる給水管（同条第9項）を通して、各戸に引き込まれている（下図参照）。

配水管・水道メータは水道事業者が所有・管理し、給水管は水の需要者が所有・管理している。



【出典：東京都水道局】

（3）水道施設設置工事及び給水装置工事

配水施設を新設する工事は、水道事業者が行い（同法第3条第10項）、給水装置工事は、水の需要者から申込みを受けた水道事業者又は水道事業者の指定を受けた工事業者が行う（同法第16条の2第1項）。

（4）給水義務等

水道事業者は、給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これ

を拒んではならない（同法第 15 条第 1 項）。

また、配水施設（配水管）を含む水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない（同法第 5 条第 3 項）ため、水道事業者は、所有する配水管が上記の基準を下回ることはないよう管理する責務を負う。

(5) 配水管及び給水管の所有者と土地の所有者との関係

配水管は、通常、公道の地下に設置されているが、私道の地下に設置されている給水管を整理するため、私道の地下に配水管が設置されることもある。

私道の地下に水道事業者が所有・管理する配水管を設置する際、水道事業者は、私道の所有者との間で、配水管を設置するために地下を利用する権利を設定している。設定される権利の法的性質は、貸借権、区分地上権等、一様ではないようであるが、その期間は、一般に、配水管の使用の必要があるときまでとされており、数十年にわたる長期間の利用も可能とされている。

また、水道事業者は、私道の地下に配水管を設置する際、配水管の漏水修理工事、取替工事、撤去工事といった配水管の維持管理の際に必要な私道の利用についても併せて承諾を得ることが多い。

コラム

1 給水装置の設置に当たり他人の土地を使用することとなる場合の工事申込みの取扱いに関する通知要旨

水の需要者が自己の宅地内に水を引き込むに当たり、他人の土地の地下に給水装置を設置し、公道に設置された配水管に直結させる必要が生じることがある。このような場合に、水道事業者が、申込人に対し、当該他人の土地の所有者からの承諾書の提出を求める例があるが、これに関し、次のような通知が発出されているのが参考になる。

○ 生食水発 1128 第 1 号（平成 28 年 11 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長）

承諾書の提出を求める手続は、給水装置工事の円滑な施行に資するものであるが、一方で、申込人が承諾書を得るために金銭を要求される、土地の所有者と連絡を取ることができず承諾書を得ることができない等の事情も生じている。

水道事業者には水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 15 条第 1 項により、「事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない」という給水義務が課せられており、上記のような事情において、承諾書の提出が無いことが、当該給水義務を解除する正当の理由には当たらない。

なお、工事施行に関する土地の所有者との調整等について申込人が一義的に対応することを確認した上で工事の申込みを受理すること、当該土地を使用しないよう別の工事の方法を提案すること等の対応について否定するものではない。

2 京都市における水道事業条例の紹介

水道法においては、下水道法の排水に関する受忍義務（下水道法第 11 条第 1 項）とは異なり、給水装置の設置につき、他人の土地の所有者に対して受忍義務を課す旨の規定は置かれていない。

その中で、地方公共団体が、条例を制定し、給水装置工事を実施しようとする者が他人の土地を使用しなければ給水装置を設置することができない場合に、当該他人に一定の義務を負わせることとする先進的な取組をしている例が参考になる。

京都市水道事業条例においては、例えば、住民であるAが給水のための給水装置工事を京都市に申し込むに当たり、Bが所有する甲土地を使用する必要が生じた場合において、Aが工事のために合理的に必要と認められる限度でBに甲土地の使用を申し込んだときは、Bは、正当な理由がない限り、Aからの申込みを拒んではならない旨の規定が置かれている。

また、京都市においては、他人の土地を使用しなければ給水管を埋設することができない場合において、給水装置工事実施者からの給水申請を受けたときに、従前は、承諾するための手続的な要件として、申請者に給水管の埋設に使用する土地の所有者の承諾書の写しを上下水道局に対して提出することを求めていた。しかし、このような取扱いを廃止し、申請者から、「給水管の埋設に関して、土地所有者等から異議があった場合には、給水申請者の責任で解決する」旨を明記した申請書類を提出すれば足りることとした。

【下水道関係】

下水道法（昭和33年法律第79号）においては、他のライフライン関係の法制と異なり、公共下水道の排水区域内の土地所有者に排水設備（排水管）の設置義務が課され（下水道法第10条第1項）、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置することが認められている（同法第11条第1項）。

そのため、特に相互持合型私道の場合には、下水道法の規律により処理される点に特色がある（【事例20】参照）。

（下水道に関する法律関係）

（1）下水道事業

下水道事業は、原則として、市町村が行うこととされており、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、原則として市町村が行う（下水道法第3条）。

（2）公共下水道に関する導管の種類等

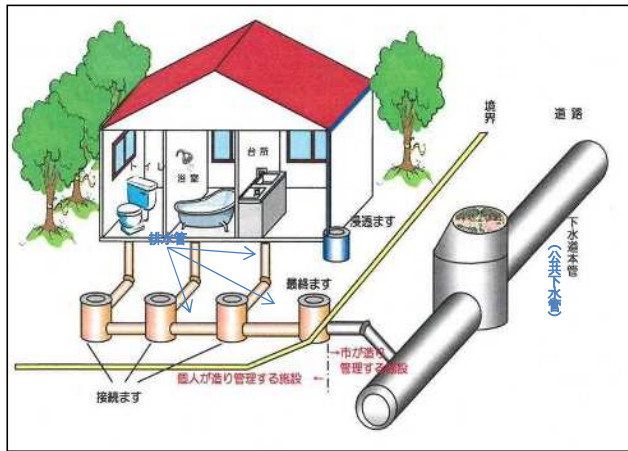
公共下水道は、市街地の公道等の下に管渠を埋設し、自然流下やポンプ圧力等によって下水を排除し、汚水については、管渠の流末に終末処理場を設けるか、流域下水道に接続させて、最終的に処理して河川、湖沼、海域等の公共用水域に放流するものである。³

家庭から排出される汚水は、各戸の所有者等が所有・管理する各戸の排水管（一般に「排水管」と呼ばれる。）を通り、排水管に接続して設置される市町村が所有・管理する排水管（一般に「公共下水管」と呼ばれる。）を通して、処理場で処理されて公共用水域に放流されることになる（次頁の図参照）。

私道において埋設される下水管は、各戸の所有者等が所有・管理する排水管であることが多いが、公共下水管が、私道下に埋設されている場合もある。

² 「設置」には、公共下水道又はその施設を新たに築造することに加え、市町村又は都道府県以外の物が築造した下水道を市町村又は都道府県が譲り受け、これを公共下水道とする場合も含まれる。

³ 下水道の管渠の構造としては、①雨水と汚水を同一の管渠により排除し、終末処理場で処理する合流式、②雨水と汚水を別々の管渠の系統により排除し、雨水は終末処理場へ入ることなく、公共用水域へ排出し、汚水は終末処理場で処理した上で公共用水域に排出する分流式があるとされている。



【出典：さいたま市建設局】

(3) 公共下水管の管理等

公共下水道管理者（市町村等）は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならないとされており、公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定めることとされている（下水道法第7条の2）。

これを受けて、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）においては、公共下水道等の構造等を勘察して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること、公共下水道等の構造等を勘察して、適切な時期に、目視その他適切な方法により公共下水道等の点検を行うこと、点検その他の方法により、公共下水道等の損傷・腐食その他劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること等が定められている（下水道法施行令第5条の12）。

(4) 排水設備の設置、管理等

ア 排水設備の設置義務

公共下水道の供用が開始された場合には、原則として、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等（①建築物の敷地である土地については当該建築物の所

有者、②建築物の敷地でない土地については、③の場合を除き、当該土地の所有者、③道路その他の公共施設の敷地である土地については、当該公共施設を管理すべき者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備を設置しなければならないとされている（下水道法第10条第1項）。

イ 排水設備（排水管）の管理

排水設備の改築、修繕は、これを設置すべき者が行うものとされ、その清掃その他の維持は当該土地の占有者が行うものとされている（下水道法第10条第2項）。

したがって、私道下に埋設されている排水管については、一般に、私道の所有者等が改築・修繕する義務を負うものと考えられる。

ウ 排水に関する受忍義務等

下水道法第10条1項により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができることとされている。この場合、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない（同法第11条第1項）。

同項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならないとされている（同条第2項）。

また、下水道法第11条第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は同法第10条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない（同法第11条第3項）。

同項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない（同条第4項）。

(5) 公共下水管の所有者と土地の所有者との関係

私道の地下に市町村等が所有・管理する公共下水管を設置する際、市町村等は、私道の所有者との間で、公共下水管を設置するために地下を利用する権利を設定

しており、設定する権利は、貸借権、区分地上権等、一様ではないようであるが、その期間は、一般に、公共下水管の使用の必要があるときまでとされており、数十年にわたる長期間の利用も可能とされている。

また、一般に、市町村が私道の地下に公共下水管を設置する際、公共下水管の補修工事、取替工事等の公共下水管の維持管理の際に必要な私道の利用についても併せて承諾を得ていることが多い。

【ガス事業及び導管関係】

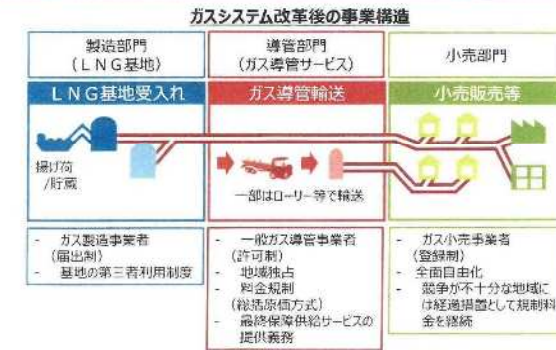
(ガス事業及び導管関係に関する法律関係)

(1) ガス事業について

ガス事業の全体構造の概要は下図のとおりである。

需要家である一般家庭がガス小売事業者とガスの小売供給契約を締結すると、ガス製造事業者により製造されたガスは、一般ガス導管事業者の導管を經由して需要家に供給される。

・ 小売部門（ガス小売事業者）は需要家とガスの小売供給契約を結び、その内容に応じて、導管部門（一般ガス導管事業者等）に、託送供給（導管に受け入れたガスを別の地点で払い出すサービス）を依頼する。



【出典：経済産業省】

(2) 一般ガス導管事業者の義務

ア 託送供給義務

一般ガス導管事業者は、ガス小売事業者からの依頼に対し、正当な理由がなければ、その供給区域におけるガスの託送供給を拒んではならない(ガス事業法[昭和29年法律第51号]第47条第1項)とされている。

一般ガス導管事業者は、ガス小売事業者がガスを供給する相手方であるガスの需要家に対し、ガスを託送供給することになるが、その際、必要な導管の設置は、一般ガス導管事業者が行っている。

イ ガス工作物を技術上の基準に適合するよう維持する義務

導管は、ガス事業法におけるガス工作物(同法第2条第13項)に該当する。

一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならず(ガス事業法